

2015 年度 自己点検・評価報告書

成蹊大学

目 次

序章	1
本章	
第1章 理念・目的	3
1. 現状の説明	3
(1) 大学・学部・研究科等の理念・目的は、適切に設定されているか。	3
(2) 大学・学部・研究科等の理念・目的が、大学構成員（教職員および学生）に周知され、社会に公表されているか。	11
(3) 大学・学部・研究科等の理念・目的の適切性について定期的に検証を行っているか。	12
2. 点検・評価	14
3. 将来に向けた発展方策	15
4. 根拠資料	16
第2章 教育研究組織	18
1. 現状の説明	18
(1) 大学の学部・学科・研究科・専攻および附置研究所・センター等の教育研究組織は、理念・目的に照らして適切なものであるか。	18
(2) 教育研究組織の適切性について、定期的に検証を行っているか。	19
2. 点検・評価	20
3. 将来に向けた発展方策	21
4. 根拠資料	22
第3章 教員・教員組織	23
1. 現状の説明	23
(1) 大学として求める教員像および教員組織の編制方針を明確に定めているか。	23
(2) 学部・研究科等の教育課程に相応しい教員組織を整備しているか。	29
(3) 教員の募集・採用・昇格は適切に行われているか。	31
(4) 教員の資質の向上を図るための方策を講じているか。	34
2. 点検・評価	36
3. 将来に向けた発展方策	41
4. 根拠資料	43

第4章 教育内容・方法・成果	46
第1節 教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針	46
1. 現状の説明	46
(1) 教育目標に基づき学位授与方針を明示しているか。	46
(2) 教育目標に基づき教育課程の編成・実施方針を明示しているか。	60
(3) 教育目標、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針が、大学構成員（教職員および学生等）に周知され、社会に公表されているか。	68
(4) 教育目標、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針の適切性について定期的に検証を行っているか。	69
2. 点検・評価	71
3. 将来に向けた発展方策	73
4. 根拠資料	74
第2節 教育課程・教育内容	77
1. 現状の説明	77
(1) 教育課程の編成・実施方針に基づき、授業科目を適切に開設し、教育課程を体系的に編成しているか。	77
(2) 教育課程の編成・実施方針に基づき、各課程に相応しい教育内容を提供しているか。	84
2. 点検・評価	90
3. 将来に向けた発展方策	93
4. 根拠資料	95
第3節 教育方法	97
1. 現状の説明	97
(1) 教育方法および学修指導は適切か。	97
(2) シラバスに基づいて授業が展開されているか。	101
(3) 成績評価と単位認定は適切に行われているか。	104
(4) 教育成果について定期的な検証を行い、その結果を教育課程や教育内容・方法の改善に結びつけているか。	106
2. 点検・評価	109
3. 将来に向けた発展方策	113
4. 根拠資料	115

第4節 成果	119
1. 現状の説明	119
(1) 教育目標に沿った成果が上がっているか。.....	119
(2) 学位授与（卒業・修了認定）は適切に行われているか。.....	121
2. 点検・評価	123
3. 将来に向けた発展方策	125
4. 根拠資料	127
第5章 学生の受け入れ	129
1. 現状の説明	129
(1) 学生の受け入れ方針を明示しているか。.....	129
(2) 学生の受け入れ方針に基づき、公正かつ適切に学生募集および入学者選抜を行っ ているか。.....	149
(3) 適切な定員を設定し、学生を受け入れるとともに、在籍学生数を収容定員に 基づき適正に管理しているか。.....	153
(4) 学生募集および入学者選抜は、学生の受け入れ方針に基づき、公正かつ適切に実 施されているかについて、定期的に検証を行っているか。.....	156
2. 点検・評価	158
3. 将来に向けた発展方策	162
4. 根拠資料	164
第6章 学生支援	166
1. 現状の説明	166
(1) 学生が学修に専念し、安定した学生生活を送ることができるよう学生支援に 関する方針を明確に定めているか。.....	166
(2) 学生への修学支援は適切に行われているか。.....	167
(3) 学生の生活支援は適切に行われているか。.....	169
(4) 学生の進路支援は適切に行われているか。.....	170
2. 点検・評価	172
3. 将来に向けた発展方策	173
4. 根拠資料	173
第7章 教育研究等環境	175
1. 現状の説明	175
(1) 教育研究等環境の整備に関する方針を明確に定めているか。.....	175

(2) 十分な校地・校舎および施設・設備を整備しているか。.....	176
(3) 図書館、学術情報サービスは十分に機能しているか。.....	176
(4) 教育研究等を支援する環境や条件は適切に整備されているか。.....	176
(5) 研究倫理を遵守するために必要な措置をとっているか。.....	178
2. 点検・評価	178
3. 将来に向けた発展方策	179
4. 根拠資料	180
第8章 社会連携・社会貢献	182
1. 現状の説明	182
(1) 社会との連携・協力に関する方針を定めているか。.....	182
(2) 教育研究の成果を適切に社会に還元しているか。.....	183
2. 点検・評価	185
3. 将来に向けた発展方策	186
4. 根拠資料	187
第9章 管理運営・財務	188
第1節 管理運営	188
1. 現状の説明	188
(1) 大学の理念・目的の実現に向けて、管理運営方針を明確に定めているか。...	188
(2) 明文化された規程に基づいて管理運営を行っているか。.....	190
(3) 大学業務を支援する事務組織が設置され、十分に機能しているか。.....	191
(4) 事務職員の意欲・資質の向上を図るための方策を講じているか。.....	192
2. 点検・評価	193
3. 将来に向けた発展方策	194
4. 根拠資料	194
第2節 財務	196
1. 現状の説明	196
(1) 教育研究を安定して遂行するために必要かつ十分な財政的基盤を確立しているか。.....	196
(2) 予算編成および予算執行は適切に行っているか。.....	197
2. 点検・評価	198
3. 将来に向けた発展方策	199
4. 根拠資料	199

第 10 章 内部質保証	201
1. 現状の説明	201
(1) 大学の諸活動について点検・評価を行い、その結果を公表することで社会に対する説明責任を果たしているか。	201
(2) 内部質保証に関するシステムを整備しているか。	201
(3) 内部質保証システムを適切に機能させているか。	202
2. 点検・評価	205
3. 将来に向けた発展方策	206
4. 根拠資料	206
終章	208

*本報告書には、引用元の表記に準拠して記述しているところがあり、表記が統一されていない場合があります。

序 章

自己点検・評価の目的と制度

成蹊大学は、大学の母体である成蹊学園の建学理念、すなわち「知育偏重ではなく、人格、学問、心身にバランスのとれた人間教育の実践」を唱えた成蹊学園創立者中村春二の「少人数による個性尊重の人格教育」という教育理念と、大学の前身となる旧制の7年制高等学校の教育方針として掲げられた人格教育、体験重視、科学の尊重、国際性の涵養などのリベラルな学風とを受け継ぎ、学生一人ひとりの個性を大切に育ててきた。本学では、これらの教育理念を踏まえ、本報告書第1章の冒頭に記載されている理念・目的、及び教育目標（人材育成方針）を定めている。

本学では、このような理念・目的の実現に向け、組織及び活動を不断に検証し、その充実に努め、適切な水準にあることを自らの責任で説明・証明していく恒常的・継続的プロセスを「本学における内部質保証」と定義づけており、このプロセスを実現するために、2014年度より以下の内部質保証体制を構築し運用を行っている。すなわち、

- ① 学長を委員長とした「成蹊大学内部質保証委員会」（以下、「内部質保証委員会」という。）では、大学全体としての自己点検・評価の方針を策定し、本学の自己点検・評価活動を総括する。
- ② 「成蹊大学自己点検・評価委員会」は、内部質保証委員会のもとで、自己点検・評価活動を運営する。具体的には、実施に必要な手順を策定し、各学部、各研究科及び各部局における自己点検・評価活動の進捗状況を管理し、調整し、大学全体としての報告書を作成して内部質保証委員会に報告する。
- ③ 各学部、各研究科及び各部局は、各所属長のもとで質保証推進チームを構成し、それぞれの諸活動に関し、自己点検・評価を行い、改善・向上に取り組む。また、所定の報告書（「大学内部質保証／点検・評価シート」）を作成し、報告する。

本学におけるこれまでの取り組み

本学における組織的な自己点検・評価の取り組みは、1994年にさかのぼる。当時、大学の現状を把握、分析する活動がそれまで不足していることが認識されたことから、教育研究水準の向上、大学設置の目的及び社会的使命の達成を目的として、同年4月から学長のもとに成蹊大学自己点検・評価委員会を発足した。この委員会では、教学をはじめとする本学の状況を点検し、改善のために取り組むべき課題や問題点の検証を行い、その結果をとりまとめ、本学としては最初の自己点検報告書である『成蹊大学の教育と研究の現状』（1995年3月発行）を刊行した。以後、4年周期で自己点検・評価を行うこととしたが、1998年度に刊行した自己点検・評価報告書については、これをもって大学基準協会に相互評価の申請をし、大学基準に適合している旨の認定を受けた。

その後、2002年度に引き続き、4度目の自己点検・評価を2006年度に行う予定であったが、改正学校教育法により2004年4月から7年以内に文部科学大臣が認証する評価機関による評価を受けることが義務化された。これを受け、前回から6年後となる2008年度に自己点検・評価のうえ報告書を作成し申請を行った結果、2009年度に大学基準協会

による大学評価を受け、同協会の定める大学基準に適合しているとの認定を受けた。また同認証評価において指摘された助言に対しては、2013年度に改善報告書を提出した。この報告に対する大学基準協会からの評価は、「今回提出された改善報告書からは、これらの提言を受け止め、改善に取り組んでいることが確認できる」が、「取り組みの成果が十分に表れていない事項については、引き続き一層の努力が望まれる」というものであり、これを受けて改善の努力を行ってきた。

また、学習院大学とは、2013年度より相互評価を行っている。2013年度には本学が学習院大学を評価し、2014年度には学習院大学による本学の評価が行われた。相互評価は書面評価のほか、評価大学の教員が被評価大学を訪問し対面のうえ行う質疑応答などもあり、自己点検・評価活動のみならず教育交流の促進にも役立っている。

現状での課題と今後に向けて

以上のように、これまで本学は自己点検・評価に真摯に取り組んできた。もとより、2014年度に内部質保証体制を構築した後のいわば新しい自己点検・評価活動はまだ始まったばかりであるために、この制度や活動に関して改善が必要な箇所もあることはいうまでもない。しかし、自己点検・評価活動で大切なことは、PDCAサイクルにしたがって点検・評価活動を恒常的・継続的に行うことであり、これを途切れさせてはならない。幸い、各部局において少なからず意識の変革が起き始めている。今後は大学全体や組織・部局単位、そして教職員一人ひとりが日頃の活動を見つめながら、改善すべきところは改善につなげ、教育研究の質向上に向けて努力を積み重ねていく所存である。同時に、各方面からの忌憚りの無いご意見をいただければ幸いである。

なお、法務研究科については財団法人日弁連法務研究財団による専門分野別認証評価を受けているため、基準1、3、5のみの記述で、基準4は免除されている。基準4については、日弁連法務研究財団に提出した自己点検・評価報告書を参照されたい。(2013年度に同財団による認証評価で指摘された点については、2014年度までに改善されており、カリキュラムの部分については再評価の結果、2016年3月に法科大学院評価基準に適合しているとの通知を受けた。)

内部質保証委員会委員長
学長 亀嶋庸一

本 章

第1章 理念・目的

1. 現状の説明

(1) 大学・学部・研究科等の理念・目的は、適切に設定されているか。

(1) 大学全体

成蹊大学は、1949（昭和24）年、現在の学校法人成蹊学園によって開設された政治経済学部が始まり、その後、経済学部、工学部（2005年に理工学部へ改組）、文学部、法学部の4学部を開設して今日に至る。その間、それぞれの学部、学科を基礎とした大学院研究科（博士前期課程・博士後期課程）が設置され、さらに2004年には本学初めての専門職大学院である法科大学院（法務研究科）が開設された。

成蹊学園の歴史は、中村春二が1906（明治39）年に開塾した私塾成蹊園、さらには1912（明治45）年に創立した成蹊実務学校にまでさかのぼるが、中村は知育偏重の画一主義的教育を批判し、一人ひとりの個性を尊重する人格教育をその創設の理念とし、その実現のために少人数制教育を重視した。この理念のさらなる展開を、1925（大正14）年に創設された旧制7年制の成蹊高等学校の理念にみることができる。自由闊達な学風、教員と学生との交流を可能とする少人数教育、課外活動への配慮など、成蹊学園における高等教育の基本理念がそこに醸成された。本学における教育理念は、少人数制のゼミナールを重視しながらこの一人ひとりの個性を尊重する人格教育を行うという学校創設時の理念を継承するものである。

このように学園創立以来育まれてきた教育理念を礎として、本学は少人数制教育を実践することにより、教員と学生、学生同士の交流から生まれる個性尊重の人格教育と21世紀のグローバル化時代に相応しい創造的で応用力ある能力を開発する教育をとおして真に社会の要請に応えうる人材の養成を目指しており、その志向は大学の理念・目的、及び教育目標（人材育成方針）に如実に反映されている。

成蹊大学の理念・目的、及び教育目標（人材育成方針）は下記のとおりである。成蹊大学学則第1条には、教育基本法（第7条）、学校教育法（第83条）及び成蹊学園建学の理念に基づき、大学の目的及び使命が示されており、また成蹊大学大学院学則第1条には大学院の目的が示されている【資料1-1、1-2】。ただしこれは設置時の目的であり、今日の社会情勢の変化等に鑑み大学の教育研究上の理念・目的を明確にするため、2014年度に大学評議会において大学の理念・目的、及び教育目標（人材育成方針）について審議のうえ、以下のように定めた【資料1-16】。

成蹊大学の理念・目的
成蹊学園創立者中村春二が目指した教育理念である「自発的精神の涵養と個性の発見伸張を目指す真の人間教育」を踏まえ、成蹊大学は次のミッションを掲げます。

1. 知育偏重ではなく、人格、学問、心身にバランスのとれた人間教育を実践し、確かな教養と豊かな人間性を兼ね備え、社会の発展のために献身的に貢献できる人材を輩出する。
2. 学術の理論及び応用を教授研究し、自由な知の創造をはかり、もってその深奥を究めて文化の進展に寄与する。
3. 地域社会に根ざしつつ、世界に開かれた教育・研究機関として、その成果を社会に還元することを通じて、人類の共存に寄与する。

成蹊大学の教育目標（人材育成方針）

これまで豊かさを求めて発展を続けてきた私たちの社会は、今後、成熟の時代を迎えます。世界はますますボーダーレス化し、さらに複雑になっていくでしょう。今の時代に求められるのは、自分の軸をしっかり持ち、異なる価値観に柔軟に向き合い、課題に対して他者と協力して積極的に取り組んでいく姿勢です。成蹊大学では21世紀のグローバル化時代に相応しい、

1. 個を備え、他者を理解する豊かな人間性
2. 幅広い教養と専門知識を備え、自ら課題を発見、解決する知力と実行力
3. 多様な文化、環境、状況に対応し、他者と協働できる真のグローバル力
4. 生涯学び続けることができる自律的学修能力

を備えた人材を育てることを目指します。

〈2〉 経済学部

経済学部の理念・目的は、下記のとおりである。これらは「経済学部（兼経済経営学科）教育研究方針大綱」【資料1-17】の「1 理念及び教育上の目的」に定められており、さらに理念については「成蹊大学経済学部規則」第1条の2、教育上の目的については同規則第1の3においても定められている【資料1-4】。

経済学部 理念・目的

教育研究の理念

経済学、経営学及び学際的な分野の教育研究を行い、社会に貢献する自立した職業人を養成するとともに、研究の成果を広く社会に発信することにより、社会の安定と人類の進歩に貢献することを理念とする。

教育研究上の目的

経済学及び経営学に関する深い専門知識を備え、人文、社会、自然の各分野及び各分野にまたがる学際的な分野に関する幅広い教養を有し、これらに基づいて、グローバルな視点から現実社会における課題を発見し、他者と協働して課題解決に取り組んでいくことができる人材を育成することとする。

時代と共に移り行く教養及び専門に対応し、卒業後も生涯にわたって自ら学び続けていく人間の育成を目的として、各分野の基礎の徹底的な修得と、自ら主体的に学ぶ自発的学修姿勢の涵養を主眼として教育を行うものとする。

〈3〉 理工学部

理工学部の理念・目的は下記のとおりである。「成蹊大学理工学部規則」第1条の2に人材の養成に関する目的その他教育研究上の目的が掲げられている【資料1-5】。

理工学部 理念・目的
<p>基礎教育を重視するとともに、伝統的な区分にとられない学際的な専門教育を充実させて、急速な技術革新、自然との共生、持続発展型社会の実現等の現代社会が抱える多くの複合的な諸問題に果敢に取り組める幅広い素養を持った人材を養成することとする。</p> <p><物質生命理工学科></p> <p>物質・ナノサイエンス、化学・ライフサイエンス及び環境・エネルギーという先端的な3分野を設定し、化学、物理及び生物がクロスオーバーした境界領域まで系統的に教育することによって、多元的な視点、柔軟な思考及び豊かな発想力を養い、変化の激しい分野でも活躍できる人材を養成することを目的とする。</p> <p><情報科学科></p> <p>教育研究内容をシステムソフトウェア・ネットワーク、メディア技術及び情報数理の3分野に大別し、情報科学の基礎から応用まで深く教育することによって、変革の速度がますます大きくなる情報科学分野での先導的な役割を果たす人材を養成することを目的とする。</p> <p><システムデザイン学科></p> <p>機械工学、電気電子工学、ロボット工学及び経営工学を横断する複合専門分野を系統的に教育するとともに、プロジェクト型科目において理論を実問題に応用する鍛錬を積むことによって、社会に溢れる解答が一つでない問題に対して解決策を立案し、実現できる人材を養成することを目的とする。</p>

〈4〉 文学部

文学部の理念・目的は、下記のとおりである。これらは、「成蹊大学文学部規則」第1条の2に規定されている【資料1-6】。また、2014年度に作成された「文学部教育方針大綱」【資料1-18】でも、明確に定められている。

文学部 理念・目的
<p>文学部における教育研究上の目的は、文化現象の総合的理解及びその継承を基本理念とし、その実現のために、少人数教育を基本とする教養教育及び専門教育との適切な調和を考慮したきめ細かなカリキュラムによって、問題発見能力及び多面的な分析能力の伸長を図ること、並びに言葉をとおして形づくられた人間、歴史及び社会の多様なあり方を考究し、共感を持って他者を理解する能力及び自己を他者に正確に伝達する能力を涵養することによって、社会的な活動を自律的に展開するための基礎を構築することとする。</p> <p><英米文学科></p>

ア) 英語を学ぶことにより、言語そのものに対する意識を育み、英米文学・文化を学ぶことをとおして文化が言葉によって成り立つことを認識させた上で、自国の文化及び異文化を相対化して読み解く力を育てること。

イ) 外国語としての英語の運用力を強化するとともに、英語圏の文化及び歴史について幅広い理解を持ち、自らの文化的背景に立脚した価値観に立って判断し行動する真の国際感覚を備えた人材及び日本の英語教育に貢献する人材を養成すること。

＜日本文学科＞

ア) 日本語及び日本文学を学ぶことをとおして、高度で柔軟な日本語運用力を身に付けるとともに、日本人及び日本文化についての幅広く体系的な教養及び深い理解を獲得し、それらを社会生活において有効に活用しつつ、次の時代に受け渡すことのできる人材を養成すること。

イ) 多様な国際社会の中で、自らの文化的特性に立脚しつつ自立的に行動できる基礎的な判断力及び自らの思いを積極的に伝えることのできる豊かな表現力を備えた人材を養成すること。

＜国際文化学科＞

ア) 「国際関係」、「文化人類学」及び「歴史・文化研究」を内容とする3つの基軸的な科目群をバランスよく修得させるとともに、幅広い知見に基づく情報分析能力及び国際社会で通用する実践的なコミュニケーション能力を身に付けさせることを通じて、画一化及び多様化が同時に進む現代世界の複雑な動きを的確に理解し、人類の社会及び文化が直面する諸課題に柔軟に対処し得る人材を養成すること。

イ) ア) に規定する教育により、異文化理解の実践を通じて文化間の媒介者となり得る自律的な地球市民を養成すること。

＜現代社会学科＞

ア) 社会学及びコミュニケーション研究の理論及び実証的研究法を通じて社会を理解するための基本的枠組みを修得させるとともに、少人数による演習を通じて、自らの課題を設定し、過去から現在に至る資料を調査し、議論によって自らの意見を鍛え、他者に対して説得的に表現する能力を育むこと。

イ) ア) に規定する教育を通じて、現代社会の抱える諸問題をその背景にまで遡って多角的に検討できる思考力並びに状況に的確に対応できる判断力及び行動力を兼ね備えた人材を養成すること。

〈5〉 法学部

法学部の理念・目的は、下記のとおりである。「成蹊大学法学部規則」第1条の2第1項において学部理念・目的が、同条第2項1号において法律学科の理念・目的が、同項2号において政治学科の理念・目的が掲げられている【資料1-7】。

法学部 理念・目的

個人の権利及び社会と組織の円滑な活動を保障する法と政治の実現に寄与するために、法と政治に関する知の体系を深化させる研究を行い、そのような知の体系を教育することを目的とする。このような理念のもとで、人材を養成するものとする。

<法律学科>

主として実定法及びその解釈に関する学修を通じて、法の現状及び問題点について深い考察力を持ち、個人の権利の保障に配慮しながら個人間又は集団間の利害調整及び紛争解決に寄与できるようなリーガルマインド及びリーダーシップを持った人材を養成することを目的とする。

<政治学科>

主として地方自治から国際政治にまで至る多様な問題に関する学修を通じて、政治及び人間について思想的、歴史的及び実証的な深い考察力を持ち、世界を見通す確かな分析力及び未来を構想する豊かな想像力を身に付けた国際感覚豊かな人材を養成することを目的とする。

(6) 経済経営研究科

経済経営研究科の理念・目的は、下記のとおりである。これらの理念・目的は「経済経営研究科教育研究方針大綱」【資料 1-19】の「1 理念及び教育上の目的」に定められており、さらに理念については「成蹊大学大学院経済経営研究科規則」第1条の2、教育上の目的については同規則第2条、第3条第1項においても定められている【資料 1-8】。

経済経営研究科 理念・目的

教育研究の理念

経済学と経営学を融合した教育研究により、複雑な経済社会現象の本質を究明し、その研究成果を広く社会に発信することにより、社会の安定と人類の進歩に貢献することを理念とする。

教育研究上の目的

博士前期課程

[経済学専攻]

ア) 研究者養成コース

経済学の分野において、創造性豊かな優れた研究活動を行っていくための深い専門的知識の修得及び研究能力の涵養を目的とする。

イ) 経済・マネジメントコース

経済学の分野における深い専門的知識と経営学(会計学を含む。以下同じ。)の分野に関する基礎的理解に基づいて、現実社会における課題を発見し、他者と協働して課題解決に取り組んでいくことができるような洗練された職業人の育成を目的とする。

[経営学専攻]

ア) 研究者養成コース

経営学の分野において、創造性豊かな優れた研究活動を行っていくための深い専門的知識の修得及び研究能力の涵養を目的とする。

イ) 経済・マネジメントコース

経営学の分野における深い専門的知識と経済学の分野に関する基礎的理解に基づいて、現実社会における課題を発見し、他者と協働して課題解決に取り組んでいくことができるような洗練された職業人の育成を目的とする。

博士後期課程

[経済学専攻]

経済学の分野において、創造性豊かな優れた研究・開発能力を持つ研究者等を養成することを目的とする。

[経営学専攻]

経営学の分野において、創造性豊かな優れた研究・開発能力を持つ研究者等を養成することを目的とする。

〈7〉 理工学研究科

理工学研究科の理念・目的は下記のとおりである。これらは、「成蹊大学大学院理工学研究科規則」第2条に掲げられている【資料 1-9】。

理工学研究科 理念・目的
<p>博士前期課程</p> <p>[理工学専攻]</p> <p>理工学の分野において、創造性豊かな優れた研究活動を行っていくための広い視野と深い知識の修得及び研究能力の涵養により、高度な専門知識をもって社会に貢献できる技術者又は将来の研究者を養成することを目的とする。</p> <p>ア) 物質生命コース</p> <p>物質・ナノサイエンス、化学・ライフサイエンス、環境・エネルギー各分野の基礎知識と基礎技術を幅広く修得し、新たな科学技術の創造に挑む技術者を養成すること又は研究者の素養を涵養することを目的とする。</p> <p>イ) 情報科学コース</p> <p>ハードウェア・ネットワーク分野からアプリケーション分野、さらには数理・経営科学・科学計算分野を含む多様な情報科学の分野において幅広い知識の修得と高度な研究手法の獲得により革新的科学技術の創造に挑む先導的な情報関連技術者を養成すること又は研究者の素養を涵養することを目的とする。</p> <p>ウ) エレクトロメカニクスコース</p> <p>機械工学・電気電子工学・経営工学を融合したものづくり技術の分野において、創造性豊かな優れた研究・開発を行っていくための深い知識の修得及び研究・開発能力の涵養により、高度な専門知識と高い倫理観をもって社会に貢献できる技術者又は研究者を養成することを目的とする。</p> <p>博士後期課程</p> <p>[理工学専攻]</p>

理工学分野において、高い倫理観と創造性豊かな優れた研究・開発能力を持つ研究者を養成することを目的とする。

ア) 物質生命コース

物質・ナノサイエンス、化学・ライフサイエンス、環境・エネルギー分野において、多元的な視点をもって革新的科学技術の創造に挑む研究者を養成することを目的とする。

イ) 情報科学コース

ハードウェア・ネットワーク分野からアプリケーション分野、さらには数理・経営科学・科学計算分野を含む多様な情報科学の分野において多元的な視点で先導的な立場に立ち、高い倫理観を持つ発想豊かな研究者を養成することを目的とする。

ウ) エレクトロメカニクスコース

機械工学・電気電子工学・経営工学を融合したものづくり技術の分野において、創造性豊かな優れた研究・開発を行っていくための深い知識の修得及び研究・開発能力の涵養により、高度な専門知識と高い倫理観をもって社会に貢献できる研究者を養成することを目的とする。

〈8〉 法学政治学研究科

法学政治学研究科の理念・目的は、下記のとおりである。これらは、「成蹊大学大学院法学政治学研究科規則」第1条の2に掲げられている【資料1-10】。

法学政治学研究科 理念・目的

本研究科は、グローバル化と情報化が進展する現代社会において、幅広い視野、正確な分析力、的確な判断力、高度な社会科学的思考力を備えるとともに、法学と政治学の専門的研究能力を備え、社会や学界に貢献する豊かな研究成果を生み出すとともに、社会問題の解決に貢献できる人材の育成を目的とする。

博士前期課程

法律学または政治学の分野において、さまざまなかたちで社会に貢献する研究などの活動を行うための基礎的能力と専門的知識を備えた人材の育成を目的とする。

博士後期課程

法律学または政治学の分野において、社会及び学界に貢献する優れた研究者の養成を目的とする。

〈9〉 文学研究科

文学研究科の理念・目的は、下記のとおりである。「成蹊大学大学院文学研究科規則」第1条の2に人材の養成に関する目的その他教育研究上の目的が掲げられている【資料1-11】。また、2014年度に作成された「文学研究科教育方針大綱」【資料1-20】でも、明確に定められている。

文学研究科 理念・目的

本研究科は、言語、文学、歴史、思想等に関わる伝統文化を継承しながら、新たな知見を生み出して社会に寄与することを基本理念としている。教育研究上の目的は人間と社会に対する広範な理解及び探究心と、高度な専門知識と能力を持った専門職業人や広く深い専門的素養を身につけた人材、並びに問題を発見し追究する能力に富み、学問的創造性を発揮しうる優れた学術研究者の育成である。

博士前期課程

[英米文学専攻]

ア) 研究コース

イギリス文学、アメリカ文学、英語学又は英語教育のいずれかの分野において、創造性豊かな優れた研究活動を行っていくために必要とする専門的知識の修得及び研究能力の涵養を目的とする。

イ) 総合コース

イギリス文学、アメリカ文学、英語学又は英語教育のいずれかの分野において広い専門的知識及び豊かな英語能力を兼ね備えた高度な職業人並びに広い知的素養を備えた人材の養成を目的とする。

ウ) 英語教育コース

英語教育に関する高度な理論及び方法並びに授業実践に結びつく専門的知識を有する優れた英語教員の養成を目的とする。

[日本文学専攻]

ア) 研究コース

日本文学又は日本語学のいずれかの分野において、創造性豊かな優れた研究活動を行っていくために必要とする基礎的な知識の修得、研究能力の養成及び分野を横断した幅広い視野の涵養を目的とする。

イ) 総合コース

日本文学及び日本語学における、広い専門的知識を備えた高度な専門職業人及び広く高度な知的素養を備えた人材の養成を目的とする。

[社会文化論専攻]

ア) 研究コース

歴史学、文化人類学、地域研究、比較文化研究、社会学、コミュニケーション研究等の研究領域のうち選択する分野において、創造性豊かな優れた研究活動を行っていくために必要とする専門的な知識の修得、研究能力の養成及び分野を横断した幅広い視野の涵養を目的とする。

イ) 総合コース

歴史学、文化人類学、地域研究、比較文化研究、社会学、コミュニケーション研究等の研究領域に関し、専門的知識を備え、それを実践的活動へ導く能力を有する高度な専門職業人及び広い知的素養を備えた人材の養成を目的とする。

博士後期課程

それぞれの専攻に関連する分野に応じ、創造性豊かな優れた研究・開発能力を持つ研究者等を養成することを目的とする。

〈10〉 法務研究科

法務研究科の理念・目的は、下記のとおりである。成蹊大学法科大学院学則2条【資料1-3】に人材の養成及び教育研究上の目的が規定されており、それを踏まえて法務研究科の教育理念・目的が定められている。

法務研究科 理念・目的
<p>成蹊教育が建学の理念として設立当初より中核としている「人格の陶冶」を法曹養成教育においても理念とするとともに、社会に対する深い見識並びに法学の専門知識と正義に根付いた法的倫理観を兼ね備えた優秀な法曹を世に送り出し、よりよき社会を構築していく一翼を担うことを、法科大学院の設立目的としています。これら法曹養成教育の理念を実現するため、「高度な実践能力を有する法曹を養成するため、法理論と法実務を架橋した教育により、問題解決能力及び法曹倫理を修得させ、かつ、関連分野の基礎的素養を涵養する」ことを人材の養成に関する目的としています。</p>

(2) 大学・学部・研究科等の理念・目的が、大学構成員（教職員および学生）に周知され、社会に公表されているか。

〈1〉 大学全体

2014年度に理念等の見直しを行い、成蹊大学として新たに理念・目的、及び教育目標（人材育成方針）のほか、学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）、教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）、入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）、成蹊教養カリキュラムの教育目標、成蹊大学グローバル戦略、成蹊大学の求める教員像と教員組織の編制方針、学生支援に関する方針、教育・研究環境の整備に関する方針、社会連携・社会貢献に関する方針、管理運営に関する方針、内部質保証に関する方針を定め、これらを大学ホームページに掲載して大学構成員（教職員及び学生）に周知するとともに広く社会に公表している【資料1-21】。加えて、教職員に対しては教職員専用ホームページにも掲載し周知を図っている【資料1-22】。

教育目標（人材育成方針）については、大学ホームページの「大学紹介」の項目に「教育の特色」のページを設け、本学の特徴である5つの教育プログラム（「一人ひとりと向き合う教育」「導入教育」「キャリア支援」「国際教育」「地域連携・社会貢献」）について解説をするとともに、広く社会に公表している【資料1-23】。また、大学案内（『成蹊大学2015』）の「成蹊大学の教育」において、教育目標（人材育成方針）と教育プログラムの関係をさらに具体的に解説している【資料1-12】。

〈2〉 経済学部

経済学部の理念・目的は、大学ホームページに掲載のうえ、学内のみならず社会一般に公表し、周知を図っている【資料1-21】。また教職員に対しては、理念・目的の適切性についての定期的な検証の一環で、少なくとも毎年度始めの経済学部教授会において「経

济学部（兼経済経営学科）教育研究方針大綱」を取り上げて検証を行うこととしている【資料 1-24】ので、そのような機会を通じて周知を図っている。

〈3〉 理工学部

理工学部の理念・目的は、大学ホームページに掲載のうえ、学内のみならず社会一般に公表し、周知を図っている【資料 1-21】。

〈4〉 文学部

文学部の理念・目的は、大学ホームページに掲載のうえ、学内のみならず社会一般に公表し、周知を図っている【資料 1-21】。

〈5〉 法学部

法学部の理念・目的は、大学ホームページに掲載のうえ、学内のみならず社会一般に公表し、周知を図っている【資料 1-21】。

〈6〉 経済経営研究科

経済経営研究科の理念・目的は、大学ホームページ上で社会一般に対して公表し、周知を図っている【資料 1-21】。また教職員に対しては、「経済経営研究科教育研究方針大綱」を取り上げて理念・目的の適切性についての定期的な検証を行い周知を図っている【資料 1-25】。

〈7〉 理工学研究科

理工学研究科の理念・目的は、大学ホームページに掲載のうえ、学内のみならず社会一般に公表し、周知を図っている【資料 1-21】。

〈8〉 法学政治学研究科

法学政治学研究科の理念・目的は大学ホームページに掲載のうえ、学内のみならず社会一般に公表し、周知を図っている【資料 1-21】。

〈9〉 文学研究科

文学研究科の理念・目的は大学ホームページに掲載のうえ、学内のみならず社会一般に公表し、周知を図っている【資料 1-21】。

〈10〉 法務研究科

法務研究科の理念・目的は大学ホームページに掲載のうえ、学内のみならず社会一般に公表し、周知を図っている【資料 1-21】。

(3) 大学・学部・研究科等の理念・目的の適切性について定期的に検証を行っているか。

〈1〉 大学全体

2014年度に学長のもと大学運営会議にて大学の理念・目的について検証を行い、理念・目的を新たに定めるとともに、教育目標(人材育成方針)のほか、学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受入れの方針、成蹊教養カリキュラムの教育目標、成蹊大学グローバル戦略、成蹊大学の求める教員像と教員組織の編成方針、学生支援に関する方針、教育・研究環境の整備に関する方針、社会連携・社会貢献に関する方針、管理運営に関する方針、内部質保証に関する方針をそれぞれ定めた。

また、2013年度までは理念・目的の適切性について定期的には検証を行ってはいなかったが、2014年度に内部質保証体制を構築し、定期的な検証体制が整備された。具体的には、本学における内部質保証の定義とは「本学の掲げる理念・目的の実現に向けて、組織及び活動を不断に検証し、その充実向上に努め、適切な水準にあることを自らの責任で説明・証明していく恒常的・継続的プロセス」である。内部質保証に必要な事項は、学長を委員長とする内部質保証委員会が定め、内部質保証委員会のもとで自己点検・評価活動を行う組織として自己点検・評価委員会を設置することとした。さらに、各学部、各研究科及び各部局は、各所属長のもとで、質保証推進チームを構成し、それぞれの諸活動に係る自己点検・評価を行い、改善・向上に取り組むことと定めている【資料1-26】。

このような内部質保証体制のもとで、大学・学部・研究科等の理念・目的の適切性について毎年度検証を行うこととなった。具体的には、「大学内部質保証／点検・評価シート」【資料1-27】を用い、年度ごとに各学部・研究科においてPDCAサイクルを展開することにより、理念・目的の適切性について定期的に検証を行っている。

〈2〉 経済学部

経済学部の理念・目的の適切性については、「経済学部（兼経済経営学科）教育研究方針大綱」制定後も、経済学部運営委員会及び経済学部教授会が責任主体・組織となって定期的に検証を行っている【資料1-24】。規則上も、「経済学部運営委員会規則」第2条第1号において同委員会の業務として理念・目的を含めた各種方針の検証が明示されている【資料1-28】。

〈3〉 理工学部

理工学部の理念・目的の適切性については、理工学部教授会において毎年度、学科等の理念の検証を行っている【資料1-29】。2015年度からは理工学部選出の大学自己点検・評価委員の指示に基づいて、学部自己点検・評価委員会が主体となって点検の作業を行っている【資料1-30】。

〈4〉 文学部

文学部の理念・目的の適切性については、それが記載されている「文学部教育方針大綱」を取り上げるかたちで、文学部教授会を中心に定期的に検証を行っている【資料1-18、1-31、1-32】。

〈5〉 法学部

法学部の理念・目的の適切性については、法学部 FD 委員会が理念・目的の定期的な検証を行っている【資料 1-33、1-34】。同委員会が改正を必要と考える場合には、法学部教授会に改正を發議するものとしている。

〈6〉 経済経営研究科

経済経営研究科の理念・目的の適切性については、「経済経営研究科教育研究方針大綱」制定後も、経済経営研究科教授会が責任主体・組織となって定期的に検証を行っている【資料 1-25】。

〈7〉 理工学研究科

理工学研究科の理念・目的の適切性については、理工学研究科コース主任会において毎年度、専攻とコース等のポリシーの検証をし、理工学研究科教授会で審議している【資料 1-35】。2015 年度からは、理工学部選出の大学自己点検・評価委員の指示に基づいて、学部自己点検・評価委員会が主体となって点検の作業を行っている【資料 1-30】。

〈8〉 法学政治学研究科

法学政治学研究科の理念・目的の適切性については、法学政治学研究科 FD 委員会が、定期的に理念・目的の再検討を行っている【資料 1-36】。

〈9〉 文学研究科

文学研究科の理念・目的の適切性については、定期的開催される文学研究科教授会において、「文学研究科教育方針大綱」を取り上げるかたちで、研究科の教育・研究活動の根幹をなす理念・目的にさかのぼり、その適切性、妥当性、現実性について定期的に検証を行っている【資料 1-20、1-37、1-38】。

〈10〉 法務研究科

法務研究科では、理念・目的にしたがって養成する「法曹像」について、2 年ごとの自己点検・評価を通じて検証している【資料 1-39：8～9 頁】。2008 年度及び 2013 年度日弁連法務研究財団による認証評価を受けた。2013 年度の日弁連法務研究財団による認証評価報告書において、法務研究科の理念・目的にしたがって養成する「法曹像」について、抽象的で分かりにくい長文で表現されていると指摘されたが、法務研究科の理念・目的にしたがって養成する「法曹像」について、入学試験要項【資料 1-40】の記述を、簡潔かつ具体的で分かりやすい記述に改めた。

2. 点検・評価

● 基準 1 の充足状況

成蹊大学学則第 1 条に本学の目的及び使命が示されているが、今日の社会情勢の変化に鑑み、2014 年に大学評議会において大学の理念・目的、及び教育目標(人材育成方針)を新たに定め、大学ホームページ等で大学構成員及び社会に対して公表している。また、こ

れに基づき、各学部・研究科においても理念・目的の適切性についてそれぞれ検討を行い、大学ホームページ等で大学内外に周知を図っている。これらの理念・目的は、いずれも本学がこれまで志向してきたものを明文化したものであり、理念・目的の基準を概ね充足しているといえる。しかし、大学を取り巻く環境が激変していくなかで、理念・目的の適切性について定期的に検証を続ける必要がある。そこで本学では、2014年度に内部質保証体制を構築し、実際に運用を始めたが、このシステムが円滑に実効性をもって機能するよう試行錯誤しながら制度設計の改善を図っているところである。

(1) 効果が上がっている事項

〈1〉大学全体

- 1) 2014年度に新たに大学全体の理念・目的、及び教育目標（人材育成方針）をはじめ各種方針を定めたことにより、学部・研究科においても、大学の理念・目的、及び教育目標（人材育成方針）との整合性を図りつつ学部・研究科の理念・目的を見直した。これらは大学ホームページにおいて広く公表されており、大学の構成員（教職員、学生）に周知徹底を図っている。また、センター、委員会、事務局等（全33部門）においても、内部質保証体制のもと、各部門における目的及び目標又は組織運営目標を明確にした【資料1-27】。

以上の検討の過程において、大学評議会、大学運営会議、各学部・研究科教授会、全学FD委員会、大学事務連絡会などでの実質的な議論を通じて全学的に理念等の浸透を図ることができた。

(2) 改善すべき事項

〈1〉大学全体

- 1) 大学全体として、文部科学省や中央教育審議会から出されている高大接続及び新入試制度改革を視野に入れ、大学の理念・目的に基づき学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）、教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）及び入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）を検証し体系化するよう、大学運営会議にて検討が必要である。

3. 将来に向けた発展方策

(1) 効果が上がっている事項

〈1〉大学全体

- 1) 育成する人材像を常に明確にしなが、本学の使命、果たすべき役割を絶えず検証し、教育の質を向上させるようにする。そのために、大学全体、学部・研究科、各部門において理念・目的に関する検証を内部質保証体制のもとで恒常的に行えるよう引き続き推進していく。

(2) 改善すべき事項

(1) 大学全体

- 1) 2015年6月に学長から副学長への「カリキュラム改革」「高大接続」「教育の活性化促進」「キャリア支援」の4つをテーマとした諮問が出された。この諮問に対する答申を行うべく職員を中心とした4つのグループが構成され、2016年の最終答申に向けた具体的な検討を始めている【資料1-41】。

4. 根拠資料

<共通資料（提出を義務付けられている資料）>

- 資料1-1 成蹊大学学則
- 資料1-2 成蹊大学大学院学則
- 資料1-3 成蹊大学法科大学院学則
- 資料1-4 成蹊大学経済学部規則
- 資料1-5 成蹊大学理工学部規則
- 資料1-6 成蹊大学文学部規則
- 資料1-7 成蹊大学法学部規則
- 資料1-8 成蹊大学大学院経済経営研究科規則
- 資料1-9 成蹊大学大学院理工学研究科規則
- 資料1-10 成蹊大学大学院法学政治学研究科規則
- 資料1-11 成蹊大学大学院文学研究科規則
- 資料1-12 成蹊大学大学案内2015
- 資料1-13 成蹊大学大学院案内2015
- 資料1-14 成蹊大学法科大学院案内2015
- 資料1-15 成蹊 PLANAVI（プラナビ）－理工学へ、ススメ。（2015年度版）

<その他資料>

- 資料1-16 2014年度第4回大学評議会議事録(抜粋)
- 資料1-17 経済学部（兼経済経営学科）教育研究方針大綱
- 資料1-18 文学部教育方針大綱
- 資料1-19 経済経営研究科教育研究方針大綱
- 資料1-20 文学研究科教育方針大綱
- 資料1-21 教育情報の公表（教育・研究について）
URL：http://new.seikei.ac.jp/university/edu_info/education/index.html
- 資料1-22 企画運営部企画運営課ページ
- 資料1-23 教育の特色
URL：<http://www.seikei.ac.jp/university/aboutus/colour.html>
- 資料1-24 2015年度第1回経済学部教授会議事録(抜粋)

- 資料 1-25 2015 年度第 1 回経済経営研究科教授会議事録(抜粋)
- 資料 1-26 成蹊大学内部質保証に関する規則
- 資料 1-27 2014 年度大学内部質保証／点検・評価シート
- 資料 1-28 経済学部運営委員会規則
- 資料 1-29 2014 年度第 15 回理工学部教授会議事録(抜粋)
- 資料 1-30 2015 年度第 2 回理工学部自己点検・評価委員会議事録(抜粋)
- 資料 1-31 2014 年度第 6 回文学部教授会議事要録(抜粋)
- 資料 1-32 2015 年度第 11 回文学部教授会議事要録(抜粋)
- 資料 1-33 2014 年度第 4 回法学部 FD 委員会議事録(抜粋)
- 資料 1-34 2014 年度第 5 回法学部 FD 委員会議事録(抜粋)
- 資料 1-35 2014 年度第 14 回理工学研究科委員会議事録(抜粋)
- 資料 1-36 2014 年度第 17 回法学政治学研究科 FD 委員会議事録(抜粋)
- 資料 1-37 2014 年度臨時文学研究科委員会議事要録(抜粋)
- 資料 1-38 2015 年度第 7 回文学研究科教授会議事要録(抜粋)
- 資料 1-39 2013 年度成蹊大学大学院法務研究科評価報告書 (2013 年 9 月 25 日)
- 資料 1-40 2015 年度成蹊大学法科大学院入学試験要項
- 資料 1-41 2015 年度第 7 回大学運営会議(概要)(抜粋)

第2章 教育研究組織

1. 現状の説明

(1) 大学の学部・学科・研究科・専攻および附置研究所・センター等の教育研究組織は、理念・目的に照らして適切なものであるか。

本学は、成蹊大学学則第1条において「学校教育法の定める大学として学術の理論及び応用を研究教授するとともに、成蹊学園建学の精神に基づき、良識ある人格高き社会の指導的人物を養成することを目的とする」と定め、また大学院学則第1条において「成蹊学園建学の精神に基づき、学術の理論及び応用を教授研究し、その深奥を究めて文化の進展に寄与すること及び高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うことを目的とする」と定めている。これらの目的に基づき、4学部・10学科、4大学院研究科、1専門職大学院の教育・研究体制を整備している。2012年4月には、理工学部エレクトロメカニクス学科をシステムデザイン学科へ名称変更したが、これに伴い、2016年4月より、理工学研究科理工学専攻エレクトロメカニクスコースを同システムデザインコースに名称変更することを予定している。

また、教育・研究に関する附置研究所・センター等としては、図書館、大学情報センター(2013年度まで)、アジア太平洋研究センター、大学国際教育センター、キャリア支援センター、理工学研究所(理工学部附置研究所)を整備しており、2014年4月には、大学情報センターを改組するかたちで高等教育開発・支援センターを、更にボランティア支援センターを新たに設置した【資料2-8、2-9】。

図書館は、図書その他の資料の収集及び管理を行い、教職員、学生その他規定された者の利用に供することを目的としており、それまでの図書館から場所も新たに2006年に「情報図書館」として設置された。72万冊が収蔵できる書庫のほか、約55万冊の開架本は自由に閲覧できる。館内にある5つのグループ閲覧室は、ゼミでの利用や学生同士の自主的なグループ学習に利用されている。館内1階は学習会話が可能なエリアとなっており、ゼミのグループ発表の準備などに利用されている。また、2階にある多読コーナーでは、英語力の向上に有効な多読に供したエリアとなっている。4階にはCDやDVDなどの資料を視聴できるメディアルームを設置し、主に語学学習や映像資料の閲覧に供している【資料2-10】。

アジア太平洋研究センターは、アジア太平洋地域に関連する学際的・国際的共同研究の推進及びその研究成果の社会への還元、並びに国際学術交流の促進を目的として1981年に設置された。アジア太平洋研究センターの主な活動は、本学における研究の推進に加えて、シンポジウムやセミナーの開催、ジャーナル『アジア太平洋研究』(Review of Asian and Pacific Studies)や『CAPSニューズレター』の発行などである。また、研究センター内には約14,000冊もの洋書と和書が収められており、学内外の研究者だけではなく学生への貸し出しも行っている【資料2-11】。

大学国際教育センターは、大学における（1）国際教育プログラムの策定、（2）国際交流プログラムの策定、（3）国際教育に関する研究及び調査、（4）その他国際教育、研究及び交流の推進に関し必要な事項、を業務とし設置されている。具体的には、学生に対する長期・中期・短期留学の情報提供並びに支援、英語を中心とした講座の開講、外国人留学生と日本人学生の接点となる活動などを行っている【資料2-12】。

キャリア支援センターは、社会に貢献できる人材を輩出するという大学の使命を達するため、全学的な見地から、全学生に対してキャリア教育の推進を図るとともに、個々の学生の進路、就職等に関する支援を行うことを目的としている。また、その目的を達成するため、（1）キャリア教育の策定・推進に関すること、（2）進路、就職等の学生支援に関すること、を業務として遂行している【資料2-13】。

理工学研究所は、理工学部における研究活動を、統合的かつ総合的に実施することにより、効果的かつ効率的に研究成果を得ることを主たる目的として理工学部内に設置されている【資料2-14】。

高等教育開発・支援センターは、本学における教育の質的向上に資する全学的な学修・教育支援施策の企画及び実施並びに教育活動の継続的な改善の推進及び支援を行うことにより、教育の一層の充実及び発展に寄与するとともに、ICT活用による教育に係る支援並びに学園における情報システムの管理及びコンピュータネットワークを用いた教育研究環境の整備を行うことを目的とし、それまでの大学情報センターを2014年に改組して設置された。ICT教育やPCなどのハード面でのサポートに加えて、FDやSDに関する講演会を主催するなど教育の質の向上に向けた取り組みも行われている【資料2-15】。

ボランティア支援センターは、本学における学生及び教職員によるボランティア等の地域・社会貢献並びに地域交流活動に対する意識の高揚を図り、学生及び教職員が行うこうしたボランティア活動を支援することを目的として、2014年度に設置され、本学におけるボランティア活動の普及と支援に寄与している【資料2-16】。

このように、これらの組織は大学の理念・目的を達成するために設置され、各組織の目的はそれぞれの規則に明記されている。いずれの組織も大学の理念・目的、及び教育目標に照らしても適切なものといえる。

(2) 教育研究組織の適切性について、定期的に検証を行っているか。

2013年度までは、定期的には検証を行ってはいなかった。2014年度に内部質保証体制を構築し、以後毎年度、大学及び大学に関係する全部門において、内部質保証の取り組みの一環として自己点検・評価を実施しており、教育研究組織の適切性についてもこの取り組みのなかで定期的に検証している。

具体的には、内部質保証に必要な事項は、学長を委員長とする内部質保証委員会が定める。また、内部質保証委員会のもとで運営を行う組織として自己点検・評価委員会を設置し、自己

点検・評価活動を運営するよう定めている。さらに、各学部、各研究科及び各部局は、各所属長のもとで、質保証推進チームを構成し、それぞれの諸活動に係る自己点検・評価を行い、改善・向上に取り組むことと定めている。

このような内部質保証体制のもとで、教育研究組織の適切性について毎年度検証を行っている。具体的には、「大学内部質保証／点検・評価シート」【資料2-17】を用い、年度ごとに各学部・研究科やセンター等の附属機関においてPDCAサイクルを展開することで、組織の適切性について定期的に検証を行っている【資料2-18】。また、2013年度より学習院大学との相互外部評価を実施しており、2014年には学習院大学による書面及び実地調査を含めた評価がなされ、その評価結果『成蹊大学の自己点検・評価に関する評価報告書』（2015年3月）（以下『学習院大学による評価報告書』）が提出されたが、この取り組みのなかでも各学部・研究科の検証が行われている【資料2-19】。

2. 点検・評価

●基準2の充足状況

2014年度に、大学に加えて各教育研究組織の理念・目的及び教育目標（人材育成方針）等が整備されたが、「1. 現状の説明」に記載したとおり、本学の教育研究組織はこれらの理念・目的及び教育目標（人材育成方針）に基づくものであり、教育研究組織の基準を概ね充足している。教育研究組織の適切性についての検証は各組織体で行われてきたが、2014年度の内部質保証体制の確立によってこれらの情報を大学全体で共有することができるようになった。なお、2014年度に新たに整備された教育研究組織として高等教育・開発支援センターとボランティア支援センターがあるが、両組織がそれぞれの目的の実現に向けて円滑に機能するためにはしばらく時間を要するだろう。そのためにも2014年度に始まった内部質保証体制のなかで、他の教育研究組織と連携しつつPDCAサイクルの考え方を積極的に活用しながら両組織の検証を進めているところである。

(1) 効果が上がっている事項

- 1) 2014年度に大学及び各部門の理念・目的、教育目標、各種方針が整備され、「大学内部質保証／点検・評価シート」をツールとし、各組織がその理念・目的を実現するために相応しいものであるか、適切性の検証を全学的に行った【資料2-17】が、これにより各部門における各年度内で取り組むべき課題が明確になったといえる。
- 2) 2014年度に新たに設置されたボランティア支援センターは、本学における学生及び教職員によるボランティア等の地域・社会貢献並びに地域交流活動に対する意識の高揚を図り、学生及び教職員が行うボランティア活動等について支援することを目的としている【資料2-16】。同センターは、学内におけるボランティア活動の普及のためのイベント（ボランテ

ィア見本市の開催など) やこれからボランティアを始める学生のための講演会や相談会などを開催するほか、武蔵野市国際交流協会や武蔵野プレイス(公益財団法人武蔵野生涯学習振興事業団が運営する複合機能施設。正式名は、武蔵野市立「まち・ひと・情報 創造館武蔵野プレイス」と連携し積極的に地域におけるボランティア活動に学生が参加できる環境を整えるなど、学生のボランティア活動の普及と支援に寄与している。このようにボランティア等の地域・社会貢献並びに地域交流活動の支援がボランティア支援センターを通じて効果的に行われた【資料 2-20】。

(2) 改善すべき事項

- 1) 2014 年度に設置した高等教育開発・支援センターは、情報センターを改組したものであるが、2014 年夏の教育研究システム更新への対応や事務職員の人員配置数の問題もあり、設置目的に掲げている、「本学における教育の質的向上に資する全学的な学修・教育支援施策の企画及び実施並びに教育活動の継続的な改善の推進及び支援」【資料 2-15】を踏まえた体制の構築には至っていない。

3. 将来に向けた発展方策

(1) 効果が上がっている事項

- 1) 内部質保証体制のもとで大学及び各部門の理念・目的、教育目標、各種方針の明確化及び連携性について、定期的及び組織的に検討を加え、教育研究組織の適切性について引き続き検証する。
- 2) ボランティア支援センターでは、学内他部署との連携を深めることにより、ボランティア等の地域・社会貢献並びに地域交流活動をさらに推進していく。

(2) 改善すべき事項

- 1) 高等教育開発・支援センターでは、教育研究システム更新が昨年度中に完了したことから、今年度からは学内の FD・SD 活動を昨年度よりも活発になるよう、講演会やシンポジウムの回数を増やしていくとともに、より多くの人に参加してもらえよう、周知の仕方や取り上げるテーマなど具体的な策を検討する。また、同センター規則に定める FD 協議会を 2015 年度に設置し、各学部・研究科との連携を深め、FD 活動の活性化に向けた検討を開始している【資料 2-21、2-22】。

4. 根拠資料

<共通資料（提出を義務付けられている資料）>

※附属研究所・センター等のホームページ URL を記載

資料 2-1 図書館ホームページ

URL : <http://www.seikei.ac.jp/university/library/>

資料 2-2 アジア太平洋研究センターホームページ

URL : <http://www.seikei.ac.jp/university/caps/index.html>

資料 2-3 国際教育センターホームページ

URL : <http://siis.seikei.ac.jp/>

資料 2-4 キャリア支援センターホームページ

URL : <http://www.seikei.ac.jp/university/job/index.html>

資料 2-5 理工学研究所ホームページ

URL : <http://www.seikei.ac.jp/university/rikou/laboratory/>

資料 2-6 高等教育開発・支援センターホームページ

URL : <http://www.cc2.seikei.ac.jp/>

資料 2-7 ボランティア支援センターホームページ

URL : <http://www.seikei.ac.jp/university/volunteer/index.html>

<その他資料>

資料 2-8 成蹊大学学則（既出 資料 1-1）

資料 2-9 成蹊大学大学院学則（既出 資料 1-2）

資料 2-10 成蹊大学図書館規則

資料 2-11 成蹊大学アジア太平洋研究センター規則

資料 2-12 成蹊大学国際教育センター規則

資料 2-13 成蹊大学キャリア支援センター規則

資料 2-14 成蹊大学理工学研究所規則

資料 2-15 成蹊大学高等教育開発・支援センター規則

資料 2-16 成蹊大学ボランティア支援センター規則

資料 2-17 2014 年度大学内部質保証／点検・評価シート（既出 資料 1-27）

資料 2-18 2014 年度第 10 回大学運営会議(概要) (I 協議事項 3)

資料 2-19 成蹊大学の自己点検・評価に関する評価報告書

資料 2-20 成蹊大学ボランティア支援センター2014 年度年間活動報告書

資料 2-21 2015 年度第 1 回成蹊大学 FD 協議会鑑

資料 2-22 2015 年度第 2 回成蹊大学 FD 協議会鑑

第3章 教員・教員組織

1. 現状の説明

(1) 大学として求める教員像および教員組織の編制方針を明確に定めているか。

〈1〉 大学全体

これまで大学として求める教員像及び教員組織の編制方針は学園・大学の了解のもと、各学部・各研究科が主体的にこれを定めてきた。しかし、学習院大学との相互評価における指摘を踏まえ、大学全体としての求める教員像及び教員組織の編制方針を明確にするため、2014年度に検討を行い、2014年7月9日開催の大学評議会で審議し【資料3-30】、以下のように定めた。なお、この方針は、大学ホームページで公表している【資料3-31】。

成蹊大学 求める教員像および教員組織の編制方針
<p>求める教員像</p> <p>(1) 本学の理念、教育目的・目標及び各学部・研究科の諸目標を十分に理解していること。</p> <p>(2) 学生に対し、愛情と熱意を持って指導する教育力を備えていること。</p> <p>(3) 国際的に通用する高度な研究力を有していること。</p>
<p>教員組織の編制方針と整備</p> <p>(1) 大学及び各学部・研究科の教育目標を実現するための十分かつ適切な教員を配置・組織する。</p> <p>(2) 大学及び各学部・研究科のディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーに基づき適切な教育プログラムを遂行するため、教員の専門性、配置等について大学運営会議で基本方針を策定し、それに基づき、各学部・研究科で随時点検を行う。</p>

〈2〉 経済学部

経済学部の求める教員像及び教員組織の編制方針は、大学としての求める教員像及び教員組織の編制方針に基づいて、「経済学部（兼経済経営学科）教育研究方針大綱」【資料3-32】の「4 教員組織編制方針」に下記のとおり明確に定められており、組織的な教育を実施するうえで必要な役割分担と責任の所在を明確にしている。

経済学部 求める教員像および教員組織の編制方針
<p>求める教員像</p> <p>(1) 担当分野の教育研究に意欲と情熱を持って取り組める人物であること。</p> <p>(2) 本学部が置かれている状況を理解し、本学部の発展に貢献しようとする意志があること。</p> <p>(3) 他の教員と協働して学部運営を行い得る協調性とコミュニケーション力を有すること。</p>

教員組織の編制方針

- (1) 大学設置基準第13条に規定する必要教員数を余裕をもって確保することができる人数・構成になるように教員組織を編制する。
- (2) 基本的には学科目制に基づく教員編制とするが、科目運営に属人性が生じることがないように、類似分野の複数の科目を複数の担当教員のローテーションによって科目運営が可能となるように教員組織を編制する。
- (3) 「演習科目」「コア科目」及び「学際基礎科目」は、原則として専任教員による担当が可能となるように教員組織を編制する。
- (4) 「経済学応用発展科目」「経営学応用発展科目」「学際科目」「高度学際科目」「広域基礎科目」に関しても、なるべく専任教員で担当することができるように教員組織を編制する。
- (5) 大学設置基準第7条の規定に基づいて、教員の年齢構成に十分に配慮し、年齢構成に著しい偏りを生じないように教員組織を編制する。
- (6) やむを得ず非常勤講師が科目を担当する場合でも、当該授業分野に関する十分な資質及び能力(研究業績等)を有する者を担当とする。
- (7) 課題発見・解決能力の向上のために必要と認められる場合には、社会人実務家の非常勤講師又は授業補助者(ゲストスピーカー)を採用することができる。

なお、本学部が開講するすべての科目の担当者は、当該担当授業に関して本学部の「教育上の目的」及び「学位授与の方針」を達成するように自覚と責任を持って授業運営を行い得るような人物をもって充てるものとする。

〈3〉理工学部

本学の求める教員像と教員組織の編制方針を踏まえ、本学部の方針を下記のとおり定めている【資料3-33】。

理工学部 求める教員像および教員組織の編制方針

求める教員像

- (1) 本学部の理念、教育目的・目標(行動規範等を含む)を十分に理解していること。
- (2) 学生に対し、愛情と熱意を持って指導する教育力を備えていること。
- (3) 国際的に通用する高度な研究力を有していること。

教員編制方針

- (1) 本学部の「教育上の目的」及び「学位授与の方針」を達成するように教員組織を編制する。
- (2) 大学設置基準第13条に規定する必要教員数を余裕をもって確保することができる人数・構成になるように教員組織を編制する。
- (3) 大学設置基準第7条の規定に基づいて、教員の年齢構成に十分に配慮し、年齢構成に著しい偏りを生じないように教員組織を編制する。

- (4) 大学設置基準第10条の規定に基づいて、各学科の専門カリキュラムにおいて必修科目、準必修科目は原則として専任の教授または准教授が担当できるように教員組織を編制する。

〈4〉 文学部

本学の求める教員像と教員組織の編制方針を踏まえ、文学部の方針を下記のとおり定めている【資料3-34】。

文学部 求める教員像および教員組織の編制方針
<p>求める教員像</p> <p>(1) 担当分野の教育研究に意欲と情熱を持って取り組める人物であること。</p> <p>(2) 本学部の発展に貢献しようとする意志があること。</p> <p>(3) 他の教員と協働して学部運営を行い得る協調性とコミュニケーション力を有すること。</p> <p>教育課程編成・実施の方針を踏まえ、本学部の教員組織編制の基本方針を以下のとおり定める。</p> <p>(1) 大学設置基準第13条に規定する学科ごとの必要教員数を余裕をもって確保することができる人数・構成になるように教員組織を編制する。</p> <p>(2) 基本的には学科目制に基づく教員編制とする。</p> <p>(3) 少人数教育の軸となる演習（ゼミ）をはじめ、主要科目は原則として専任教員による担当が可能となるように教員組織を編制する。</p> <p>(4) 大学設置基準第7条の規定に基づいて、教員の年齢構成に十分に配慮し、年齢構成に著しい偏りを生じないように教員組織を編制する。</p> <p>(5) やむを得ず非常勤講師が科目を担当する場合でも、当該授業分野に関する十分な資質及び能力（研究業績等）を有する者を担当者とする。</p> <p>(6) 課題発見・解決能力の向上のために必要と認められる場合には、外部からの授業補助者（ゲストスピーカー）を採用することができる。</p> <p>なお、各科目の担当者は、当該担当授業に関して本学部の「教育研究上の目的」及び「学位授与の方針」を達成するように自覚と責任を持って授業運営を行い得るような人物をもって充てるものとする。</p>

〈5〉 法学部

本学の求める教員像と教員組織の編制方針を踏まえ、法学部の方針が下記のとおり定められている【資料3-35】。

法学部 求める教員像および教員組織の編制方針
<p>求める教員像</p> <p>(1) 本学部の理念、教育目的・目標を十分に理解していること。</p> <p>(2) 各分野の学問の発展に寄与する高度な研究力を有していること。</p>

- (3) 熱意を持って学生を指導する教育力を備えていること。
- (4) 他の教員と協働して学部運営を行い得る協調性とコミュニケーション力を有すること。

教員組織の編制方針

- (1) 大学設置基準第13条に規定する必要教員数を余裕をもって確保することができる人数・構成になるように教員組織を編制する。
- (2) 大学設置基準第7条の規定に基づいて、教員の専門分野と年齢構成に十分に配慮し、著しい偏りが生じないよう教員組織を編制する。
- (3) 大学設置基準第10条の規定に基づいて、各学科の専門カリキュラムにおいて必修科目の中核は原則として専任の教授または准教授が担当できるように教員組織を編制する。
- (4) やむを得ず非常勤講師が科目を担当する場合でも、当該授業分野に関する十分な資質及び能力(研究業績等)を有する者を担当者とする。
- (5) 課題発見・解決能力の向上のために必要と認められる場合には、外部からの授業補助者(ゲストスピーカー)を採用する。

〈6〉 経済経営研究科

経済経営研究科は経済学部に基づいて、経済経営研究科の求める教員像及び教員組織の編制方針は、大学としての求める教員像及び教員組織の編制方針に基づいて、「経済経営研究科教育方針大綱」【資料3-36】の「6 教員組織編制方針」に下記のとおり明確に定められており、組織的な教育を実施するうえで必要な役割分担と責任の所在を明確にしている。

経済経営研究科 求める教員像および教員組織の編制方針

- (1) 大学院設置基準第8条及び第9条並びに成蹊大学大学院学則第32条を遵守して、教員組織を編制する。
- (2) 経済学部に基づいて研究科であるため、基本的には経済学部の専任教員の中から、大学院設置基準第9条及び成蹊大学大学院学則第32条の規定に基づいて、本研究科の研究指導及び授業を担当するに十分な資質能力を有する教員に対して担当資格の発令を行う。
- (3) 大学院設置基準第8条第5項の規定に基づいて、教員の年齢構成に十分に配慮し、年齢構成に著しい偏りを生じないように教員組織を編制する。
- (4) 本研究科の授業及び研究指導は、原則として専任教員が担当する。
- (5) やむを得ず非常勤講師が授業を担当する場合でも、当該授業分野に関する十分な資質及び能力(研究業績等)を有する者を担当者とする。
- (6) 教育上必要と認められる場合には、社会人実務家の非常勤講師又は授業補助者(ゲストスピーカー)を採用することができる。

なお、本研究科が開講するすべての科目の担当者は、当該担当授業に関して本研究科の「教育上の目的」及び「学位授与の方針」を達成するように自覚と責任を持って授業運営を行い得るような人物をもって充てるものとする。

〈7〉理工学研究科

大学の求める教員像と教員組織の編制方針を踏まえ、本研究科の方針を下記のとおり定めている【資料 3-33】。

理工学研究科 求める教員像および教員組織の編制方針
<p>求める教員像</p> <p>(1) 本研究科の理念、教育目的・目標(行動規範等を含む)を十分に理解していること。</p> <p>(2) 学生に対し、愛情と熱意を持って指導する教育力を備えていること。</p> <p>(3) 国際的に通用する高度な研究力を有していること。</p>
<p>教員組織の編制方針</p> <p>(1) 研究科の「教育上の目的」及び「学位授与の方針」を達成するように教員組織を編制する。</p> <p>(2) 大学院設置基準第9条に規定する必要教員数を余裕をもって確保することができる人数・構成になるように教員組織を編制する。</p> <p>(3) 大学院設置基準第8条の規定に基づいて、教員の年齢構成に十分に配慮し、年齢構成に著しい偏りを生じないように教員組織を編制する。</p>

〈8〉法学政治学研究科

大学の求める教員像と教員組織の編制方針を踏まえ、法学政治学研究科の方針が下記のとおり定められている【資料 3-37】。

法学政治学研究科 求める教員像および教員組織の編制方針
<p>求める教員像</p> <p>(1) 本研究科の理念、教育目的・目標、学位授与の方針を十分に理解していること。</p> <p>(2) 各分野の学問の発展に寄与する高度な研究力を有していること。</p> <p>(3) 熱意を持って学生を指導する教育力を備えていること。</p> <p>(4) 他の教員と協働して学部運営を行い得る協調性とコミュニケーション力を有すること。</p>
<p>教員組織の編制方針</p> <p>(1) 大学院設置基準第8条及び第9条並びに成蹊大学大学院学則第32条を遵守して、教員組織を編制する。</p> <p>(2) 法学及び政治学基礎を置く研究科であるため、基本的には法学部の専任教員の中から、大学院設置基準第9条及び成蹊大学大学院学則第32条の規定に基づい</p>

- て、本研究科の研究指導及び授業を担当するに十分な資質能力を有する教員に対して担当資格の発令を行う。
- (3) 大学院設置基準第8条第5項の規定に基づいて、教員の年齢構成に十分に配慮し、年齢構成に著しい偏りを生じないように教員組織を編制する。
 - (4) 本研究科の授業及び研究指導は、原則として専任教員が担当する。
 - (5) やむを得ず非常勤講師が授業を担当する場合でも、当該授業分野に関する十分な資質及び能力（研究業績等）を有する者を担当者とする。
 - (6) 教育上必要と認められる場合には、社会人実務家の非常勤講師又は授業補助者（ゲストスピーカー）を採用することができる。

〈9〉 文学研究科

本学の求める教員像と教員組織の編制方針を踏まえ、文学研究科の方針は、「文学研究科教育方針大綱」【資料3-38】の「4 教員組織編成方針」において、下記のとおり明確に設定されている。

文学研究科 求める教員像および教員組織の編制方針
<p>教育課程編成・実施の方針を踏まえ、本研究科の教員組織編制の基本方針を以下のとおり定める。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 大学院設置基準第8条及び第9条並びに成蹊大学大学院学則第32条を遵守して、教員組織を編制する。 (2) 文学部に基礎を置く研究科であるため、基本的には文学部の専任教員の中から、大学院設置基準第9条及び成蹊大学大学院学則第32条の規定に基づいて、本研究科の研究指導及び授業を担当するに十分な資質能力を有する教員に対して担当資格の発令を行う。 (3) 大学院設置基準第8条第5項の規定に基づいて、教員の年齢構成に十分に配慮し、年齢構成に著しい偏りを生じないように教員組織を編制する。 (4) 本研究科の授業及び研究指導は、原則として専任教員が担当する。 (5) やむを得ず非常勤講師が授業を担当する場合でも、当該授業分野に関する十分な資質及び能力（研究業績等）を有する者を担当者とする。 (6) 教育上必要と認められる場合には、外部からの授業補助者（ゲストスピーカー）を採用することができる。 <p>なお、各科目の担当者は、当該担当授業に関して本研究科の「教育研究上の目的」及び「学位授与の方針」を達成するように自覚と責任を持って授業運営を行い得るような人物をもって充てるものとする。</p>

〈10〉 法務研究科

大学設置基準に基づいて大学として求める教員像及び教員組織の編制方針を明確に定めており、それを踏まえ、法務研究科の求める教員像及び教員組織の編制方針は下記のとおり定められている【資料3-39】。

法務研究科 求める教員像および教員組織の編制方針
(1) 問題解決能力を学生に修得させる少人数教育が実施できるように、十分な教育能力を備えた専任教員を適切な人数配置する。 (2) 法律基本科目の各分野ごとに、十分な教育能力を有する専任教員を配置する。 (3) 展開・先端科目の諸分野に、十分な教育能力を有する専任教員を配置する。 (4) 理論と実務を架橋する法曹養成教育ができるように、豊富な実務経験を有する専任教員を適切な人数配置する。

(2) 学部・研究科等の教育課程に相応しい教員組織を整備しているか。**〈1〉 大学全体**

各学部・研究科における教員組織は、いずれも大学設置基準上必要な専任教員数を満たしている。各学部・研究科の教員配置については、毎年度、大学運営会議において「教員組織表」を示して確認している【資料 3-40】。

また、成蹊教養カリキュラム(全学共通の教養教育プログラム)における専任教員として、科目分野ごとの取りまとめを行う学部所属専任教員や学長直属常勤講師、国際教育センター常勤講師を配置している。さらに、全学教育委員会のもと、全学教育実施委員会や各科目部会において、非常勤講師の配置を含め、教員組織を整備している。

『2009年度大学評価 改善報告書検討結果(成蹊大学)』(2014年3月)(以下、『改善報告書検討結果』)【資料 3-41】において、「専任教員の年齢構成比率について、経済学部で41～50歳が37.5%、理工学部で51～60歳が35.0%、法学部で31～40歳が32.4%、41～50歳が40.5%と依然として高く、文学部では51～60歳の比率について改善が認められたが、41～50歳が31.3%と高くなっているため、それぞれ改善が望まれる」と指摘を受け、各学部・研究科において改善に努めている。

〈2〉 経済学部

経済学部の教員組織は、経済学部の教員組織の編制方針に沿って年齢、教育研究分野を勘案して整備されている。具体的には2015年5月1日現在、経済学部の専任教員数(助手を除く)は合計48人であるが、設置基準上必要専任教員数を満たしており、さらに、適切な人数の経済学系教員、経営学系教員、学際教養系教員を確保し、教育課程の運営に支障が生じないようにしている。専任教員(学長直属教員を含む)1人当たり在籍学生数については39.6名である【資料 3-42:表2】。

大学基準協会による『改善報告書検討結果』【資料 3-41】及び『学習院大学による評価報告書』【資料 3-43】において、専任教員の年齢構成比率について41歳～50歳の割合が高いと指摘されたが、その後2014年度及び2015年度において鋭意改善に取り組んでいる。具体的には、2014年度において、新たに40歳以下の教員3名(助教1名を含む)、2015年度はさらに新たに30歳代の教員4名(助教1名を含む)を採用し、専任教員の年齢構成の偏りは順調に改善してきており、2015年5月1日現在、61歳以上16.3%(49名中8名)、51～60歳22.4%(49名中11名)、41～50歳34.7%(49名中17名)、31～40歳22.4%(49名中11名)、26～30歳4.1%(49名中2名)となっている【資料 3-44】。

また、教員組織の適切性については、少なくとも毎年度始めの経済学部教授会において「経済学部（兼経済経営学科）教育研究方針大綱」を取り上げ、定期的な検証を行い【資料 3-45】、あわせて教職員間での教員組織の編制方針の共有が図られている。

〈3〉 理工学部

理工学部は3学科にそれぞれ14名の専任教員（教授、准教授、講師）を配置し、さらに各学科9名以上の助教が専任教員として教育にあっている。また基礎教育を担当する共通基礎に9名の専任教員（教授、准教授）と助教1名と助手1名を配置している。大学設置基準に定める必要専任教員数は各学科10名（そのうち教授5名）であり、十分に基準を満たしている。

また後述(2.(1))のように年齢構成にも配慮して採用を行っている。専任教員（学長直属教員を含む）1人当たりの在籍学生数については21.5名(2015年度)となっている【資料 3-42：表2】。

〈4〉 文学部

文学部は基本理念である文化現象の総合的理解とその継承という目標の実現のために、少人数教育を掲げている。各学科の学生定員に応じた教員数を確保しつつ、それぞれの学科の教育課程と人材育成方針に基づいて教員組織を整備し、その任にあたるに相応しい教育研究業績を有する教員を配している。2015年5月1日現在で、在籍学生数は1,954名、教員数は47名、専任教員（学長直属教員を含む）1人当たり在籍学生数については、38.8名である。教員の年齢構成（助手を含む）は、2015年5月1日現在、31～40歳16.7%（48名中8名）、41～50歳33.3%（48名中16名）、51～60歳27.1%（48名中13名）、61歳以上22.9%（48名中11名）である【資料 3-42：表2、3-46】。

〈5〉 法学部

法学部の学生収容定員は1,720名、専任教員数は36名であり、大学設置基準を満たしている【資料 3-42：表2、表4】。

組織的な教育を行うため、教員は法律・政治・教養という3つのグループに分かれて、それぞれが担当する科目の教育に責任を持つものとされている。

教員組織の適切性については、各学科会議及びFD委員会が適宜再検討し、必要な場合には教授会に改善を発議することとしている【資料 3-47、3-48、3-49】。

〈6〉 経済経営研究科

経済経営研究科は経済学部に基づいて置かれるが、経済経営研究科の教員組織は経済経営研究科の教員組織の編制方針に沿って年齢、教育研究分野を勘案して整備されている。具体的には2015年5月1日現在、経済経営研究科の専任教員は、経済学専攻並びに経営学専攻とともに、博士前期課程、博士後期課程いずれも、所属専任教員数やその内訳は設置基準上必要専任教員数を満たし、経済学と経営学の両分野を研究・教育するために相応しい教員組織となっている【資料 3-42：表2】。

新規採用にあたっては、専門分野の考慮は無論のこと、特定の年齢層に偏らないように重々配慮をしている。

また、教員組織の適切性については、少なくとも毎年度始めの経済経営研究科教授会において「経済経営研究科教育研究方針大綱」を取り上げ、定期的な検証を行い【資料 3-50】、あわせて教職員間での教員組織編制方針の共有が図られている。

〈7〉理工学研究科

理工学研究科では 2015 年度は博士前期課程で 44 名（うち教授 31 名）、博士後期課程で 29 名（うち教授 27 名）の研究指導教員が専門的な教育にあっており、大学院設置基準によって定められた必要数を十分に満たしている【資料 3-42：表 2】。

〈8〉法学政治学研究科

法学政治学研究科では法学部法律学科及び政治学科所属の教員のうち博士前期課程及び博士後期課程の指導条件を満たした者により、偏りなく専門領域を広くカバーする組織が整備されている【資料 3-42：表 2】。

〈9〉文学研究科

「文学研究科教育方針大綱」の「4 教員組織編成方針」の方針に従って、文学研究科の教員組織を整備している。2015 年度において、英米文学専攻の教員は 11 名、日本文学専攻の教員は 8 名、社会文化論専攻の教員は 17 名である【資料 3-42：表 2】。

〈10〉法務研究科

法曹養成のための少人数教育に相応しい教員組織を整備している。担当科目の適格性を有する専任教員 16 名が、法律基本科目、実務基礎科目、展開・先端科目の各分野にバランスよく配置されている【資料 3-51：35～37 頁】。

(3) 教員の募集・採用・昇格は適切に行われているか。

〈1〉大学全体

専任教員の募集・採用については、大学運営会議で協議され、理事長の承認を得た専任教員採用計画に基づき、各学部・研究科等において「大学専任教員採用手続（覚書）」に沿って、選考委員会による審査が行われ、教授会で候補者が決定された後、当該学部・研究科等から学長に候補者を報告する。続いて大学選考委員会において各学部・研究科等の審査報告書に基づく審査と候補者に対する面談を行い、その後理事長との意思疎通を経て、正式に理事長宛て採用上申を行い決定となる。

2014 年度において、大学としての充当計画の明確化(カリキュラム・ポリシー等との関連性の確認を含む)、各学部・研究科等における選考手続きの明確化などを目的として、教員充当計画及び学長への候補者報告の新たな統一様式を定めた【資料 3-52、3-53、3-54】。

教員の昇任についても、各学部において、規定等に基づき行われている。なお、2014年度において、特任教授申請の書式を規定に基づき改めた【資料 3-55】。

〈2〉 経済学部

経済学部における教授、准教授、講師の募集・採用・昇格は「経済学部教員選考規則」【資料 3-11】及び「成蹊大学経済学部専任教員選考(昇任)基準」【資料 3-12】に基づいて、経済学部人事委員会及び経済学部審査教授会において慎重に審議されている。また教員の募集は公募によることが多く、求める教員像を記載した明確な募集要項を大学ホームページ等で広く公開している。また、非常勤講師についても、「経済学部教員選考規則」に基づき、経済学部人事委員会及び経済学部審査教授会での審議を経て採用を行っている。

〈3〉 理工学部

教授、准教授、講師に関しては「理工学部専任教員の採用に関する手続内規」に基づき、学部全体で採用方針を決定し、学部の審査のための委員会を設置して採用を行うこととしている【資料 3-13】。

助教に関しては「理工学部助教採用手続に関する申合せ」に基づき、学部として適当な所属学科を決定し、公募によって選考している【資料 3-14】。

昇任に関しては「理工学部専任教員の昇任に関する手続内規」を定め、学部に審査のための委員会を設置して審査を行うなどの手続に則って行っている【資料 3-15】。

また、非常勤講師についても、「理工学部非常勤講師の採用に関する内規」に基づき、教授会での審議を経て採用を行っている【資料 3-16】。

〈4〉 文学部

文学部における教授、准教授、講師の募集・採用・昇任は、「文学部専任教員の採用及び昇任に関する内規」に基づき適切に行われている【資料 3-17】。教員採用・昇任のいずれにおいても文学部教授会に諮り、その承認を得たうえで、当該学科から3名、それ以外の学科から1名による選考委員会が構成され審査にあたる。選考委員会による審査結果は教授会で報告され、採用・昇任ともに教授会において投票により決定する。投票にあたっては、教授会構成メンバーの3分の2以上の出席を要し、承認には出席者の3分の2以上の賛成を必要とする。また、非常勤講師についても、「文学部非常勤講師の採用に関する内規」に基づき、教授会での審議を経て採用を行っている【資料 3-18】。

〈5〉 法学部

法学部における教授、准教授、講師の募集・採用・昇任は、「法学部専任教員の採用に関する教授会内規」、「法学部専任教員の昇任に関する内規」に基づいて適切に行われている【資料 3-19、3-20】。採用及び昇任については、毎年度始めに、各学科の状況や教員の研究教育状況を勘案したうえで、その計画を策定し、それに即して行っている。また、非常勤講師についても、「法学部非常勤講師の採用に関する内規」に基づき、教授会での審議を経て採用を行っている【資料 3-21】。

〈6〉 経済経営研究科

経済経営研究科は経済学部に基づいていることから、教員の募集・採用・昇格は、「経済学部教員選考規則」【資料 3-11】及び「成蹊大学経済学部専任教員選考(昇任)基準」【資料 3-12】に定められた基準に沿って、経済学部審査教授会での審議を経て実施される。

経済経営研究科担当教員は、経済経営研究科審査教授会での審議を経て決まる。経済経営研究科の授業と研究指導の担当資格の基準は、「経済経営研究科授業・研究指導担当者の選任基準」【資料 3-22】により、原則として、専任教員のうち①教授が博士前期課程と博士後期課程の授業担当と研究指導担当の資格を有する、②准教授は博士前期課程の授業担当と研究指導担当の資格と博士後期課程の授業担当の資格を有する、そして③専任講師と助教は博士前期課程の授業担当の資格を有することとしている。

〈7〉 理工学研究科

理工学研究科の教員については学部教員を兼ねているので、採用、昇任のプロセスについては理工学部の手続に準拠している【資料 3-13、3-15】。

研究科の担当資格の認定に関しては「理工学研究科博士前期課程研究指導担当資格に関する申合せ」及び「理工学研究科博士後期課程研究指導担当資格に関する申合せ」【資料 3-23、3-24】に基づき適切に行われている。なお、教員の採用、昇格の審査時には研究業績が厳格に審査されており、大学院担当教員として十分な資格を有するものが研究指導教員となっている。

〈8〉 法学政治学研究科

教員の募集・採用・昇格は、法学政治学研究科独自ではなく、法学部が大学院教育の必要性を勘案して行っている。また、法学政治学研究科研究指導担当教員は、「法学政治学研究科授業・研究指導担当者の選任基準」に基づき、適切に任用されている【資料 3-25】。

〈9〉 文学研究科

教員の募集・採用・昇格は、文学研究科独自ではなく、文学部が大学院教育の必要性を勘案して行っている。また、文学研究科研究指導担当教員は「文学部専任教員の採用及び昇任に関する内規」、「文学研究科授業・論文演習担当者の選任基準」、「文学研究科授業・論文演習担当者の選任手続に関する内規」に基づき、適切に行われている【資料 3-17、3-26、3-27】。

〈10〉 法務研究科

法務研究科においては、定年、転任等により専任教員が退職する予定がある場合には、後任の人材に関する情報を収集して、「法務研究科専任教員・客員教員・実務家客員教員の採用に関する内規」に基づき教授会の手続きを通じて適切な人材を採用している。また、昇任については、「法務研究科専任教員の教授昇任に関する内規」に基づいて行われている【資料 3-28、3-29】。

(4) 教員の資質の向上を図るための方策を講じているか。

〈1〉 大学全体

教員の教育・研究活動に対する評価の組織的な取り組みは全学FD委員会のもとで実施してきた。2013年度においては、大学として3回のFD講習会を実施するとともに、教育・研究活動の適正な評価制度を確立するための準備として、内部質保証システムの構築及び教員業績管理・公開システムの構築について検討を行った。内部質保証システムについては2014年度から運用を開始し、また教員業績管理・公開システムについては2014年度中に構築を終え、2015年度から運用を開始した。

またFDの一環として2014年度前期開講科目から、授業評価アンケートを全学部の全科目(ゼミを除く)を対象に実施し、後期からは全学部(ゼミを含む)及び大学院の全科目を対象に実施している【資料3-56、3-57】。

教育活動の継続的な改善を推進・支援するため、2014年度から、大学情報センターを改組して高等教育開発・支援センターを設置するとともに、学長直属の専任教員として、FDに係る専門知識を有する専門家(ファカルティ・ディベロッパー)を採用し、また、2014年度においてFD・SD講演会を2回、FD講習会を1回、SD講習会を1回開催した【資料3-58】。

「成蹊大学教員研修規則」に基づく教員の資質向上を図るための研修制度が全学的にあり、これにより教員が長期・中期・短期の研究専念期間をもつことを可能としている【資料3-59】。

教員は年度始めに前年度の研究活動の自己点検を行い、当年度の研究計画を提出することとされている【資料3-60】。

そのほか、成蹊学園では、ハラスメント防止ガイドラインを定め、構成員に対して周知徹底するとともに、ハラスメント防止人権委員会を設置し、啓発活動を行うこととしている【資料3-61】。また、「成蹊学園情報セキュリティ規則」、「情報格付け基準」及び「成蹊学園個人情報の保護に関する規則」を定め、情報セキュリティ委員会を設置するとともに、教職員及び学生の情報セキュリティ対策に関する支援を行うこととしている【資料3-62、3-63、3-64】。

なお、2014年度より内部質保証体制が構築された(第10章参照)ことで、大学及び各学部・研究科の教員・教員組織について、定期的に検証を行う体制を整えている。具体的には、内部質保証活動の一環として、毎年度「大学内部質保証/点検・評価シート」に基づき、大学及び学部・研究科の教員・教員組織の適切性について定期的に検証を行っている。

〈2〉 経済学部

大学全体として実施されるFD研修や、日本私立大学連盟等の外部団体により実施される研修に、経済学部からも適宜教員を派遣し、教員の基本的な資質向上に取り組んでいる。研究活動に関しては、経済学部内で年に数回の経済学部学会主催の研究会等を行い、研究の活性化に取り組んでいる【資料3-65】。

また、全学的に整備されている教員研修制度のうち長期・中期研修については経済学部では、経済学部長期・中期研修候補者選考要領【資料 3-66】により候補者を選考している。

管理業務に関しては、全ての教員に各種委員会の委員を割り当てることにより、学内行政、管理業務に対するコミットメントの維持向上に努めている。

なお、個々の教員の教育研究活動に関する評価は、当該教員の昇任時に、経済学部審査教授会によって厳格に行われている。

〈3〉 理工学部

理工学部においては、大学としての取り組みに加えて、理工学部自己点検・評価委員会を設け、1995年からは全ての教員が教育、研究に関して学部独自の自己点検・評価（以下、「理工学部自己点検評価」）を行い、その結果を提出することとしている。結果は理工学部自己点検・評価委員会において集計し教員の資質向上に役立てている【資料 3-67】。

また、講演会などを通じて教員の資質向上のための方策を講じている【資料 3-68】。

〈4〉 文学部

文学部では外部で実施されているFD研修に教員を派遣し、教員の資質の向上を図っている。教員のシラバスについては文学部FD委員会によりチェックがなされている。授業については各学期に学生による授業評価アンケートが実施されており、教員はこれを教育・研究について考える機会と捉え、自ら資質向上にあたっている。

学部内の共同研究室にFD活動に関する図書のコナーを設け、教員のFD活動に対する意識を高めている。

また、学内の研究助成や、学内の出版助成により研究成果を公刊する機会を与えられている、研修制度により研究に専念できる期間を設けられている等、教員の研究面での資質向上を図る制度も備えている【資料 3-69、3-70】。

〈5〉 法学部

法学部と法務研究科の教員が法学会を構成し、研究会を開催している【資料 3-71】。

法律学科会議では、教員の資質の向上に資する事例の紹介やそれに関する協議を行っている【資料 3-72】。また、法律学科の教員は法科大学院の教員と研究会(ランチョン・ワークショップ)も開催している【資料 3-73】。さらに、ICT活用による教育法の向上のための講演会等の情報を共有し、それらへの積極的な参加を奨励している【資料 3-74】。

政治学科会議では教員の資質の向上に資する事例の紹介や協議を行っている。また、学科教員、大学院生並びに大学院のOB及びOGを構成員とする政治学研究会を組織し、毎月研究報告と討論を行っている【資料 3-75】。

〈6〉 経済経営研究科

経済経営研究科は経済学部に基づいていることから、基本的には経済学部の記述を参照されたいが、研究活動に関しては、経済学部学会主催の研究会等のほかに経済学セミナーを年に数回開催し【資料 3-76】、研究の活性化に取り組んでいる。

〈7〉理工学研究科

理工学部と理工学研究科においては、大学としての取り組みに加えて理工学部自己点検・評価委員会を設け、1995年からは全ての教員が教育、研究に関して学部独自の「理工学部自己点検評価」を行い、その結果を提出することとしている【資料3-67】。結果は同委員会において集計し教員の資質向上に役立てている【資料3-68】。

〈8〉法学政治学研究科

法学部教員の資質の向上を図るための方策に加えて法学政治学研究科FD委員会を中心に、効果の高い大学院教育の事例などの情報を収集・共有するなどの方策を講じている。

〈9〉文学研究科

文学部教員の資質の向上を図るための方策に加えて、2013年度に設置された文学研究科FD委員会の主導のもと、FD関係の資料が共同研究室内に常備され、閲覧できるようになっている。また、学内の研究助成や、学内の出版助成により研究成果を公刊する機会を与えられている、研修制度により研究に専念できる期間が設けられている等、教員の研究面での資質向上を図る制度も備えている【資料3-69、3-70】。また、英米文学専攻では、教育技術の向上を目指した研究会「英米文学科教職についての卒業生の会」を卒業生と合同で実施している【資料3-77：221頁】。

〈10〉法務研究科

法務研究科には教員の資質の向上を図るための研修制度がある。これまで2人の専任教員が半年間の中期研修を利用した。2015年9月より、専任教員1人が、1年間の長期研修を利用して、在外研究を行う。また、法学部教員も参加するランチョン・ミーティングにおいて、法律のテーマについて議論の場が設けられている【資料3-51：38～39頁】。

2. 点検・評価

●基準3の充足状況

これまで大学として求める教員像及び教員組織の編制方針は、学園・大学の了解のもと、各学部・研究科によって主体的に定められてきたが、大学全体としての求める教員像及び教員組織の編制方針を明確にするため、2014年度に大学評議会で審議を行い各学部・研究科と整合的なかたちで明文化した。これにより各学部・研究科だけではなく大学全体としての大学として求める教員像及び教員組織の編制方針の基準が明確化されたが、本学の教員・教員組織の基準は概ね充足している状況にある。ただし、新たに制度化された大学直属の専任教員に対する規則の一部に不備があり整備していく必要がある。また、教員の資質向上については大学全体としての組織的な取り組みがやや不十分なところがあり、2014年度に新たに設立された高等教育開発・支援センターによるFD活動の活性化が期待される。2014年度に始まった内部質保証体制において、高等教育・開発支援センタ

一の役割についてさらなる検証を進めるとともに、全学FD委員会においても引き続き大学全体の体系的なFD活動について検証を行っていく必要がある。

(1) 効果が上がっている事項

〈1〉 大学全体

- 1) 大学の求める教員像及び教員組織の編制方針を明確にし、これらと各学部の教授会・研究科委員会及びFD委員会において定める方針等との整合性を検証した。また、大学の求める教員像及び教員組織の編制方針に従い、新たに「専任教員採用プロセスに関する申合せ」を作成し、教員人事配置及び教員採用を行った【資料3-6】。
- 2) 学部・研究科等の教員の募集・資格審査・昇任審査は、学部・研究科の裁量に委ねられ各学部・研究科において優秀な教員の獲得及び教員評価を適切に行ってきたが、2014年度より学部・研究科の教員の募集・資格審査・昇任審査について、学長と各学部・研究科の権限及び役割を明確にしたことで、学長のリーダーシップ強化に向けた体制を作ることができた【資料3-6】。
- 3) 2014年度より大学情報センターを改組し、高等教育開発・支援センターを設立したことで、FD・SD講演会・講習会を高等教育開発・支援センター主導で実施するなど、教員の資質向上を図るための取り組みが活性化してきている【資料3-58】。

〈2〉 経済学部

- 1) 求める教員像及び教員組織の編制方針を明確に定めたことにより個々の教員の募集の際の研究分野、仕事内容、求める資質等について募集要項などでより明確に示せるようになり、教職員間での共有がしやすくなった。
- 2) 教員の募集に際して、教育研究の抱負や模擬シラバス等の提出を求めることにより、本学部の教育理念、方針を理解する教員の採用を行うことができている。
- 3) 2014年度において、新たに40歳以下の教員3名(助教1名を含む)、2015年度はさらに新たに30歳代の教員4名(助教1名を含む)を採用し、専任教員の年齢構成の偏りは順調に改善してきている【資料3-44】。

〈3〉 理工学部

- 1) 講師以上の教員を採用するにあたっては、以前は各学科で決定した方針によってそのまま教員の選考がなされていたが、2011年に理工学部運営委員会にて、学部及び学科の目的に見合った専門分野などを定めてから学部全体で採用を行っていくプロセスを確立した。それにより学部全体での教育に相応しい人材が確保されていると考える。実際に例えば2014年度においては運営委員会において学科、分野、年齢構成などが学部教育課程に相応しいかどうかについて議論したうえで、選考委員会での候補者の公募と審査作業を進め、若手教員を採用した。2014年4月以降に着任した教員(助教を除く)は30代が3名、40代が3名となっている。助教(任期5年)についても採用学科を含め学部で議論して決定するプロセスが機能している。

- 2) 『改善報告書検討結果』では教員の年齢構成に不適切な点があると指摘されたが、年齢構成も配慮してここ数年選考を進めてきた。学習院大学による相互外部評価によっても「2013年5月1日時点では51歳から60歳の教員割合が35%と多かったが、2014年5月1日時点で約30%と改善されている。(中略)これは採用にあたって特定の範囲の年齢に偏らないように配慮された結果であると推察され、評価できる。」との評価を得ている【資料3-43：20～21頁】。
- 3) 「理工学部自己点検評価」を行い、集計結果を教員にフィードバックし、教員の意識向上に役立てている。この点は学習院大学による相互外部評価によっても評価されている【資料3-43：20～21頁】。また学部独自の講演会等を通じて教員の資質向上を図っている。

〈4〉文学部

- 1) 専任教員の年齢構成の比率については、そのバランスを考えながら新規採用人事を行っており、2011年度から2015年度にかけて30代の専任教員6名、40代の専任教員2名、50代の専任教員1名を採用した。その結果、31～40歳の専任教員の年齢構成比率は、2011年から2015年にかけて、15.6%から16.7%に改善した【資料3-46】。
- 2) FD活動に関しては、教員の資質向上を図るために、文学部のFD委員会で学生による授業評価アンケートのレビューやシラバスのチェックを行うことで、教員の意識向上に役立てている。

〈5〉法学部

- 1) 2010年以降、学部・学科で定めた採用方針及び採用計画に従って採用を行ってきた。具体的には、法律学科で3名、政治学科で5名の常勤教員の退職・離任者に対し、それぞれ同数を採用して補充し、任期付助教についても法律学科1名、政治学科2名の離職者に対し、それぞれ同数を新規採用で補充した。一連の採用人事の有効性は、助教の離職事由がいずれも他大学での常勤ポスト獲得であり、優秀な若手研究者であると認められたことから確認できる。
- 2) これらの採用実績、学習院大学との相互評価の指摘、及び大学の求める教員像と教員組織の編制方針を踏まえて、2015年度の教授会において、法学部の求める教員像及び教員組織の編制方針が定められた【資料3-35】。

〈6〉経済経営研究科

- 1) 経済経営研究科は経済学部に基づいていることから、教員の募集・採用は経済学部担当教員としての募集・採用も兼ねるが、経済経営研究科の求める教員像及び教員組織の編制方針を明確に定めたことにより、経済経営研究科担当教員としても採用することが想定される教員の募集の際の研究分野、仕事内容、求める資質について募集要項などでより明確に示せるようになった。また「1. 現状の説明」で述べたとおり、専任教員の募集は公募を中心に行われ、厳正な業績審査を経て本研究科の教育課程に相応しい候補者が適切に選出されている。

〈7〉 理工学研究科

- 1) 講師以上の教員を採用するにあたっては、以前は各専攻で決定した方針によってそのまま教員の選考がなされていたが、理工学研究科となってからは理工学部運営委員会にて、学部の目的に見合った専門分野などを定めてから学部全体で採用を行っていくプロセスを確立した。研究科の教員は学部教員を兼ねているのでこれによって研究科においても、研究科全体での教育に相応しい人材が確保されていると考える。

〈8〉 法学政治学研究科

- 1) 法学部教員の新規採用の際に、その職位に応じて大学院教育を担当しうる高い能力を備えた教員を採用するよう努めてきた。その結果、大学院の教育課程に相応しい教員体制を維持することができている。
- 2) こうした採用実績等を踏まえ、法学部における人事制度の整備との関係も調整したうえで、2015年度の教授会において、法学政治学研究科の求める教員像及び教員組織の編制方針が定められた【資料 3-37】。

〈10〉 法務研究科

- 1) 教授会の手続きを通じて適切な人材（法務研究科として求める教員像、教員組織の編制方針参照）を採用することによって、法曹養成・少人数教育に相応しい教員の構成を継続的に維持している。実務家教員として、2012年度に、民事訴訟法及び民事実務基礎を担当する教員を採用した。当該教員は、東京高裁などで裁判官としての豊富な実務経験を有するほか、当該分野での研究業績も有している。研究者教員として、2013年度に、経済法を担当する教員、及び国際私法を担当する教員、2014年度に、刑法を担当する教員を採用した。各教員は、当該分野において研究業績を積み上げている。

(2) 改善すべき事項**〈1〉 大学全体**

- 1) 大学直属の専任教員の昇任に関する規則化が図られていないので、規則を整備する必要がある。

〈2〉 経済学部

- 1) 専任教員の年齢構成については、教員採用の結果、41～50歳の比率が2013年度は37.5%、2014年度は36.2%、2015年度は34.7%と順調に低下しているものの、依然としてやや高めである。

〈3〉 理工学部

- 1) 学習院大学による外部評価でも指摘されたとおり、実質的には非常に優秀かつ大学設置基準や学校教育法を満たしている教員が採用されているとはいえ、教員採用や昇任

の資格基準が教授を除き明確になっていないことから、早急に議論のうえ決定することとしたい。

- 2) 教員像及び教員組織編制方針は今回初めて決定したが、この編制方針に整合した教員組織を作っていけるかどうか定期的にチェックしていくことが重要である。引き続き、学科、分野、年齢構成など学部教育課程に相応しい候補者の選出に努める。
- 3) 新任の助教について、審査の最終段階になって採用を辞退するケースがここ数年少なからずあり、本学部における助教の年齢制限を採用時 35 才未満から 40 才未満に変更したが、その後も辞退する場合があります。助教職位の職務や採用条件など学園側とも相談を行い、教育研究活動に支障のない教員組織の維持に努めることが重要と考えている。

〈4〉 文学部

- 1) 『改善報告書検討結果』において、「教員組織では、専任教員 1 名当たりの学生数について、卒業論文が必修である文学部で 40.4 名と依然として多いので、改善に向けての一層の努力が望まれる。」という指摘を受け、『学習院大学による評価報告書』（2015 年 3 月）においても「学生数に対して教員数が少ないという大学基準協会からの指摘に対しては、欠員の補充というかたちでの改善が見られるが（「提言に対する改善報告書」、今後の継続的な改善の見通しが不透明であり、大学（学園）全体としての方針が示されていない。」という指摘を受けた。実際、文学部の現在の在籍学生数は 1,954 名、専任教員数は、大学に所属する教職課程の教員と卒業論文の指導に原則として関与しない助教を除けば 41 名、教員 1 名当たりの学生数は 47.7 名（助教を専任教員とみなせば、45.4 名）となっており、改善が急務である。
- 2) FD について、『学習院大学による評価報告書』において「FD 活動の改善に関しては、具体的にどのような取り組みが行われたのかが分かりにくい。授業評価アンケートの結果については学内専用のホームページで公開されているとのことであるが、社会的責任という観点から考え、限定したかたちであっても、学外にも公表すべきではないか。FD 委員会の具体的な活動や FD 活動の結果の公表方法などについても明示したほうがよいのではないか。」という指摘を受けており、検討が必要である。

〈5〉 法学部

- 1) 学習院大学との相互評価で指摘を受けたように、専任教員 1 名当たりの学生数が 50 名以上であり、少人数教育を推進するために、その数を 35 名程度に減らす必要がある。
- 2) 専任教員の年齢構成について、41 歳～50 歳の構成比率が特に高く、偏りがみられなくはない。
- 3) 教員の資質向上のための方策は、法学部の求める教員像に照らして検証されるべきであるので、2015 年に定められた法学部の求める教員像に照らして、今後検証を行う必要がある。

〈8〉 法学政治学研究科

- 1) 法学政治学研究科における効果の高い大学院教育の事例を実際の教育に反映させるためのシステム作りをさらに進める必要がある。
- 2) 法学政治学研究科に入学する学生数が不足気味であったため、教員の通常年間負担授業数に大学院担当授業を算入することができなくなっていた。定期的に入学者を迎え入れることになると、大学院の授業担当時間数と学部の担当時間数との調整が必要となる。

3. 将来に向けた発展方策

(1) 効果が上がっている事項

〈1〉 大学全体

- 1) 「専任教員採用プロセスに関する申合せ」に従い、教員人事配置及び教員採用を行ったが、2015年度において、学長のリーダーシップのもと、学部・研究科の教員の募集・選考・昇格が適切に実施されているか、そのプロセスの検証を行う。
- 2) 学長のリーダーシップのもと、学部・研究科等の教員の募集・資格審査・昇格審査を適切に行っていく。
- 3) 高等教育開発・支援センターの取り組みを通じて教員の資質向上が効果的に図られているか全学FD委員会で引き続き検証する。

〈2〉 経済学部

- 1) 教職員間での求める教員像及び教員組織の編制方針の共有をより一層進め、それらと整合的な教員組織の編制実態を実現維持すべく教員の募集・採用・昇格を引き続き適切に行っていく。例えば、教員採用時に、教育研究上の抱負をより厳密に精査し、セミナーや模擬講義などを通じて本学部の教育研究方針の理解度をよりいっそう見極めていく体制を整備していく。
- 2) 本学部の教育理念、方針を理解する教員の採用を行うことを継続していく。
- 3) 専任教員の採用にあたっては年齢構成比率にも引き続き留意する。

〈3〉 理工学部

- 1) 理工学部運営委員会と教授会を中心に学部全体で教員採用を行っていくプロセスを維持していくためにも、教員間のコミュニケーションが重要であり、引き続き同運営委員会を定期的開催し、意思の疎通を図る。
- 2) 教員採用の際は、引き続き年齢構成にも配慮しながら候補者の選考を行うこととする。
- 3) 「理工学部自己点検評価」については引き続き行っていくが、なるべく集計等の負担が少ない方策を検討していきたい。

〈4〉 文学部

- 1) 専任教員の年齢構成の比率については、新規採用人事の際に改善するべく努力しており、適切に行われているが、今後の人事においても年齢構成に留意した選考を行う。
- 2) 学生による授業評価アンケートについて各自の授業の向上につながるよう分析手段等を引き続き文学部 FD 委員会で検討する。

〈5〉 法学部

- 1) 学部・学科で定めた採用方針及び採用計画に従って、引き続き適切な採用を行っていく。
- 2) 2015年に定められた法学部の求める教員像及び教員組織の編制方針を教員の間で共有し、その実効的な運用を行っていく。

〈6〉 経済経営研究科

- 1) 経済経営研究科は経済学部基礎を置いていることから、教員の募集・採用・昇任は経済学部のそれらと不可分なところがあるが、経済学部同様、教職員間での求める教員像及び教員組織の編制方針の共有をより一層進め、それらと整合的な教員組織の編制実態を実現、維持すべく教員の募集・採用・昇任を引き続き適切に行っていく。

〈7〉 理工学研究科

- 1) 理工学部運営委員会と教授会を中心に学部全体で教員採用を行っていくプロセスを引き続き維持していくためにも、教員間のコミュニケーションが重要であり、引き続き運営委員会を定期的に開催し、意思の疎通を図る。

〈8〉 法学政治学研究科

- 1) 大学院教育を担当しうる高い能力を備えた教員を採用するよう、引き続き努めていく。
- 2) 2015年に定められた法学政治学研究科の求める教員像及び教員組織の編制方針を教員の間で共有し、その実効的な運用を行っていく。

〈10〉 法務研究科

- 1) 教授会の手続きを通じて適切な人材を採用することによって、法曹養成・少人数教育に相応しい教員の構成を継続していく。

(2) 改善すべき事項

〈1〉 大学全体

- 1) 大学直属の専任教員の昇任に関する規則の整備を検討する。

〈2〉 経済学部

- 1) 教員の年齢構成の偏りをさらに是正するため、引き続き 20 歳代、30 歳代の教員の採用を続けていく。

〈3〉 理工学部

- 1) 教員採用や昇任の資格基準を全ての職位について明確化することが求められており、2015年度中に学部で議論を行うこととする。
- 2) 理工学部創設10年の節目を迎え、学部教育理念を定期的に検証する時期となっているが、これと整合するような教員組織編制方針としていくよう今後も引き続きチェックを行っていく。
- 3) より充実した教育体制を作っていくためにも助教を含めた教員の適正配置について、大学全体、さらには学園全体の問題として考えていただくべく活動を行っていくことも重要な課題であるとする。

〈4〉 文学部

- 1) 専任教員数の改善については今後も引き続き法人部門に強く要望していく。
- 2) 授業評価アンケート及びFD活動の学外への公表手段について今後検討を進める。

〈5〉 法学部

- 1) 法学部FD委員会が少人数教育の充実に必要な専任教員の増員について関係部署との調整を十分進めることはできなかったため、引き続き積極的に調整を試みるものとする。
- 2) 採用人事において、法学部の求める教員像の確認及び教員の年齢構成の偏りの矯正については、その必要性を人事委員会で毎回確認したうえで行うこととする。
- 3) 2015年に定められた法学部の求める教員像に照らして、教員の資質向上のための方策について検証し、今後さらに検討を行う。

〈8〉 法学政治学研究科

- 1) 法学政治学研究科FD委員会の活動が教育・研究の実践にさらに反映されるために、研究科教授会の場でいっそう積極的に大学院教育の事例を紹介し討議することとする。
- 2) 大学院の授業担当時間数と学部の担当時間数との調整を柔軟に対応できるようにする。

4. 根拠資料**< 共通資料（提出を義務付けられている資料） >**

- 資料 3-1 専任教員の教育・研究業績
- 資料 3-2 成蹊大学教授会規則
- 資料 3-3 成蹊大学大学院研究科教授会規則
- 資料 3-4 成蹊大学法科大学院教授会規則
- 資料 3-5 大学専任教員採用手続（覚書）
- 資料 3-6 教員採用プロセスに関する申合せ
- 資料 3-7 成蹊大学特別任用教授規則
- 資料 3-8 成蹊大学特別任用教授の申請要件等に関する内規

- 資料 3-9 成蹊大学助教に関する申合せ
- 資料 3-10 成蹊大学全学教育教員選考規則
- 資料 3-11 経済学部教員選考規則
- 資料 3-12 成蹊大学経済学部専任教員選考(昇任) 基準
- 資料 3-13 理工学部専任教員の採用に関する手続内規
- 資料 3-14 理工学部助教採用手続に関する申合せ
- 資料 3-15 理工学部専任教員の昇任に関する手続内規
- 資料 3-16 理工学部非常勤講師の採用に関する内規
- 資料 3-17 文学部専任教員の採用及び昇任に関する内規
- 資料 3-18 文学部非常勤講師の採用に関する内規
- 資料 3-19 法学部専任教員の採用に関する教授会内規
- 資料 3-20 法学部専任教員の昇任に関する内規
- 資料 3-21 法学部非常勤講師の採用に関する内規
- 資料 3-22 経済経営研究科授業・研究指導担当者の選任基準
- 資料 3-23 理工学研究科博士前期課程研究指導担当資格に関する申合せ
- 資料 3-24 理工学研究科博士後期課程研究指導担当資格に関する申合せ
- 資料 3-25 法学政治学研究科授業・研究指導担当者の選任基準
- 資料 3-26 文学研究科授業・論文演習担当者の選任基準
- 資料 3-27 文学研究科授業・論文演習担当者の選任手続に関する内規
- 資料 3-28 法務研究科専任教員・客員教員・実務家客員教員の採用に関する内規
- 資料 3-29 法務研究科専任教員の教授昇任に関する内規

<その他資料>

- 資料 3-30 2014 年度第 4 回大学評議会議事録(抜粋) (既出 資料 1-16)
- 資料 3-31 教育情報の公表 (教育・研究について) (既出 資料 1-21)
URL : http://new.seikei.ac.jp/university/edu_info/education/index.html
- 資料 3-32 経済学部 (兼経済経営学科) 教育研究方針大綱 (既出 資料 1-17)
- 資料 3-33 2015 年度第 5 回理工学部教授会議事録(抜粋)
- 資料 3-34 文学部教育方針大綱 (既出 資料 1-18)
- 資料 3-35 2015 年度第 11 回法学部教授会議事要録(抜粋)
- 資料 3-36 経済経営研究科教育研究方針大綱 (既出 資料 1-19)
- 資料 3-37 2015 年度第 11 回法学政治学研究科教授会議事録(抜粋)
- 資料 3-38 文学研究科教育方針大綱 (既出 資料 1-20)
- 資料 3-39 2014 年度第 14 回法科大学院教授会議事要録(抜粋)
- 資料 3-40 2015 年度第 1 回大学運営会議資料別紙 2
- 資料 3-41 教育情報の公表 (大学評価)
URL : http://new.seikei.ac.jp/university/edu_info/management/hyouka.html
- 資料 3-42 大学基礎データ
- 資料 3-43 成蹊大学の自己点検・評価に関する評価報告書 (既出 資料 2-19)
- 資料 3-44 経済学部年齢構成比率

- 資料 3-45 2015 年度第 1 回経済学部教授会議事録(抜粋) (既出 資料 1-24)
- 資料 3-46 文学部年齢構成比率
- 資料 3-47 2014 年度第 2 回法学部法律学科会議議事録(抜粋)
- 資料 3-48 2014 年度第 3 回法学部政治学科会議議事録(抜粋)
- 資料 3-49 2014 年度第 1 回法学部 FD 委員会議事録(抜粋)
- 資料 3-50 2015 年度第 1 回経済経営研究科教授会議事録(抜粋) (既出 資料 1-25)
- 資料 3-51 2013 年度成蹊大学大学院法務研究科評価報告書 (2013 年 9 月 25 日) (既出 資料 1-39)
- 資料 3-52 専任教員採用計画様式
- 資料 3-53 専任教員採用計画 補充理由書
- 資料 3-54 専任教員採用資格審査報告書
- 資料 3-55 特別任用教授申請要件様式
- 資料 3-56 授業評価アンケートの実施について
- 資料 3-57 授業評価アンケート (後期) の実施について
- 資料 3-58 高等教育開発・支援センター主催講演会・講習会一覧
- 資料 3-59 成蹊大学教員研修規則
- 資料 3-60 個人研究費の支出要領の配付について
- 資料 3-61 成蹊学園のハラスメントに関する取り組み
URL : <http://www.seikei.ac.jp/gakuen/harass/index.html>
- 資料 3-62 成蹊学園情報セキュリティ規則
- 資料 3-63 情報格付け基準
- 資料 3-64 成蹊学園個人情報保護に関する規則
- 資料 3-65 経済学部学会主催研究会のお知らせ (2015 年度)
- 資料 3-66 経済学部長期・中期研修候補者選考要領
- 資料 3-67 理工学部自己点検評価結果 (2014 年度)
- 資料 3-68 2013 年 6 月 5 日「理工学部研修：卒業生修了者アンケート結果報告及び学園 専門相談員による講演」案内
- 資料 3-69 成蹊大学人文叢書出版内規
- 資料 3-70 成蹊大学文学部学会研究成果出版助成に関する内規
- 資料 3-71 成蹊大学法学会会則
- 資料 3-72 2014 年度第 1 回法学部法律学科会議議事録(抜粋)
- 資料 3-73 ランチョン・ワークショップ演題一覧
- 資料 3-74 2014 年度「iPad を用いたインタラクティブな授業の実践」プロジェクト議事録
- 資料 3-75 政治学研究会開催一覧
- 資料 3-76 経済学セミナー (2015 年 1 月 16 日、2015 年 1 月 30 日) 開催通知
- 資料 3-77 成蹊大学文学部紀要第 50 号

第4章 教育内容・方法・成果

第1節 教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針

1. 現状の説明

(1) 教育目標に基づき学位授与方針を明示しているか。

〈1〉大学全体

教育目標に基づいた大学としての学位授与方針は、2014年7月9日開催の大学評議会で審議し、定めた【資料4.1-27】。

また、2010年度に全学共通科目の編成及び実施を担う母体としてスタートさせた成蹊教養カリキュラムにおいても、時を同じくして下記のとおり成蹊教養カリキュラムの教育目標を定め、各学部との一体化を図った。

成蹊大学の教育目標、学位授与方針及び成蹊教養カリキュラムの教育目標は以下のとおりである【資料4.1-28】。

成蹊大学の教育目標

これまで豊かさを求めて発展を続けてきた私たちの社会は、今後、成熟の時代を迎えます。世界はますますボーダーレス化し、さらに複雑になっていくでしょう。今の時代に求められるのは、自分の軸をしっかり持ち、異なる価値観に柔軟に向き合い、課題に対して他者と協力して積極的に取り組んでいく姿勢です。成蹊大学では21世紀のグローバル化時代に相応しい、

- (1) 個を備え、他者を理解する豊かな人間性；
- (2) 幅広い教養と専門知識を備え、自ら課題を発見、解決する知力と実行力；
- (3) 多様な文化、環境、状況に対応し、他者と協働できる真のグローバル力；
- (4) 生涯学び続けることができる自律的学修能力；

を備えた人材を育てることを目指します。

成蹊大学の学位授与方針

成蹊大学は、次の力を備えた学生に学位を授与します。

- (1) 自分の軸をしっかり持ち、他者を理解する豊かな人間性を備えている。
- (2) 幅広い教養と専門課程で求められる基礎学力を有している。
- (3) 自ら課題を発見し、解決する知力と実行力を有している。
- (4) 多様な文化、環境、状況に対応して、他者と協働して社会に貢献できる力を有している。
- (5) 生涯学び続けることができる自律的学修能力を身につけている。
- (6) 大学院においては、各専攻分野における高度な研究課題を設定し解決できる研究能力を有し、その専門知識を職業活動において生かす力を有している。

成蹊教養カリキュラムの教育目標

中世ヨーロッパに大学が生まれて以来、教養教育の根幹には長らく言葉の探究（文法・論理・修辞学）と自然の探究（天文学・算術・幾何学・音楽）が据えられてきました。言葉と自然に関する素養こそが、あらゆる知識の基盤になると考えられてきたからです。

成蹊教養カリキュラムはこうした教養教育の伝統を受け継ぎながら、文系学部と理系学部が同一キャンパスにあるという本学の特色を活かし、グローバル化時代に相応しい、専門性を備えた教養人を育成することを目指します。その実現のために、5つの目標を置きます。

- (1) 文系・理系の枠を越えた、幅広い視野と素養を育むこと
- (2) 論理的・批判的(クリティカル)な思考力と、それを支える情報活用力を身につけること
- (3) 人間や文化、社会の多様性を認識し、自分と異なる価値観や感性をもった者と対話できる力を高めること
- (4) 日本語や英語をはじめとする諸言語に対する関心と知識を深め、運用能力を向上させること
- (5) 自律的学修能力を身につけ、生涯学び続けるための基礎を固めること

これらの目標を達成するため、教養カリキュラム全体を通じて以下のような力を育成することを目指します。

- (1) 「個性尊重の人格教育」という学園建学以来の理念と大学の教育目標を踏まえ、文化や価値観などが異なる人びとを理解・尊重し、またそうした人びととのコミュニケーションを通じて自らを理解・確立しようとする動機をもっている。
- (2) 自分は相手と何を共有し、共有していないのかを考えながら、相手の主張の背後にある文脈を踏まえて発言を理解するとともに、自分の主張が相手にどのような文脈で理解される可能性があるのかに注意を払い、表現の内容及び方法を適切に調整できる。
- (3) 文献調査や資料整理の方法、論理的文章を書く際のルールなど、大学の専門課程で学修を行う上で求められる基本的な技能を身につけている。また、プレゼンテーションやグループワークの方法、及びそれと関連する情報メディアの利用法を修得している。

〈2〉 経済学部

経済学部の教育目標と、それに基づく学位授与方針は、「経済学部（兼経済経営学科）教育研究方針大綱」【資料 4.1-29】の「2 教育の目標及び学士の学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）」に下記のとおり明確に定められている【資料 4.1-28】。

経済学部の教育目標（人材育成方針）

本学部の「基本理念」及び「教育上の目的」を踏まえ、以下のとおり教育の目標を定めています。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none"> (1) 深い専門知識：経済学及び経営学に関する深い専門知識の修得し、現実社会の問題の本質を把握する洞察力の涵養 (2) 幅広い教養：幅広い教養を修得し現実社会の問題を多角的にとらえる視座の醸成 (3) 課題の発見と解決：現実社会が直面する課題を発見し解決する能力の涵養 (4) 他者との協働：円滑に他者と協働するための協調性とコミュニケーション力の涵養 (5) 自発的な学び：自ら主体的に学ぼうとする学修姿勢の涵養 |
|---|

これらの教育の目標に即して、本学部の学士の学位授与の基本方針を以下のとおり定めています。

経済学部の学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none"> (1) 深い専門知識：経済学及び経営学の基本的な原理及び思考のフレームワークを理解し、社会（政策、企業経営等）で発生している諸現象を定量的に把握し、各事象の因果関係等を経済学及び経営学の理論に基づいて考察することが可能な専門知識を修得している。 (2) 幅広い教養：人文科学、社会科学、自然科学及びこれらにまたがる学際的な分野に関して、それぞれの分野の基本的な概念と基礎となる思考方法を理解し、人間及び社会の諸問題を多角的に把握して総合的な思考を行うことが可能となるような教養を修得している。 (3) 課題の発見と解決：現実の人間社会の諸問題の本質を理解するために必要な情報（文献、統計等を含む。）を調査収集（語学力などの読解力を含む。）し、それを的確に分析する能力を身に付けている。 (4) 課題の発見と解決：多様な情報から問題の本質を見抜く洞察力と、それを課題解決に結び付けていく論理的思考力を身に付けている。 (5) 課題の発見と解決：課題発見から課題解決に至るプロセスを適切に企画・管理運営する総合的なマネジメント能力を身に付けている。 (6) 他者との協働：自分が属する組織の全体像とその中における自分の役割を適切に理解し、他者と協力して仕事を進めていくことができるような協調性を身に付けている。 (7) 他者との協働：自分の意思を明確に他者に伝達することができ、他者の意思や感情を的確に理解することができるコミュニケーション力（語学力を含む。）を身に付けている。 (8) 自発的な学び：未知の領域に積極的に挑戦し続ける主体性を身に付けている。 |
|--|

〈3〉 理工学部

理工学部において設定された理念・目的は、基礎教育を重視するとともに、学際的な専門教育を充実させて、現代社会が抱える多くの複合的な諸問題に果敢に取り組める幅広い素養を持った人材を養成することである。このことを踏まえ、本学部では学科ごとに教育目標を下記のとおり明示している。各学科では、これらの教育目標の達成のための諸要件等を明確にし、学位授与方針として設定している。そのなかで、学修を通じて「幅広い教

養と社会性・国際性」、「基礎と専門学力」、「問題解決能力」、「発表力」などの重要性を掲げている。そしてこれらの能力を身につけた者に、物質生命理工学科と情報科学科の2学科では学士（理工学）の学位を、システムデザイン学科では学士（工学）の学位を授与することを明示している【資料4.1-28】。

理工学部 of 教育目標（人材育成方針）

<物質生命理工学科>

物質・ナノサイエンス、化学・ライフサイエンス及び環境・エネルギーという先端的な3分野を設定し、化学、物理及び生物がクロスオーバーした境界領域まで系統的に教育することによって、多元的な視点、柔軟な思考及び豊かな発想力を養い、変化の激しい分野でも活躍できる人材を養成します。

<情報科学科>

教育研究内容をシステムソフトウェア・ネットワーク、メディア技術及び情報数理の3分野に大別し、情報科学の基礎から応用まで深く教育することによって、変革の速度がますます大きくなる情報科学分野での先導的な役割を果たす人材を養成します。

<システムデザイン学科>

機械工学、電気電子工学、ロボット工学及び経営工学を横断する複合専門分野を系統的に教育するとともに、プロジェクト型科目において理論を実問題に応用する鍛錬を積むことによって、社会に溢れる解答が一つでない問題に対して解決策を立案し、実現できる人材を養成します。

理工学部 of 学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）

<物質生命理工学科>

基礎科目から専門科目までを系統的に学ぶことにより、次に掲げる能力を有するとともに、これらの学修を通じて「計画力」、「実行力」、「問題解決能力」及び「発表力」を身につけた学生に、学士（理工学）の学位を授与します。

- (1) 成蹊教養カリキュラム及び理工学部共通科目の学修を通じて、幅広い教養と社会性・国際性を身につけている。
- (2) 基礎的な計算手法やコンピュータリテラシー、安全管理等の学修を通じて、科学技術者の基礎と社会での実践的スキルを身につけている。
- (3) 科学の基礎となる数学、物理、化学、生物及び理学基礎実験の学修を通じて、理工学全般への理解を深め、科学技術に対する多元的な視点や柔軟な科学センスを身につけている。
- (4) 物質生命理工学科として必要とする基礎的な知識と技法を身につけるとともに、テーマを絞ったより専門性の高い分野を体系的に学修することにより、社会での実践的知識を身につけている。
- (5) 各年次に配当された実験科目及び輪講、卒業研究への取組を通じて、知識基盤社会の進展に貢献しうる科学技術力、課題を発見し解決する能力、プレゼンテーション能力を身につけている。

＜情報科学科＞

基礎科目から専門科目までを系統的に学ぶことにより、次に掲げる能力を有するとともに、これらの学修を通じて幅広い教養、プログラミングに関する知識と技法及び情報科学分野の専門知識を身につけた学生に、学士（理工学）の学位を授与します。

- (1) 成蹊教養カリキュラム及び理工学部共通科目の学修を通じて、幅広い教養と社会性・国際性を身につけている。
- (2) コンピュータ技術、技術者倫理、関係法規等の学修を通じて、科学技術者の基礎と社会での実践的スキルを身につけている。
- (3) 科学の基礎となる数学、物理、化学、生物及び理学基礎実験の学修を通じて、理工学全般への理解を深め、科学技術に対する多元的な視点や柔軟な科学センスを身につけている。
- (4) 情報科学科として必要とする基礎的な知識と技法を身につけるとともに、テーマを絞ったより専門性の高い分野を体系的に学修することにより、社会での実践的知識を身につけている。
- (5) 各年次に配当された実験科目及び輪講、卒業研究への取組を通じて、知識基盤社会の進展に貢献しうる科学技術力、課題を発見し解決する能力、プレゼンテーション能力を身につけている。

＜システムデザイン学科＞

基礎科目から専門科目までを系統的に学ぶことにより、次に掲げる能力を有するとともに、これらの学修を通じて工学的手法に基づく高い「問題解決能力（実社会に溢れる解答が一つでない問題に対し解決策を自ら立案し、かつ、それを実現する能力）」を身につけた学生に、学士（工学）の学位を授与します。

- (1) 成蹊教養カリキュラム及び理工学部共通科目の学修を通じて、幅広い教養と社会性・国際性を身につけている。
- (2) コンピュータ技術、技術者倫理、関係法規等の学修を通じて、科学技術者の基礎と社会での実践的スキルを身につけている。
- (3) 科学の基礎となる数学、物理、化学、生物及び理学基礎実験の学修を通じて、理工学全般への理解を深め、科学技術に対する多元的な視点や柔軟な科学センスを身につけている。
- (4) システムデザイン学科として必要とする基礎的な知識と技法を身につけるとともに、テーマを絞ったより専門性の高いコースを体系的に学修することにより、社会での実践的知識を身につけている。
- (5) プロジェクト型科目、輪講及び卒業研究への取組を通じて、知識基盤社会の進展に貢献しうる科学技術力、課題を発見し解決する能力、プレゼンテーション能力を身につけている。

〈4〉 文学部

文学部の教育目標は「成蹊大学学則」第1条に基づき、「成蹊大学文学部規則」第1条の2に明示されている。またこの規則に沿って、各学科の教育目標が同条同項に示されている。文学部及び各学科は、この教育目標に基づいて学位授与方針(ディプロマ・ポリシー

一) を下記のとおり定め、教育目標と整合性の取れた学位授与を行っている【資料 4.1-28】。

文学部の教育目標（人材育成方針）
<p>本学部における教育研究上の目的は、文化現象の総合的理解及びその継承を基本理念とし、その実現のために、少人数教育を基本とする教養教育及び専門教育との適切な調和を考慮したきめ細かなカリキュラムによって、問題発見能力及び多面的な分析能力の伸長を図ること、並びに言葉をとおして形づくられた人間、歴史及び社会の多様なあり方を考究し、共感を持って他者を理解する能力及び自己を他者に正確に伝達する能力を涵養することによって、社会的な活動を自律的に展開するための基礎を構築することとしています。</p> <p>本学部の各学科における教育研究上の目的は、次のとおりです。</p> <p><英米文学科></p> <p>(1) 英語を学ぶことにより、言語そのものに対する意識を育み、英米文学・文化を学ぶことをとおして文化が言葉によって成り立つことを認識させた上で、自国の文化及び異文化を相対化して読み解く力を育てます。</p> <p>(2) 外国語としての英語の運用力を強化するとともに、英語圏の文化及び歴史について幅広い理解を持ち、自らの文化的背景に立脚した価値観に立って判断し行動する真の国際感覚を備えた人材及び日本の英語教育に貢献する人材を養成します。</p> <p><日本文学科></p> <p>(1) 日本語及び日本文学を学ぶことをとおして、高度で柔軟な日本語運用力を身につけるとともに、日本人及び日本文化についての幅広く体系的な教養及び深い理解を獲得し、それらを社会生活において有効に活用しつつ、次の時代に受け渡すことのできる人材を養成します。</p> <p>(2) 多様な国際社会の中で、自らの文化的特性に立脚しつつ自立的に行動できる基礎的な判断力及び自らの思いを積極的に伝えることのできる豊かな表現力を備えた人材を養成します。</p> <p><国際文化学科></p> <p>(1) 「歴史・地域文化研究」、「文化人類学」及び「国際関係研究」を内容とする3つの基軸的な科目群をバランスよく修得させるとともに、幅広い知見に基づく情報分析能力と国際社会で通用する実践的なコミュニケーション能力を身につけさせることを通じて、グローバル化の進展とともに画一化と多様化が進む現代世界の複雑な動きを的確に理解し、社会と文化が直面する諸課題に柔軟に対処しうる人材を養成します。</p> <p>(2) (1) に規定する教育により、異文化理解の実践を通じて文化間の媒介者となりうる自律的な地球市民を養成します。</p> <p><現代社会学科></p> <p>(1) 社会学及びメディア研究の理論及び実証的研究法を通じて社会を理解するための基本的枠組みを修得させるとともに、少人数による演習を通じて、自らの課題を設定し、過去から現在に至る資料を調査し、議論によって自らの意見を鍛え、他者に対して説得的に表現する能力を育みます。</p>

- (2) (1) に規定する教育を通じて、現代社会の抱える諸問題をその背景にまで遡って多角的に検討できる思考力並びに状況に的確に対応できる判断力及び行動力を兼ね備えた人材を養成します。

文学部の学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）

「教育研究上の目的」は、「文化現象の総合的理解」「問題発見能力及び多面的な分析能力」「他者を理解する能力及び自己を他者に正確に伝達する能力」の3つの要素により構成されています。これらに即して、「知識・理解」「技術・能力」「思考・判断」「意欲・態度」の4つの観点から、本学部各学科の学士の学位授与の基本方針を定めています。

<英米文学科>

- (1) 文化現象の総合的理解——「知識・理解」「技術・能力」の観点から
成蹊教養カリキュラムの英語科目や英語強化科目、Oral English等の学修を通じて、異文化コミュニケーションの基礎となる英語力を身につけている。
- (2) 他者を理解する能力及び自己を他者に正確に伝達する能力——「知識・理解」「思考・判断」「意欲・態度」の観点から
英米の文学作品を通じて欧米の文化や歴史背景を学修し、人間に対する深い興味と観察力を育成、国際感覚を持って人間を見つめる視点を養った上で、他の国の人々に対しても自分の考えを正確に表現できる国際人としての適用能力を身につけている。
- (3) 問題発見能力及び多面的な分析能力——「技術・能力」「意欲・態度」の観点から
各年次に配当された必修の演習及び卒業論文の作成を通じて、批判的・論理的思考力、課題探究・問題解決力、コミュニケーション能力、プレゼンテーション能力などを身につけている。

<日本文学科>

- (1) 文化現象の総合的理解——「知識・理解」の観点から
日本語及び日本文学を学ぶことをとおして、日本人及び日本文化についての幅広く体系的な教養及び深い理解を獲得している。
- (2) 問題発見能力及び多面的な分析能力——「思考・判断」の観点から
多様な国際社会の中で、自らの文化的特性に立脚しつつ自立的に行動できる基礎的な判断力が備わっている。
- (3) 問題発見能力及び多面的な分析能力——「意欲・態度」の観点から
各年次に配当された必修の演習及び卒業論文の作成を通じて、批判的・論理的思考力、課題探究・問題解決力などを身につけている。
- (4) 他者を理解する能力及び自己を他者に正確に伝達する能力——「技術・能力」の観点から

日本語及び日本文学を学ぶことをとおして、高度で柔軟な日本語運用力を身につけている。特に、各年次に配当された必修の演習及び卒業論文の作成を通じて、コミュニケーション能力、プレゼンテーション能力などを身につけている。

<国際文化学科>

- (1) 文化現象の総合的理解及びその継承——「知識・理解」の観点から
「歴史・地域文化研究」、「文化人類学」及び「国際関係研究」を内容とする3つの基軸的な科目群をバランスよく修得することを通じて、幅広い知見に基づく情報分析能力及び国際社会で通用する実践的なコミュニケーション能力を身につけている。
- (2) 問題発見能力及び多面的な分析能力——「思考・判断」「意欲・態度」の観点から
異文化理解の実践を通じて、世界の多様性を知り、同時に自己の立ち位置を知り、視野の広い豊かな国際感覚を身につけている。
- (3) 他者を理解する能力及び他者とコミュニケーションする能力——「技術・能力」の観点から
各年次に配当された必修の演習及び卒業論文の作成を通じて、批判的・論理的思考力、課題発見・探究力・問題解決力、コミュニケーション能力、プレゼンテーション能力などを身につけている。

<現代社会学科>

- (1) 文化現象の総合的理解——「知識・理解」の観点から
社会学及びメディア研究の理論及び実証的研究法を通じて、社会を理解するための基本的枠組みを身につけている。
- (2) 問題発見能力及び多面的な分析能力——「技術・能力」の観点から
(1)の学修を通じて、現代社会の抱える諸問題を、その背景にまで遡って多角的に検討できる思考力並びに状況に的確に対応できる判断力及び行動力を兼ね備えている。
- (3) 他者を理解する能力及び自己を他者に正確に伝達する能力——「思考・判断」「意欲・態度」の観点から
各年次に配当された必修の演習及び卒業論文の作成を通じて、批判的・論理的思考力、課題探究・問題解決力、コミュニケーション能力、プレゼンテーション能力などを身につけている。

<5> 法学部

法学部は教育目標（人材育成方針）及び学位授与方針を下記のとおり明示している【資料 4.1-28】。

法学部の教育目標（人材育成方針）

成蹊大学法学部は、個人の権利並びに社会及び組織の円滑な活動を保障する法と政治の実現に寄与することを理念とし、法と政治に関する専門的な知識を与えるとともに、それを通じて社会科学的な思考力と合理的な判断力を持った国際感覚豊かな人材の養成を図ります。

<法律学科>

主として実定法及びその解釈に関する学修を通じて、法の現状と問題点について深い考察力を持ち、個人の権利の保障に配慮しながら個人間、集団間の利害調整や紛争解決に寄与できるような、リーガルマインドとリーダーシップを持った人材の養成を図ります。

<政治学科>

主として地方自治から国際政治にまで至る多様な問題に関する学修を通じて、政治及び人間について思想的、歴史的及び実証的な深い考察力を持ち、世界を見通す確かな分析力及び未来を構想する豊かな想像力を身につけた国際感覚豊かな人材の養成を図ります。

法学部の学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）

法学部では、以上のようなカリキュラムの履修について懇切な指導をするとともに、それぞれの科目についてはレポート提出や定期試験等の総合的かつ厳正な評価に基づいて単位の修得を認めることによって、学部の人材育成方針にかなうよう卒業生の質の確保に努めています。

<法律学科>

法と政治に関する学修を通じて培ってきた社会科学的な思考力及び合理的な判断力を持ち、また、国際的・地域的な多様性の理解に基づき、次に掲げるような基本的な資質を身につけ、現実には起きている諸問題を論理的に分析する能力及び課題を発見し解決する能力を修得した学生に、学士（法学）の学位を授与します。

- (1) 法学について体系的・専門的な知識を修得するとともに、リーガルマインド（法的思考力・判断力）を持ち、様々な利害や価値観の対立を公正な視点から分析し、解決する能力を身につけている。
- (2) 各年次に配当された「演習」を通じて、批判的・論理的思考力、課題探究・問題解決力、コミュニケーション力などを身につけ、価値観が多様化する現代社会において、柔軟かつ合理的に法的思考力を発揮することができる。
- (3) 選抜制の「LE (Legal Expert) 科目」の履修生は、民法を集中的・発展的に学修することを通じて、法的な思考力を身につけている。また、選抜制の「PSE (Political Science Expert) 科目」の履修生は、国際コミュニケーション力の養成に特化した科目の学修を通じて、問題の発見・探究力を身につけている。

<政治学科>

政治と法に関する学修を通じて培ってきた社会科学的な思考力及び合理的な判断力を持ち、また、国際的・地域的な多様性の理解に基づき、次に掲げるような基本的な資質を身につけ、現実には起きている諸問題を論理的に分析する能力及び課題を発見し解決する能力を修得した学生に、学士（政治学）の学位を授与します。

- (1) 政治学について体系的・専門的な知識を修得するとともに、個人と社会、個人と組織の関係を円滑にし、集団がよりよい方向に進むための知の力を身につけている。

- (2) 各年次に配当された「演習」を通じて、批判的・論理的思考力、課題探求・問題解決力、コミュニケーション力などを身につけることにより、政治の役割が世界規模で変化する現代社会において、組織における意思決定力及び組織運営力を発揮することができる。
- (3) 選抜制の「PSE科目」の履修生は、国際コミュニケーション力の養成に特化した科目の学修を通じて、問題の発見・探究力を身につけている。また、選抜制の「LE科目」の履修生は、民法を集中的・発展的に学修することを通じて、法的な思考力を身につけている。

〈6〉経済経営研究科

経済経営研究科の教育目標と、それに基づく学位授与方針は、「経済経営研究科教育研究方針大綱」【資料4.1-30】の「2 教育の目標及び学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)」に下記のとおり明確に定められている【資料4.1-28】。

経済経営研究科の教育目標

理念及び教育上の目的を踏まえ、各専攻のコースごとに教育の目標を以下のとおり定める。

博士前期課程

[経済学専攻／研究者養成コース]

- ① 経済学に関する深い専門的知識の修得
- ② 経済学の分野における研究能力の涵養

[経済学専攻／経済・マネジメントコース]

- ③ 経済学に関する専門知識の修得
- ④ 経営学に関する基礎的理解
- ⑤ 課題発見・解決能力の涵養
- ⑥ 他者と協働するコミュニケーション力及び協調性の涵養

[経営学専攻／研究者養成コース]

- ⑪ 経営学に関する深い専門的知識の修得
- ⑫ 経営学の分野における研究能力の涵養

[経営学専攻／経済・マネジメントコース]

- ⑬ 経営学に関する専門知識の修得
- ⑭ 経済学に関する基礎的理解
- ⑮ 課題発見・解決能力の涵養
- ⑯ 他者と協働するコミュニケーション力及び協調性の涵養

博士後期課程

[経済学専攻]

- ㉑ 経済学の分野で自立した研究者として活動するために必要な能力の涵養

[経営学専攻]

③ 経営学の分野で自立した研究者として活動するために必要な能力の涵養

経済経営研究科の学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)

教育の目標を踏まえ、各課程、各専攻、各コースの学位授与の方針を以下のとおり定める。

博士前期課程

[経済学専攻] (修士 (経済学) の学位授与の方針)

[経済学専攻/研究者養成コース]

- ① 経済学の上級理論、経済政策及び日本や世界の経済状況に関する深い専門的知識を修得している。
- ② 経済分析に必要な数学、統計学等の分析手法を修得している。
- ③ 研究者として自立可能な研究能力及び研究成果を適切に表現する論文作成能力が修士論文によって示されている。

[経済学専攻/経済・マネジメントコース]

- ④ 経済理論、経済政策及び日本や世界の経済状況に関する専門的知識を修得している。
- ⑤ 企業経営や企業会計の基礎知識を修得している。
- ⑥ 課題の本質を理解するために必要な情報 (文献、統計等を含む。) を調査収集 (語学力などの読解力を含む。) し、それを的確に分析する能力を身に付けている。
- ⑦ 多様な情報から問題の本質を見抜く洞察力と、それを課題解決に結び付けていく論理的思考力を身に付けている。
- ⑧ 課題発見から課題解決に至るプロセスを適切に企画・管理運営する総合的なマネジメント能力を身に付けている。
- ⑨ 自分が属する組織の全体像とその中における自分の役割を適切に理解し、他者と協力して仕事を進めていくことができるような協調性を身に付けている。
- ⑩ 自分の意思を明確に他者に伝達することができ、他者の意思や感情を的確に理解することができるコミュニケーション力 (語学力を含む。) を身に付けている。

[経営学専攻] (修士 (経営学) の学位授与の方針)

[経営学専攻/研究者養成コース]

- ⑪ 経営学の上級理論及び企業経営の現状に関する深い専門的知識を修得している。
- ⑫ 戦略、組織、財務の各分野の分析に必要なデータ分析等の分析手法を修得している。
- ⑬ 研究者として自立するための研究能力及び研究成果を適切に表現する論文作成能力が修士論文によって示されている。

[経営学専攻/経済・マネジメントコース]

- ⑭ 経営学の理論及び企業経営の現状に関する専門的知識を修得している。
- ⑮ 経済理論、経済政策及び日本や世界の経済の現状に関する基礎的知識を修得している。

- ⑯ 課題の本質を理解するために必要な情報（文献、統計等を含む。）を調査収集（語学力などの読解力を含む。）し、それを的確に分析する能力を身に付けている。
- ⑰ 多様な情報から問題の本質を見抜く洞察力と、それを課題解決に結び付けていく論理的思考力を身に付けている。
- ⑱ 課題発見から課題解決に至るプロセスを適切に企画・管理運営する総合的なマネジメント能力を身に付けている。
- ⑲ 自分が属する組織の全体像とその中における自分の役割を適切に理解し、他者と協力して仕事を進めていくことができるような協調性を身に付けている。
- ⑳ 自分の意思を明確に他者に伝達することができ、他者の意思や感情を的確に理解することができるコミュニケーション力（語学力を含む。）を身に付けている。

博士後期課程

〔経済学専攻〕（博士（経済学）の学位授与の方針）

- ㉑ 研究者として自立して活動するために必要とされる経済理論、経済政策及び日本や世界の経済状況に関する高度な専門的知識を修得している。
- ㉒ 経済学の学術的発展に貢献することができる創造性豊かな研究能力及び研究成果を適切に表現する論文作成能力が博士論文によって示されている。

〔経営学専攻〕（博士（経営学）の学位授与の方針）

- ㉓ 研究者として自立して活動するために必要とされる経営学の理論及び企業経営や企業会計の現状に関する高度な専門的知識を修得している。
- ㉔ 経営学の学術的発展に貢献することができる創造性豊かな研究能力及び研究成果を適切に表現する論文作成能力が博士論文によって示されている。

〈7〉理工学研究科

理工学研究科の理念・目的は、第1章(1)に記したように、博士前期課程と博士後期課程ごとに設定され明確に示されている。このことを踏まえ、本研究科では3コースごとに教育目標を明示している。各コースは、博士前期課程と博士後期課程ごとにこれらの教育目標の達成のための諸要件等を明確にし、学位授与方針として設定している【資料4.1-28】。

理工学研究科の教育目標

- (1) 理工学専攻ではコースを問わず、「表現技術特論」「エンジニアリングデザイン」「実験計画法とデータ解析」「環境の科学と工学」「生命科学の最前線」「学際分野特殊研究」など技術者・研究者に必要とされる共通科目を設定し、基礎を重視した教育を行います。
- (2) コース間である程度自由に科目を履修することが可能。また、ひとつのコース内であっても、さまざまな学問領域があり、豊富な科目群から幅広く複合的に履修することができます。
- (3) 専門性の深化を目指す学生は、学部での卒業研究を活かしながら同じ研究課題で専門分野をより深く探究することができます。また、コース間の壁を低くしたメ

リットを活かし、分野横断的な複合課題の探究を目指す学生は、専門分野の異なる複数教員の指導体制のもと学際的なプロジェクト研究を行うこともできます。

＜物質生命コース＞

物質・ナノサイエンス、化学・ライフサイエンス、環境・エネルギー各分野の基礎知識と基礎技術を幅広く修得し、新たな科学技術の創造に挑む技術者を養成すること、または研究者の素養を涵養することを目的とします。

＜情報科学コース＞

ハードウェア・ネットワーク分野からアプリケーション分野、さらには数理・経営科学・計算科学分野を含むさまざまな情報科学の分野において幅広い知識の修得と高度な研究手法の獲得により、革新的科学技術の創造に挑む先導的な情報関連技術者を養成すること、または研究者の素養を涵養することを目的とします。

＜エレクトロメカニクスコース＞

機械工学・電気電子工学・経営工学を融合したものづくり技術の分野において、創造性豊かな優れた研究・開発を行っていくための深い知識の修得及び研究・開発能力の涵養により、高度な専門知識と高い倫理観を持って社会に貢献できる技術者または研究者を養成することを目的とします。

理工学研究科の学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）

博士前期課程

- (1) 研究活動を行うための基礎知識と基礎技術を修得して、研究課題に取り組むことができる。
- (2) 幅広い知識と視野の獲得を通じて、自らの研究課題の位置づけを理解できる。
- (3) 新たな開発にかかわる研究課題に意欲をもって挑むことができる。

博士後期課程

- (1) 多面的な視野に基づいた研究手法を修得して、研究課題に主体的に取り組むことができる。
- (2) 自立した研究者として、高い倫理観を持ち、知識基盤社会に貢献できる。
- (3) 研究者としての使命を自覚して、創造性豊かな研究成果を社会に公表する。

〈8〉 法学政治学研究科

法学政治学研究科は教育目標及び学位授与方針を下記のとおり明示している【資料4.1-28】。

法学政治学研究科の教育目標

国際社会から身近な地域社会にいたるまで、私たちは今日さまざまな法律的、政治的な問題に直面しています。それらの問題をどのように理解し、どのような解決策を提案していくのかということは、現代の社会に求められている重要な課題であるといえるでしょう。このような視点から、本研究科は、国際化・情報化する社会に必要な

広い視野や、的確な分析力と判断力、高度な社会科学的思考力を磨き、法学と政治学の専門研究を進めます。さらに社会や学界に貢献する豊かな研究成果を生み出すための学問的研究能力を育成し、社会における問題解決能力を養うことを目指します。

法学政治学研究科の学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)

法学政治学研究科では、「グローバル化と情報化が進展する現代社会において、幅広い視野、正確な分析力、的確な判断力、高度な社会科学的思考力を備えるとともに、法学と政治学の専門的研究能力を備え、社会や学界に貢献する豊かな研究成果を生み出すとともに、社会問題の解決に貢献できる人材の育成」を研究科の理念・目的として掲げている。

この目的に即して、博士前期課程、博士後期課程において、以下の条件を満たした大学院生に対して、学位を授与することとする。

博士前期課程

1. 博士前期課程に2年以上在学して所定の単位を修得し、研究指導を受けた上で、第1年次の各学期において必要とされるタームペーパーを提出し、修士論文または修士論文に代わる特定の課題についての研究(「特定課題研究」)を提出して、その審査および最終試験に合格すること。ただし、在学期間に関しては、特に優れた業績を上げた者については、大学院に1年以上在学すれば足りるものとする。
2. 法律学または政治学の分野において、さまざまなかたちで社会に貢献する研究などの活動を行うための基礎的能力と専門的知識を備えていること。

博士後期課程

1. 博士後期課程に3年以上(法科大学院の課程を修了した者にあつては2年)在学し、所定の単位を修得し、必要な研究指導を受け、公開の研究会において博士論文の中間報告を行った上で、博士論文の審査および最終試験に合格すること。ただし、在学期間に関しては、特に優れた業績を上げた者については、大学院に1年以上在学すれば足りるものとする。
2. 法律学または政治学の分野において、社会及び学界に貢献する優れた研究の能力を有すること。

〈9〉文学研究科

文学研究科は教育目標及び学位授与方針を下記のとおり明示している【資料4.1-28】。

文学研究科の教育目標

人間と社会に対する広範な理解及び探究心と、高度な専門知識と能力を持った専門職業人や広く深い専門的素養を身につけた人材、並びに問題を発見し追求する能力に富み、学問的創造性を発揮しうる優れた学術研究者の育成です。

文学研究科の学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）

博士前期課程

入学者それぞれの希望や目的に応じた「研究コース」「総合コース」「英語教育コース」（英米文学専攻）の各カリキュラムによる教育を実施しています。

博士後期課程

それぞれの専攻に関連する分野に応じ、創造性豊かな優れた研究・開発能力を持った研究者・専門家として自立しうる人材を養成することを目的としたカリキュラムを実施しています。

- ・博士前期課程の研究コースにあつては、所定の年限在籍して、文学研究科が教育と研究の理念と目的に沿って設定した授業科目を履修し、基準となる30単位を修得して、さらに修士論文の審査及び試験に合格することが学位授与の要件である。
- ・博士前期課程の総合コース及び英語教育コースにあつては、所定の年限在籍して、文学研究科が教育と研究の理念と目的に沿って設定した授業科目を履修し、基準となる34単位を修得して、さらに指導教授の指導による「特定課題研究の成果」の審査及び試験に合格することが学位授与の要件である。
- ・博士前期課程にあつては、いずれのコースにあつても優れた学識を備え、専門分野における創造性豊かな研究能力や高度な専門職業人等として活動するのに必要な広い知的素養と能力の修得が課程修了者に期待されている。
- ・博士後期課程にあつては、所定の年限在籍して、文学研究科の教育と研究の理念と目的に沿った研究指導を受け、かつ標準修業年限内に博士論文の審査及び最終試験に合格することが、課程修了の要件である。
- ・博士後期課程にあつては、研究者として自立して活動しあるいは高度な専門業務に従事するために必要な能力や知識を身につけているかどうか、課程修了の目安となる。
- ・いずれの課程にあつても、専門家に相応しい責任感と倫理性をもって活動する意識を身につけていることが重視される。

(2) 教育目標に基づき教育課程の編成・実施方針を明示しているか。

〈1〉 大学全体

教育目標に基づいた大学としての教育課程の編成・実施方針は2014年7月9日開催の大学評議会で審議し、定めた【資料4.1-27】。

また、学部における教養教育は全学共通科目である成蹊教養カリキュラムとして実施しており、成蹊教養カリキュラムの科目区分に応じた学修・教育目標を明示している【資料4.1-31】。

成蹊大学の教育課程の編成・実施方針は以下のとおりである【資料4.1-28】。

成蹊大学の教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）

成蹊大学は、次の方針で教育課程を編成・実施します。

- (1) 論理的・批判的(クリティカル)な思考力と、それを支える情報活用力が身につくよう、演習科目等を全学年において配置する。
- (2) 自律的学修能力を身につけ、生涯学び続けるための基礎が固められるよう、ブレ・タームにおいて動機付け科目を配置する。
- (3) 文系・理系の枠を越えた、幅広い視野と素養を育むため、語学を含む多様な教養科目を配置する。
- (4) 自分と異なる価値観や感性をもった者と対話できる力を高め、文化や価値観などが異なる人びとを理解・尊重し、またそうした人びととのコミュニケーションを通じて自らを理解・確立しようとする動機が持てるよう、国際理解科目や学部横断型選抜コースを配置する。
- (5) 専門課程での適切な学修のために、学部カリキュラムでは初年次より体系的に専門科目を配置する。
- (6) 大学での学修成果の集大成である卒業研究等を、各学部・学科において実践する。
- (7) 大学院においては、専攻分野ごとに求められる高度な研究課題の設定・解決能力を養成するための専門科目を体系的に配置し、研究指導体制を整備する。

〈2〉 経済学部

経済学部の教育課程の編成・実施方針は、「経済学部（兼経済経営学科）教育研究方針大綱」【資料 4.1-29】の「3 教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）」に下記のとおり明確に定められており、それは本学部の教育目標及び学位授与方針に基づいている【資料 4.1-28】。

経済学部の教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）

「教育上の目的」、「教育の目標」及び「学位授与の方針」を踏まえ、本学部のカリキュラム編成・実施の基本方針を以下のとおり定めています。

- (1) 経済学及び経営学に関する専門知識を確実に修得できるようにするため、体系的に専門科目を配置する。
- (2) 生涯にわたって経済学及び経営学を学び続けるための礎を築くには、専門分野の基礎の徹底的な修得が必要不可欠であり、このため1年次及び2年次に徹底的な基礎の修得を目的とした「コア科目」を配置する。
- (3) 専門知識、教養及び学際分野をバランスよく学修することができるよう、教育課程の中に成蹊教養カリキュラム、経済学・経営学の応用発展科目、学際科目の3つの区分を明示し、それぞれから単位修得を行うことを基本とする。
- (4) 学生の自発的な学びを促すために、履修指針としての科目区分「スペシャリストコース」及び選抜制の特別な科目区分「特別プログラム」を設ける。

(5) 学士の学位授与の方針に掲げる8つの項目を総合的に修得することができるようにするために、1年次から4年次までのすべての学年に少人数による演習科目を設け、4年次の演習に成果物（「卒業研究」）の提出を義務付ける。

〈3〉 理工学部

理工学部の教育課程の編成・実施方針は下記のとおり明示されており、学部及び学科の教育目標と学位授与方針(ディプロマ・ポリシー)に基づいている【資料4.1-28】。

理工学部の教育課程の編成・実施方針 (カリキュラム・ポリシー)

＜共通基礎＞

高校科目から大学の専門科目のかけ橋になるよう、1年次に「理工学の基礎」科目群を配置しています。内容は数学系、物理系、化学系そして生物系の科目からなっています。同時に物理と化学の実験からなる「理学基礎実験」も配置しています。これらの科目では、平易な事項から説明を加え、十分な基礎学力が得られるように授業を進めます。特に、数学系と物理系科目では、高校での履修状況や到達度によりクラスを分け、授業を実施しています。これらの基礎科目群を十分に学ぶことで、すべての専門科目に無理なく接続できるようになります。

＜物質生命理工学科＞

1年次では全学共通カリキュラムによって幅広い教養を身につけるとともに、本学科の基本となる物理・化学・生物を少人数クラスにおいて着実に学びます。2年次では専門技術の基礎となる学科主要科目を確実に修得するとともに、実験・実習をとおして技術者として必要な様々な手法・技法を身につけます。3年次では幅広い先端的専門科目の中から学問的興味及び志望分野にあわせて自由に科目を選択し、専門知識を修得します。また、後期からは配属研究室における少人数での輪講・実験をとおして、より高い専門性をもった知識と技術を集中的に身につけます。最終学年では1年間の卒業研究の遂行をとおして、「計画力」「実行力」「問題解決能力」「発表力」を実践的に養い、科学技術者として必須の素養を確実なものとしします。

＜情報科学科＞

複合的な専門分野を学ぶ系統履修を設定することにより、幅広い講義・実験をとおして基礎力と専門知識を養い、問題解決能力の向上を目指します。1、2年次では幅広い教養を養うとともに、科学技術者として、また、理工学に携わるための基礎科目群だけでなく、情報科学の基礎科目であるプログラミングやコンピュータ、ネットワーク、システム化技術、情報数理に関する基礎を身につけます。少人数クラスによるフレッシュャーズ・セミナー、実験では、その内容・技法を確実に身につけるようにします。3、4年次では将来の進路を見据え、3分野から構成される研究分野から絞った分野に関連する専門科目を中心としてより深い専門知識を学びます。3年次後期からは研究室に所属し、さらに専門性の高い知識や技法を修得するとともに、4年次の卒業研究では、先端技術に関する課題・システム化関連課題・境界領域課題等を設定しそれを遂行することを通じて、企画力・遂行力・ディスカッション力・プレゼンテーション力を養います。

＜システムデザイン学科＞

マルチコース制により複合専門分野を学ぶ系統履修科目、及び、学んだ理論を実践するプロジェクト型科目を両輪とする「工学デザイン教育」を通し、高い問題解決能力を養います。系統履修科目は産業界で求められる専門知識と思考能力を養うため、以下のように低学年では幅広い教養と技術者としての基礎を身につけ、3年次から4つの専門コースのうち2つを選択するマルチコース制で高度な複合専門知識を学びます。

- ・成蹊教養カリキュラム（文理融合型の教養科目と外国語科目）
- ・学科共通カリキュラム（産業界で最低限必要となる専門知識・技能）
- ・専門コースカリキュラム（以下の4コースのうち2コースの高度な専門知識）
 - 機械システムデザインコース
 - エレクトロニクスデザインコース
 - ロボティクスデザインコース
 - 経営システムデザインコース

プロジェクト型科目は各学年に必修として配置し、実際の設計製作に取り組むことにより系統履修科目で学んだ理論を実践します。上記4分野が関連した複合的な課題に対し、学生がチームを組み、議論、設計、製作、プレゼンテーション、評価に取り組めます。

〈4〉 文学部

文学部の教育課程の編成・実施方針は下記のとおり明示されており、学部及び学科の教育目標と整合性をもって構築され、学位授与方針(ディプロマ・ポリシー)とも一体化している【資料4.1-28】。

文学部の教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）

「教育研究上の目的」及び「学士の学位授与の方針」を踏まえ、本学部のカリキュラム編成・実施の基本方針を以下のとおり定めています。

- (1) 本学部の教育が目標とする文化現象の総合的理解とその継承に向け、各学科の理念と、基礎となる教養の考え方に基つきながら、人間・歴史・社会・文化の多様なあり方を研究するための授業科目を体系的に配置する。
- (2) 専門知識、教養及び学際分野をバランスよく学修することができるように、教育課程の中に学科専門科目、成蹊教養カリキュラム（全学共通科目）、自由設計科目の3つの区分を明示し、それぞれから単位修得を行うことを基本とする。
- (3) 「学士の学位授与の方針」に各学科が掲げている項目を総合的に修得することができるようにするために、1年次から4年次までのすべての学年に少人数による演習科目を設け、また4年次に卒業論文の提出を義務付ける。

〈5〉 法学部

法学部は、学部の学位授与方針に基づき、下記のとおり教育課程の編成・実施方針を定めている【資料4.1-28】。

法学部の教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）

法学部が提供する教育内容やカリキュラムは、成蹊教育の伝統である少人数教育を通じて、時代を超えた法学教育の基本の修得のみならず、社会における多様な関心や現代的な動向にも応えることができるよう工夫されています。具体的には、1年次から4年次にいたるゼミの設置、1年次からの準専門的あるいは専門的科目の提供、4年間の幅広い教養・語学科目の配置などの工夫を挙げることができます。また、法律学科と政治学科との科目の共通化を図るとともに、それぞれの学科のより専門的な深い学修を可能にする特別コース（Legal Expert 科目、Political Science Expert 科目）も設けています。

〈6〉 経済経営研究科

経済経営研究科の教育課程の編成・実施方針は、「経済経営研究科教育研究方針大綱」【資料 4.1-30】の「3 教育課程編成・実施の方針(カリキュラム・ポリシー)」に下記のとおり明確に定められており、それは本研究科の教育目標及び学位授与方針に基づいている【資料 4.1-28】。

経済経営研究科の教育課程の編成・実施方針(カリキュラム・ポリシー)

「教育上の目的」、「教育の目標」及び「学位授与の方針」を踏まえ、本研究科のカリキュラム編成・実施の基本方針を以下のとおり定める。

博士前期課程

[経済学専攻／研究者養成コース]

- (1) 経済理論、経済政策及び経済状況を、基礎から上級まで順次的、体系的に学修することができるようにする。
- (2) 経済分析に必要な数学、統計学等の分析手法を修得することができる科目、科目群を設ける。
- (3) 修士論文作成につながる集中的な指導を行うための演習科目及び指導教授を置く。

[経済学専攻／経済・マネジメントコース]

- (4) 経済理論、経済政策及び経済状況を、基礎から上級まで順次的、体系的に学修することができるようにする。
- (5) 経営学の理論及び企業経営の現状の基礎を学修するための科目を選択することができるようにする。
- (6) 情報の調査収集及び分析を行うための科目群を設ける。
- (7) 学位授与の方針⑦～⑩を達成するための演習科目を全学年に設ける。

[経営学専攻／研究者養成コース]

- (11) 経営学の理論及び企業経営の現状を、基礎から上級まで順次的、体系的に学修することができるようにする。
- (12) 戦略、組織、財務の各分野の分析に必要な手法を修得することができる科目、科目群を設ける。

- (13) 修士論文作成につながる集中的な指導を行うための演習科目及び指導教授を置く。
- [経営学専攻／経済・マネジメントコース]
- (14) 経営学の理論及び企業経営の現状を、基礎から上級まで順次的、体系的に学修することができるようにする。
- (15) 経済理論、経済政策及び経済状況の基礎を学修するための科目を選択することができるようにする。
- (16) 情報の調査収集及び分析を行うための科目群を設ける。
- (17) 学位授与の方針⑰～⑳を達成するための演習科目を全学年に設ける。

博士後期課程

[経済学専攻]

- (21) 学位授与の方針㉑及び㉒を達成するために、段階的な演習科目を設ける。
- (22) 学位授与の方針㉒を達成するために、指導教授により日常的に論文作成指導を行う。

[経営学専攻]

- (31) 学位授与の方針㉓及び㉔を達成するために、段階的な演習科目を設ける。
- (32) 学位授与の方針㉔を達成するために、指導教授により日常的に論文作成指導を行う。

〈7〉理工学研究科

理工学研究科は、本研究科で設定された理念・目的に基づき、教育課程の編成・実施方針を前期・後期課程ごとに、また、それぞれ必修科目と選択科目ごとに明確にし、明示している【資料4.1-28】。

理工学研究科の教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）

博士前期課程

- ・必修科目：特別実験の科目群では、複数教員による実験指導を通じて基礎的な実験技術や実験手法の修得をめざし、特別演習の科目群としては、研究課題に即した関連実験と理論について、対象を整理分析する手法と発表討論の手法を身につける
- ・選択科目：各コースの専門性に応じた科目群を配置し、専門的な基礎知識を修得する
- ・専攻共通選択科目：理工学に関連した分野及び社会科学・人間科学との学際分野の科目群を設定し、技術者・研究者としての広く多角的な視野の獲得を目指す

博士後期課程

- ・必修科目：特別演習の科目群では、研究課題に即した関連実験と理論について、対象の分析と討論を通じて、新たな問題の設定などの研究手法を身につける
- ・選択科目：各コースの専門性に応じた科目群を配置し、専門的で高度な知識を修得する

〈8〉 法学政治学研究科

法学政治学研究科は、本研究科の教育目標に基づき、教育課程の編成・実施方針を下記のとおり定めている【資料4.1-28】。

法学政治学研究科の教育課程の編成・実施方針(カリキュラム・ポリシー)
<p>[法律学専攻]</p> <p>博士前期課程</p> <p>博士前期課程では、幅広い研究能力を培うために、多くの科目の中から個人のニーズに合わせて履修できるようになっています。例えば、法律学専攻においては、憲法、行政法、民法、商法、労働法、刑法、訴訟法、知的財産法、国際法、外国法などの分野を、基礎的な理論体系から最先端の研究領域まで研究することができます。法律学専攻の科目以外にも、政治学専攻や法務研究科(法科大学院)、あるいは単位互換協定を結んでいる都内私立大学院の科目を履修し、単位修得することができます。そこでの教員による指導は、問題の見だし方や課題の設定方法、法的思考や論理の立て方、論文執筆、研究発表、議論の仕方など、学問研究をする上で必要なトレーニングのさまざまな側面に及びます。また各種の研究會に参加して学界の最先端の議論に参画することや、成蹊大学アジア太平洋研究センター主催の研究プロジェクトへの参加などにより共同研究を体験する道も開かれています。大学院生の報告や論文は、研究会での批評を経て、法学政治学研究科専用の紀要に発表し、広く学界の評価を問う、業績を積むことができます。</p> <p>博士後期課程</p> <p>博士後期課程では、博士前期課程と同様、法律学の分野において、社会及び学問分野に貢献する優れた研究・開発能力と高度な専門知識を持つ研究者等を目指す人を育成します。法律学専攻内外で多彩な科目を履修することができ、各種の研究會に参加して学界の最先端の議論に参画することや、成蹊大学アジア太平洋研究センター主催の研究プロジェクトへの参加などにより共同研究を体験する道も開かれています。また紀要への論文掲載も同様です。それに加えて、博士後期課程の大学院生は、成蹊大学法務研究科(法科大学院)教員の研究指導も受けることができます。</p> <p>[政治学専攻]</p> <p>博士前期課程</p> <p>博士前期課程では、幅広い研究能力を培うために、多くの科目の中から個人のニーズに合わせて履修できるようになっています。例えば、政治学専攻においては、政治哲学、政治思想、政治史、国際政治、政治過程論、政治文化論、行政学などの分野を、古典から最先端の研究領域まで学ぶことができます。政治学専攻の科目以外にも、法律学専攻や法務研究科(法科大学院)、あるいは単位互換協定を結んでいる都内私立大学院の科目を履修し、単位修得することができます。その他、教員と大学院生との合同研究会が定期的開催され、研究発表や議論の仕方など、普段の授業や文献講読とは異なる学問的なトレーニングを受けることができます。また、成蹊大学アジア太平洋研究センター主催の研究プロジェクトへの参加などにより共同研究を体験す</p>

することもできます。大学院生の報告や論文は、研究会での批評を経て、法学政治学研究科専用の紀要に発表されるため、広く学界の評価を問い、業績を積むことができます。

博士後期課程

博士前期課程と同様、政治学専攻内外で多彩な科目を履修することができ、教員との合同研究会や成蹊大学アジア太平洋研究センター主催の研究プロジェクトにも参加できます。また紀要への論文掲載も同様です。それに加えて、博士後期課程の大学院生は、成蹊大学法務研究科（法科大学院）教員の研究指導も受けることができます。また、ポストドクターあるいはオーバードクターへのサポートとして、一定の条件を満たした博士後期課程修了生には、成蹊大学法学部の科目を非常勤講師として担当する道も開かれています。

〈9〉 文学研究科

「成蹊大学大学院文学研究科規則」において教育研究上の目的を定め、これに基づき、文学研究科の教育目標と連関したカリキュラム・ポリシーを定めている【資料 4.1-28】。

文学研究科の教育課程の編成・実施方針(カリキュラム・ポリシー)

文学研究科は、言語、文学、歴史、思想等に関わる伝統文化を継承しながら、新たな知見を生み出して社会に寄与することを基本理念とし、それに沿ったカリキュラムを編成し実施しています。それは人間と社会に対する広範な理解及び探究心と高度な専門知識と能力を持つ専門職業人や広く深い専門的素養を身につけた人材、並びに問題を発見し追求する能力に富み、学問的創造性を発揮しうる優れた学術研究者の育成を目指すものです。カリキュラムの基本方針は以下の通りです。

博士前期課程

博士前期課程研究コースでは、年次ごとの研究計画に基づいてそれぞれの専門に関わる演習と研究を主として学修する。さらに共通講義科目の履修によって専門分野の知識と研究能力を培い、創造性豊かな優れた研究者として自立するための力を研く。また修士論文の制作に従事しこれを仕上げる過程で、自己の研究の可能性と専門分野における意義を把握しうるセンスを身につける。

博士前期課程総合コース及び英語教育コースでは、年次ごとの研究計画を進めながら分野横断的な共通科目履修の機会を多く持つことで、専門職業人また広く深い専門的素養を身につけた人材たるに相応しい能力をつちかう。「特定課題研究の成果」の制作で自らの関心を研究的に深め、まとまった成果に仕上げる体験をすることで、専門家として社会で活動することの意義を自覚する。

博士後期課程

博士後期課程では、優れた学識と専門分野における創造性豊かな研究能力や高度な専門職業人等として活動するのに必要な広い知的素養を主体的に身につける。

博士後期課程では、博士論文の提出にむけて定められた業績要件を満たし得る研究を計画的に進めることで、専門家として自立する能力を身につける。

いずれの課程においても、専門家に相応しい責任感と倫理感をもって活動する意識を身につける。

(3) 教育目標、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針が、大学構成員（教職員および学生等）に周知され、社会に公表されているか。

〈1〉 大学全体

大学の教育目標、学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針は、大学ホームページで公表されているほか、学内教職員ホームページで公開し、教職員に周知が図られている【資料 4.1-28、4.1-32】。

〈2〉 経済学部

経済学部の教育目標、学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針は、大学ホームページ上で社会一般に対して公表している【資料 4.1-28】。教育課程の編成・実施方針については『経済学部履修要項』を通じて学生には周知・公表している【資料 4.1-1】。教職員に対しては、教育目標、学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針の適切性についての定期的な検証の一環で、少なくとも毎年度始めの経済学部教授会において「経済学部（兼経済経営学科）教育研究方針大綱」を取り上げて検証を行うこととしている【資料 4.1-33】ので、そのような機会を通じて周知を図っている。

〈3〉 理工学部

大学ホームページに、教育目標が人材養成方針として示されており、さらに、学位授与方針及び教育課程編成の方針が同ホームページ上で公表されている【資料 4.1-28】。詳細な内容は、学内のホームページ上で教職員に周知されている。また、カリキュラムの詳細は『理工学部履修要項』として印刷物として学生に配布されている【資料 4.1-2】。

〈4〉 文学部

文学部の教育目標、学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針はいずれも大学ホームページ上に掲載され、大学構成員をはじめ社会に公表されている【資料 4.1-28】。また教育課程の編成・実施方針は『文学部履修要項』を通じて学生に周知され、さらに履修ガイダンスやゼミ等の機会を通じて学生への周知を図っている【資料 4.1-3】。

〈5〉 法学部

法学部の教育目標、学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針は、大学ホームページにおいて掲載され、大学構成員への周知及び社会への公表が確保されている【資料 4.1-28】。また教育課程の編成・実施方針は『法学部履修要項』を通じて学生に周知されている【資料 4.1-4】。

〈6〉 経済経営研究科

経済経営研究科の教育目標、学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針は、大学ホームページで社会に公表されている【資料 4.1-28】。また、学生に対しては、『経済経営研究科 履修要項』でも周知・公表している【資料 4.1-5】。教職員に対しては、教育目標、学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針の適切性についての定期的な検証の一環で、少なくとも毎年度始めの経済経営研究科教授会において「経済経営研究科教育研究方針大綱」を取り上げて検証を行うこととしている【資料 4.1-34】ので、そのような機会を通じて周知を図っている。

〈7〉 理工学研究科

教育目標、学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針は、大学及び理工学研究科ホームページ上に掲載され、大学構成員をはじめ社会に公表されている【資料 4.1-28】。教育目標、学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針は、『理工学研究科履修要項』にも明示されている【資料 4.1-6】。

〈8〉 法学政治学研究科

法学政治学研究科の教育目標、学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針は、大学ホームページに掲載され、大学構成員への周知及び社会への公表が確保されている【資料 4.1-28】。また、学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針は『法学政治学研究科履修要項』にも記載され、学生に周知されている【資料 4.1-7】。

〈9〉 文学研究科

文学研究科の教育目標、学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針は、大学及び文学研究科ホームページ上に掲載され、大学構成員をはじめ社会に公表されている【資料 4.1-28】。また、学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針は『文学研究科履修要項』にも記載され、学生に周知されている【資料 4.1-8】。

(4) 教育目標、学位授与方針および教育課程の編成・実施方針の適切性について定期的に検証を行っているか。

〈1〉 大学全体

学部・研究科の学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針は2013年度に見直しを行ったが、定期的にはそれまで検証を行ってはいなかった。2014年度に大学の教育目標の見直しと、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針及び学生受入れ方針を含む大学の各方針を大学運営会議で策定することとし【資料 4.1-35】、それに合わせて学部・研究科において教育目標及び各方針の見直しを行った。

2014年度より内部質保証体制が構築された（第10章参照）ことで、今回策定された学位授与方針、教育課程の編成・実施方針及び学生受入れ方針等を含め、定期的に検証を行う体制を整えている。具体的には、内部質保証活動の一環として、毎年度「大学内部質保

証／点検・評価シート」に基づき、大学及び学部・研究科の学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針の適切性について内部質保証委員会、大学自己点検・評価委員会及び各部門において定期的に検証を行っている【資料 4.1-36、4.1-37、4.1-38】。

〈2〉 経済学部

経済学部の教育目標及び学位授与方針の適切性については、経済学部運営委員会及び経済学部教授会が責任主体・組織となって定期的に検証を行っている。さらに教育課程の編成・実施方針の適切性の検証は、経済学部教務委員会及び経済学部教授会が責任主体・組織となって定期的に行われている。少なくとも毎年度始めの経済学部教授会において「経済学部（兼経済経営学科）教育研究方針大綱」を取り上げてそれらの適切性についての検証を行っている【資料 4.1-33】。

〈3〉 理工学部

これまで組織の改組や新たなカリキュラム制度の導入等の際に表記事項を見直し、同時に、毎年度始めに各学科で見直してきた。しかし、定期的な検証は形式的には行っているものの基本的な議論にはなっていなかった。定期的に検証する制度については、2014年度には検討組織を学部内で立ち上げ検討していたが、時を同じくして、学習院大学との相互評価による外部点検において、「ディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーの適切性についての検証プロセスの明確化と明文化が望まれる」との評価を受けた。これらの状況のなかで、従来は学部独自の自己点検を行う組織であった理工学部自己点検・評価委員会に理工学部の質保証推進チームとしての役割を加えて規則化し、この検証を行っていくこととした【資料 4.1-39、4.1-40】。

〈4〉 文学部

文学部では、カリキュラム改編の機会に合わせるかたちで、授業評価アンケートなどを利用しながら、随時、学部及び学科の教育課程の編成の見直しを行っており、教育目標、学位授与方針も含め、文学部教育方針大綱を取り上げるかたちで定期的に適切な検証を行い文学部教授会で審議している【資料 4.1-41、4.1-42、4.1-43】。

〈5〉 法学部

法学部では、次年度の授業計画を策定する際に、法学部 FD 委員会が教育目標、学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針の適切性の検証を行っている【資料 4.1-44】。

〈6〉 経済経営研究科

経済経営研究科の教育目標、学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針の適切性については、経済経営研究科教授会が責任主体・組織となって定期的に検証を行っている。少なくとも毎年度始めの経済経営研究科教授会において「経済経営研究科教育研究方針大綱」を取り上げてそれらの適切性についての検証を行っている【資料 4.1-34】。

〈7〉 理工学研究科

理工学研究科では、コース主任会において毎年度始めに、専攻とコース等の教育目標、学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針の検証が各コースに依頼され、検討されている。このようにコースでの見直しは毎年度行われているが、大きな変更には至っていない。定期的に検証する制度については、2014年度に検討組織を研究科内で立ち上げ検討していたが、時を同じくして、学習院大学による相互外部評価において、「ディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーの適切性についての検証プロセスの明確化と明文化が望まれる」との評価を受けた。これらの状況のなかで、従来は学部独自の自己点検を行う組織であった理工学部自己点検・評価委員会に理工学部の質保証推進チームとしての役割を加えて規則化し、この検証を行っていくこととした【資料 4.1-39、4.1-40】。

〈8〉 法学政治学研究科

法学政治学研究科では、各専攻科会議と連携して、研究科FD委員会が教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針の適切性を毎年度に検証している【資料 4.1-45】。

〈9〉 文学研究科

文学研究科では、教育目標、学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針の定期的検証を、「文学研究科教育方針大綱」を取り上げるかたちで、研究科教授会にて行っている【資料 4.1-46、4.1-47、4.1-48】。

2. 点検・評価

● 基準 4(1)の充足状況

2014年度に成蹊大学の教育目標(人材育成方針)を定め、それに基づく学位授与方針を定めるとともに、2010年度より全学共通科目の編成及び実施を担う母体としてスタートさせた成蹊教養カリキュラムの教育目標についてもこれを定めた。これに基づき、各学部・研究科の教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針との適切性について大学全体で検証を行い、調整を図ったうえで、大学ホームページに掲載し、大学構成員に周知を図り、社会に公表した。大学及び各学部・研究科の教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針の適切性については、2014年度に構築された内部質保証体制のもとで引き続き定期的な検証を行っていくこととしている。このように、教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針の基準を概ね充足している状況にあるが、今後内部質保証体制のもとでどのように検証を進めていくかが当面の課題である。

(1) 効果が上がっている事項

〈1〉 大学全体

- 1) 2014年度において、成蹊大学の教育目標(人材育成方針)と学部・研究科等の学位授与方針、教育課程の編成・実施方針、入学者受入れの方針及び成蹊教養カリキュラムの教育目標との適切性について検証し、調整を図り、大学ホームページに掲載し、社会に広く公表した【資料 4.1-28】。また、成蹊大学の教育目標(人材育成方針)とそ

の他各種方針(成蹊大学のグローバル化戦略(Global Policy)、成蹊大学の求める教員像と教員組織の編制方針、学生支援に関する方針、教育・研究環境の整備に関する方針、社会連携・社会貢献に関する方針、管理運営方針及び内部質保証に関する方針)についても、検証し、調整を図った。そのうえで全ての方針を大学ホームページに掲載し、さらに2014年10月に公開が始まった日本私立学校振興・共済事業団による大学ポートレートへも掲載し、より広く社会に公表した【資料4.1-49】。これらは科目の新設や講義内容見直しの際の指標となっている。

- 2) 2014年度より内部質保証体制が構築されたことで、教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針等の適切性を検証し、調整を図る体制が整った。

〈2〉経済学部

- 1) 2014年度に包括的な「経済学部(兼経済経営学科)教育研究方針大綱」【資料4.1-29】を制定し、経済学部の教育目標、学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針を全面的に見直した。そのうえで、2014年度前期に経済学部のホームページを全面的に更新して、「経済学部(兼経済経営学科)教育研究方針大綱」で新たに制定したこれらを掲載し、公表した。「経済学部(兼経済経営学科)教育研究方針大綱」は2014年度に制定されたばかりであり、教育目標、学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針は適切に設定されていると考える。このように、包括的な「経済学部(兼経済経営学科)教育研究方針大綱」を制定し、それを公表することにより学位授与方針が教育目標に基づいていること、それらが理念・目的を踏まえていること、教育課程の編成・実施方針が教育目標及び学位授与方針に基づいていることがより明確になり、教職員間での共有がしやすくなり、適切性についても今後整合的に検討しやすくなった。

〈6〉経済経営研究科

- 1) 2014年度に包括的な「経済経営研究科教育研究方針大綱」【資料4.1-30】を制定し、経済経営研究科の教育目標、学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針を全面的に見直した。そのうえで、2014年度前期に経済経営研究科のホームページを全面的に更新して、「経済経営研究科教育研究方針大綱」で新たに制定したこれらを掲載し、公表した。さらに2015年度より『経済経営研究科履修要項』【資料4.1-5】にも「経済経営研究科教育研究方針大綱」をもとにまとめて掲載した。「経済経営研究科教育研究方針大綱」は2014年度に制定されたばかりであり、教育目標、学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針は適切に設定されていると考える。このように、包括的な「経済経営研究科教育研究方針大綱」を制定し、それを公表することにより学位授与方針が教育目標に基づいていること、それらが理念・目的を踏まえていること、教育課程の編成・実施方針が教育目標及び学位授与方針に基づいていることがより明確になり、教職員間での共有がしやすくなり、適切性についても今後整合的に検討しやすくなった。

〈8〉法学政治学研究科

- 1) 大学院志望者を増やすために大学院説明会を行い、その効果もあり、2015年度は3名の進学者を得た。

(2) 改善すべき事項

〈1〉 大学全体

- 1) 教育目標、学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針について社会的認知度をさらに高めていく必要がある。

〈3〉 理工学部

- 1) 今後広範な役割を担う可能性のある理工学部広報委員会の規則を制定し、役割を明確にする必要があろう。
- 2) 学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針の検証については、理工学部自己点検・評価委員会においての検証が端緒についたところであり、今後も継続的な取り組みが必要である。

〈8〉 法学政治学研究科

- 1) 大学院生の人数が少ないと、教員が手厚い指導を行える反面、大学院生同士で切磋琢磨することが困難であることから、大学院生募集の広報活動のさらなる強化が必要である。

3. 将来に向けた発展方策

(1) 効果が上がっている事項

〈1〉 大学全体

- 1) 成蹊大学の教育目標と各学部・研究科の学位授与方針、教育課程の編成・実施方針、入学者受入れの方針及び成蹊教養カリキュラムの教育目標との適切性について引き続き大学運営会議で検証する。また、成蹊大学の教育目標(人材育成方針)とその他各種方針との適切性についても引き続き大学運営会議で検証する。この検証結果を踏まえながら、教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針及び入学者受入れの方針に基づき、講義内容や科目の見直しを今後も継続する。
- 2) 内部質保証体制のもとで、引き続き教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針等を大学運営会議で定期的に検証し、調整を図っていく。

〈2〉 経済学部

- 1) 「経済学部(兼経済経営学科)教育研究方針大綱」は2014年度に制定されたばかりであるが、引き続き定期的に経済学部教授会等において「経済学部(兼経済経営学科)教育研究方針大綱」を取り上げ、教育目標、学位授与方針及び教育課程の編成・

実施方針の適切性について整合的に検証を行うことで、教職員間での共有をより一層進め、その検証結果を反映したものを速やかにホームページ上でも公表する。

〈6〉 経済経営研究科

- 1) 「経済経営研究科教育研究方針大綱」は2014年度に制定されたばかりであるが、引き続き定期的に経済経営研究科教授会において「経済経営研究科教育研究方針大綱」を取り上げ、教育目標、学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針の適切性について整合的に検証を行うことで、教職員間での共有をより一層進め、その検証結果を反映したものを速やかにホームページ上でも公表する。

〈8〉 法学政治学研究科

- 1) 大学院の志望者を増やすために、引き続き大学院説明会を行うなどして、内外からの進学者を増やすよう努める。

(2) 改善すべき事項

〈1〉 大学全体

- 1) 教育目標、学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針については大学ホームページ、学内教職員ホームページで周知を図っているが、今後は大学案内や履修要項、各種パンフレット等において幅広く、かつ分かりやすく周知し、社会的認知度を高めることとする。そのため、各種パンフレット等の記述に適切に反映されるよう法人部門の企画室広報グループとの連携を強化する。

〈3〉 理工学部

- 1) 理工学部広報委員会において、学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針の大学構成員への周知や社会への公表を含め今後期待される役割を明確にするため、委員会規則の制定を目指す。
- 2) 学位授与方針及び教育課程の編成・実施方針の検証については理工学部自己点検・評価委員会で実施することが決められており、今後も継続的な取り組みを行っていく。

〈8〉 法学政治学研究科

- 1) 大学院生同士で切磋琢磨する環境を整えるために、大学院生を増やすための方策を着実に実行していくとともに、大学院生に対する指導に多様な人材を関与させるため、修了生などと接点を増やす方法を考案するなど、法学政治学研究科FD委員会を中心として議論する。

4. 根拠資料

< 共通資料（提出を義務付けられている資料） >

資料 4.1-1 2015年度経済学部履修要項

- 資料 4.1-2 2015年度理工学部履修要項
- 資料 4.1-3 2015年度文学部履修要項
- 資料 4.1-4 2015年度法学部履修要項
- 資料 4.1-5 2015年度経済経営研究科履修要項
- 資料 4.1-6 2015年度理工学研究科履修要項
- 資料 4.1-7 2015年度法学政治学研究科履修要項
- 資料 4.1-8 2015年度文学研究科履修要項
- 資料 4.1-9 2015年度経済学部シラバス
- 資料 4.1-10 2015年度理工学部シラバス
- 資料 4.1-11 2015年度文学部シラバス
- 資料 4.1-12 2015年度法学部シラバス
- 資料 4.1-13 2015年度成蹊教養カリキュラムシラバス
- 資料 4.1-14 2015年度成蹊国際コースシラバス
- 資料 4.1-15 2015年度経済経営研究科シラバス
- 資料 4.1-16 2015年度理工学研究科シラバス
- 資料 4.1-17 2015年度法学政治学研究科シラバス
- 資料 4.1-18 2015年度文学研究科シラバス
- 資料 4.1-19 2015年度経済学部授業時間割表
- 資料 4.1-20 2015年度理工学部授業時間割表
- 資料 4.1-21 2015年度文学部授業時間割表
- 資料 4.1-22 2015年度法学部授業時間割表
- 資料 4.1-23 2015年度経済経営研究科授業時間割表
- 資料 4.1-24 2015年度理工学研究科授業時間割表
- 資料 4.1-25 2015年度法学政治学研究科授業時間割表
- 資料 4.1-26 2015年度文学研究科授業時間割表

<その他資料>

- 資料 4.1-27 2014年度第4回大学評議会議事録(抜粋)(既出 資料1-16)
- 資料 4.1-28 教育情報の公表(教育・研究について)(既出 資料1-21)
URL : http://new.seikei.ac.jp/university/edu_info/education/index.html
- 資料 4.1-29 経済学部(兼経済経営学科)教育研究方針大綱(既出 資料1-17)
- 資料 4.1-30 経済経営研究科教育研究方針大綱(既出 資料1-19)
- 資料 4.1-31 成蹊教養カリキュラム:学修・教育目標(科目グループ別カリキュラム・フロー)
- 資料 4.1-32 企画運営部企画運営課ページ(既出 資料1-22)
- 資料 4.1-33 2015年度第1回経済学部教授会議事録(抜粋)(既出 資料1-24)
- 資料 4.1-34 2015年度第1回経済経営研究科教授会議事録(抜粋)(既出 資料1-25)
- 資料 4.1-35 2014年度第1回大学運営会議(概要)(抜粋)
- 資料 4.1-36 2014年度大学内部質保証/点検・評価シート(既出 資料1-27)
- 資料 4.1-37 2015年度第1回内部質保証委員会資料2-5

第4章 教育内容・方法・成果

第1節 教育目標、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針

- 資料 4.1-38 2015年度第1回内部質保証委員会資料5
- 資料 4.1-39 2014年度第15回理工学部教授会議事録(抜粋)(既出 資料1-29)
- 資料 4.1-40 理工学部自己点検・評価委員会規則
- 資料 4.1-41 文学部教育方針大綱(既出 資料1-18)
- 資料 4.1-42 2014年度第6回文学部教授会議事要録(抜粋)(既出 資料1-31)
- 資料 4.1-43 2015年度第11回文学部教授会議事要録(抜粋)(既出 資料1-32)
- 資料 4.1-44 2014年度第9回法学部FD委員会議事録(抜粋)
- 資料 4.1-45 2014年度第18回法学政治学研究科FD委員会議事録(抜粋)
- 資料 4.1-46 文学研究科教育方針大綱(既出 資料1-20)
- 資料 4.1-47 2014年度臨時文学研究科委員会議事要録(抜粋)(既出 資料1-37)
- 資料 4.1-48 2015年度第7回文学研究科教授会議事要録(抜粋)(既出 資料1-38)
- 資料 4.1-49 大学ポートレート(成蹊大学)

URL : <http://up-j.shigaku.go.jp/school/category01/00000000262301000.html>

第2節 教育課程・教育内容

1. 現状の説明

(1) 教育課程の編成・実施方針に基づき、授業科目を適切に開設し、教育課程を体系的に編成しているか。

〈1〉大学全体

教育課程は、大学学則第34条及び大学院学則・法科大学院学則第8条において、それぞれの教育上の目的を達成するために必要な授業科目を開設し、体系的に教育課程を編成することを定めている【資料4.2-27、4.2-28】。教育課程の編成・実施の母体については、大きく各学部・研究科と大学（全学共通科目、成蹊国際コース、教職課程）の二つに分類される。これらの教育課程の編成・実施は、大学の方針に基づいたものであり、その特色は人間教育を根幹とする以下の5点にまとめられる。

第1に、大学4年間を通じてゼミ（演習）・研究室を中心とする少人数教育を実践し、それによって主体的に学ぶ姿勢を養い、自身の意見を確実に伝える力を磨く。また、学生同士や、教員と学生との密なつながりのなかで、文化や価値観などの背景が異なる他者を受入れながら相互理解を深め、協働して問題解決にあたることのできる豊かなコミュニケーション能力を磨く場とする。

第2に、高校までの学びを活かしつつ大学での学修をスムーズにつなげることができるよう、入学直後の半年間を「プレ・ターム（始動期間）」と位置づけ（4年間を半期ごとに8つの学期（ターム）に区分し、第1タームをプレ・タームと名づけている）、4年間を有意義に過ごすための新入生向け特別カリキュラムを編成している。そこで実施される取り組みによって、幅広い分野への興味・関心を喚起し、自発的に学び、周囲に向けて積極的に発言する姿勢を育む。さらに「プレ・ターム」は、自分の個性や魅力を知り、自分と社会とを客観的に捉えようとする視点を養う場でもある。

第3に、1年次から体系化されたキャリア教育を実施している。成蹊大学のキャリア教育は、「自分はどうのような人間で、何を学びたいと望んでいるのか」を見つめる自己分析力、また「社会環境はどう変化しているのか」を見極める広範な洞察力、この二つを養い、それらの結果や判断をもとに将来に向けた行動計画を立てて実践する、目的意識の高い学生生活の実現を目指している。

第4に、グローバル社会で活躍できる人材を育成するために、「英語教育」と「異文化理解」を柱とした国際教育を行っている。成蹊大学の英語教育は、習熟度を考慮したクラス編成で体系的・段階的に学び、実社会で役立つ実践的な英語力の修得を目標としている。さらに英語をはじめとして外国語を学ぶことによって、その言語圏の歴史的・文化的な背景を学びながら異文化理解を深め、世界的な視野でものごとを考える力を養う。

第5に、成蹊大学では、学生が学びを深めるとともに、その学びを自分の人生にどう活かすことができるのかを考え構想するために、積極的に「外」の世界に触れる機会を提供している。地域社会が抱える課題に取り組み、具体的な解決策を探っていく多様な活動に

参加することにより、一人ひとりが授業では得ることができない経験を積みながら、地域や社会とつながり、新しい価値を創造することができる。

これらの特色を大学全体としてさらに推進していくために、全学共通科目の編成及び実施を担う母体として、2010年度に成蹊教養カリキュラムをスタートさせた。全学共通科目として、21世紀に求められる、「文理の枠を超えた幅広い教養」と「確かな英語力の修得」を目指す成蹊教養カリキュラムは、大きく桃李成蹊科目、人間形成系統、文化創造系統に分類される。桃李成蹊科目は、創立者中村春二の理念「個性尊重の人格教育」を受け継ぐ科目で、成蹊教育の真髄に触れ、自ら勉強できる人間を育てることを目的としている。人間形成系統は自立的な社会人として必要とされる基本的な技能や考え方を身につけることを目的とし、また文化創造系統は多様な文化を学び、国際理解を深めることをとおして新しい文化を創り出す下地を養うことを目的としている。いずれの系統においても大学の5つの教育の特色が根底にあり、全体として体系的な教育課程が組み立てられている。

成蹊教養カリキュラムに加えて、2年次から履修できる特別プログラムとして学部横断型の選抜制コース、「成蹊国際コース」が2015年度より設置されている。この「成蹊国際コース」は、グローバル化戦略(グローバル・ポリシー【資料4.2-29】)のもと、グローバル人材の養成を目的としたものである。コースは必修科目、選択必修科目、選択科目から構成され、海外留学で取得した単位についても科目によって成蹊国際コースの所要単位に参入される。成蹊国際コースは、学生のプレゼンテーションやディスカッションなどを重視し、英語での実践的な発言力や国際人として求められる幅広い教養を身につけ、グローバル社会における問題解決力の基礎を学ぶ【資料4.2-30】。

さらに、「教育職員免許法」に基づいて教職課程を設けており、教育職員免許法、同施行規則及び教職課程認定基準に基づき、全ての学部学科、法科大学院を除く全ての大学院の研究科専攻の博士前期課程において、教員免許状授与の所要資格を得させることのできる課程の認定(以下「課程認定」という。)を受けている。取得できる免許状の種類・教科は、学科・専攻ごとに、この課程認定により定められている。免許状の取得のためには、学科・専攻ごとに定められた教員養成カリキュラムによって、「教科に関する科目」「教職に関する科目」「教科又は教職に関する科目」の単位等を修得する必要がある【資料4.2-31】。

なお、大学全体の取り組みとして、各学部・研究科は履修要項でカリキュラム科目一覧を掲載するだけでなく、各学部・研究科の授業科目の体系的な配置や系統的な科目履修が分かるようにカリキュラム・フロー(履修系統図)や履修モデルを大学ホームページで提示している【資料4.2-29】。成蹊教養カリキュラム、成蹊国際コース、教職課程が各学部・各学科のカリキュラムにおいてどのような位置づけになっているかは、各学部・各学科のカリキュラム科目一覧、もしくは大学ホームページに提示されているカリキュラム・フローや履修モデルによって知ることができる。

〈2〉経済学部

経済学部の教育課程は、本学部の教育課程の編成・実施方針に基づき体系的に編成されている。授業科目は、演習科目、経済学・経営学関連分野科目、学際分野科目に大きく分けられることができる。また学際分野科目は、数学・統計学・情報関連分野科目、環境関連分

野科目、歴史関連分野科目、その他経済学、経営学の学修を補完する分野科目等から構成される。また各年度の授業科目の開設等については経済学部教務委員会で十分な検討を行っており、教育課程の編成・実施方針に基づいて適切に開講されているといえる【資料 4.2-32、4.2-33】。

演習科目は、教育課程の編成・実施方針(5)に掲げるように、学位授与方針(1)～(8)の各項目を総合的に修得することを目的として設けられたものであり、経済学部の教育課程の根幹に位置づけられるものである。必修としての演習科目として、プレ・ターム（第1ターム）において全学共通科目（成蹊教養カリキュラム）として開講され、経済学部の専任教員が担当する「フレッシュャーズ・セミナー」、本格的に専門知識を深め、課題発見・課題解決の実践的な指導を行う「上級演習 I」（第5ターム）、「上級演習 II」（第6ターム）、学士課程教育の集大成としての「卒業研究」（第7・8ターム）が開講されている。

経済学・経営学関連分野科目は、教育課程の編成・実施方針(1)及び(2)に掲げるように、学位授与方針(1)の深い専門知識の修得を達成することを目的としており、経済学及び経営学を体系的に学ぶことができるように第1タームから順次科目が配置されている。

学位授与方針(1)に掲げる深い専門知識の修得、とりわけ経済学及び経営学の基本的な原理及び思考のフレームワークを理解し、社会（政策、企業経営等）で発生している諸現象を定量的に把握するためには、数学及び統計学の基本を理解していることが必要不可欠であり、それを達成するために数学・統計学・情報関連分野科目が体系的に配置されている。この分野に関して特に意欲と関心のある学生を対象として、情報の調査企画、分析、プレゼンテーションの総合的な能力を涵養するために設けられた定員制の特別プログラムが情報分析プログラムである（教育課程編成・実施の方針(4)）。

環境関連分野の各科目は、経済学及び経営学を修得する際に、現代社会が直面する重要問題である環境問題に関する知見は必要不可欠であり、経済学部においても学位授与方針(2)に掲げる幅広い教養の修得と多角的視野の育成の根幹として環境問題を体系的に学ぶことができる配置となっている。

歴史に学び、歴史をとおして現代を考察することは、多角的な視点から広い教養を身につける（学位授与方針(2)）だけでなく、必要な情報の調査収集や分析（学位授与方針(3)）及び現代社会が直面する諸問題の発見・解決に向けた洞察力の涵養（学位授与方針(4)）という目的を達成するために必要不可欠であり、それを達成するために歴史関連分野の各科目が体系的に配置されている。

そのほか経済学、経営学の学修を補完する分野科目として法律、心理学、地域理解、広域基礎等の分野は、経済学及び経営学の学修と密接に結び付く分野であり、これらの分野に関する理解を深めることは、広い教養と視野の多角化（学位授与方針(2)）だけでなく、必要な情報の調査収集や分析（学位授与方針(3)）及び現代社会が直面する諸問題の発見・解決に向けた洞察力の涵養（学位授与方針(4)）のために重要である。

そして、以上の分野の科目から成る教育課程を体系立てて整備し、卒業に必要な科目区分別の修得単位数を適切に設定することによって学生に専門知識、教養及び学際分野をバランスよく学修することを促している（教育課程編成・実施の方針(3)）【資料 4.2-34】。

なお、経済学部の学生に対して順次的、体系的な履修を促すために、経済学部では「経済

学部履修系統図」及び「経済学部履修モデル」を作成し、大学ホームページ上で公開している【資料4.2-29】。

〈3〉理工学部

成蹊大学において設定された教育課程に関する編成・実施の方針のもとで、理工学部では、本章第1節「1. 現状の説明」(1)及び(2)に記載のように、人材養成方針及び教育課程の編成・実施方針が設定されている。授業科目は、これらに基づき、適切に開設され【資料4.2-2】、また教育課程は体系的に編成されている【資料4.2-29】。

具体的には、大学全体で体系的に設置された成蹊教養カリキュラムにおいては、桃李成蹊科目に属する「フレッシュャーズ・セミナー」が理工学部各学科の教員により担当されており、必修科目となっている。学修のモチベーションを高めることを目的とし、また各学科への導入の役割を果たしている。

「情報基盤科目」では、学生が身につけるべき情報の基礎知識と技術をPC教室での実習のなかで学ぶ。これに加え、総合文化科目中の科学技術と文化に属する科目群は、本学あるいは他大学の理工系学部教員が担当することもあり、専門科目と関連することも多い。

成蹊教養カリキュラムに並行するかたちで専門科目が1年次よりスタートし、高学年になるに従い、順次専門にシフトするよう、授業科目が体系的に開設されている。専門科目は「科学技術者としての基礎」、「理工学の基礎」及び「専門科目」の3つに大別され、このうち高校科目から大学の専門科目のかけ橋になるよう、1年次には学科間での共通性が高い「理工学の基礎」が設置され、全ての専門科目に無理なく接続できるようになる。

上記の他の専門科目は学科固有の科目から構成される。物質生命理工学科では“物質・ナノサイエンス”、“化学・ライフサイエンス”及び“環境・エネルギー”、情報科学科では“システムソフトウェア・ネットワーク”、“メディア技術”及び“情報数理”、システムデザイン学科では“機械工学”、“電気電子工学”、“ロボット工学”及び“経営工学”の複数分野を横断的・複合的に教育している。3学科とも、伝統的な区分にとらわれない学際的な専門教育を充実させて、急速な技術革新、自然との共生、持続発展型社会の実現等の現代社会が抱える多くの複合的な諸問題に対応できる人材養成を目指している。

また、専門科目には、3年次後期においてシステムデザイン学科では「プロジェクト実習」、情報科学科では「情報科学プロジェクト実験」、物質生命理工学科では卒業研究配属先で行う「物質生命実験Ⅳ」と「輪講」が必修科目として開設され、4年次から開始される卒業研究への橋わたしの役割を果たしている。なお、理工学部では、卒業研究は全ての学科で必修となっている。

このように、カリキュラムは、度重なる改革を経て精緻なものとなるにつれ、一方で成蹊教養カリキュラムから専門科目に至るまで有機的多層構造になってきている。理工学部教務委員会では、各年度の授業科目の開設等について十分な検討を行い、教育課程の編成・実施方針に基づいて教育課程を体系的に編成するように努めている。また、学生自身が履修すべき科目の選定の助けになるよう、各学科内にある3、4分野又はコース毎に履修すべき科目の例を挙げた「理工学部履修モデル」を提示している【資料4.2-29】。

〈4〉文学部

成蹊大学の理念及び教育目標に基づいてカリキュラム・ポリシーを定め、文学部カリキュラムを設定した。カリキュラムにおいては、学科ごとに、入門的な科目を1年次に配当し、基礎的な内容からより高度な内容へと無理なく学修が進むように、科目を配当している。具体的に各学科の1年次配当の基礎的な科目について述べると、英米文学科においては、「英米文学概論Ⅰ・Ⅱ」「英語学概論Ⅰ・Ⅱ」「CALLⅠ・Ⅱ」、日本文学科においては「日本文学研究の基礎」「日本語研究の基礎」「日本語法」、国際文化学科においては「国際文化研究の現在」、現代社会学科においては「現代社会入門」「コミュニケーション入門」「社会学入門」「メディア論入門」が必修科目として配当されている。また、各学科において各学年の学修段階に応じた演習科目が配当され、問題解決能力が涵養されるとともに、卒業論文執筆に向けたスキルの向上が図られている。なお、国際文化学科は、多様な領域をカバーする学科である性質上、1年次より選択必修科目を多く設けていることが他の学科と異なる特色である。

また、全学共通科目(成蹊教養カリキュラム)、自由設計科目、専門科目の別を設け、一般教養と専門科目を学生のニーズにもある程度対応しながら、履修できるシステムになっており、また、学生に対しては履修モデルを提示している。自由設計科目としては「トピック・セミナー」「実践する日本文化」「実践する武蔵野文化」等、学際的な科目が開設され、4学科いずれの学生の関心に応えるものとなっている【資料4.2-29】。

文学部教務委員会では各年度の授業科目の開設等について十分な検討を行い、教育課程の編成・実施方針に基づいて教育課程を体系的に編成するように努めている。また、文学部の学生に対して順次的、体系的な履修を促すために、文学部では「文学部履修系統図」及び「文学部履修モデル」を作成し、大学ホームページ上で公開している【資料：4.2-29】。

〈5〉法学部

法学部は、1年次から4年次に至るゼミの設置、1年次からの(準)専門的科目の提供、4年間を通じての幅広い教養・語学科目の配置という教育課程の編成・実施方針に基づき、授業科目を適切に開設し、教育課程を体系的に編成している。

法律学科は、1年次から憲法や民法などの講義科目を配置するとともに、少人数で法律学を掘り下げて学ぶ「演習」を配置し、3年次以降はそれを選択必修・必修としている。また、特殊性の強い分野の授業科目を段階的に配置し、4年間を通じて必要な科目を受講できるように編成している。さらに、民法を集中的・発展的に学修することを通じて法的な思考力を向上させることを目的とする「LE科目」を第2タームから第8タームまで用意している。

政治学科は、1年次から政治学全体を俯瞰する「政治学への案内」、政治学を学ぼうえでの基本となる「憲法」と「現代日本の政治」、社会科学の作法を学ぶ「社会科学方法論」を必修として配置し、スムーズに高校から大学の学修へと移行できるように工夫している。また、第2タームという早い時期に基礎講義科目を配置して分野の体系的な理解を学生に促す一方、2年次以降はコース制を採用しており、学生は「政治理論・歴史コース」、「現代政治・行政コース」、「国際政治コース」のいずれかに所属してより専門的な学

修・研究に取り組むこととしている。さらに、英語などの外国語を用いつつ、問題の発見・探求力を身につけることを目的とする「PSE科目」を2年次から4年次まで用意している。

法学部教務委員会では各年度の授業科目の開設等について十分な検討を行い、教育課程の編成・実施方針に基づいて教育課程を体系的に編成するように努めている。また、法学部の学生に対して順次的、体系的な履修を促すために、「法学部履修系統図」及び「法学部履修モデル」を作成し、大学ホームページ上で公開している【資料4.2-29】。

〈6〉経済経営研究科

経済経営研究科の大学院学生に対して順次的、体系的な履修を促すために、博士前期課程では「履修系統図」及び「履修モデル」を作成し、ホームページ上で公開している【資料4.2-29】。これにより、経済経営研究科の教育課程はその編成・実施方針に基づき体系的に編成されていることが示されている。

経済経営研究科では、経済学と経営学の知識を身につけ、かつ問題解決能力を持った人材を育成するという教育の目的を達成するために、理論、実証、政策、経済と企業経営の現状を基礎から上級まで順次的、体系的に学修できるような教育内容を提供している。具体的な内容は以下のとおりである。

博士前期課程の教育課程は、次の科目群から構成されている。①演習科目（修士論文と特定課題研究の成果の指導を含む）、②基本科目（主として経済学、経営学、統計学の基礎的理解を深める科目群）、③基幹科目（戦略マーケティング・ユニット、組織人間ユニット、会計税務ユニット、数量分析ユニット、公共政策ユニット、ファイナンス・ユニットという6つの専門科目領域から成り立つ）、④上級理論科目（経済学、経営学、税務の上級理論を学ぶ科目群）、⑤実践科目（実習科目、及び他研究科と共同開講の学際分野特殊研究から成る）、⑥国際理解科目（時事英語や国際的な諸問題を扱うセミナー、地域研究など）、⑦自己設計科目（院生が自分の学修計画に合わせて、上記の科目群から自由に科目を選択して修了所要単位に組み入れることができる仕組み）。

博士後期課程では、指導教授が担当する演習科目を4科目修得して論文作成指導を受ける教育課程になっている。2015年度入学者より、博士後期課程のカリキュラムに上級理論科目を組み入れた。これにより、博士後期課程の院生もリサーチワーク（演習科目）だけでなく、研究に関連する上級理論を学ぶコースワークも組み入れた教育を受けることができるようになった【資料4.2-5、4.2-29】。

〈7〉理工学研究科

大学院理工学研究科は、学部の理工学部への改組から遅れること4年後の2009年度より開設された。それまでの工学研究科は5専攻より構成されていたが、理工学研究科には理工学専攻のみが置かれることとなった。学科は3学科あるのに対して、大学院が1専攻のみであるのは本研究科の大きな特徴である。旧来の専攻に相当する位置づけのものは、コースとよばれることとなった。

コースは、従前の専攻よりもその間の境は低いものであり、各コース共通の専攻共通科目が設定されており、さらに研究科の垣根も越えた学際分野特殊研究科目も履修可能であ

る。このように、大学院においても従前よりも横断的視野に立った勉学・研究の姿勢を強調・奨励し、広範かつ多角的な視野の構築を目的としている。境界領域への興味の喚起も目途となっており、それが本専攻の特徴である。

その成果として、博士前期課程では専攻にとられない共通科目・学際科目が多く開講されることとなった。全学的科目である学際分野特殊研究として、例えば「科学の考え方」といった科学者倫理や哲学にも関連する科目、さらには専攻共通科目として環境などに関連する科目が開講されている。一方、専攻共通科目担当の教員など一部に例外はあるものの、原則として隔年で同一科目の開講なので各教員は毎年度異なる科目を開講することとし、このことにより、高い専門性に対するニーズにも対応できる編成となっている。すなわち博士前期課程の学生は2年間で、各コース内に3~4科目置かれたどの分野の講義でも最低6科目(12単位)を履修することが可能になった。

加えて、必修の特別実験と特別演習の科目群を設定している。特別実験Ⅰ・Ⅱでは、複数教員による実験指導を通じて基礎的な実験技術や実験手法の修得を目指し、特別演習では、研究課題に即した関連実験と理論について、対象を整理分析する手法と発表討論の手法を身につけることを目途としている。

博士後期課程についてはより専門性の高い教育が必要となるため、指導教員を含む同一分野内のみで、必要な単位数がほぼ履修できるようになっている。

実際には、各研究室の研究の方向性によって大学院生の学ぶべき科目も異なってくる。大学院では指導教授との相談もするが、大学院生が履修すべき科目の選定の助けになるよう、コース・分野によつての履修すべき科目例を挙げた履修モデルを提示している【資料4.2-6、4.2-29】。

〈8〉法学政治学研究科

法学政治学研究科は成蹊大学大学院学則第8条に従って、授業科目を適切に開設し、教育課程を体系的に編成している。近年関心の高い比較福祉政治などに関する科目を含め、法学と政治学の多様な授業を幅広く提供している。法学政治学研究科教授会において、各年度の授業科目の開設等について十分な検討を行っており、教育課程の編成・実施方針に基づいて教育課程を体系的に編成している。また、法学政治学研究科の大学院学生に対して順次的、体系的な履修を促すために、博士前期課程では「履修系統図」及び「履修モデル」を作成し、ホームページ上で公開している【資料4.2-7、4.2-29】。

博士前期課程では、幅広い研究能力を培うために、多くの科目の中から個人のニーズに合わせて履修できるようになっている。例えば、法律学専攻においては、憲法、行政法、民法、商法、労働法、刑法、訴訟法、知的財産法、国際法、外国法など基礎的な理論体系から最先端の研究領域まで、特殊演習、基礎演習などを通じて体系的に学んでいく。同様に、政治学専攻においては、政治哲学、政治思想、政治史、国際政治、政治過程論、政治文化論、行政学など、古典から最先端の研究領域まで、特殊演習、基礎演習を通じて体系的に学んでいく。また、専攻内外で多彩な科目を履修することができ、教員との合同研究会や成蹊大学アジア太平洋研究センター主催の研究プロジェクトに参加することができる。

博士後期課程では、法律学専攻及び政治学専攻いずれにおいても、社会及び学問分野に貢献する優れた研究・開発能力と高度な専門知識を持つ研究者を目指す人を育成するため、特殊演習、基本演習をとおして体系的に学んでいく。また、博士前期課程と同様に、専攻内外で多彩な科目を履修することができ、教員との合同研究会や成蹊大学アジア太平洋研究センター主催の研究プロジェクトに参加することができる。また、博士後期課程の大学院生は、成蹊大学法務研究科教員の研究指導も受けることができる。

〈9〉文学研究科

文学研究科は、教育課程の編成・実施方針に基づいた体制を体系的に構築している。博士前期課程は英米文学専攻、日本文学専攻、社会文化論専攻から成り、いずれも研究コースと総合コース、英米文学専攻にはそれに加えて英語教育コースが置かれている。博士前期課程研究コースでは、年次ごとの研究計画に基づいてそれぞれの専門に関わる演習と研究を主として学修し、さらに共通講義科目の履修によって専門分野の知識と研究能力を培い、創造性豊かな優れた研究者として自立するための力を磨く。また博士前期課程総合コース及び英語教育コースでは、年次ごとの研究計画を進めながら分野横断的な共通科目履修の機会を多く持つことで、専門職業人また広く深い専門的素養を身につけた人材たるに相応しい能力を培う。こうした目的を達成するために、体系的に学ぶことができるように授業科目が配置されている。

博士後期課程にも、英米文学専攻、日本文学専攻、社会文化論専攻が置かれ、優れた学識と専門分野における創造性豊かな研究能力や高度な専門職業人等として活動するのに必要な広い知的素養を主体的に身につけるために体系的に学ぶことができる。

文学研究科教授会では各年度の授業科目の開設等について十分な検討を行っており、教育課程の編成・実施方針に基づいて教育課程を体系的に編成している。また、文学研究科の大学院学生に対して順次的、体系的な履修を促すために、博士前期課程では「履修系統図」及び「履修モデル」を作成し、ホームページ上で公開している【資料 4.2-8、4.2-29】。

(2) 教育課程の編成・実施方針に基づき、各課程に相応しい教育内容を提供しているか。

〈1〉大学全体

学部を横断して提供されている教育課程として、成蹊教養カリキュラム、成蹊国際コース、教職課程があり、それらの大まかな教育内容は以下のとおりである。

《成蹊教養カリキュラム》

成蹊教養カリキュラムは、21世紀に求められる文理の壁を越えた幅広い教養と確かな英語力の修得を行う教養教育として2010年度に導入された。2014年度からは、プレ・タームを導入し、4年間の大学生活を充実させるための新しいカリキュラムとして編成された。成蹊教養カリキュラムでは、「多角的な視点」と「柔軟な思考力」を身につけることに主眼を置きながら、成蹊大学での学修をとおして「自ら考え発信する力」「グローバル

化する国際社会への対応力」を持った社会に貢献する人材を育成することを目標としている。

成蹊教養カリキュラムは、創立者中村春二の理念である「個性尊重の人間教育」を受け継ぐ「桃李成蹊科目」をはじめ、「社会性の育成」「国際性の育成」というテーマと「人間形成系統」と「文化創造系統」からなる科目群で構成された文理融合の教養を高めるためのカリキュラムとなっている。体系的かつ段階的に学ぶために基礎的で重要な科目を「コア科目」とし、コア科目をもとに学修をさらに深めるために選択する「発展科目」から構成されている。成蹊教養カリキュラムは所属学部や専門分野にとらわれず、興味や関心に応じた科目を選ぶことができ、幅広い教養を得ることが可能となっている。

〈プレ・ターム〉

入学直後のプレ・タームでは、全学部の学生が4年間の学修効果を高めるため、各学部・学科の専門科目の基礎的科目に加えて、少人数による「フレッシュャーズ・セミナー」、大学での過ごし方を考える「フレッシュャーズ講座」、社会で通用する英語を学ぶための入門講義「Freshers' English」と2科目の「College English」などを約6カ月にわたり集中的に学ぶ。これらの科目を履修することにより、大学でどのようなことを学ぶべきか、自ら考えを発信する力、グローバル化する国際社会に対応していくための力をどのように磨くか、その後の専門課程に主体的に取り組む姿勢を身につける。

〈英語教育〉

プレ・タームの「Freshers' English」と2科目の「College English」とプレ・ターム後に設置されている6科目の「College English」が英語科目のコアを構成し、全ての学部で卒業所要単位の9単位に算入される。いずれも習熟度を考慮したクラス編成となっており、体系的・段階的に学び、実社会で役立つ実践的な英語力を身につけることができるよう設計されている。

また、入学時に学生全員にTOEIC-IPを受験してもらい、その後もTOEIC-IP、TOEFL-ITPやIELTSなどを受験できる機会を設け、学生が自ら習熟度を確認し、目標設定と学修計画に活用できるようにしている。そのサポート体制として、図書館に「多読コーナー」を設置したり、また自宅からもアクセスできるe-learningの環境を整えるなど、さらなる学修機会を提供している。

〈国際教育〉

英語をはじめとした外国語を学ぶことは、同時にその言語圏の歴史的・文化的背景を学ぶことでもある。成蹊教養カリキュラムの文化創造系統に区分される国際理解科目として、異文化理解につながる科目を多数設置して、多様性を知り、受入れる柔軟性を身につけ、同時に国際的な問題などについて広く世界的な視野から問題解決方法を探る姿勢を養う。

また、1年生を対象とした短期留学プログラムとして、オーストラリアの協定校・モナシユ大学で英語の集中プログラムを受講し、新入生の早い段階で留学を経験することで、異文化理解やコミュニケーション能力の必要性を実感してもらい、以降の学修や留学につなげている。そのほかにも各種の協定留学プログラムを通じて、海外の大学で学ぶ機会を提供し、また海外からの協定留学生に日本語や日本の文化を学ぶ科目を提供している。

〈キャリア教育〉

1年次から始まる全学部学科の学生を対象とした「キャリア教育科目」では、調査力、論理的思考力、傾聴力、自己発信力などを養い、自ら考え行動する姿勢を身につけることを目的とする。1年次配当の「キャリアプランニング」、2年次配当の「キャリアセミナー」は、伝統である少人数で全学部の学生が合同で受講する科目である。3年次開講の「日本企業の現状と展望」は、各業界を代表する企業から講師を招き、業界の現状や企業でのキャリア形成について理解を深めて業界・職種研究とする機会を提供している。

さらに、そうした力を社会で活かせるように企業や地域・行政と連携し、実社会と接する機会を数多く用意している。その一環として、産学連携による成蹊大学独自の人材育成プログラム「丸の内ビジネス研修 (Marunouchi Business Training (MBT))」を行っている。

〈ボランティア活動〉

大学が目指す教育の特色のひとつに地域連携・社会貢献があるが、その一環としてボランティア活動がある。成蹊教養カリキュラムの桃李成蹊科目の中に「成蹊ボランティア」(2単位)を置いている。これは、大学が指定したボランティア活動プログラムを行っている者が履修申請を行い、定められた単位認定基準を充足した時点以降に単位認定を願い出ることによって、当該科目の単位として認定している。本来、ボランティア活動は自主的に行う奉仕活動であり、単位認定を目的とするものではないが、一人ひとりが授業では得ることができない経験を積みながら、地域や社会とつながり、新しい価値を創造する機会として推奨している【資料4.2-35】。

〈成蹊国際コース〉

グローバル化した現代社会で必要となる、自ら問題点を見つけ、解決策を積極的に提言し、それを異なる文化的背景を持つ人と共に実行する能力、それらの能力を発揮するためには、他者の考えを正しく理解し自らの考えを思うままに表現できる高度な英語力が欠かせない。そこで、成蹊国際コースのコアとなる必修科目 Independent Study では、ゼミ形式で、グループに拠る共同学修を通じて、課題を見つけ、リサーチプロジェクトを企画し、英語で成果発表を行うなど、英語での発信力を養う。

選択必修科目では、必修科目に必要な英語力をはじめ、将来のキャリアに必要なスキルの向上を目指し、個人のスキルに応じた英語の授業科目を選択できるようにしている。さらに、選択科目では、国際社会で活躍する人材が知っておくべき多様性、文化及び歴史、国際社会、言語などのテーマについて、最終的な発信のアウトプットを出すことを目的に、知識や発想法などの情報をインプットする【資料4.2-30、4.2-36】。

〈教職課程〉

教職課程では、取得できる免許状の種類と教科は各学部・研究科によって異なる。所定の教科に関する科目及び教職に関する科目の単位等を修得することができるようにカリキュラムが用意されている。教職課程の編成及び内容については、原則として教科に関する科目は学科・専攻で、教職に関する科目、教科又は教職に関する科目は教職課程専任教員を中心に検討を行っていくが、学科の学位プログラムと教職課程プログラムとの調整を行

う観点から、教職課程専任教員及び教務部の教職課程事務担当者が全体的調整を行ったうえで教職課程委員会で審議している【資料 4.2-31、4.2-37】。

なお、2014年度より内部質保証体制が構築された（第10章参照）ことで、大学及び各学部・研究科の教育課程の編成・実施について、定期的に検証を行う体制を整えている。具体的には、内部質保証活動の一環として、毎年度「大学内部質保証／点検・評価シート」に基づき、大学及び学部・研究科の教育課程の編成・実施の適切性について定期的に検証を行っている。

〈2〉 経済学部

「経済学部履修系統図」に各科目群、分野等と学位授与方針、教育目標との関係を明確に示すとともに、各科目の教育内容は経済系、経営系、学際系の各分野にわたりバランスと体系性を備えたものとなっており、教育課程の編成・実施方針に基づいた相応しい教育内容を有しているといえる。とりわけ入門的な科目（経済学部開設科目のうちのコア科目A群）では、専任教員が共同で教科書を執筆するなど、「徹底的な基礎の修得」という教育課程編成方針に基づいた教育内容の適切性の確保に十分な配慮を行っている。教育課程の編成・実施方針にうたっている履修指針としての「スペシャリストコース」として「経済政策コース」、「経営心理コース」、「キャリア開発コース」、「企業戦略コース」、「金融ファイナンスコース」、「企業会計コース」及び「地域デザインコース」の7コースを、そして、選抜制の「特別プログラム」として「情報分析プログラム」を具体的には設けている。さらに、演習科目、学際科目及び成蹊教養カリキュラム（全学教育）にそれぞれ卒業に必要な修得単位を課し、「豊かな人間性」を育むための教育に力を注いでいる。

これらの教育課程の編成・内容の意思決定については、経済学部教務委員会で総合的な検討を行い、経済学部教授会で審議している【資料 4.2-39、4.2-40】。

〈3〉 理工学部

大きく分けると理工学部で実施している科目は、「専門科目」、「学部共通科目」、「自由設計科目」、そして「教職科目」になる。

「専門科目」は学科ごとに専門分野に共通の基礎的な知識と技法を学んだ後、テーマをより絞った専門性の高い科目群によって社会での実践的知識を身につけるのを目途としている。実験・実習もこの中に入る。

「学部共通科目」は2014年度より、従来からある“一般共通科目”に加えて“成蹊国際コース”、“上級共通科目”が設定された。“一般共通科目”は、理工学部に通じる専門性を持った科目群である。高学年での学修や卒業研究、また卒業後に社会人として必要となる技術・知識を身につけること、学科の枠を超えた理工学の専門知識を学ぶことを目的とした科目で構成される。“成蹊国際コース”は、グローバル人材を育成するためのコースで、英語力を高め、発信力・提案力を磨くことを目指す。“上級共通科目”は、理工学部特別選抜コースに所属している学生を対象として開講する科目群である。

「自由設計科目」には卒業に必要な単位数が設定されているが、具体的な科目は設定されていない。つまり理工学部だけでなく、単位認定科目、他学科・他学部科目、単位互換科目から自由に選択して学修することができるものである。

「教職科目」は、教育職員免許状取得希望者のための科目である。

理工学部が独自に行っている学生を対象とするアンケートには、講義内容に関するものもある【資料4.2-41】。

また、システムデザイン学科では、大学の所在地である武蔵野市吉祥寺の独特な課題を取り上げ、成蹊大学・行政（武蔵野市役所）・地域コミュニティが連携し学生が問題に取り組む「吉祥寺プロジェクト」を2012年度から実施している。町の通過交通量問題調査、吉祥寺におけるヒートアイランド化調査等において成果を出している【資料4.2-42】。

これらの教育課程の編成・内容の意思決定については、理工学部教務委員会で総合的な検討を行い、理工学部教授会で審議している【資料4.2-39、4.2-43】。

〈4〉文学部

文学部は専門科目、自由設計科目、特設科目、教職科目から構成され、英米文学科、日本文学科、現代社会学科の専門科目には必修科目、選択科目が、また国際文化学科には必修科目、選択必修科目、選択科目があり、学科での学修・研究の柱になる領域の科目が設置されている。いずれの学科も1年生から4年生までゼミが必修で、演習を中心とする科目を重視しており、4年次に執筆する卒業論文までの体系的な専門教育体制が構築されている。

英米文学科・日本文学科・国際文化学科・現代社会学科がそれぞれの学科に相応しい独自の専門教育を提供する一方で、専門への基盤となる幅広い素養を身につけるために、どの学科の学生も自由に履修可能な科目群として自由設計科目を設け学科専門科目を補っている。例えば、「トピック・セミナー」は文学部独自の少人数の科目で、学科・専門を越えた交流を実現しながら、講義科目にはみられないユニークなテーマについて学ぶことができる。また、「実践・発信する文化演習」は、日本語又は英語で日本と武蔵野地域の文化について学生自ら参加・実践し、その成果を広く発信していく授業である。地元の放送局、NPO法人との連携のもとに行われる「メディア・リテラシー演習」（現代社会学科）のような地域に立脚した科目も開設している。

文学部独自の資格課程としては、日本語教員養成課程（全学科生対象）、社会調査士課程（現代社会学科生のみ対象）を備えている。

これらの教育課程の編成・内容の意思決定については、文学部教務委員会で総合的な検討を行い、文学部教授会で審議している【資料4.2-39、4.2-44】。

〈5〉法学部

教育課程に相応しい教育内容として、各学科の科目及び両学科共通科目をバランスよく提供している。その編成については、各学科会議が専門的な見地から科目や授業形態（必修か選択か、講義かゼミか）の検討を行い、教務委員会がそれらを調整したうえで、教授会が慎重に審議し決定している【資料：4.2-39、4.2-45】。

法律学科は基幹科目と関連科目から構成され、基幹科目には必修科目、選択必修科目、選択科目がある。必修科目として1年次から「憲法」、「民法」、「刑法」、「比較法」を置き、2年次から選択必修科目として「憲法」、「民法」、「刑法」をさらに学修する。これらは、選択科目の領域科目である他の法分野を理解するために極めて重要な法律科目となっている。必修科目、選択必修科目、選択科目にはそれぞれ演習科目が用意され、少人数の学生が教員とともに、個別の分野のトピックを深く探究し、社会に出てから必要とされる様々な技術や能力を身につける。また、選択科目のなかには、基本となる科目の発展的な内容を扱うLE科目が置かれ、選抜された参加者のみが履修することができる。

政治学科も同様に、基幹科目と関連科目から構成され、基幹科目は必修科目、選択必修科目、選択科目がある。必修科目としての基盤科目として「政治学への案内」、「憲法」、「現代日本の政治」を置き、政治学科配当の各専門科目の内容を学ぶ前に基礎的な内容をわかりやすく解説する講義科目として選択必修の6つの基礎講義が開設されている。必修科目と選択科目には演習科目が置かれ、自分の興味ある分野を深く掘り下げて研究するとともに、社会に出てから必要とされる様々な技術や能力を身につけることができる。また、政治学専門科目のなかに、主に英語のテキストを用いて政治に関する専門的な知識やコミュニケーション能力を深めていくPSE科目が置かれている。

〈6〉 経済経営研究科

経済経営研究科では、「履修系統図」に専攻、コース別に各科目群と学位授与方針との関係を明確に示すとともに、各科目を通じて経済学と経営学の知識を身につけ、かつ問題解決能力を持った人材を育成するという教育の目的を達成するために、理論、実証、政策、経済と企業経営の現状を基礎から上級まで順次的、体系的に学修できるような教育内容を提供しており、教育課程の編成・実施方針に基づいた相応しいものになっているといえる。実践科目以外の科目区分のほとんどの科目は専任教員が担当しており、教育内容の適切性の確保に十分な配慮を行っている。そして、修了に必要な科目区分別の修得単位数を適切に設定することによって、専攻、コースごとの教育上の目的に合致するような人材を育成すべく教育課程に相応しい学修を促している。

これらの教育課程の編成・内容の意思決定については、経済経営研究科教授会で総合的な検討を行い、審議している【資料4.2-46】。

〈7〉 理工学研究科

理工学研究科・理工学専攻では、理工学部が3学科構成であることから、大学院進学への体系的連動性と理工学分野に求められる社会的使命に基づき、物質生命コース、情報科学コース、エレクトロメカニクスコースの3コースが設置されている。各コースの専門科目はこのコース分けに沿ったかたちで設定されている。さらにコース共通科目を設置しコースを問わず必要となる内容の共通科目を設定し、基礎重視の教育を実施している。

これらの教育課程の編成・内容の意思決定については、理工学研究科教授会で総合的な検討を行い、審議している【資料4.2-46】。

〈8〉 法学政治学研究科

法学政治学研究科では、教育課程に相応しい教育内容は、法律学専攻及び政治学専攻の各専攻会議での検討を踏まえて、研究科教授会で総合的に審議し決定されている【資料 4.2-46】。

受講する科目の選択にあたっては、指導教授及び副指導教授と密接に相談することが学生に求められることから、学生本人の関心と指導の必要性との両者を満たす教育内容とすることが可能になっている。指導教授及び副指導教授は、科目担当者と密接な連携を図りながら指導を進めている。

〈9〉 文学研究科

文学研究科では、教育内容に関しては、英米文学専攻、日本文学専攻及び社会文化論専攻の各専攻とも毎年度検討を行い、現時点でもっとも適切な内容を提供している。博士前期課程は、いずれの専攻も研究コースと総合コースを備え、英米文学専攻はさらに英語教育コースを設置している。研究コースでは、いずれの専攻も課程修了に必要な単位数は30であるのに対し、総合コースと英語教育コースでは34である。研究者として将来の基盤となる修士論文執筆に重点を置く研究コースと幅広く専門に関わる知識を身につけることに重点を置く総合コース、英語教育コースのそれぞれに適した体制になっている。博士後期課程においては、学生自身が課題を設定しそれを解決することを目指すため、少人数の論文指導科目に重点をおいた教育体制になっている。

これらの教育課程の編成・内容の意思決定については、文学研究科教授会で総合的な検討を行い、審議している【資料 4.2-46】。

2. 点検・評価

●基準 4(2)の充足状況

2014年度に大学、各学部・研究科の理念・目的及びそれに基づく教育目標を検証したうえで明文化し、それに沿うかたちで各学部の学科及び研究科の教育課程の編成・実施方針とカリキュラム・フロー（履修系統図）及び履修モデルとの整合性を検証し、調整を図った。これらは大学ホームページに掲載し、大学構成員をはじめ社会に周知・公表している。また、大学の教育課程の編成・実施方針のもと、成蹊教養カリキュラムのカリキュラム・フローについても整備を行い、全学的に体系化されたカリキュラムについて学生に明示することができた。2014年度から運用されている内部質保証システムは教育課程の適切性を検証するうえで不可欠であるが、各学部・研究科それぞれ単独に自己点検・評価を行うだけではなく各部門間での連携を深めながら検証を進めることが肝要である。そのためにも内部質保証体制の制度設計を引き続き検討せねばならない。こうした課題は残されているとはいえ、現時点においては教育課程・教育内容の基準を概ね充足しているといえる。

(1) 効果が上がっている事項

〈1〉 大学全体

- 1) 2014年度において、各学部の学科ごとに、教育課程の編成・実施方針とカリキュラム・フロー（履修系統図）及び履修モデルとの整合性を検証し、調整を図った。また、大学の教育課程の編成・実施方針のもと、成蹊教養カリキュラムのカリキュラム・フローを整備し、全学的な体系化されたカリキュラムを明示することができた【資料4.2-47】。これにより、学生は目的を明確にして履修を行うことができています。
- 2) 教育課程の編成・実施方針に基づく教育内容となっているか、授業評価アンケート結果による検証を、各学部・研究科のFD委員会で実施する体制が整備された【資料4.2-48、4.2-49】。具体的には、アンケート集計結果、学生のコメント、教員のセルフ・レビューを各学部、成蹊教養カリキュラムにおいては各科目部会に渡し、よい取り組みや効果の上がっている点について、情報共有している。

〈2〉 経済学部

- 1) 「経済学部履修系統図」及び「経済学部履修モデル」は、入学前の高校生や入学直後の学生に経済学部の教育体系をわかりやすく伝えており、学生が履修計画を円滑に作成できるようになっている。さらに履修系統図や履修モデルを作成することにより、教育体系に関する教員間の理解も深まり、学生の履修指導に活かされている。

〈3〉 理工学部

- 1) 現在のカリキュラムは2014年（システムデザイン学科では2015年）から順次改定されており、その教育内容は2012-2013年に議論して定まったものであるが、2014年度より大学全体としてシラバスの第三者チェック（第4章第3節参照）が始まり、教育内容を事前に他教員が精査する仕組みができた。
- 2) 共通基礎課程の化学に関しては2012年度を試行年度として、これまで2013、2014年度1年次前期の「基礎化学A」（2014年度からは「基礎化学I」）で補習クラス（30～40名）を立ち上げた。これまでの成績分布【資料4.2-50】から、このクラス運営が学生の学修によい効果をもたらしていると判断できる状況となっている。

〈4〉 文学部

- 1) 教育課程の編成・実施方針に基づき、専門への基盤となる幅広い素養を身につけるため自由設計科目を設けており、その結果、学科横断型の科目である「トピック・セミナー」、「実践・発信する文化演習」では4学科の教員が連携して授業運営にあたり、文学部独自の科目群として学部の個性を生かしながら、かつ学科の専門にとらわれない学びの場を提供することができている。また、現代社会学科では「メディア・リテラシー演習」「コミュニティ演習」など地域と連携した科目を開設し、学生の教育において地域社会との共生の意識を高めている。

〈5〉 法学部

- 1) 大人数の講義と連動する少人数の演習を1年次から組み合わせることにより、学生の理解を深めることに成功している。具体的には、1年次の演習において精読・多読を経験させ、レジュメやレポートの作り方や討論方法をきめ細かく指導することによ

て、大人数講義の受け方も修得させることができるだけでなく、年次を重ねるごとにレポート内容のレベルが上がり、討論においても積極性を引き出すことになっている。

〈6〉 経済経営研究科

- 1) 経済経営研究科教授会において、博士前期課程と博士後期課程に相応しい教育内容の提供に関して定期的に検討を続けてきた。その結果、2014年度に実施された学習院大学との相互外部評価においては、「研究者養成コースと、経済・マネジメントコースの双方が、経済学専攻・経営学専攻のそれぞれに用意され、年次を含めた3Dマトリクス状の教育体系のもとに各学問分野の科目群が整備されており、順次的・体系的な履修に配慮されている。他にも長期履修プログラムなど、多様な潜在学生需要に配慮した先進的な取り組みがなされている」と評価された【資料4.2-51】。

〈7〉 理工学研究科

- 1) 全学的な学際科目である「学際分野特殊研究」を含む専攻共通科目と専門科目を開講している。学際科目の履修に関して、大学院生は積極的である。例えば2014年度は専攻共通科目の受講者が延べ230名(うち学際分野特殊研究が延べ102名)となっている【資料4.2-52】。

〈8〉 法学政治学研究科

- 1) 近年関心が高い分野の授業を提供するために、新たに比較福祉政治論基本研究、比較福祉政治論特殊研究、比較福祉政治論基本演習、比較福祉政治論特殊演習をカリキュラムに追加した。また、2015年度に財政学を専門とする教員を迎え、財政学基本研究、財政学特殊研究、財政学基本演習、財政学特殊演習も新たに開設した。また、法学部卒業生の内部進学制度が新設された。このようなカリキュラムの充実化と進学制度の多様化を受けて、2015年度は3名の入学者があり、2016年度も入学予定者が見込まれている【資料4.2-53】。

(2) 改善すべき事項

〈1〉 大学全体

- 1) 2014年度から始まった新カリキュラムでの成蹊教養カリキュラムにおいてナンバリングの導入を検討しているが、未だ導入には至っていない。

〈3〉 理工学部

- 1) 2014年度から(システムデザイン学科専門科目では2015年度から)のカリキュラムを着実に実施していくことが求められる。少人数クラス化に伴い、授業内での演習や、提出課題・課題解説などが実施しやすくなったが、その学生の学力に対する効果を的確に視るためには、試験結果の精査等、今後の活動に委ねなければならない。

- 2) 達成度の向上を確実なものとし、より効果的にするには科目間の連携も含めて教員間の意思疎通をさらに図る必要もある。

〈7〉理工学研究科

- 1) 理工学研究科の設立から5年が経過しており、理工学部自己点検・評価委員会の検証結果をもとに、組織的なカリキュラム編成方針の見直しにとりかかるべきである。

〈8〉法学政治学研究科

- 1) 法学部からの内部進学以外の経路での大学院志願者が依然として少ない状態が継続していることから、大学院をとりまく社会の関心や要望を注視し、教育課程の内容や編成をいっそう魅力的なものにする必要がある。

3. 将来に向けた発展方策

(1) 効果が上がっている事項

〈1〉大学全体

- 1) 学部・研究科及び成蹊教養カリキュラムのカリキュラム・ポリシーを再検討し、カリキュラム・マップ及びカリキュラム・フロー(履修系統図)に基づいた授業科目の見直しを大学運営会議のもとで行う。
- 2) 各学部・研究科のFD委員会における授業評価アンケート結果の検証によって、各課程に相応しい教育内容となっているかについての検証を全学FD委員会のもとで引き続き行う。

〈2〉経済学部

- 1) 教育体系に関する教員間の理解を深め、学生の履修指導に活かすために、「経済学部履修系統図」及び「経済学部履修モデル」をさらに多くの教員が関わるかたちでよりよいものに修正していく。

〈3〉理工学部

- 1) 履修モデルを次期カリキュラム改訂に向けてさらに分かりやすいものにしていく。
- 2) 2014年度より大学IRコンソーシアムによる学生調査に本学も参加しているので、今後はその結果を参照することで教育内容のチェックを進めていく。

〈4〉文学部

- 1) 学科横断型の科目について、4学科の学生がともに学ぶ場を提供しているという現在のメリットを維持するため、時間割や授業内容を検討し、特定の学科に履修者が偏らないようにする。

〈5〉法学部

- 1) 学修の発展段階に応じた科目配置を維持・発展させるとともに、少人数教育の効果をさらに上げるために、ゼミ論文の指導などを有効に活用していくものとする。

〈6〉 経済経営研究科

- 1) 経済経営研究科教授会において、博士前期課程と博士後期課程に相応しい教育内容の提供に関して引き続き定期的に検討を続けていく。

〈7〉 理工学研究科

- 1) 現在は、学生は専攻共通選択科目の履修に積極的である【資料 4.2-52】。これらの科目は、深い専門性は当然のこととして、さらに分野の垣根を越える勇気を持ち広い視座を持った 21 世紀を切り開く研究者・開発者の養成には今後ますます重要になってくるであろう。今後も学生の履修を奨励しつつ、専攻共通選択科目の開講を継続していく。また、専攻共通選択科目と専門科目のバランスをとるために 2015 年度より修了要件の変更を行ったが引き続き理工学研究科教授会で定期的に検証していく。

〈8〉 法学政治学研究科

- 1) 入学者数の安定的確保を図るべく、幅広い科目の維持とその充実を図り、その広報活動をいっそう積極的に行っていく。

(2) 改善すべき事項

〈1〉 大学全体

- 1) 学生による授業科目の体系的履修を促すため、ナンバリングの導入検討を進める。

〈3〉 理工学部

- 1) カリキュラムの改定は、通常数名のワーキングチームが作成する素案がもととなっている。次回の 2018 年度以降の改定に向けては、教育課程の編成・実施方針をさらに明確にするとともにそれに基づき共通基礎科目から専門科目までより統一的なカリキュラムを編成することを強く意識することが重要である。したがって、チームの構成も共通基礎及び各学科より十分な陣容を確保するべきである。各授業科目の内容がシラバスの改革により、より容易に教員間で共有できるようになったので、今後さらに教員間での協力関係を密にしてより効果的なカリキュラム編成につなげていきたい。
- 2) カリキュラム・ポリシーの適切性の検証が十分でないことが学習院大学による外部評価で指摘を受けているが、これについては今後学部自己点検・評価委員会で検証を行い、その結果を踏まえて、教務委員会において 2018 年度のカリキュラム改編に向けて教育課程編成の改善について検討を行っていく。

〈7〉 理工学研究科

- 1) 大学院においても、単に研究室での研究をサポートする内容を講義するだけではなく教育方針に沿ったカリキュラムを構成し、開講する科目の適切な配置を目指すべきであろう。すなわち、所属研究室の研究内容に即した内容の講義を開講するとともに、大学院生として相応しい、体系だった内容の理解を深める講義構成となるよう努力を継続していく。

(8) 法学政治学研究科

- 1) 大学院志願者及び在学者を短期間で増加させることは難しいが、法学部からの内部進学制度を定着させるため、大学院での学位取得が学生の今後のキャリアにとってどのような意味を持つのか、きめ細かな相談を行い、志願者増につなげていく。また、学外の志願者も増やすため、本学の教育体制やカリキュラム、各種研究プロジェクト等の魅力を広く伝えていくよう努力する。

4. 根拠資料

< 共通資料（提出を義務付けられている資料） >

- 資料 4. 2-1 2015 年度経済学部履修要項(既出 資料 4. 1-1)
- 資料 4. 2-2 2015 年度理工学部履修要項(既出 資料 4. 1-2)
- 資料 4. 2-3 2015 年度文学部履修要項(既出 資料 4. 1-3)
- 資料 4. 2-4 2015 年度法学部履修要項(既出 資料 4. 1-4)
- 資料 4. 2-5 2015 年度経済経営研究科履修要項(既出 資料 4. 1-5)
- 資料 4. 2-6 2015 年度理工学研究科履修要項(既出 資料 4. 1-6)
- 資料 4. 2-7 2015 年度法学政治学研究科履修要項(既出 資料 4. 1-7)
- 資料 4. 2-8 2015 年度文学研究科履修要項(既出 資料 4. 1-8)
- 資料 4. 2-9 2015 年度経済学部シラバス(既出 資料 4. 1-9)
- 資料 4. 2-10 2015 年度理工学部シラバス(既出 資料 4. 1-10)
- 資料 4. 2-11 2015 年度文学部シラバス(既出 資料 4. 1-11)
- 資料 4. 2-12 2015 年度法学部シラバス(既出 資料 4. 1-12)
- 資料 4. 2-13 2015 年度成蹊教養カリキュラムシラバス(既出 資料 4. 1-13)
- 資料 4. 2-14 2015 年度成蹊国際コースシラバス(既出 資料 4. 1-14)
- 資料 4. 2-15 2015 年度経済経営研究科シラバス(既出 資料 4. 1-15)
- 資料 4. 2-16 2015 年度理工学研究科シラバス(既出 資料 4. 1-16)
- 資料 4. 2-17 2015 年度法学政治学研究科シラバス(既出 資料 4. 1-17)
- 資料 4. 2-18 2015 年度文学研究科シラバス(既出 資料 4. 1-18)
- 資料 4. 2-19 2015 年度経済学部授業時間割表(既出 資料 4. 1-19)
- 資料 4. 2-20 2015 年度理工学部授業時間割表(既出 資料 4. 1-20)
- 資料 4. 2-21 2015 年度文学部授業時間割表(既出 資料 4. 1-21)
- 資料 4. 2-22 2015 年度法学部授業時間割表(既出 資料 4. 1-22)
- 資料 4. 2-23 2015 年度経済経営研究科授業時間割表(既出 資料 4. 1-23)
- 資料 4. 2-24 2015 年度理工学研究科授業時間割表(既出 資料 4. 1-24)

- 資料 4.2-25 2015 年度法学政治学研究科授業時間割表(既出 資料 4.1-25)
資料 4.2-26 2015 年度文学研究科授業時間割表(既出 資料 4.1-26)

<その他資料>

- 資料 4.2-27 成蹊大学学則 (既出 資料 1-1)
資料 4.2-28 成蹊大学大学院学則 (既出 資料 1-2)
資料 4.2-29 教育情報の公表 (教育・研究について) (既出 資料 1-21)
URL : http://new.seikei.ac.jp/university/edu_info/education/index.html
資料 4.2-30 成蹊国際コース
URL : <http://siis.seikei.ac.jp/ics/>
資料 4.2-31 教職課程
URL : <http://www.seikei.ac.jp/university/gakumu/risyu/kyousyoku.menu.html>
資料 4.2-32 2015 年度第 9 回経済学部教務委員会議事録(抜粋)
資料 4.2-33 2015 年度第 9 回経済学部教務委員会資料 1
資料 4.2-34 成蹊大学経済学部規則 (既出 資料 1-4)
資料 4.2-35 成蹊大学大学案内 2015 (既出 資料 1-12)
資料 4.2-36 成蹊国際コース規則
資料 4.2-37 成蹊大学教職課程委員会規則
資料 4.2-38 2014 年度大学内部質保証／点検・評価シート (既出 資料 1-27)
資料 4.2-39 成蹊大学教授会規則 (既出 資料 3-2)
資料 4.2-40 経済学部教務委員会規則
資料 4.2-41 理工学部卒業・理工学研究科修了の皆様へアンケートのお願い
資料 4.2-42 吉祥寺プロジェクト
URL : http://www.sd.seikei.ac.jp/students_project/kichi.html
資料 4.2-43 理工学部教務委員会規則
資料 4.2-44 文学部教務委員会規則
資料 4.2-45 法学部教務委員会規則
資料 4.2-46 成蹊大学大学院研究科教授会規則 (既出 資料 3-3)
資料 4.2-47 成蹊教養カリキュラム：学修・教育目標 (科目グループ別カリキュラム・フロー) (既出 資料 4.1-31)
資料 4.2-48 2014 年度第 10 回大学運営会議(概要) (Ⅱ 懇談事項 4)
資料 4.2-49 2014 年度第 11 回大学運営会議(概要) (抜粋)
資料 4.2-50 物質生命理工学科での基礎化学の補習クラスの立ち上げについて
資料 4.2-51 経済経営研究科博士前期課程 授業科目、履修系統図、履修モデル
URL : <http://www.seikei.ac.jp/university/keizai/graduate/doctor/curriculum.html>
資料 4.2-52 平成 26 年度理工学研究科受講者数一覧表
資料 4.2-53 平成 27 年度大学院入学者報告

第3節 教育方法

1. 現状の説明

(1) 教育方法および学修指導は適切か。

〈1〉大学全体

学部においては、成蹊大学学則第36条の2に定めるとおり、授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより、又はこれらの併用により行うこととしている。

学生の主体的な学修を促すこと等を目的として学内ポータルサイトを導入し、教職員向け講習会を開催し有効活用に向けての取り組みを行ってきた。加えて2014年度中にOffice365の利用環境を整えた。教員は、本学の学内ポータルサイトやOffice365を通じて、授業資料の掲示、課題管理、ディスカッション機能の活用などが容易となり、学生に主体的な学修を促すことができる。また、履修者名簿や出欠管理だけでなく、掲示板機能やクラスフォーラムなどを活用することにより、教員と学生との距離を縮めることにもつながっている。もちろん、学内ポータルサイトが導入されたのは2012年度のことであり、教員の間でどこまで学内ポータルサイトの利用が進んでいるのかその実態は明らかにされていないわけではない。

成蹊教養カリキュラムでは、導入教育としてフレッシュャーズ講座とフレッシュャーズ・セミナーを開講した。特に後者は、成蹊大学における少人数教育のスタートともいえる、新生のための特別ゼミ（演習）となっている。文献検索やレポート作成、プレゼンテーションなど、専門課程で必要となる基礎的な知識や力を身につけることを目的に、学部・学科によって特徴のある内容で行われている。

また、国際教育としての英語教育は、習熟度を考慮したクラス編成で体系的・段階的に学び、実社会で役立つ実践的な英語力を身につけることを目標としている。自ら英語学修の目標を立て、学修計画に基づいて実践していくために、入学時に学生全員がTOEIC-IPを受験し、その後も学内でTOEIC-IP、TOEFL-ITPやIELTSなどを受験できる機会を設け、学生自ら習熟度を確認し、目標設定と学修計画に活用できるようにしている。さらに、e-learningシステムである「スーパー英語」を2014年度から導入し、自学自習を促すとともに、学修成果の可視化に取り組んでいる。

学修指導については、新生対象の履修ガイダンスのほか、2年次以上を対象とするガイダンス等を必要に応じ行っている。また、学部により、アカデミック・アドバイザーボードの設置、学年主任制や指導教授制のもとで、履修相談や留学相談等に応じている。さらに、授業に関する質問や相談については非常勤講師を含む授業担当者全員がシラバスにおいてオフィス・アワーを明記し、質問や相談に応じる体制が整備されている。

各研究科においては、指導教授は、学則第9条第2項の規定に基づき、指導する学生の研究指導計画を策定し、研究科長の承認を得たうえで研究指導を行っている。

法務研究科については法科大学院学則第13条に定めており、授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮し、これらの授業方法に応じた単位数を設定している。なお、法務研究科においては働きながら学修する社会人学生に配慮し、東京丸の内にある成

蹊サテライト・オフィスでも受講できるよう、2006年から授業の一部をインターネットで結び、本学との双方向でのコミュニケーションが可能な学修環境を整備している【資料 4.3-27】。

年間履修上限単位数については、各学部・研究科・法務研究科において定めており、単位制度の趣旨に基づき学修時間の確保に努めている【資料 4.3-28、4.3-29、4.3-30】。

〈2〉 経済学部

経済学部のカリキュラムは大きく「全学共通科目」と「経済学部開設科目」から構成されている。卒業に必要な修得単位数は「全学共通科目」34単位、「経済学部開設科目」74単位に加えて「自己設計科目」16単位の、合計124単位である【資料 4.3-31】。

経済学部では、経済学部の教育目標の達成に向けて、全員参加型の授業を行う演習科目と知識・理解を主眼とする講義形式の科目を体系的に配置し、学生の学修時間確保のため、「成蹊大学経済学部規則」第8条第3項により、年間の履修登録の上限を40単位（1ターム26単位。成績優秀者等の特例あり）に制限している【資料 4.3-31】。また学生の学修時間の目安として、全科目のシラバスに予習復習時間の目安が記載されている。さらに経済学部では選抜された学生を対象として集中的な学修により、企画・調査・情報収集能力、情報分析能力、プレゼンテーション能力の3つの能力をバランスよく身につけるための科目群によって構成された特別プログラムである情報分析プログラムを設けている。

学生の履修計画を支援するため、毎年度始めに経済学部教務委員会と経済学部 AAB（アカデミック・アドバイザー・ボード）委員会によって学生向け個別履修相談が実施されている。経済学部 AAB 委員会は経済学部の学生が直面する教育上の課題に対応し、きめ細かい学生支援に資する業務を行うために設置された経済学部独自の機関である【資料 4.3-32】。成績不振学生を対象とした面談も経済学部 AAB 委員会と経済学部教務委員会が中心となって半期ごとに実施されている（2014年度後期について【資料 4.3-33】、2015年度前期について【資料 4.3-34】）。

〈3〉 理工学部

理工学部のカリキュラムは「全学共通科目」と「理工学部開設科目（専門科目、学部共通科目）」から構成されている。各科目区分では、卒業資格を得るために修得しなければならない単位数は次のように定められている。全学共通科目では、31単位；理工学部専門科目では、90単位；自由設計科目では、8単位；合計129単位【資料 4.3-35】。

年間の学修が無理なくできるように、1年間及びタームごとに登録できる単位数に上限を定めていて、年間履修上限は49単位とし、第3タームから第8タームまでの各ターム履修上限は25単位としている【資料 4.3-35】。ただし、前年度の年度 GPA 値が3.0以上の学生は履修登録上限を2年次、3年次が54単位とし、第3タームから第8タームまでを27単位としている。これは意欲のある学生にさらに幅広い分野での学修を促すための措置である【資料 4.3-2】。各学年の最初に履修ガイダンスの時間を設け、学生の履修計画の策定の指針を与えるとともに、各学科の教務委員が学生の相談に乗る体制を整えている。

理工学部の授業は、教室での講義科目、実験室あるいはパソコン教室などでの実験・実習科目、及び各研究室単位での卒業研究などから構成されている。専門科目のなかでも準必修に指定された重要と思われる科目においては、複数クラスを開講するなど、学生の学修をより効果的にする措置がとられている。教室での講義科目においては、教員の講義に加え、演習や小テストの頻回な実施、レポート課題の提出など、学生の理解度の向上に資する工夫が各教員において実施されている【資料 4.3-36】。学生の自宅での学修時間の目安がシラバスに明記され、学生各自の学修計画の立案が容易になっている。また、学内ポータルサイトも活用され、授業資料などがいつでもどこでも入手可能となっている。

実験・実習においては、少人数での実施を企図して学生を小グループに分け、助教あるいはTAの力を借りつつ、学生の進度に合ったきめ細かな対応をしている。卒業研究においては、各研究室の指導教員のアドバイスのもと、学生が主体的に卒業研究に取り組む環境が整えられている。卒業研究の学生は、自分の机や実験場所などそれぞれ固有のスペースが与えられ、自主的な学修の環境が整えられている。また、ともすると閉鎖的になりがちな研究室の弊害を除去するため、主指導教員に加え、副指導教員を配置し、学生の相談が容易にできるよう工夫されている【資料 4.3-37】。

〈4〉 文学部

文学部の卒業所要単位数は124単位であり、年間履修登録上限単位は44単位、ターム履修上限単位は26単位である。ただし、前年度GPAが3.0以上の者については、年間56単位、ターム36単位まで履修を認めている【資料 4.3-38】。

文学部の授業形態は、概ねゼミか講義に分けられる。ゼミにおいては、各学科とも少人数のクラスによる教育を徹底し、学生の実情にあった個別指導を行っているため、現時点の教育方法及び学修指導の体制は適切である。学科の指導方針により、ゼミの人数の上限に違いがあるが、3、4年次のゼミの平均人数は11名から17名程度になるようにクラスが設けられており、2015年度の実際を受講者数は1クラス3名から23名まで様々であるが、約半数が15名以下である。

英米文学科、日本文学科、国際文化学科及び現代社会学科のいずれの学科も入学直後とプレ・ターム（第1ターム）の終わりの時期に、履修ガイダンスを行い、きめ細かな履修指導をしている【資料 4.3-39】。

〈5〉 法学部

法学部の卒業所要単位数は128単位であり、年間履修登録上限単位は1年次は42単位、2年次以降は44単位、ターム履修上限単位はプレ・ターム（第1ターム）は20単位、第2ターム以降は22単位である【資料 4.3-40】。

法学部は、講義と少人数演習（ゼミ）により教育を行っている。講義は、プレ・タームの基礎科目、第2タームから第3タームにかけて提供される専門分野の入門科目、そして第3ターム以降には発展段階に応じて開講される専門科目が配置されており、学生の知的成熟度に合わせて履修できるようになっている。また、ゼミについては、全学年に少人数のゼミを配置している。2年次以降のゼミについては、学生の関心に対応できるように、多様なテーマのゼミが学生の発展段階に応じて置かれている。さらに、2014年度入学者から適

用されている新カリキュラムでは、法律学科が8単位の選択必修とそのうち4年後期ゼミ（2単位）を必修、政治学科は2、3年ゼミ（8単位）を必修としている。そのほかにも、LE科目やPSE科目などの少人数の選抜制クラスを設置するなど、きめ細かい学修指導を行っている。なお、2015年度より学部として成績不振学生への対応も制度化した【資料 4.3-40】。

〈6〉 経済経営研究科

経済経営研究科では、学習院大学との相互外部評価（2014年度）で研究指導計画の整備について指摘を受け【資料 4.3-41】、「経済経営研究科教育研究方針大綱」【資料 4.3-42】に「4 研究指導計画の基本方針（学位取得までの指導の流れ）」を設け、2015年度より研究指導計画に基づく研究・学位論文作成指導を行う体制を整備した。年度始めに指導教授、アドバイザーが学生と十分な面談のうえ、経済経営研究科の当該年度のシラバスをもとに研究指導計画書を作成し、個々の学生の能力、研究分野に沿ったきめ細やかな履修指導、研究指導を行っている。博士前期課程の1年次は経済学と経営学の専攻主任が原則として指導教授を務めているが、高度税務プログラム所属学生は、1年次から租税法専門の専任教授が指導教授となる。1年次の秋に学生の研究分野に応じて、経済経営研究科教授会で2年次の指導教授を決定している。博士後期課程では、学位取得までのプロセスは『経済経営研究科 履修要項』【資料 4.3-5】で明確にされており、学会発表や学術誌への論文投稿を目指し、指導教授・アドバイザーによる組織的な研究指導が行われている。

〈7〉 理工学研究科

理工学研究科では、博士前期課程、博士後期課程いずれのカリキュラムにおいても学位を取得するために、毎年度始めに指導教授の指導のもとで研究指導計画書を作成し履修計画を立てることになっている。授業は、教室での講義科目、実験室などでの実験・実習科目、及び各研究室での修士あるいは博士論文の作成のための研究などから構成されている。教室での講義科目では、各コース独自のもの、理工学研究科全体でのもの、及び全研究科にわたる学際科目という3種類の授業が展開されている。共通科目は、狭い分野に特化しがちな大学院生の視野を広げる目的で配置されている。

博士前期課程のカリキュラムは、専攻共通選択科目、コース選択科目、コース必修科目から構成されている。各科目区分では、修了資格を得るために修得しなければならない単位数を以下のように定めている。専攻共通選択科目6単位、専攻共通選択科目とコース選択科目を合わせて18単位、コース必修科目12単位、合計30単位である。

博士後期課程のカリキュラムは、コース選択科目とコース必修科目から構成されている。各科目区分では、修了資格を得るために修得しなければならない単位数を以下のように定めている。コース選択科目8単位、コース必修科目12単位、合計20単位である。1年次の最初に履修ガイダンスの時間を設け、学生の履修計画の策定の指針を与えている。また、各研究室の教員も学生の履修計画の策定に寄与し、妥当な履修計画となるよう個別に指導している【資料 4.3-6、4.3-43】。

大学院生の総数があまり多くないこともあり、授業科目においても少人数での授業が行われていて、教員と大学院生の密なコミュニケーションが可能となっている。また、研究室内の卒業研究生などの指導も大学院生として自らを成長させる要因となっている。ともすると研究室が閉鎖的になりがちと指摘される弊害を除去するため、主指導教員に加え、副指導教員を配置し、学生の相談が容易にできるよう工夫されている【資料 4.3-43】。

大学院生にとって重要なのは、各専門分野に関する高度な知識の習得とそれに基づく研究の実施である。それらは研究室ごとに行われる場合もあれば、専門の近い複数の研究室との合同で行われることもある。そして、研究成果を国内外の学会やシンポジウムで発表することも大学院生として重要なアクティビティであり、各教員もそれを奨励している。その結果、学会での発表賞や奨励賞などの受賞実績もある【資料 4.3-44】。

教員側も、最先端の研究成果に関する情報の獲得のため、積極的に国内外で開催される学会に参加し、研究発表を行っている【資料 4.3-45】。

〈8〉 法学政治学研究科

法学政治学研究科では、担当資格のある教員全員が科目を開講し、在学生の選択の幅を確保している。また各大学院生に指導教授と副指導教授を選任し、法学政治学研究科履修要項に提示されたシラバスをもとに履修指導を行い、本人の研究課題に応じた適切な研究指導を行っている。さらに、2015年度入学の博士前期課程学生からは、指導教員の指導のもとで提出された研究計画書に基づき、毎学期タームペーパーの提出を義務づけ、学修の進捗と成果の定着を図っている。2年次の前期に、指導教員の指導のもとで修士論文による修士号の取得を目指すか、特定課題研究による修士号を目指すかを決定する【資料 4.3-7】。

政治学専攻においては、毎月1回の政治学研究会をとおして、政治学専攻の全教員及びOB・OGが適切に指導や助言が行える仕組みを整えている【資料 4.3-46】。

〈9〉 文学研究科

文学研究科では、英米文学専攻、日本文学専攻、社会文化論専攻の各専攻とも少人数のクラスによる教育を徹底し、また各々の大学院生の実情にあった個別指導を行っている。博士前期課程、博士後期課程とも研究指導計画に基づく研究・学位論文作成指導を行う体制をとっている。年度始めに、文学研究科履修要項に提示された当該年度のシラバスをもとに、指導教授が学生と十分な面談のうえ研究指導計画書を作成し、個々の学生の志向、研究分野に沿ったきめ細やかな履修指導、研究指導を行っている【資料 4.3-8】。

(2) シラバスに基づいて授業が展開されているか。

〈1〉 大学全体

シラバスの様式は、学部・研究科と法務研究科では異なる様式を用いていたが、2014年度からは、授業の目的、到達目標、授業内容・方法、半期15回分の授業計画、成績評価方法・基準等を明らかにした全学統一の様式とした。また、シラバスの記載内容の適正性を確保するため、第三者（当該授業科目の担当教員以外の教員）による記載内容の確認作業

(第三者チェック)を行うこととし、これに伴い、全学FD委員会のもとで、記載項目・留意事項や第三者チェック体制などを規定した「シラバス作成方針」を制定し、2014年度シラバスの作成から適用した【資料4.3-47】。さらに、学生が主体的に事前の準備及び事後の展開などを行うことを可能にし、他の授業科目との関連性の説明などの記述を含み、授業の工程表として機能するように記載内容を大幅に見直した。特に、準備学修(予習・復習)の内容とそれに係る学修時間の目安を各回に記載することとし、各回の授業内容に応じて準備学修ができるようにした【資料4.3-48】。

授業期間としては、2014年度からの学部の新カリキュラム施行に伴い、学部・研究科において、授業を15回実施することを明確にした(法科大学院は開設当初から実施済み)【資料4.3-49】。これに伴い、シラバスにおいても15回の授業を実施することを明確に記載することとした。

実際の授業内容・方法とシラバスとの整合性については、2014年度から全授業において授業評価アンケートを実施し、その結果を受けて、各学部・研究科のFD委員会で確認を行うこととしている【資料4.3-50】。

〈2〉 経済学部

シラバス記載上の精粗がないように「シラバス作成方針」で定められた全学共通のフォーマットによって、15回分の授業内容、到達目標、評価基準等が全ての科目のシラバスに明記されている。2013年度(対象は2014年度開講科目のシラバス)より、全てのシラバスは学生に公開する前に、経済学部FD委員会と教務部により綿密にチェックされ、内容に不備がある場合には授業担当者に修正を求めている【資料4.3-51】。学生は経済学部AAB(アカデミック・アドバイザー・ボード)に、適宜相談やクレームの連絡が可能であり、重要な連絡については経済学部教務委員会で審議される。これまでのところシラバスの内容と著しく異なる授業が行われているという連絡はない。

〈3〉 理工学部

理工系の各学問領域では教育内容が概ね確定していて、それぞれの分野の学会によっては標準的な教育課程が例示され、日本学術会議でも各学問領域の教育課程編成上の参照基準が公表されている【資料4.3-52】。各専門領域での教育目標及び教育課程は国内に限らず諸外国でもほぼ同様であり、その意味でグローバル・スタンダードは確立しているといえる。本学部のシラバスも、基本的な部分は学問領域ごとのスタンダードに準拠して作成されているが、学際領域など本学学部の教育理念に沿ったかたちでの特徴を出すよう工夫されている。各教員は、自らの専門領域での教育目標を達成させるための教育を行っている。とはいえ、学生の基礎学力などに応じた教育も必要であることから、教員は自らの経験に基づいて授業内容を厳選し、学生が消化不良にならない工夫もされている【資料4.3-36】。

シラバスの内容及び記載方法については、2014年度より大学の「シラバス作成方針」に基づいており、教員相互の確認チェックを行っている【資料4.3-53】。また、常時確認可能なように、学外からもネットワークアクセスを可能としている。さらに、学会出張

など何らかの事情により授業を休講する際には、補講を実施することにより授業計画を完遂している。

〈4〉 文学部

2014年度からは、授業の目的、到達目標、授業内容・方法、半期15回分の授業計画、成績評価方法とその基準などをシラバスに記載しており、シラバスに基づいた授業が行われている。2014年度前期の学生による授業評価アンケートにおいても、「シラバスに即した内容の授業が行われていましたか」という質問に対し、文学部科目は、「そう思う」が45.3%、「ややそう思う」が38.6%で、合計すると83.9%がシラバスに則していると回答した【資料4.3-54】。

また、文学部のFD委員会が、提出後のシラバスを学生への掲示前にチェックし不備があれば修正を要請している【資料4.3-55】。

〈5〉 法学部

2014年度からは、大学の「シラバス作成方針」に基づき授業の目的、到達目標、授業内容・方法、半期15回分の授業計画、成績評価方法・基準等をシラバスに記載するとともに、法学部FD委員会によるシラバスの第三者チェックが行われており、シラバスの役割に関する教員の意識向上も図られている。法学部のFD委員会は、提出されたシラバスの内容に不備がある場合は授業担当者に修正を求めている。教員はシラバスに基づきそのメリットを十分発揮させるよう授業を行っている【資料4.3-56】。

〈6〉 経済経営研究科

2008年度の『成蹊大学 自己点検・評価報告書』に対する大学基準協会による大学評価(2009年度)【資料4.3-57】で、シラバスの記載について指摘を受けて以降、充実に努めてきた。全学的な「シラバス作成方針」のもと、経済経営研究科の教育課程の編成・実施方針に基づき、15回ごとの授業内容及び予習や復習の内容と所要時間の目安などを記載している。

2013年度(対象は2014年度開講科目のシラバス)より、全てのシラバスは学生に公開する前に、経済学部FD委員会と教務部により綿密にチェックされ、内容に不備がある場合には授業担当者に修正を求めている【資料4.3-51】。

〈7〉 理工学研究科

シラバスの内容については、2014年度シラバスより大学の「シラバス作成方針」に基づいて記載されており、教員相互の確認チェックを行っている。また、常時確認可能なように、学外からもネットワークアクセスを可能としている。さらに、何らかの事情により休講する際には、補講により授業計画を完遂している。

各教員は各大学院生の指導計画を年度始めに提出することが義務づけられ、指導計画を大学院生との話し合いのなかで共に作成することにより、大学院生側にも今後1年間の大まかなスケジュールが理解されるようになっている【資料4.3-6:55頁】。

〈8〉 法学政治学研究科

法学政治学研究科では、大学の「シラバス作成方針」に基づいてシラバスが作成されており、大学院生が主体的な学修・研究のガイドラインとして利用するために十分なものとすべく、法学政治学研究科FD委員会によるシラバスの第三者チェックが行われている。シラバスの役割に関する教員の意識向上も図られており、シラバスに基づきそのメリットを十分発揮させるよう授業が行われている【資料4.3-58】。

〈9〉 文学研究科

文学研究科では、大学の「シラバス作成方針」に基づいてシラバスが作成されており、全ての科目でシラバスに基づいた授業が行われている。また、適切なシラバスの構築のために、文学研究科FD委員会が提出後のシラバスを学生への掲示前にチェックし不備があれば修正を要請している【資料4.3-55】。

(3) 成績評価と単位認定は適切に行われているか。

〈1〉 大学全体

成蹊大学学則第36条、成蹊大学大学院学則第10条及び法科大学院学則第12条において、各授業科目に対する単位数の基準を定めている。具体的には、(1)講義については、15時間の授業をもって1単位とする。(2)演習、外国語については、30時間の授業をもって1単位とする。ただし、演習については教育効果等を考慮し、15時間の授業をもって1単位とすることができる。(3)実験、実習、製図及び実技等の授業については、30時間から45時間までの範囲で各学部が定める時間の授業をもって1単位とする。また、第35条の3(法務研究科は法科大学院学則第11条)において、履修科目の登録の上限(学部の上限単位数は各学部規則に規定)を定めている。これらの単位数の基準及び履修科目の登録の上限に基づき学修時間を確保し、単位制度の趣旨に基づいた単位認定を行っている。さらに、他大学などでの既修得単位の認定を、大学設置基準等に定められた基準に基づいて、適切な学内基準を設けて実施し、学生のこれまでの学修を適切に評価するシステムとなっている。

成績評価にあたっては、学部・研究科にあっては成蹊大学学則第37条・第39条、成蹊大学大学院学則第11条の2、法務研究科にあっては法科大学院学則第18条・第19条の規定に基づき、各学部・研究科の教授会で試験その他適切な方法によって単位を認定している。また、GPA制度を2004年度(法務研究科を除く研究科は2005年度)から導入し、学生の成績評価は、成蹊大学の成績評価基準(学則第39条)に準拠して実施されている。授業科目の成績評価は、上位よりS(100~90点)、A(89~80点)、B(79~70点)、C(69~60点)、F(59点以下)の5段階をもって表示し、Fを不合格、その他を合格とする【資料4.3-28、4.3-29、4.3-30】。

各授業科目の成績評価については、大学の「シラバス作成方針」に基づきシラバスに具体的に記載することになっており、評価基準に関する情報は客観的なものとして教員と学生の間で共有されている。また、成績評価の厳格化と成績評価の可視化を行っているが、学部により、GPAを退学勧告や進級基準、表彰制度に使用しているほか、奨学金の選考な

どに用いている（法務研究科は進級基準・修了要件に使用）。また、成績評価は総合評価とし、複数の指標を用いて評価することとしている。成績評価に疑問がある場合は質問票により申し出ることができ、成績評価の適切性を確保している【資料 4.3-59】。

留学や単位互換制度により修得した単位については、60 単位（法科大学院を除く大学院においては 10 単位、法科大学院においては 30 単位。ただし学部及び法科大学院においては入学前の既修得単位と合算した単位）を上限として、本学において修得した単位とみなしているが、単位認定の適切性を確保するため、教務委員会での審査を経て、教授会（大学院は研究科教授会）で認定している【資料 4.3-28、4.3-29、4.3-30】。

〈2〉 経済学部

経済学部における成績評価及び単位認定は成蹊大学学則の規定に基づいており、シラバス上で成績評価基準及び方法が全ての科目において学生に周知されている。個々の科目の成績評価及び単位認定は第一義的には科目担当者に委ねられているが、複数のクラスが開講される 1 年次配当科目については授業担当者間で成績評価に関する申合せが行われている。また、学生からの質問期間が設けられており、学生から提示される質問に関して重要なものについては経済学部教務委員会から担当教員への助言等が行われる仕組みを完備しており、成績評価の訂正等も適宜行われていることから、成績評価及び単位認定の適切性は十分に担保されているといえる。また、入学前に他大学等で取得した単位、留学先で修得した単位、検定試験等により認められる単位等の認定に関しては「経済学部学生の在学中又は入学前に他大学等において修得した単位等の認定に関する内規」【資料 4.3-60】に基づいて行われている。

〈3〉 理工学部

理工学部における成績評価及び単位認定は成蹊大学学則の規定に基づいており、成績評価の方法はシラバスに具体的に示され、評価基準に関する情報は客観的なものとして学生と共有されている。

成績評価は教員各自の責任においてなされるが、最終的に教授会の議を経て進級・卒業などが決定される。また、学生が単位認定などに関して自らの成績に疑問がある場合には、教務部を通じて教員に照会するシステムも存在している。以上のように成績評価や単位認定は適切に行われている。

〈4〉 文学部

文学部における成績評価及び単位認定は成蹊大学学則の規定に基づいており、評価の方法についてはシラバスに記載し、公平性の確保に努めるとともに、学生にも評価の方法を周知している。成績評価及び単位認定においては、各担当者が学則に定められた規定とシラバスに記載された成績評価基準に基づき、適切に評価しており、最終的には教授会の議を経て進級・卒業等が決定される。

〈5〉 法学部

法学部における成績評価及び単位認定は成蹊大学学則の規定に基づいており、成績評価の方法はシラバスに記載され、予め学生に周知されている。各教員は責任を持って公平・公正な評価を行っており、成績に疑義のある学生が教務部をとおして教員に照会するシステムも活用され、成績評価及び単位認定は全体として適切に行われている。また、留学先で取得した単位についても積極的に認定している。進級・卒業等は年度末の教授会の議を経て最終的に決定される。

〈6〉 経済経営研究科

経済経営研究科の成績の評価方法・基準等は、成蹊大学大学院学則第11条の2に準拠してシラバスに明示されている。また、各科目の成績評価と単位認定に関して疑義が生じた場合は、大学院生から授業担当者に質問ができる。既修得単位の認定は、成蹊大学大学院学則第12条に基づいて、適切に実施されている。

〈7〉 理工学研究科

理工学研究科における成績評価及び単位認定は成蹊大学院学則第11条の2の規定に基づいており、その評価方法についてはシラバスに明示されている。大学院の授業は、履修人数も学部比にかなり少ないため、成績評価もおのずと学部のそれとは様相を異にする。また、学修への意欲も高い学生も多いことから、学部での成績評価に比べSあるいはAの評価が多くなるのは当然であるともいえる。成績評価は、シラバスに記載された客観的な基準に基づいて厳格に行われている。

〈8〉 法学政治学研究科

法学政治学研究科における成績の評価方法・基準等は、成蹊大学大学院学則第11条の2に準拠してシラバスに明示されている。在籍大学院生は少ないが学修意欲は高い。各科目担当教員は、学修意欲のみならず、大学院生として必要な能力を修得しているのかという絶対的な基準から公正に成績評価を行っている。各科目の成績評価と単位認定に関して疑義が生じた場合は、大学院生から授業担当者に質問ができるほか、指導教授や副指導教授に相談することもできる。以上のように成績評価や単位認定は適切に行われている。

〈9〉 文学研究科

文学研究科では、通常の科目においては、文学研究科における成績評価及び単位認定は成蹊大学院学則第11条の2に準拠して、各担当者が学則に定められた規定とシラバスに記載された成績評価基準に基づき、適切に評価している。修士論文、特定課題研究の成果、博士論文においては複数名の教員による審査とその報告をもとにして、研究科教授会にて承認をとるかたちで厳密な評価が行われている。

(4) 教育成果について定期的な検証を行い、その結果を教育課程や教育内容・方法の改善に結びつけているか。

〈1〉 大学全体

各学部・研究科及び成蹊教養カリキュラムにおける教育課程の編成・実施方針に基づく教育内容・方法の適切性の確認・検証については、教育課程に関する事項を審議する教授会、研究科教授会及び全学教育委員会において行うが、実務的には各学部・研究科の教務委員会やFD委員会、全学的には全学教育実施委員会において教育内容・方法を見直している。なお、教職課程については教職課程委員会において行っている【資料4.3-61、4.3-62、4.3-63】。

FD活動を大学として組織的に推進するため、成蹊大学全学FD委員会及び各学部・研究科FD委員会を設置しており、シラバスの改善やオフィス・アワーの全学実施、あるいは各学部・研究科のカリキュラム改善などを行っている。大学基準協会による『改善報告書検討結果』（2014年3月）【資料4.3-64】において、「教育内容・方法については、学生による授業評価アンケートに関し、経済学部、文学部、法学部ではその実施科目が依然として限定されており、また、その結果を教育改善につなげる組織的な取り組みについても、活発な活動が確認できないので、改善に向けての一層の努力が望まれる。」となっていた。この指摘を受けて、授業の内容及び方法についての検証と改善を図るために、2014年度前期開講科目から、授業評価アンケートを全学部の全科目（ゼミを除く）を対象に実施し、後期からは全学部（ゼミを含む）及び大学院の全科目を対象に実施している。さらに2015年度より教員から学生への十分なフィードバックを行うために、個々の科目で「セルフ・レビュー」「特色ある授業の取り組み」を教員が作成し、次期の授業の改善に役立っている【資料4.3-65】。

また、組織的な研修については、学外のFD講演会、研修会に本学教職員が参加すると同時に、学内においても高等教育開発・支援センターなどで講演会や講習会を実施している【資料4.3-66】。

〈2〉 経済学部

経済学部では、授業評価アンケートに対する学生へのフィードバックを行うため、個々の科目で教員が作成したセルフ・レビューを集約し、特色ある授業や効果が上がっている教育方法等を経済学部FD委員会で精査し、経済学部教授会で公開することにより、さらなる教育の改善に向けた各教員のモチベーションの向上に役立っている【資料4.3-67】。

〈3〉 理工学部

理工学部では、大学の取り組みとは別に理工学部独自の「理工学部自己点検評価」を行っているが、2013年度分より従来の形式から大幅な内容の改訂を行い、新たな自己点検評価シートを用いて実施している。特に、教育活動については、以下の項目を中心に記述形式としている。

- (1) 授業改善の努力（授業方法の工夫、教育内容の見直し等）
- (2) 卒業研究・大学院の研究指導における実績と指導上の工夫
- (3) 国内外の他大学等における教育実績
- (4) 教育支援活動（教科書・教材の開発、学生相談、クラス担任等）
- (5) 留学生、社会人等の受入れ及び指導
- (6) その他の特記すべき事項（部活動の指導等）

自己点検評価シートの記載・提出は義務づけられ、教員自らの1年間の活動を振り返る機会となっている【資料4.3-36、4.3-68】。

教育内容・方法等の改善を図ることを目的とした、組織的な研修・研究の機会を設けることに対しては、若手教員に対してのFD活動として、セミナー参加を推奨している【資料4.3-69、4.3-70】。

〈4〉 文学部

文学部では、大学の取り組みとして、全ての科目について授業評価アンケートを実施して教育効果を検証しており、その集計結果は半期ごとに教授会で報告されている。授業評価アンケート結果を踏まえ、担当教員が、「成績評価等の講評」を記入して履修学生に公開するとともに、「セルフ・レビュー」、「特色ある授業の取り組み」を作成し、次期の授業の改善に役立てている。なお、この作業結果は文学部FD委員会においても検証対象となっている【資料4.3-71、4.3-72】。

〈5〉 法学部

法学部では、常設の学部FD委員会、教務委員会、学部カリキュラム検討委員会（カリキュラム改定時に編成）、学科会議などをおして、各学科の検討内容・改善提案を反映させている。カリキュラム改定時には法学部所属全教員から各委員会と各会議で意見をのり、問題の洗い出しを行った。特に、体系的学修が必ずしも十分ではないという懸念が指摘されたことから、授業計画を再検討のうえ、選択の範囲を小さくし、ある程度、定められた履修プランに基づいて履修するカリキュラムに改めた。法学部FD委員会では、シラバスの記載について事前に確認し、学生にとってより理解しやすい記述への修正を促した。

政治学科では、1年生のための「フレッシュャーズ・セミナー」と「社会科学方法論」に関する担当者の意見交換は毎年の懇談会並びにメールで定期的に行っており、毎年、課題図書バージョン・アップ、成績評価などについて共通認識の形成に努めている。

また、授業評価アンケートの結果を踏まえて各教員が「セルフ・レビュー」「特色ある授業の取り組み」を作成し次期の授業の改善に役立てているが、法学部FD委員会では、これらの内容を精査のうえ特色ある授業や取り組み、教育方法等を検討し、教育改善にむけ教員のモチベーションの向上に努めている【資料4.3-73】。

〈6〉 経済経営研究科

経済経営研究科の検証の責任主体・組織は、経済経営研究科教授会であり、教育内容や方法については、経済経営研究科FD委員会や経済経営研究科教授会で議論を行っている。

2014年3月の大学基準協会による『改善報告書検討結果』【資料4.3-64】で「大学院教育・研究を目的としたファカルティ・ディベロップメント（FD）活動が不十分である」との指摘を受けた。2014年度より授業評価アンケートの結果を個々の科目担当教員に提供し、教員はセルフ・レビュー（成績評価等の講評・次年度への改善点など）を記載することで、学部同様に授業改善につなげるようにしている【資料4.3-74】。

〈7〉理工学研究科

理工学研究科では、2010年度より大学院修了者に、研究環境や研究成果についてのアンケートを実施して、満足度を確認している【資料4.3-75】。その結果については教員に対して報告会を開催して、教育水準の維持・向上を努めている【資料4.3-76】。

教員側は毎年、理工学部自己点検評価シートの記載・提出が義務づけられ、自らの1年間の活動を振り返る機会となっている。授業や実験などでは、対象学生の人数が少ないこともあり、大学院生の授業などに対する要望は直接聞くことができ、それらに基づいて教員側は自らの授業などの進め方を逐一見直している【資料4.3-36】。

〈8〉法学政治学研究科

法学政治学研究科においては、在学生在が提出する博士論文や修士論文の最終審査はもちろん、それに至る中間報告や研究報告などを通じ、院生に対する教育内容・方法について法学政治学研究科FD委員会によって検証がなされている。また、院生の特性に応じて教育内容や方法に改善を加えるとともに、得られた知見を次年度以降のカリキュラムや個々の教員のシラバス作成にも反映させてきた【資料4.3-77】。

〈9〉文学研究科

文学研究科では、全ての科目について授業評価アンケートを実施して、教育効果を検証している。授業評価アンケート結果を踏まえ、担当教員が、「成績評価等の講評」を記入して履修学生に公開するとともに、「セルフ・レビュー」、「特色ある授業の取り組み」を作成し、次期の授業の改善に役立てている。なお、この作業結果は文学研究科FD委員会においても検証対象となっている【資料4.3-72、4.3-78】。

2. 点検・評価

●基準4(3)の充足状況

各学部・研究科及び成蹊教養カリキュラムの教育内容・方法の適切性の検証は、各学部・研究科の教授会及び全学教育委員会において行われ、教育内容・方法に関する実務的な見直しは、各学部・研究科の教務委員会やFD委員会、全学的には全学教育実施委員会において行われている。また、FD活動を大学として組織的に推進するため、大学に全学FD委員会を置き、各学部・研究科にFD委員会を設置するとともに、2014年度に高等教育開発・支援センターを設立して大学全体のFD活動を支援する体制を整えた。また、シラバスについては、全学FD委員会で「シラバス作成方針」を制定し、各科目について授業の目的、到達目標、授業内容・方法、半期15回分の授業内容、成績評価方法・基準などの記載を担当教員に求め、さらに大学全体としてシラバスを充実したものにするため、第三者チェックを全学部・研究科で取り入れている。授業の内容及び方法についての検証と改善を目的として、2014年度前期開講科目から授業評価アンケートを全学部の全科目（ゼミを除く）を対象に実施し、後期からは全学部（ゼミを含む）及び大学院の全科目にその対象を拡げた。さらに2015年度より個々の科目について教員によるセルフ・レビューを

義務づけ、次期の授業の改善に役立てる取り組みを始めた。FD、シラバス、授業評価アンケートなどに加えて、授業の効率的な運営と学生の主体的な学修の促進を目的として学内ポータルサイトを導入し、2014年度には Office365 の利用環境を整えた。このように、この数年の間に大学一体となって教育方法の推進及び改善に向けた取り組みが実施されたこともあり、教育方法の基準を概ね充足している状態にあるといえる。しかしながら、それがどの程度の教育効果を上げているのか、その検証については IR 体制の構築とともに今後の課題である。

(1) 効果が上がっている事項

〈1〉 大学全体

- 1) 2014年度からシラバスに学修時間の目安を明示することで、学生が授業外学修時間を増大し、学修しようとするインセンティブをもたらすことにつながっている。
- 2) シラバスについては、2014年度シラバスに各学部・研究科で実施した第三者チェックを受けて2015年度シラバスより入力しやすいシステムに改修したことで、シラバスが充実し精粗をなくすことにつながってきている。
- 3) 成績評価と単位認定については、成績評価基準（学則第39条）に準拠して成績評価する旨をシラバスに記載するとともに、授業に取り組む姿勢、課題等が成績にどのように反映されるか、その評価基準を明示したことで、成績評価の透明性を高めている。

〈2〉 経済学部

- 1) 大学の方針を受けて、経済学部 FD 委員会によるシラバスの第三者チェック体制の整備により、シラバスの記入漏れや記入内容の精粗がみられなくなり、全ての科目のシラバスを完備することができている。
- 2) 2014年度前期に実施した学生による授業評価アンケートの「シラバスに即した内容の授業が行われていましたか」という質問項目に対して「そう思う」と「ややそう思う」と回答した学生の割合の合計が経済学部では84.8%に達した【資料4.3-79】ことから、シラバスの完備が進み、そして、授業は概ねシラバスに基づいて行われているとの授業評価につながったと推測される。また、2015年度前期に実施した学生による授業評価アンケートの結果、それに対する各授業担当者によるセルフ・レビューをもとに、経済学部教授会等においていかにFD活動に結びつけていくかについて活発な討議が行われた【資料4.3-80】。

〈3〉 理工学部

- 1) 教員の授業実施の工夫により、学生の授業に対する取り組み方への効果は上がっていると考えられる。また、少人数による実験・実習の実施も教育効果を高める要因となっている。1年次の基礎理系科目に関しては、新カリキュラム(2014年度～)に伴い1年次数学のクラス数を6から9へと増やした。「基礎物理学I」と「基礎物理学II」は、演習クラスも含めて学部全体で8クラスに実力別クラス分けしている。これ

まで、再履修者を含めて1クラスあたり80名程度の履修者であったものが55名程度になり、本学の教育方針である少人数教育により合致したものとなっている。授業内での演習や、提出課題・課題解説などがこれまでに比べて格段に実施しやすくなった。

- 2) 教育成果の客観的な把握については、これまでの授業評価アンケートの内容を一部変更して実施し、その結果を吟味することにより各教員はそれぞれの授業などに関するシラバスの目的の達成度や事前・事後学習の効果について有用な情報を収集することができた【資料4.3-81】。

〈5〉法学部

- 1) 少人数教育は必修の1年生の演習（前期の「フレッシュャーズ・セミナー」＜法律学科・政治学科＞と後期の「社会科学方法論」＜政治学科＞）から始まり、そこで法学部の全1年生が演習の基礎的作法（レジュメの作成方法、資料収集方法、報告の仕方など）を習得することが可能になっている。政治学科では、教員間の定期的な意見交換により、演習の運営方法や学生の状況について、教員間の共通認識の醸成に役立っている。また、2年生以降の演習については、延べ人数で、法律学科では、2年生の77.1%と3年生の88.8%が、政治学科では、2年生の93.7%と3年生の71.0%が履修をしており、少人数教育は定着している。以上のように、全学年に配置されている演習により、学生たちの主体的な参加による知的能力の涵養がなされている。その成果は、ひとつのかたちとしてゼミ論文集の作成により、教員間で共有され、さらなる実践的試みが行われている【資料4.3-82】。

〈6〉経済経営研究科

- 1) 2014年度後期からの授業評価アンケートでは、学生が教育方法と学修指導についてコメントする項目が設けられた。FD活動の一環として教育課程や教育内容・方法の改善に資するため、授業評価アンケート結果を踏まえ、担当教員が、「成績評価等の講評」を記入して履修学生に公開するとともに、「セルフ・レビュー」、「特色ある授業の取り組み」を作成している。これにより、授業担当者自身にとって、授業への取り組みへの認識が深まっていると考えられる。

〈7〉理工学研究科

- 1) 大学院生を、学内にのみとどまらせるのではなく、積極的に学外でのセミナーや学会に参加させることによる教育効果の向上は図られている。特に、学会発表に対する大学からの旅費の援助などにより、学外での研究発表が奨励され、その準備と実際の発表を行うことにより大学院生の成長が顕著なものとなっている。また、研究室内の卒業研究を行う学生への指導などは、大学院生自らの成長につながっている。

〈8〉法学政治学研究科

- 1) 教育方法と学修指導のあり方について検討し、2015年度より、研究指導計画書を作成することとし、副指導教授制度も導入した。これにより、指導教授及び副指導教授

の2名による指導のもと、各院生の研究テーマに応じたきめ細かな研究指導計画書を作成し、これに基づいた指導を行えるようになった【資料4.3-7：32～37頁】。なお、研究指導計画書は、教育上の効果を勘案し、必要に応じて変更することとしている。また、シラバスは、各教員の最新の研究成果を盛り込むとともに、より具体的かつ明確な内容になるよう整備してきた。在学する博士後期課程生については、緊密なコミュニケーションによって個別の研究テーマや要望に応えながら、シラバスに基づいた授業運営を行っている。

〈9〉 文学研究科

- 1) 『学習院大学による評価報告書』（2015年3月）において「論文（修士、博士）の研究指導、執筆指導に関して、専攻によっては、執筆要項・手順のようなものが定められておらず、論文の執筆指導が論文演習科目・課題研究科目における担当教員個人の判断に委ねられている。論文執筆に関しての手順やルールが文書化されて学生に示されるべきであろう。」という提言を得たが、2015年度より大学院生の指導計画書の作成を導入し、履修要項に明記した【資料4.3-8：31～36頁】。その結果、大学院生の論文執筆体制は向上している。
- 2) 大学院生には『人文研究』、『成蹊國文』に投稿の機会を提供しており【資料4.3-83：48頁、4.3-84：183頁】、大学院指導のなかでも適切な段階に論文の公表を促すなどして、教育に役立てている。

(2) 改善すべき事項

〈1〉 大学全体

- 1) 授業評価アンケートについては、教員によるセルフ・レビューが行われているが、これらの情報の活用がまだ十分でないことから、その方策を全学FD委員会で引き続き検討する必要がある。
- 2) 『改善報告書検討結果』において、「大学院教育・研究を目的としたファカルティ・ディベロップメント（FD）活動について、FD委員会を設置してカリキュラムを改正したが、FD活動としては不十分であるので、さらなる努力が求められる。」という提言を得ており、FD活動について引き続き検討していく必要がある。

〈2〉 経済学部

- 1) 授業評価アンケートは2014年度から全ての科目について実施されるようになったが、その回答率が2014年度後期において講義科目については9.9%、演習科目については6.0%とかなり低迷していた【資料4.3-85】。それが2015年度前期においては講義科目29.5%、演習科目27.4%と改善したものの、依然として低く今後継続的に授業評価アンケート回答率を高めていく工夫が必要である。

〈3〉 理工学部

- 1) 授業評価アンケートが学内ポータルサイトを通じて行われるようになったことで、学生のアンケートへの回答率の低下を招いた。その後多少改善して45%となっているが【資料4.3-86】、この方式になってからまだ年月が立っていないこともあり、今後どのようなかたちで学生の意見を収集するのかの議論が必要である。そして、授業評価アンケートを継続し、資料を収集する必要がある。授業評価アンケートや自己点検・評価の結果の活用が未だ十分でないとの指摘が学習院大学との相互外部評価においてあったが、その指摘を踏まえ、これらの貴重な情報の活用の方策を理工学部FD委員会で検討する必要がある。

〈5〉 法学部

- 1) 法学部FD委員会における検討の結果、法学部の成績評価が相対的に厳しいとされることを確認しているが、これは厳正な評価の結果であり、評価自体は適正に行われている。しかし、学内外で法学部学生に不利益がある可能性もあり、各種会議体等を通じて、今後検討や情報収集を継続していく必要がある。

〈7〉 理工学研究科

- 1) 学習院大学との相互外部評価で「当該研究科に適した具体的なFD活動の実施がなされているかの検証、FD活動への教員の参加を促す方策は十分とは言えない。」との指摘があったが、この点についての対応策を理工学研究科FD委員会にて議論を進める必要がある。

〈8〉 法学政治学研究科

- 1) 2015年度に実施した、副指導教授制やタームペーパー執筆の義務化、特定課題研究による修士号の授与の制度などの大学院の教育改革の効果をさらに検証する必要がある。

3. 将来に向けた発展方策

(1) 効果が上がっている事項

〈1〉 大学全体

- 1) ラーニングコモンズ機能の活用を含め、学生の授業外学修時間の増大に向けた取り組みを、引き続き行う。
- 2) シラバスの第三者チェック及び授業評価アンケートに基づき、個々の教員に改善を求め、また全学FD委員会による組織的な検証を推進する。
- 3) 成績評価の基準が同一科目間で統一されているかについて、クラス間、更には、学部横断的な視点での検証を行う。

〈2〉 経済学部

- 1) 経済学部 FD 委員会によるシラバスの第三者チェック体制を引き続き継続し、今後も全ての科目のシラバスを完備する。
- 2) 今後はシラバスの完備を目標とするだけでなく、シラバスに即した授業の増進、さらにはシラバスに記載された到達目標を学生が実現できるようにするために、授業評価アンケートの結果などを参考にしながら、経済学部教授会等での討議を通じて教員間で FD 活動を続けていく。

〈3〉 理工学部

- 1) 今後はより高学年次での科目でも重要度が高い科目では、さらなる少人数クラス化を取り入れることも検討すべき方策である。
- 2) 教育成果を客観的に把握するため、理工学部独自の授業評価アンケートに新たに追加した設問事項を卒業生アンケートにも加えて実施する。

〈5〉 法学部

- 1) 少人数教育の充実を図るべく、FD 委員会と教務委員会、学科会議などにおいて定期的な検証とフィードバックを行っていく。

〈6〉 経済経営研究科

- 1) FD 活動の一環として教育課程や教育内容・方法の改善に資するため、「成績評価等の講評」、「セルフ・レビュー」、「特色ある授業の取り組み」を記すプロセスを通じて、授業担当者自身の資質向上に寄与する努力を続けていく。

〈7〉 理工学研究科

- 1) 大学院生の学外での積極的な研究発表活動は、学生の成長に大いに寄与していることから、この取り組みを今後も継続していく必要がある。そのためにも、教員が自らの授業や学生指導を効果的に行うための時間の確保を続けていく。また、きめ細かな教育を実施するために必要な人的資源の確保も重要であると考えられる。

〈8〉 法学政治学研究科

- 1) 今後も教育課程全般の見直しと連動させながら、法学政治学研究科 FD 委員会を中心に研究指導計画書やシラバスの改善に取り組み、教育内容や方法の一層の充実を図っていく。

〈9〉 文学研究科

- 1) 大学院生の指導計画書の導入が 2015 年度からであるので、指導の結果を検討し、効果が最大になるかたちでの指導計画書の書式や作成プロセスについて今後文学研究科教授会で検討していく。
- 2) 学内誌への投稿について、より有効に機能するよう指導体制などを文学研究科教授会でさらに検討する。

(2) 改善すべき事項

〈1〉 大学全体

- 1) 授業評価アンケートの結果の活用はセルフ・レビューなどによって行われているが、まだ十分でないことを踏まえ、これらの情報の活用の方策を全学FD委員会で引き続き検討する。
- 2) 大学院教育・研究を目的としたFD活動の活発化に向けて、全学FD委員会で引き続き検討していく。

〈2〉 経済学部

- 1) 授業評価アンケートの回答率を引き上げるために、授業中に授業評価アンケートを実施する時間の確保、授業評価アンケートの重要性を学生に周知徹底、などの方策を講じていく【資料 4.3-87】。

〈3〉 理工学部

- 1) 授業評価アンケートの回答方法を紙への記入から学内ポータルサイトを利用したものに変更した後、かなり回答率が下がったときもあったが今後十分な回答率を得る工夫を検討する。アンケートを継続し、授業改善に資する資料を収集する。学習院大学との相互外部評価においても指摘があったが、アンケートの結果を分析し、教育・研究の改善に役立つ具体的な方策を理工学部FD委員会で検討する。

〈5〉 法学部

- 1) 成績分布表などのデータを用いた定期的な確認によって、適切かつ適正な成績評価と単位認定を継続的に確保していく。

〈7〉 理工学研究科

- 1) 学習院大学との相互外部評価で「当該学部に適した具体的なFD活動の実施がなされているかの検証、FD活動への教員の参加を促す方策は十分とは言えない。」との指摘があったが、この点についての対応策を理工学研究科FD委員会にて議論を進めていく。

〈8〉 法学政治学研究科

- 1) 法学政治学研究科FD委員会を中心に、2015年度に実施した副指導教授制やタームペーパー執筆の義務化、特定課題研究による修士号の授与の制度などの大学院の教育改革の効果を検証し、問題点がある場合には、必要に応じて教員と院生とで十分なコミュニケーションをとりながら、改善策を講じていく。

4. 根拠資料

< 共通資料（提出を義務付けられている資料） >

- 資料 4.3-1 2015年度経済学部履修要項(既出 資料 4.1-1)
- 資料 4.3-2 2015年度理工学部履修要項(既出 資料 4.1-2)
- 資料 4.3-3 2015年度文学部履修要項(既出 資料 4.1-3)
- 資料 4.3-4 2015年度法学部履修要項(既出 資料 4.1-4)
- 資料 4.3-5 2015年度経済経営研究科履修要項(既出 資料 4.1-5)
- 資料 4.3-6 2015年度理工学研究科履修要項(既出 資料 4.1-6)
- 資料 4.3-7 2015年度法学政治学研究科履修要項(既出 資料 4.1-7)
- 資料 4.3-8 2015年度文学研究科履修要項(既出 資料 4.1-8)
- 資料 4.3-9 2015年度経済学部シラバス(既出 資料 4.1-9)
- 資料 4.3-10 2015年度理工学部シラバス(既出 資料 4.1-10)
- 資料 4.3-11 2015年度文学部シラバス(既出 資料 4.1-11)
- 資料 4.3-12 2015年度法学部シラバス(既出 資料 4.1-12)
- 資料 4.3-13 2015年度成蹊教養カリキュラムシラバス(既出 資料 4.1-13)
- 資料 4.3-14 2015年度成蹊国際コースシラバス(既出 資料 4.1-14)
- 資料 4.3-15 2015年度経済経営研究科シラバス(既出 資料 4.1-15)
- 資料 4.3-16 2015年度理工学研究科シラバス(既出 資料 4.1-16)
- 資料 4.3-17 2015年度法学政治学研究科シラバス(既出 資料 4.1-17)
- 資料 4.3-18 2015年度文学研究科シラバス(既出 資料 4.1-18)
- 資料 4.3-19 2015年度経済学部授業時間割表(既出 資料 4.1-19)
- 資料 4.3-20 2015年度理工学部授業時間割表(既出 資料 4.1-20)
- 資料 4.3-21 2015年度文学部授業時間割表(既出 資料 4.1-21)
- 資料 4.3-22 2015年度法学部授業時間割表(既出 資料 4.1-22)
- 資料 4.3-23 2015年度経済経営研究科授業時間割表(既出 資料 4.1-23)
- 資料 4.3-24 2015年度理工学研究科授業時間割表(既出 資料 4.1-24)
- 資料 4.3-25 2015年度法学政治学研究科授業時間割表(既出 資料 4.1-25)
- 資料 4.3-26 2015年度文学研究科授業時間割表(既出 資料 4.1-26)

<その他資料>

資料 4.3-27 成蹊サテライト・オフィス

URL : http://www.seikei.ac.jp/university/law_faculty/law_pstg/about/satellite.html

- 資料 4.3-28 成蹊大学学則 (既出 資料 1-1)
- 資料 4.3-29 成蹊大学大学院学則 (既出 資料 1-2)
- 資料 4.3-30 成蹊大学法科大学院学則 (既出 資料 1-3)
- 資料 4.3-31 成蹊大学経済学部規則 (既出 資料 1-4)
- 資料 4.3-32 経済学部 AAB 委員会規則
- 資料 4.3-33 経済学部 2014年度後期成績不振学生面談実施要項
- 資料 4.3-34 経済学部 2015年度前期成績不振学生面談実施要項
- 資料 4.3-35 成蹊大学理工学部規則 (既出 資料 1-5)
- 資料 4.3-36 理工学部自己点検評価結果 (2014年度) (既出 資料 3-67)
- 資料 4.3-37 2010年度第3回理工学部教授会議事録(抜粋)

- 資料 4.3-38 成蹊大学文学部規則（既出 資料 1-6）
資料 4.3-39 2015 文学部新入生履修ガイダンス
資料 4.3-40 成蹊大学法学部規則（既出 資料 1-7）
資料 4.3-41 成蹊大学の自己点検・評価に関する評価報告書（既出 資料 2-19）
資料 4.3-42 経済学部（兼経済経営学科）教育研究方針大綱（既出 資料 1-17）
資料 4.3-43 成蹊大学理工学研究科規則（既出 資料 1-9）
資料 4.3-44 理工学部ホームページ
URL : <http://www.seikei.ac.jp/university/rikou/index.html>
資料 4.3-45 専任教員の教育・研究業績（既出 資料 3-1）
資料 4.3-46 政治学研究会開催一覧（既出 資料 3-75）
資料 4.3-47 シラバス作成方針
資料 4.3-48 2013 年度第 8 回全学 FD 委員会(概要) (抜粋)
資料 4.3-49 2014 年度学年暦
資料 4.3-50 2014 年度第 6 回大学運営会議(概要) (抜粋)
資料 4.3-51 2013 年度第 1 回経済学部臨時 FD 委員会議事録(抜粋)
資料 4.3-52 日本学術会議ホームページ
URL : <http://www.scj.go.jp/ja/member/iinkai/daigakuhosyo/daigakuhosyo.html>
資料 4.3-53 2013 年度第 2 回理工学部 FD 委員会議事録(抜粋)
資料 4.3-54 2014 年度前期授業評価結果（文学部）
資料 4.3-55 2014 年度文学部・文学研究科 FD 委員会第 8 回委員会議事録(抜粋)
資料 4.3-56 2014 年度第 18 回法学部 FD 委員会議事録(抜粋)
資料 4.3-57 教育情報の公表（教育・研究について）（既出 資料 1-21）
URL : http://new.seikei.ac.jp/university/edu_info/education/index.html
資料 4.3-58 2014 年度第 19 回法学政治学研究科 FD 委員会議事録(抜粋)
資料 4.3-59 履修・成績等関係質問票
資料 4.3-60 経済学部学生の在学中又は入学前に他大学等において修得した単位等の認定に関する内規
資料 4.3-61 成蹊大学全学教育委員会規則
資料 4.3-62 成蹊大学全学教育委員会の下部組織及び業務等の委任に関する規則
資料 4.3-63 成蹊大学教職課程委員会規則（既出 資料 4.2-37）
資料 4.3-64 教育情報の公表（大学評価）（既出 資料 3-41）
URL : http://new.seikei.ac.jp/university/edu_info/management/hyouka.html
資料 4.3-65 授業評価アンケート（教員コメント欄）
資料 4.3-66 高等教育開発・支援センター主催講演会・講習会一覧（既出 資料 3-58）
資料 4.3-67 経済学部 FD 委員会規則
資料 4.3-68 理工学部自己点検評価シート
資料 4.3-69 2014 年度第 3 回理工学部教授会議事録(抜粋)
資料 4.3-70 理工学部 FD 委員会規則
資料 4.3-71 文学部 FD 委員会規則
資料 4.3-72 2014 年度文学部・文学研究科 FD 委員会第 6 回委員会議事録(抜粋)

第4章 教育内容・方法・成果
第3節 教育方法

- 資料 4.3-73 法学部 FD 委員会規則
- 資料 4.3-74 経済経営研究科 FD 委員会規則
- 資料 4.3-75 理工学部卒業・理工学研究科修了の皆様へのアンケートお願い（既出 資料 4.2-41）
- 資料 4.3-76 2013年6月5日「理工学部研修：卒業者修了者アンケート結果報告及び学園専門相談員による講演」案内（既出 資料 3-68）
- 資料 4.3-77 法学政治学研究科 FD 委員会規則
- 資料 4.3-78 文学研究科 FD 委員会規則
- 資料 4.3-79 2014年度第7回経済学部教授会資料 12
- 資料 4.3-80 2015年度第9回経済学部教授会議事録(抜粋)
- 資料 4.3-81 2014年度前期授業評価結果（理工学部）
- 資料 4.3-82 ゼミ論文集(抜粋)
- 資料 4.3-83 成蹊人文研究第23号
- 資料 4.3-84 成蹊國文第四十八号
- 資料 4.3-85 2014年度第16回経済学部教授会資料 16
- 資料 4.3-86 2015年度第3回理工学部 FD 委員会配付資料 1
- 資料 4.3-87 2015年度第8回経済学部 FD 委員会資料 1

第4節 成果

1. 現状の説明

(1) 教育目標に沿った成果が上がっているか。

〈1〉大学全体

学生一人ひとりの教育の成果を図る手段のひとつとして2004年度にGPAを導入した。GPAには学期ごとのGPA、年度GPA、通算GPAがあり、成績通知表にはこの3種類のGPAが全て記載されることになっている。GPAは、学生特別表彰や成蹊国際コースなどの選考の際に重要な指標となり、学生にとって勉強するインセンティブとなっている。また、一部の学部では、学生の学修意欲を高め、学修成果の向上を図るため、成績優秀者に対する表彰制度を設けており、GPAがその指標となっている。

また、従来からゼミにおける卒業論文によって教育目標に沿った成果が上がっていることを確認することはできているが、シラバスにおいて全ての科目の到達目標を明記するようになり、それに達した学生が単位を取得するという課程を通じて、教育の成果を確認することが可能となった。ただし、到達目標が明記され評価に反映されることになったとはいえ、その客観的な指標について今後検討する必要がある。

2013年度より、卒業前の4年次生を対象に、学修成果の把握に関するアンケートを実施している。その結果はIR推進委員会で分析後、学部教授会、事務連絡会等を通じて教職員に周知されている。また、2013年度より大学IRコンソーシアムに加盟しており、1、3年次生を対象にコンソーシアムによる共通アンケート調査を実施し、教育目標の達成状況の把握に努めている。

一方、大学の理念・目的に基づき、人間教育を根幹とする教育の特色として、一人ひとりに向き合う教育、導入教育、キャリア支援、国際教育、地域連携・社会貢献という5つを挙げた。これらの特色によってどのような教育の成果が上がっているのか検討はされておらず、より客観的な指標を検討していくことが望ましい。

もちろん、少人数を基本とする専門教育、導入教育をはじめとする成蹊教養カリキュラム、国際社会で通用する英語教育などは、各学部・学科のカリキュラムのなかで重要な位置を占めており、さらに入学と同時に始まるキャリア教育や、地域連携型授業、ボランティア活動などを通じて、卒業後の進路が決まっていくことを考えれば、卒業後の進路状況は教育の成果を示す重要な手がかりとなる。そこで、2010年度から2014年度までの就職率を見ると90%超となっており、就職希望者に対して堅調な成果が出ているといえる。

〈2〉経済学部

経済学部では、3年次「上級演習Ⅰ、Ⅱ」及び4年次「卒業研究」においてディプロマ・ポリシーに即したきめ細かい指導が行われ、最終的には卒業論文等の成果物の作成が行われている。2015年度にはディプロマ・ポリシーに沿った学生の到達度を具体的に観察するべくルーブリックの作成について検討を開始した【資料4.4-27】。

〈3〉理工学部

理工学部の高い就職率は社会から評価を受けていると考えられ、間接的な教育成果である【資料4.4-28：11頁】。また、毎年一定数の学生が他大学の大学院に進学していることも間接的に教育成果が認められていると考えられる。さらに、大学で実施している卒業生対象の学修成果に関するアンケート調査以外に、学部として独自に2014年度より授業内容に関するアンケート調査を実施している。その結果、「研究テーマについて興味を持って取り組むことができたか」、「卒業論文・学位論文は納得いくものを書き上げられたか」、「シラバスに示された学修目標は達成できた」等の設問において、「そう思う」、「ややそう思う」との回答が多く寄せられており教育成果を確認することができたと考えられる【資料4.4-29】。

〈4〉文学部

文学部では、成績評価のガイドラインを設け、各授業科目については、定期試験、レポート、授業態度、出席状況等を総合的かつ厳正に判断しながら成績評価を行って、教育目標に沿った成果を上げるようにしている。なお、学修の達成度を評価するGPAを学期ごとに算出して、学生の個別の事情に応じたきめ細かな指導に役立てている。また、外国語能力の向上を推奨しており、異文化理解への高い関心が育まれ、サマースクールや「国際コース」の参加者は全学部中最多であり、留学をする学生も英米文学科にとどまらず他学科にも増えて来たことは教育効果の表れといえよう。

全学科において学問的な手続きに則った20,000字以上の卒業論文が必修として課されており、4年次に進級したほぼ全ての学生がこの課題をクリアして卒業していくことが、1年次から4年次まで体系的に積み上げられた教育の重要な成果として挙げられる。

また、大学院への進学については、本学の文学研究科はもとより、近年他大学大学院への進学者もみられる。

〈5〉法学部

シラバス作成にあたっては、それぞれの教員が法学部の教育目標に則って教科毎に到達目標を設定し、目標達成を可能にするような学修計画をたてるよう努めており、法学部FD委員会が全シラバスをチェックすることで、教育目標の達成へ向けての具体的措置について学部全体で理解を共有している。さらに授業評価アンケートによって学生の到達状況をフィードバックし、次年度へ向けての課題設定と成果の確認を行っている。

〈6〉経済経営研究科

博士前期課程の中間報告会では複数の教員によるコメンテーター制を採用し、修士論文・特定課題研究の進捗状況を把握し、適切な助言を行っている。また、修士学位については複数の研究指導資格のある教員から構成される審査委員会が、修士論文・特定課題研究の成果の審査、最終試験を口述試験で実施し、「教育の目標」に定められた専門知識の修得状況や課題発見・解決能力、コミュニケーション力及び協調性などの成果を、適切に評価している。

2014年度の博士前期課程の修了生のうち、経済学専攻の1名は博士後期課程に進学し、その特定課題研究の成果を発展させた内容を日本経済学会2015年度秋季大会においてポスター報告した。経営学専攻の経済・マネジメントコースの中の高度税務プログラムの修了生は修士の学位等による税理士試験の試験科目免除を受けており、2014年度の修了生のうち3名は税理士法人に就職している。これらは教育目標に沿った成果が上がっている一端を示すものといえる。

〈7〉理工学研究科

理工学研究科修了生の高い就職率は社会から評価を受けていると考えられ、間接的な教育成果である【資料4.4-30：10頁】。また、修了生に対する理工学研究科独自のアンケートを実施しており、「研究テーマについて興味を持って取り組むことができたか」、「学位論文は納得いくものを書き上げられたか」、「シラバスに示された学修目標は達成できた」等の設問において、「そう思う」、「ややそう思う」との回答が多いことから教育成果が認められていると考えられる。【資料4.4-29】。

〈8〉法学政治学研究科

法学政治学研究科は、学位論文審査基準の項目に従い、学位論文を厳しく審査している。博士前期課程、博士後期課程とも入学者は必ずしも多くないが、博士前期課程の学生は水準に達する学位論文を執筆し、審査に合格している。博士後期課程の学生は学位論文の水準を理解し、教員スタッフは水準を超えられるように指導を行っており、学位取得者も順次出ている。

〈9〉文学研究科

博士前期課程の大学院生においては、提出された修士論文、特定課題研究の成果は、概ね良い評価を得ており、教育の成果が上がっているといえよう。具体的には、2013年度提出の修士論文・特定課題研究の成果は、17名中16名がS評価もしくはA評価、2014年度提出の修士論文・特定課題研究の成果は、9名全員がS評価もしくはA評価であった。それに対して、博士後期課程においては、博士論文の執筆まで進む者が少数にとどまっている。

(2) 学位授与（卒業・修了認定）は適切に行われているか。

〈1〉大学全体

卒業・修了の要件は、学部にあつては大学学則、各学部規則及び学位規則、大学院にあつては大学院学則、各研究科規則（法務研究科は法科大学院学則）及び学位規則で定めており、教授会又は研究科教授会の議を経て学長が卒業及び課程修了の可否を決定することで適切に行われている。また、大学ホームページに関係規則を掲載するとともに、各学部・研究科の履修要項に掲載し、学生に配布している。

修士・博士の学位授与にあたっては、当該論文審査における客観性及び厳格性を確保するため、学位授与基準（論文提出資格）や論文審査基準（論文・特定課題研究）をあらか

じめ学生に明示することが求められている。大学基準協会による『改善報告書検討結果』及び『学習院大学による評価報告書』においてその指摘を受け、学位論文審査基準を明確にするとともに履修要項に明示した。なお、学位審査及び修了認定の客観性・厳格性を確保する方策として、研究科によって異なるものの、中間報告会の実施や学外者の論文審査委員への委嘱、複数指導教員制度の導入などの取組みを行っている。

【資料 4.4-1～4.4-8、4.4-31～4.4-42】

〈2〉経済学部

経済学部では、卒業要件は「経済学部規則」【資料 4.4-34】及び『経済学部履修要項』【資料 4.4-1】に明示され全学部生に周知されている。この卒業要件に基づき、経済学部教授会の卒業判定会議において、個々の学生の卒業所要単位数等の卒業要件に関する充足状況を客観的に審議しており、学位授与に関して恣意性が入り込む余地はなく、学位授与の判定は適切に行われている。

なお、経済学部には早期卒業制度もあるが、卒業要件は「成蹊大学経済学部早期卒業に関する内規」【資料 4.4-43】及び『経済学部履修要項』に明示され全学部生に周知されている。その学位授与の決定についても上記と同様である。

〈3〉理工学部

理工学部では、進級・卒業の要件は全学生に配布される『理工学部履修要項』に明確に示されており、個々の学生について卒業所要単位数等の卒業要件の充足状況を審査し、教授会の審議を経て学位が授与される【資料 4.4-2】。

〈4〉文学部

文学部の卒業要件は『文学部履修要項』に明示されており、学生に周知されている。

1年次から指導教授体制をとり、全員必修の4年次の卒業論文の作成まで、学部全体としてきめ細かな履修指導を行っている。学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）は学部ホームページに掲載しているほか、学科単位で行う卒業論文ガイダンス等の機会を通じて学生に周知徹底させている。履修要項にも詳細な説明を掲載している。学位授与（卒業）認定は、指導教授、学科会議、教授会の3段階の審査によって透明性と客観性を確保し、さらに学科によっては副査査読や口頭試問、合評会などの制度を設け、形式・内容ともに遺漏のない体制を構築している【資料 4.4-3】。

〈5〉法学部

法学部の卒業要件は『法学部履修要項』に明示されており、学生に周知されている。学位授与は、個々の学生について卒業所要単位数等の卒業要件の充足状況を客観的に審査し、教授会の審議を経て適切に行われている【資料 4.4-4】。

〈6〉経済経営研究科

「成蹊大学学位規則」【資料 4.4-42】に基づき、学位論文の審査プロセスは詳細に規定されている。そのうち、審査については「経済経営研究科修士学位授与審査に関する内

規」【資料 4. 4-44】、「経済経営研究科課程博士の学位授与審査に関する内規」【資料 4. 4-45】、「経済経営研究科論文博士の学位授与審査に関する内規」【資料 4. 4-46】にて手続きを定めており、経済経営研究科教授会の審査及び審議を経て適切に学位が授与されている。

学位審査基準をめぐっては、大学基準協会による『改善報告書検討結果』においてあらかじめ学生に明示されていないとの指摘を受けて、「経済経営研究科教育研究方針大綱」【資料 4. 4-47】に「5 学位審査基準」を設け、2015 年度より『経済経営研究科履修要項』【資料 4. 4-5】にも掲載した。

〈7〉理工学研究科

修士、博士の学位に必要な要件や手続きは「成蹊大学大学院学則」、「成蹊大学学位規則」、「成蹊大学理工学研究科規則」【資料 4. 4-32、4. 4-39、4. 4-42】に明記されている。また、それらの学位論文審査基準については『理工学研究科履修要項』に定められている【資料 4. 4-6】。修士論文、博士論文は複数の指導資格を持った教員によって審査された後にさらに研究科教授会の審査及び審議を経て適切に学位が授与されている。

〈8〉法学政治学研究科

法学政治学研究科では、大学基準協会による『改善報告書検討結果』及び『学習院大学による評価報告書』による指摘を受け、2015 年度より学位論文審査基準を履修要項に明示している。修了認定は、学位論文の審査及び最終試験を行う審査委員会の意見を踏まえて、研究科教授会の審議を経て適切に行われている【資料 4. 4-7】。

〈9〉文学研究科

文学研究科では、大学基準協会による『改善報告書検討結果』及び『学習院大学による評価報告書』による指摘を受け、2015 年度より学位論文審査基準を履修要項に明示している。修了認定は、単位取得の状況・論文等について、研究科教授会の審査及び審議を経て適切に行われている【資料 4. 4-8】。

2. 点検・評価

●基準 4(4)の充足状況

2014 年度に大学の理念・目的、及び教育目標(人材育成方針)を新たに定め、これに基づき、各学部・研究科においても理念・目的、及び教育目標の適切性についてそれぞれ検討を行い、大学ホームページ等で大学内外に周知を図った。しかし、教育目標に沿ってどの程度の成果が上がったかを測る評価指標あるいはその開発はそう簡単ではない。学部によっては卒業論文をその指標のひとつとしているが、大学全体としてどこまで質の保証が担保されているかどうかの判断は困難である。シラバスに到達目標を明記したり授業評価アンケートを利用したりするだけでは教育の成果の評価指標としては限界があり、今後 IR 体制の構築を進めながら検討する必要がある。一方、卒業・修了の要件は、学部によっては大学学則、各学部規則及び学位規則、大学院によっては大学院学則、各研究科規則

(法務研究科は法科大学院学則)及び学位規則で明確に定められており、卒業及び課程修了についても教授会又は研究科教授会の議を経て学長がその可否を決定することで適切に行われている。このように、卒業及び課程修了については従来から厳格に行われており、基準を満たしているといえるが、教育の成果については今後も検討を重ねながら、大学全体として評価指標の開発に取り組んでいかなければならない。

(1) 効果が上がっている事項

〈1〉 大学全体

1) 教育方法や学修指導についての学生満足度や達成度についての継続的データを収集するため、大学 IR コンソーシアムによる学生調査及び4年生を対象とする卒業前調査を昨年度に引き続き実施した。また、大学 IR コンソーシアムのアンケート結果とフレッシュアップ講座で実施した業者によるアセスメントテスト結果を分析し、分析結果を全学部教授会で報告するとともに当該データを各学部でも活用できるようにすることでより魅力のある授業になるように改善に結びついている【資料 4.4-48、4.4-49】。

〈3〉 理工学部

1) 2014年度より学部独自の卒業生アンケートに学習目標達成などについての項目を追加【資料 4.4-29】、学位授与が適正に行われたことをチェックする体制が整えられているこれにより、理工学部教授会において学位授与が適切に行われていることを定期的に検証している。

〈4〉 文学部

1) 卒業論文の審査体制は、受付体制の整備、形式審査の徹底化等、学部全体でより組織的に取り組む体制へと大きく改善した【資料 4.4-50】。

〈7〉 理工学研究科

1) 多くの大学院生が学会において発表を行っている。実際、成蹊大学大学院学生の学会発表等に対する助成(交通費や宿泊費を大学が助成する制度)を2014年度に受けた理工学研究科所属の大学院生は71名に達している【資料 4.4-51】。

〈8〉 法学政治学研究科

1) 指導教授による研究指導のみならず、博士前期課程及び博士後期課程双方において、学位論文の提出に向けた中間報告を公開の研究会で行い、さらに大学院紀要への論文執筆を奨励している【資料 4.4-52】。その結果、公開の場でアカデミックな研究報告を行う際に必要なスキルや論文執筆のスキルが向上している。

(2) 改善すべき事項

〈1〉 大学全体

- 1) シラバスにおいて全ての科目の到達目標を明記するようになり、それに達した学生が単位を取得するという課程を通じて、教育の成果を確認することが可能となった。ただし、到達目標が明記され評価に反映されることになったとはいえ、その客観的な指標について今後検討する必要がある。

〈3〉理工学部

- 1) 学習院大学との相互外部評価において、理工学部独自で実施している卒業生を対象としたアンケート結果を系統立てて教育内容・方法の改善に反映させる手段が確立されていないことが指摘された。

〈4〉文学部

- 1) 2014年度入学者より導入された新カリキュラムによって教育を受けた2年次以降の学生への教育効果を検証する必要がある。またキャリア支援センターとの連携を図り、卒業生による評価に関する情報収集の方法を検討する必要がある。

〈5〉法学部

- 1) 法科大学院などの大学院に進学を希望する学生を対象として早期(3年)卒業の制度を整えているが、近年は希望者や実績がない。それゆえ、そのあり方を検討する必要がある。

〈8〉法学政治学研究科

- 1) 2015年度は博士前期課程への入学者が3名あったものの、在籍する大学院生が少ないので、在籍する大学院生同士が切磋琢磨できる環境をさらに充実させるための対策が必要である。

〈9〉文学研究科

- 1) 『学習院大学による評価報告書』において「博士前期課程においては成果が上がっているが、博士後期課程においては、(博士号取得者数に関して[引用者注])十分な成果は見られないようである」という指摘を受けたため、成果が得られるよう指導計画のあり方について検討が必要である。

3. 将来に向けた発展方策

(1) 効果が上がっている事項

〈1〉大学全体

- 1) IRにおける分析機能を強化するための体制整備について検討する。

〈3〉理工学部

- 1) 2014年度から卒業生アンケートに研究の遂行状況に関する質問項目を加えたが、2015年度以降もアンケート調査を実施し、学位授与の要件を満たしているかを確認していく。

〈4〉 文学部

- 1) 卒業論文の受理・審査・評価体制については毎年度文学部教務委員会、文学部教授会にて検証と意思の統一を行い、現状の公正なシステムが学部全体で維持できるようにする。

〈7〉 理工学研究科

- 1) 博士前期課程に在籍する学生全員が在学中に学会において発表を行うことを目標とする。

〈8〉 法学政治学研究科

- 1) 今年度より博士前期課程では、全ての博士前期課程の大学院生に各学期ごとにターム・ペーパーを執筆させることとし、執筆のための指導を強化することとした。ターム・ペーパー執筆によって段階的に学修成果を測り、今まで以上に明確な基準に基づいた計画的な指導を行っていく。

(2) 改善すべき事項

〈1〉 大学全体

- 1) 教育成果の客観的な指標について、授業評価アンケートにおける複数の項目を組み合わせた分析結果をもって、今後全学FD委員会及び各学部FD委員会において検討を重ねていく。

〈3〉 理工学部

- 1) 学習院大学との相互外部評価において指摘された、「アンケートを集計した結果を系統立てて教育にフィードバックする方法の確立」を理工学部FD委員会において検討する。

〈4〉 文学部

- 1) 新カリキュラムによって教育を受けた2年次以降の学生への教育効果を検証する。またキャリア支援センターとの連携を図り、卒業生による評価に関する情報収集の方法を検討する。

〈5〉 法学部

- 1) 意欲と能力のある学生が3年卒業を目指しやすくなるように、履修等に関する手続きの変更を検討する。

〈8〉法学政治学研究科

- 1) 法学政治学研究科 FD 委員会を中心に在学大学院生が切磋琢磨できる環境整備に関する検討を進め、法学政治学研究科教授会で問題意識を共有する。また、入学者の確保と教育成果の充実に向けたさらなる改善策を講じる。

〈9〉文学研究科

- 1) 2015 年度より大学院生の指導計画書の作成を導入した。博士論文執筆までのより緻密な指導体制が構築できたが、その成果が得られるよう指導のあり方について検討を重ねていく。

4. 根拠資料

< 共通資料（提出を義務付けられている資料） >

- 資料 4. 4-1 2015 年度経済学部履修要項(既出 資料 4. 1-1)
- 資料 4. 4-2 2015 年度理工学部履修要項(既出 資料 4. 1-2)
- 資料 4. 4-3 2015 年度文学部履修要項(既出 資料 4. 1-3)
- 資料 4. 4-4 2015 年度法学部履修要項(既出 資料 4. 1-4)
- 資料 4. 4-5 2015 年度経済経営研究科履修要項(既出 資料 4. 1-5)
- 資料 4. 4-6 2015 年度理工学研究科履修要項(既出 資料 4. 1-6)
- 資料 4. 4-7 2015 年度法学政治学研究科履修要項(既出 資料 4. 1-7)
- 資料 4. 4-8 2015 年度文学研究科履修要項(既出 資料 4. 1-8)
- 資料 4. 4-9 2015 年度経済学部シラバス(既出 資料 4. 1-9)
- 資料 4. 4-10 2015 年度理工学部シラバス(既出 資料 4. 1-10)
- 資料 4. 4-11 2015 年度文学部シラバス(既出 資料 4. 1-11)
- 資料 4. 4-12 2015 年度法学部シラバス(既出 資料 4. 1-12)
- 資料 4. 4-13 2015 年度成蹊教養カリキュラムシラバス(既出 資料 4. 1-13)
- 資料 4. 4-14 2015 年度成蹊国際コースシラバス(既出 資料 4. 1-14)
- 資料 4. 4-15 2015 年度経済経営研究科シラバス(既出 資料 4. 1-15)
- 資料 4. 4-16 2015 年度理工学研究科シラバス(既出 資料 4. 1-16)
- 資料 4. 4-17 2015 年度法学政治学研究科シラバス(既出 資料 4. 1-17)
- 資料 4. 4-18 2015 年度文学研究科シラバス(既出 資料 4. 1-18)
- 資料 4. 4-19 2015 年度経済学部授業時間割表(既出 資料 4. 1-19)
- 資料 4. 4-20 2015 年度理工学部授業時間割表(既出 資料 4. 1-20)
- 資料 4. 4-21 2015 年度文学部授業時間割表(既出 資料 4. 1-21)
- 資料 4. 4-22 2015 年度法学部授業時間割表(既出 資料 4. 1-22)
- 資料 4. 4-23 2015 年度経済経営研究科授業時間割表(既出 資料 4. 1-23)
- 資料 4. 4-24 2015 年度理工学研究科授業時間割表(既出 資料 4. 1-24)
- 資料 4. 4-25 2015 年度法学政治学研究科授業時間割表(既出 資料 4. 1-25)
- 資料 4. 4-26 2015 年度文学研究科授業時間割表(既出 資料 4. 1-26)

<その他資料>

- 資料 4.4-27 2015年度第6回経済学部教授会資料「経済学部メインループリックの構築」
- 資料 4.4-28 2014年度卒業生進路・就職レポート
- 資料 4.4-29 卒業生・修了生対象のアンケート集計結果について
- 資料 4.4-30 2014年度就職年次報告書
- 資料 4.4-31 成蹊大学学則（既出 資料 1-1）
- 資料 4.4-32 成蹊大学大学院学則（既出 資料 1-2）
- 資料 4.4-33 成蹊大学法科大学院学則（既出 資料 1-3）
- 資料 4.4-34 成蹊大学経済学部規則（既出 資料 1-4）
- 資料 4.4-35 成蹊大学理工学部規則（既出 資料 1-5）
- 資料 4.4-36 成蹊大学文学部規則（既出 資料 1-6）
- 資料 4.4-37 成蹊大学法学部規則（既出 資料 1-7）
- 資料 4.4-38 成蹊大学大学院経済経営研究科規則（既出 資料 1-8）
- 資料 4.4-39 成蹊大学大学院理工学研究科規則（既出 資料 1-9）
- 資料 4.4-40 成蹊大学大学院法学政治学研究科規則（既出 資料 1-10）
- 資料 4.4-41 成蹊大学大学院文学研究科規則（既出 資料 1-11）
- 資料 4.4-42 成蹊大学学位規則
- 資料 4.4-43 経済学部早期卒業に関する内規
- 資料 4.4-44 経済経営研究科修士学位授与審査に関する内規
- 資料 4.4-45 経済経営研究科課程博士の学位授与審査に関する内規
- 資料 4.4-46 経済経営研究科論文博士の学位授与審査に関する内規
- 資料 4.4-47 経済経営研究科教育研究方針大綱（既出 資料 1-19）
- 資料 4.4-48 2014年度第4回 IR推進委員会議事要録（抜粋）
- 資料 4.4-49 2015年度第3回 IR推進委員会議事要録（抜粋）
- 資料 4.4-50 文学部教授会議事要録（抜粋）
- 資料 4.4-51 大学院生の学会発表に対する助成（2014）
- 資料 4.4-52 成蹊大学法学政治学研究第39号

第5章 学生の受け入れ

1. 現状の説明

(1) 学生の受け入れ方針を明示しているか。

〈1〉大学全体

各学部・研究科の入学受入れの方針（アドミッション・ポリシー）は、従来から大学ホームページ、入試要項等に明示してきたが、2014年度に大学の入学受入れの方針をより明確にする手続きを進め、同年7月9日開催の大学評議会で審議、決定し【資料5-11】、大学ホームページで「入学受入れの方針」を公表している【資料5-1、5-5、5-12】。

成蹊大学のアドミッション・ポリシーは以下のとおりである。

成蹊大学の入学受入れの方針（アドミッション・ポリシー）
<p>入学選考方針</p> <p>成蹊大学では、多様性に配慮しつつ、本学で学ぶために必要とされる基礎的学力や適性、学習歴などをそれぞれの入学試験で多面的に判定しますが、その際、次の「求める学生像」を重視します。</p> <p>求める学生像</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 希望する専攻分野のみならず、広く自然・社会・文化に旺盛な好奇心がある。 2. 向上心を持ち大学で学んだ知識を生かして社会に貢献したいという意欲がある。 3. 希望する専攻分野で学修することのできる基礎的学力を有している。

学部においては、本学のディプロマ・ポリシーに即し、①自分の軸をしっかり持ち、他者を理解する豊かな人間性を備え、②幅広い教養と専門課程で求められる基礎学力を有し、③自ら課題を発見し、解決する知力と実行力を有し、④多様な文化、環境、状況に対応して、他者と協働して社会に貢献できる力を有し、⑤生涯学び続けることができる自律的学修能力を身につけ、21世紀のグローバル社会に相応しい人物になりうるような、潜在的な能力を持つ学生を受入れることとしている。

また、こうした人物を育成する方法としては、学生一人ひとりに向き合い、学生の個性の発見伸張が行えるゼミ（演習）や研究室を中心とした少人数教育を重視している。入学受入れの際にも、少人数教育の意義と特徴を理解してもらい、同時にこれに主体的に参加する学生であることを周知することが重要な視点であると考え、大学案内やホームページだけではなくオープンキャンパスや学外で行われている説明会や進路相談会などでも、本学の大きな特徴のひとつとして積極的に説明を行っている。

また、複数の学部のAOマルデス入学試験において、討論式の審査が行われている。入学までに修得すべき知識等については、入学試験の入学試験要項に、必要とされる資格・学力に関して、高等学校卒業程度又はそれと同等以上の学力を有する者と明示している。

学部では障がいのある学生に関する受入れ方針の明示は行っていない。本学では、障がいのある入学希望者から問い合わせがあった場合には、入試センターが窓口となり受験者が志望する学部と教務部、学生生活課、学生相談室や大学保健室など関連する全ての部署との連携のうえ、本学ができる入学後の対応について、入学希望者の障がいの様態、程度に鑑みながらガイドラインに基づき、個別に検討と対応を行っている。

成蹊大学大学院におけるアドミッション・ポリシーは以下のとおりである。

成蹊大学大学院の入学受入れの方針（アドミッション・ポリシー）
<p>入学受入れの方針</p> <p>成蹊大学大学院では、各研究科で研究するために必要とされる基礎的学力や適性、学修歴などをそれぞれの入学試験で多面的に判定しますが、その際、次の「求める学生像」を重視します。</p> <p>求める学生像</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 大学院で研究した高度の専門知識を生かして社会に貢献したいという意欲がある。 2. 希望する研究科で研究することのできる基礎的学力を有している。

大学院においては、各専攻分野における高度な研究課題を設定し解決できる研究能力を有し、その専門知識を職業活動において活かす力を有する人物へと成長しうる、潜在的な能力を持つ学生を受入れることとしている。各課程別では、博士前期課程においては、博士後期課程に進んで専門分野の研究を更に進めていこうとする者、並びに高度な専門知識を修得しこれを社会で活用しようとする者を受入れることとしている。

大学院においても、学部と同様に、障がいのある学生に関する受入れ方針の明示は行っていない。障がいのある入学希望者から問い合わせがあった場合には、入試センターが窓口となり受験者が志望する研究科と研究室及び教員、教務部、学生相談室や大学保健室など関連する全ての部署との連携のうえ、本学ができる入学後の対応について、入学希望者の障がいの様態、程度に鑑みながらガイドラインに基づき、個別に検討と対応を行っている。

〈2〉 経済学部

経済学部の入学受入れ方針は、「経済学部（兼経済経営学科）教育研究方針大綱」【資料 5-32】の「7 入学受入れの方針（アドミッション・ポリシー）・入学受入れ方法指針」に下記のとおり明確に定められており、求める学生像や修得しておくべき知識等の内容・水準等を明らかにしている。

この入学受入れ方針は、大学ホームページ上でも公表している【資料 5-12】。また、入学受入れ方針の抜粋版は大学案内【資料 5-13】に掲載しており、受験生や保護者などを中心に広く社会に示している。

経済学部の入学受入れの方針（アドミッション・ポリシー）
教育理念

経済学、経営学、及び学際的な分野の教育研究を行い、社会に貢献する自立した職業人を養成すると共に、研究の成果を広く社会に発信することにより、社会の安定と人類の進歩に貢献します。

建学の理念、大学の理念、大学の目的、及び本学部の理念を踏まえ、本学部の教育の根幹となる人材育成方針として、以下のとおり教育上の目的を掲げます。

1. 経済学及び経営学に関する深い専門知識を備え、人文、社会、自然の各分野並びに各分野にまたがる学際的な分野に関する幅広い教養を有し、これらに基づいてグローバルな視点から現実社会における課題を発見し、他者と協働して課題解決に取り組んでいくことができるような人材の育成を目指します。
2. 前項に言う必要な専門知識と教養は時代と共に移り行くものであり、卒業後も自発的に学び続けていく必要があります。本学部においては、生涯にわたって自ら学び続けていく人間の育成を目的として、それぞれの分野の基礎の徹底的な修得と、自ら主体的に学ぶ自発的学修姿勢の涵養を主眼として教育を行うものとします。

求める学生像

- (1) 高校までに身に付けておくべき十分な基礎学力を有する人
- (2) 問題を発見して、その解決手段を企画立案することに興味を持つ人
- (3) チームで協力して学修することに興味を持つ人
- (4) 未知のものに積極的に立ち向かうチャレンジ精神旺盛な人

大学入学までに身につけておくべき教科・科目など

成蹊大学経済学部に入學するために、経済学・経営学の特別な基礎知識は必要としません。大学で学ぶに相応しい意欲と基礎学力を備えた人材であれば、すべての人を歓迎します。高校等で学習する教科・科目等については徹底的に基礎を修得すること、そして筋道を立てて論理的に考える習慣と自分の考えを明確に表現する発信力を身に付けることを目指して、着実に学習を進めていくことが大切です。

- ① 国語：種々の書物、雑誌等に著された現代文を理解するための読解力と、自分自身の考えをまとめ上げ、正しく表現する文章力を養うこと。
- ② 英語：英語の長文を理解する読解力と、自分の考えを英語で表現し、他の人に伝えるコミュニケーションの能力を養うこと。
- ③ 地理歴史・公民：
地理、歴史、社会制度に関する基本的知識を修得すること、そしてそれを踏まえた上で、社会の動きや仕組みを解き明かそうとする探究心・観察力を養うこと。
- ④ 数学：基本的な数式やグラフを理解し、それを応用して、論理的な思考を展開することができる力を養うこと。

〈3〉理工学部

理工学部では求める学生像を明確にするほか、学科ごとに定めた受入れ方針を大学ホームページで示している【資料5-12】。また、受入れ方針の抜粋版は大学案内【資料5-13】に掲載しており、受験生や保護者などを中心に広く社会に示している。

また、受入れ方針には、入学するにあたり、高等学校において身につけておくべき教科を示している。障がいのある学生の受入れに関しては、障がいの種類や程度如何では実験や実習において十分注意を払う必要があるため、事前相談を求め、個別に対応するようにしている【資料5-1】。

理工学部の入学者受入れの方針は下記のとおりである。

理工学部の入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）
<p>教育理念</p> <p>これからの知識基盤社会を支える技術者は、深い教養と倫理観を備え、かつ、広い視野をもっていなくてはなりません。また、急速な技術革新、自然との共生、持続発展型社会の実現などの現代社会がかかえる多くの複合的な諸問題に果敢に取り組める人材が期待されています。</p> <p>これらの要望に応えるため、理工学部では基礎教育を重視するとともに、伝統的区分にとらわれない学際的な専門教育を充実させ、成蹊学園の建学の精神である「個性の尊重と人格の陶冶」を基本とした理工学の少人数教育によって、「科学技術を通じて知識基盤社会の進展に貢献する人材」を養成することを目標としています。</p> <p><物質生命理工学科></p> <p>革新的科学技術分野を構成する学問群からなる学科です。物質・ナノサイエンス、化学・ライフサイエンス、環境・エネルギーという先端的な3分野を設定し、化学、物理、生物の基礎からこれらが融合した境界領域までを系統的に教育することによって、多元的な視点、柔軟な思考及び豊かな発想力を涵養し、発展を続ける科学技術分野において常に活躍できる人材の養成を目指しています。</p> <p><情報科学科></p> <p>情報基盤技術分野を構成する学問群からなる学科です。教育研究内容は、システムソフトウェア・ネットワーク分野、メディア技術分野、情報数理分野といった3分野から構成されます。これらをもとに情報科学の基礎から応用までの理論と実践力を身につけます。そして多様化が進む情報化社会において自らの個性を発揮し、具体的に社会に貢献できる人材の養成を目指しています。</p> <p><システムデザイン学科></p> <p>産業・社会基盤技術分野を構成する学問群からなる学科です。機械工学・電気電子工学・ロボット工学・経営工学の4分野を系統的に学び、理論を実験・実習で応用することにより、実社会に溢れる正解が一つでない問題に対して解決策を立案・実現できる高い問題解決能力を身につけた人材の養成を目指しています。</p> <p>求める学生像</p> <p>忍耐強く勉学に励み、知識を吸収するとともに、実験・実習をとおして確実に身につけ、それらを応用し社会の発展に貢献したいと考えている人、社会で幅広く活躍する技術者、研究者などを目指す、知的好奇心旺盛な人を歓迎します。</p>

＜物質生命理工学科＞

- ① 高等学校までに学んだ幅広い知識を自らのものとして本質的に理解し、かつ以下②、③のいずれかを強く志向する人
- ② 物質や生命の本質をさらに深く追究したい、あるいは有用新規物質の創成を試みたいと思う人
- ③ 人の命を尊び、生活の質を向上させ、人類が永く繁栄するために、自らの知識や知恵を役立てたいと思う人

＜情報科学科＞

- ① 論理的に物事を考える力を持った人
- ② 知的好奇心にあふれ、実践も含めて積極的に課題を解決しようとする人
- ③ コンピュータと情報科学に興味を持ち、これらを積極的に学ぶ意欲を持った人
- ④ 地球規模で物事を考えて、世界の発展に貢献したいと考える人

＜システムデザイン学科＞

- ① 科学技術とその応用に関心をもち、理工学の知識を実社会に役立てたいと考えている人
- ② 自ら目標を立て、自発的に学び、率先して行動することができる人

大学入学までに身につけておくべき教科・科目など

A方式は、理工学部を選抜方式の根幹をなす「数学」・「理科」・「英語」の3教科型入試です。大学入試センター試験を利用するC方式は「数学」・「理科」・「国語または外国語」の3教科型で「数学」のみ2科目受験を必要とする4科目入試、S方式は「数学」・「理科」・「地理歴史または公民」・「国語または外国語」の4教科で、「数学」「理科」はそれぞれ2科目受験を必要とする6科目入試です。E方式は基礎学力重視の2教科型の全学部統一入学試験であり、理工学部では「英語」・「数学」を指定しています。

高校科目から大学の数学、物理、化学などの専門科目に無理なく接続できるよう、1年次前期に高校での履修状況に合わせた基礎科目を配置し、数学、物理、英語に関しては、到達度別にクラス分けした授業を実施しています。すべての専門教科において、平易な事項から可能な限り説明を加えて授業を進めています。このような導入教育が行われていますが、各学科の専門教育は、基本的には高等学校における教育の十分な理解を前提に行われます。したがって、入学するまでに、高等学校における各教科について次のものを身につけておくことが望まれます。

- ① 数学については、「数学Ⅰ」、「数学Ⅱ」、「数学Ⅲ」、「数学A」、「数学B（数列、ベクトル）」を学習し、公式や計算方法を理解した上で、それらを活用できる力を身につけていること
- ② 理科については、「物理基礎」、「化学基礎」、「生物基礎」のすべて、及び「物理」、「化学」、「生物」から2科目以上を学修し、個々の項目の内容を理解していること

- ③ 英語については、「コミュニケーション英語Ⅰ」「コミュニケーション英語Ⅱ」「コミュニケーション英語Ⅲ」「英語表現Ⅰ」「英語表現Ⅱ」を学修し、国語とともに文章読解力、表現力、コミュニケーション能力を有すること
- ④ 地理歴史、公民については、世界や社会の動きに関心を持ち、一般常識的な知識を有すること

〈4〉文学部

入学者受入れの方針については、入学試験要項に、「アドミッション・ポリシー」として明示しており【資料5-1】、大学ホームページにも示している【資料5-12】。また、受入れ方針の抜粋版は大学案内【資料5-13】に掲載しており、受験生や保護者などを中心に広く社会に示している。

また、オープンキャンパス、及び各種説明会においても、アドミッション・ポリシーに沿うかたちで受入れの方針を示している。文学部の教育・研究の目標は、文化現象の総合的理解とその継承である。この目標に基づき、各学科の「求める学生像」が、4項目程度に簡潔にまとめてアドミッション・ポリシー内に明示されている。修得しておくべき教科・科目などについても、学科別に、具体的に詳細に示されている。

文学部の入学者受入れの方針は下記のとおりである。

文学部の入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）
<p>教育理念</p> <p>本学部における教育研究上の目的は、文化現象の総合的理解及びその継承を基本理念とし、その実現のために、少人数教育を基本とする教養教育及び専門教育との適切な調和を考慮したきめ細かなカリキュラムによって、問題発見能力及び多面的な分析能力の伸長を図ること、並びに言葉をとおして形づくられた人間、歴史及び社会の多様なあり方を考究し、共感を持って他者を理解する能力及び自己を他者に正確に伝達する能力を涵養することによって、社会的な活動を自律的に展開するための基礎を構築することとします。</p>
<p>求める学生像</p> <p>＜英米文学科＞</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) イギリス文学、アメリカ文学、英米及びその他の英語圏における歴史や文化、英語学、英語教育や通訳・翻訳・異文化コミュニケーションなどの分野に強い関心を持ち、それらの分野を探究しようとする人 (2) 英語読解力を含む英語による実践的コミュニケーション能力を持つ人 (3) 文献分析能力を持ち、自分の考えを口頭や文章で明晰に表現する力のある人 (4) 国際社会の動向に幅広い知識と強い関心を持っている人 <p>＜日本文学科＞</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 自ら積極的に学問的探究を行う知的好奇心旺盛な人 (2) 日本文学史上の各種のテキスト（文献）からその深みを読み取ることのできる感受性豊かな人

(3) 読み取った情報からオリジナリティのある議論を、説得力を持った形で組み立てられる創造力・論理力に優れた人

(4) 他者と適切にコミュニケーションがとれる言語能力が高い人

<国際文化学科>

(1) 日本を含めた世界各地の歴史と文化を学ぶ意欲があり、身近な社会課題や地球規模の諸問題に関心を寄せている人

(2) 自律的な地球市民として、国内外で活躍をしたいという志をいただく人

(3) 歴史・地域文化研究、文化人類学、国際関係研究などの学問に挑戦しようとする意欲を持つ人

(4) グローバル化が進展する中、幅広い知見や語学力、広義のコミュニケーション能力を身につけ、文化や社会の多様性と複雑性に柔軟に対応できるような人

<現代社会学科>

(1) 身近な出来事について、「当たり前」と思うのではなく自分なりの問題意識を持ち、さらにその解決に積極的に取り組む意欲を持っている人

(2) 新聞やテレビなどで報道されることを鵜呑みにせず、複数の情報源からの情報をつき合わせるなどして批判的に検討する姿勢を持っている人

(3) 体験学習やインターンシップ、地域活動、国際交流などに積極的に参加するなど、地域社会や国際社会に対して強い関心を持ち、自ら関与していこうとする意欲を持っている人

大学入学までに身につけておくべき教科・科目など

<英米文学科>

(1) 英語力を最重視しています。従って、一般選抜入試・センター入試・全学部統一入試受験科目のうち、英語の配点は他学科よりも高いウエイトを占めています。大学での勉強は、言語と文化に対する深い洞察力を養うものであるため、その準備として、様々な種類の英語に多く触れておくことが肝要です。また、インターネット等をとおして、英語を聞き読む機会を増やし、英語を話し、書くようにしておくことが期待されます。自分の英語運用能力を把握するために、英検、TOEIC、TOEFL などを受験するのもよいでしょう。

(2) 大学での勉強には現代日本語読解力や文章力が必要であることはいうまでもありませんが、一般選抜入試では、「古典 B」も出題科目になっているので、高校で履修しておくことが望まれます。

(3) 入学後には英米を中心とした西洋史の知識が必要となる専門科目が多数あるので、世界史は重要です。地理歴史の中で「世界史 B」を受験科目としなかった場合でも、よく勉強をしておいてください。

<日本文学科>

(1) 日本文学科における教育は、国語に関して優れた学力を有することを前提に行われます。現代文分野・古文分野・漢文分野いずれにおいても十分な読解力と知識（文学史を含む）を有することが必須です。科目としては、「国語総合」だけではなく現代文 B 「古典 B」の履修が強く望まれます。

- (2) 国語との比較対照の上でも、また、外国文化を摂取する上でも、外国語についても十分な学力を身につけておく必要があります。英語選択の場合は、「コミュニケーション英語Ⅰ」「コミュニケーション英語Ⅱ」「コミュニケーション英語Ⅲ」「英語表現Ⅰ」「英語表現Ⅱ」各科目の履修をととして英語コミュニケーション能力と英語文献の読解能力を習得しておくことが望まれます。
- (3) 地理歴史・公民や芸術関連の科目については、日本文学を学ぶ上で必要な文化的知識を幅広く学修しておくことが望まれます。

＜国際文化学科＞

- (1) 国際文化学科では、増大する情報を選択し分析する力、論理的な思考力、広義のコミュニケーション能力、他者への共感力、自ら課題を発見し自律的に学修する力を磨きあげることがをめざして、多彩な教育プログラムを組んでいます。効果的な学修のためには、高等学校などで習得する科目全般に関する基礎学力が必要とされます。とりわけ、日本語の基礎的読解力、文章力が重要となります。
- (2) また、地理・歴史・公民に関する基礎知識を備え、社会事象や広範な国際問題に対する探究心を持つことも大切です。
- (3) 外国語については、読解力、表現力、リスニング能力、文法知識、基本的な会話力が要求されます。英語はもちろんのこと、英語以外の言語の学習も有用です。

＜現代社会学科＞

- (1) 国語では、現代社会に関するさまざまな資料を理解するための基礎的読解力と、自らの考えを他の人に適切に伝達するための基礎的表現力を身につけておくこと、具体的には、「国語総合」及び「現代文B」を履修しておくことが望まれます。
- (2) 自らの属する社会を他の社会と比較しながら相対化しつつ理解するための契機として、外国語の基礎的読解・表現能力を身につけておくことが望まれます。
- (3) 現代社会を理解する上での前提となる知識として、地理歴史では「世界史B」や「日本史B」を、特に近現代を中心とした理解が必要です。さらに現代社会の理解に直接関係する教科として、公民で「現代社会」や「政治・経済」も履修しておくことが望まれます。

〈5〉 法学部

アドミッション・ポリシーを策定し、それを入試要項、大学ホームページ等において明示している【資料 5-1、5-12】。また、受入れ方針の抜粋版は大学案内【資料 5-13】に掲載しており、受験生や保護者などを中心に広く社会に示している。

法学部の入学者受入れの方針は下記のとおりである。

法学部の入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）	
教育理念	法学部は、法と政治に関する専門的な知識と豊かな国際感覚を備え、複雑で変容の激しい今日の社会においてリーダーシップを発揮できる人材の養成を目的としています。法と政治はいずれも、多様な人々が、共に生き、問題を解決してい

くための営みです。その営みの現状と歴史を、多様な角度から掘り下げて検討することをおして、社会の中のさまざまな局面で、問題を発見し提起する力、発見した問題の解決方法を他の人々と協力しながら模索する力、大きな視野から合理的な判断をする力を備えた人材を育成していくことが、法学部の目的です。

求める学生像

<法律学科>

法律学科は、学生が法を通じて人間と社会を理解し、自律的な個人として大きく成長することを願っています。したがって、下記の3点を学生に求めたいと考えます。

① 多様性の尊重

憲法 13 条は、個々人がありのままを尊重され、公共の福祉に反しない限りおのおのの自由な意思に基づいて生き、各自の幸福追求を互いに尊ぶべきことを規定します。したがって、そのような理念を基盤に構築される各種の法律を学び研究する法律学科としては、学生たちもお互いの多様な個性を尊重し合うことが必要であると考えます。

② 人と社会への好奇心

法は人間が作り出したルールの体系であり、人間の社会に適用されるものです。法を学び研究するという事は、「人とは何か」「社会とは何か」を追求することに他なりません。したがって、学生に人と社会へのあくなき好奇心をもってほしいと願っています。

③ コミュニケーションが好き

多様な学生がいて各人の個性が光っているコミュニティにおいては、コミュニケーションがきわめて重要です。特に法律学においては議論によって問題を探究していくため、積極的なコミュニケーションが不可欠です。したがって、言葉や文章で自己表現し、他者の表現を真摯に理解するといったコミュニケーションに前向きに取り組む姿勢がすべての学生たちに望まれます。

<政治学科>

政治学科は、複数の人間がいるところには必ず発生する共存と意思決定の問題について多様な角度から接近することを通じて、学生が自律的な個人として大きく成長することを願っています。学生には、下記の3点を求めたいと考えます。

① 多様性の尊重

世の中は多様な価値観をもった人々から成り立っています。政治学を学ぶには、人々がもつこうした多様性を理解することは欠かせません。そのうえで、学生には、人権・民主主義・平和などの基本的価値を尊重しつつ、柔軟な発想で政治や行政を捉えようとする姿勢をもつことが期待されています。

② 幅広い関心と好奇心

政治学は今日、実に多様な対象を研究するようになってきました。政治学科の学生には、家族、地域コミュニティ、自治体、国そして世界で起こっている出来事について興味を持ち、自ら能動的に関わっていこうという意欲をもつことが期待さ

れています。そのためにも、学生には世界中の人々や出来事に対する強い好奇心をもってほしいと考えます。

③ 深い洞察力

現代では、世の中の出来事の多くは複雑に絡み合いながら驚くような速度で進行します。政治学科の学生には、社会や政治で起こる様々な問題が脈絡なく起こっているわけではなく、むしろ相互に密接に結びついているということを理解してもらいたいと考えます。その点を理解するためには、過去の歴史の中にヒントや原因を求め、自由や平等、正義といった理念を踏まえて根源的に考えることが望まれます。

大学入学までに身につけておくべき教科・科目など

法学部に入学するために、法律・政治の特別な知識が求められるわけではありません。必要なのは大学で学ぶための基礎となる力で、それにはあらゆる知識が役立ちます。ですから、どのようなことにも興味・関心をもち、自ら掘り下げて理解しようとする意欲をもっていることこそが大切です。その結果として自然と身につくであろう幅広い知識や情報を備えていることが望ましいですが、もちろん得意科目を深く追求した結果、特定の科目に秀でているような人も大歓迎です。以下にどのような教科・科目がどのように役立つのかを例示します。

<法律学科・政治学科 共通>

- ① 最も重要なのは「国語」です。ゼミや講義に積極的に参加するためには、多読・精読した内容を的確に要約し、それに関する自分の考えをまとめられるような読解力・論理的思考力・表現力を養っておくことが重要です。日本語で記述された法律の条文を正確に解釈することや、政治に関する文献や資料を正確に読み解くことから、法学部における学びは始まります。
- ② 「英語」の能力も重要です。言語の体系は思考の体系でもあります。他国の法律をその国の言語で理解したり、諸外国の政治・行政資料等を読み解くことが必要になる場合もありますし、何よりも外国語を学ぶことは日本語に対する理解を深めることにもつながります。
- ③ 「数学」は、論理的思考力を涵養する基礎です。法律学は論理の学問であり、論理が破綻することは許されません。政治学においては、論理的推論を行う力や統計資料を理解する力が求められます。
- ④ 「日本史」「世界史」「地理」「政治経済」「現代社会」「倫理」といった社会科学系の科目は、法律学を学ぶ前提として必須なことは論を待ちません。法は社会の規範だからです。さらに現代世界の政治・経済・社会の諸問題に対する洞察力を養うためにも必須と言えます。
- ⑤ 「物理」「化学」「生物」「地学」「情報」といった科学分野も法学部に無関係ではありません。自然科学に関する幅広い知識は、現代世界と未来の社会のあり方を考える上で不可欠な洞察力を生み出すもととなります。
- ⑥ 「入試科目」ではありませんが、「音楽」や「美術」などの「芸術」分野についても、自然科学の分野と同様のことが言えます。また「芸術」分野の科目

は、豊かな人間性を育むものとして、情操教育を重視する成蹊教育の基本精神に適うものです。

〈6〉経済経営研究科

経済経営研究科では、入学者受入れの方針は、「経済経営研究科教育研究方針大綱」【資料 5-33】の「9 入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）・入学者選抜方法指針」に下記のとおり明確に定め、求める学生像や、修得しておくべき知識等の内容・水準等を明示している。

この入学者受入れ方針は、大学ホームページ【資料 5-12】で社会一般に対して公表している。また受験生に対しては『成蹊大学大学院 学生募集要項』【資料 5-5】、『成蹊大学大学院 経済・マネジメントコース（経済経営研究科 博士前期課程）エントリー型 A0 入学試験 学生募集要項』【資料 5-6、5-7】でも周知・公表している。

経済経営研究科の入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）

求める学生像

博士前期課程

〔経済学専攻〕

＜研究者養成コース＞

- (E1) 経済学に関して、大学卒業レベルの専門的学力を有する人
- (E2) 現実の経済問題、経済政策等に関して強い関心と問題意識を有する人
- (E3) 専門的な研究者になるという強い意欲と情熱を有する人

＜経済・マネジメントコース＞

- (E4) 大学卒業までに身に付けておくべき十分な基礎的学力を有する人
- (E5) 問題を発見し、その解決手段を企画立案することに興味を持つ人
- (E6) チームで協力して学修することに興味を持つ人

〔経営学専攻〕

＜研究者養成コース＞

- (M1) 経営学に関して、大学卒業レベルの専門的学力を有する人
- (M2) 企業が直面する現実の課題に関して強い関心と問題意識を有する人
- (M3) 専門的な研究者になるという強い意欲と情熱を有する人

＜経済・マネジメントコース＞

- (M4) 大学卒業までに身に付けておくべき十分な基礎的学力を有する人
- (M5) 問題を発見し、その解決手段を企画立案することに興味を持つ人
- (M6) チームで協力して学修することに興味を持つ人

博士後期課程

〔経済学専攻、経営学専攻（共通）〕

- (D1) 専攻分野に関して、修士課程修了レベルの専門的学力を有する人

- (D2) 専攻分野に関する専門的知識に基づき、独創性のある研究を持続的に行って、専攻する分野の学問的発展に寄与する意欲と適性を有する人
- (D3) 英語での研究論文執筆や学会発表を行うに足る語学力及び専攻分野に関する専門的知識に基づく分析能力・問題解決能力を有する人
- (D4) 研究が行き詰ったときに打開の道を探り、博士論文を完成させるだけの忍耐力を持った人

入学までに身に付けておくべき教科・科目等

博士前期課程

[経済学専攻]

○求める学生像 (E1) の「専門的学力」について

- ・学部で学修する中級以上のミクロ経済学、マクロ経済学を修得していること。
- ・基礎解析、統計学の基礎、計量経済学の基礎を修得していればさらに望ましい。

○求める学生像 (E4) の「基礎的学力」について

- ・学部で学修する基礎レベルのミクロ経済学、マクロ経済学を修得していること。
- ・基礎解析、統計学の基礎を修得していればさらに望ましい。

[経営学専攻]

○求める学生像 (M1) の「専門的学力」について

- ・学部で学修する戦略、組織、財務、会計の各分野に関して中級レベル以上の学力を有すること。
- ・統計学の基礎を修得していればさらに望ましい。

○求める学生像 (M4) の「基礎的学力」について

- ・学部で学修する戦略、組織、財務、会計の各分野に関して基礎レベルの学力を有すること。
- ・統計学の基礎を修得していればさらに望ましい。

博士後期課程

○求める学生像 (D1) の「専門的学力」について

[経済学専攻]

- ・修士課程修了レベルのミクロ経済学、マクロ経済学の上級理論を修得していること。
- ・経済分析に活用することができるレベルで統計学及び計量経済学を修得していること。
- ・現実の経済問題の本質を理解し、他人に簡明に説明することができること。

[経営学専攻]

- ・修士課程修了レベルの経営学（会計学を含む。）を修得していること。
- ・現実の経営問題の本質を理解し、他人に簡明に説明することができること。

<7> 理工学研究科

理工学研究科では入学者受入れの方針、求める学生像、大学院入学までに身につけておくべき科目などを明確にし「成蹊大学大学院募集要項」【資料 5-5】にて明示しているほか、大学ホームページ【資料 5-12】で社会一般に対して公表している。

理工学研究科の入学者受入れの方針は下記のとおりである。

理工学研究科の入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）

教育理念

各学科の対象とする専門分野で活躍して行く上で、共通して必要とされる基礎能力の養成は学部において行い、高度な専門能力の養成は大学院において行います。学部と大学院教育の継続性・連続性を保ちながら、「科学技術を通じて知識基盤社会の進展に貢献する人材の養成」を目標として、その理念を実現するために、理工学専攻には、理工学部3学科に対応する3コースが設けられています。

博士前期課程の目的は、理工学の分野において、創造性豊かで優れた研究活動を行っていくための広い視野と深い知識の修得及び研究能力の涵養により、高度な専門知識をもって社会に貢献できる技術者を養成することです。また、博士後期課程への進学者を意識した研究者の養成も併せて行います。

博士後期課程の目的は、理工学の分野において、高い倫理観と創造性豊かな優れた研究・開発能力をもつ研究者を養成することです。
各コースが包含する分野と目的は、以下のとおりです。

博士前期課程

<物質生命コース>

物質・ナノサイエンス、化学・ライフサイエンス、環境・エネルギー各分野の基礎知識と基礎技術を幅広く修得し、新たな科学技術の創造に挑む技術者を養成することまたは研究者の素養を涵養することを目的としています。

<情報科学コース>

コンピュータシステム・情報ネットワーク分野、メディア分野、さらに情報数理・システム管理分野を含む多様な情報科学の分野において、幅広い知識の修得と高度な研究手法の獲得により、革新的科学技術の創造に挑む先導的な情報関連技術者を養成することまたは研究者の素養を涵養することを目的としています。

<エレクトロメカニクスコース>

機械工学・電気電子工学・経営工学を融合したものづくり技術の分野において、創造性豊かな優れた研究・開発を行っていくための深い知識の修得及び研究・開発能力の涵養により、高度な専門知識と高い倫理観をもって社会に貢献できる技術者または研究者を養成することを目的としています。

博士後期課程

<物質生命コース>

物質・ナノサイエンス、化学・ライフサイエンス、環境・エネルギー分野において、多元的な視点をもって革新的科学技術の創造に挑む研究者を養成することを目的としています。

<情報科学コース>

コンピュータシステム・情報ネットワーク分野、メディア分野、さらに情報数理・システム管理分野を含む多様な情報科学の分野において多元的な視点で先導的な立場に立ち、高い倫理観をもつ発想豊かな研究者を養成することを目的としています。

<エレクトロメカニクスコース>

機械工学・電気電子工学・経営工学を融合したものづくり技術の分野において、創造性豊かな優れた研究・開発を行っていくための深い知識の修得及び研究・開発能力の涵養により、高度な専門知識と高い倫理観をもって社会に貢献できる研究者を養成することを目的としています。

求める学生像

学部で培った基礎・専門知識を基にして、新たな科学技術の創造に継続力をもって意欲的に取り組み、社会で幅広く活躍する技術者、研究者などを目指す人、また、博士後期課程は、専門分野で自立して研究を遂行できる人材の養成が目的であるため、博士前期課程での専門知識を基にさらに高度の学識を求め、創造性豊かな研究活動能力を身につけたい人を歓迎します。

<物質生命コース>

- ① 以下の②あるいは③のいずれかを志向し、かつ学部で学んだ幅広い知識と技術を変化の激しい実社会に役立てる意欲をもつ人
- ② 物質や生命の本質をさらに奥深く追究し、あるいは新規な物質の創成を試みたいと思う人
- ③ 人の命を尊び、生活の質を向上させ、人類が永く繁栄するために、自らの知識や知恵を役立てたいと思う人

<情報科学コース>

- ① 変革の速度がますます速くなる、多様な情報科学の分野において、幅広い知識の修得と高度な研究・開発手法の獲得を目指す人
- ② 幅広い知識と先を見通す能力を身につけ、先導的に情報関連技術を開発しそれらに基づいた新サービス開拓を目指す人

<エレクトロメカニクスコース>

- ① 科学技術とその応用に関心をもち、理工学の知識を実社会に役立てたいと考えている人
- ② 自ら目標を立て、自発的に学び、率先して行動することができ、実社会におけるリーダーを目指す人

大学院入学までに身につけておくべき科目など

博士前期課程の入学試験においては、筆記試験として全員が受験する英語の他に、理工学の基礎としての数学、物理、化学、生物を基礎選択科目、各コースの柱となる

以下の科目を専門選択科目として配置しています。それらの中からコースと志望研究室に最も関係の深い科目を選択受験することになります。また、面接試験を行い入学の適性を判断いたします。

<物質生命コース>

物質・ナノサイエンス、化学・ライフサイエンス、環境・エネルギー分野を含む境界領域の基礎科目として、理学（物理、化学、生物）やその応用、さらにはそれらに基づく工学関連科目を配置しています。

<情報科学コース>

コンピュータシステム・情報ネットワーク分野、メディア分野、さらに情報数理・システム管理分野を含む多様な情報科学の分野において基礎となる、ソフトウェア、通信方式、画像処理、データ処理等を配置しています。

<エレクトロメカニクスコース>

機械工学分野、電気電子工学分野、または経営工学分野の基礎科目を理解しておく必要があるため、材料力学、回路理論、プログラミングを配置しています。

博士後期課程の入学試験においては、面接及び口述試験を行い、身上、学力、研究計画等に基づき入学の適性を判断します。

博士前期課程、後期課程の入学にあたっては、これら専門分野の基礎となる科目の十分な知識をもつとともに、広く世界や社会の動きに係わる一般常識的な知識を有することを求めます。また、グローバル化した世界で活躍するための手段として必要な、英語の文章読解力、表現力、コミュニケーション能力を、さらに、研究指導を受けて、その成果を論文として纏めるのに必要な文章表現力とその研究内容を学会、研究会等で発表するためのプレゼンテーション能力を求めます。

(8) 法学政治学研究科

法学政治学研究科では入学者受入れの方針、求める学生像、大学院入学までに身につけておくべき科目などを明確にし「成蹊大学大学院学生募集要項」【資料 5-5】にて明示しているほか、大学ホームページ【資料 5-12】で社会一般に対して公表している。

法学政治学研究科の入学者受入れの方針は下記のとおりである。

法学政治学研究科の入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）

教育目標

国際社会から身近な地域社会にいたるまで、私たちは今日さまざまな法律的、政治的な問題に直面しています。それらの問題をどのように理解し、どのような解決策を提案していくのかということは、現代の社会に求められている重要な課題であるといえるでしょう。

このような視点から、本研究科は、国際化・情報化する社会に必要な広い視野や、的確な分析力と判断力、高度な社会科学的思考力を磨き、法学と政治学の専門研究を進めます。さらに社会や学界に貢献する豊かな研究成果を生み出すための学問的研究能力を育成し、社会における問題解決能力を養うことを目指します。

人材育成方針と求める学生像

法学政治学研究科博士課程は、法律学専攻と政治学専攻の2つのコースが設けられ、博士前期課程(修士課程)と博士後期課程に分かれています。

[法律学専攻]

博士前期課程

法律学の分野において、基礎的な知識とそれを活かす法的思考力を修得し、社会及び学界に貢献する優れた研究活動を行いたいという意欲のある人を求めます。自ら問題を把握し、課題を設定し、進んで思考し、他の研究者や教員と積極的にコミュニケーションをとりながら主体的に研究を進めることができる人材を歓迎します。

博士前期課程では、幅広い研究能力を培うために、多くの科目の中から個人のニーズにあわせて履修できるようになっています。例えば、法律学専攻においては、憲法、行政法、民法、商法、労働法、刑法、訴訟法、知的財産法、国際法、外国法などの分野を、基礎的な理論体系から最先端の研究領域まで研究することができます。法律学専攻の科目以外にも、政治学専攻や法務研究科(法科大学院)、あるいは単位互換協定を結んでいる都内私立大学院の科目を履修し、単位修得することができます。

そこでの教員による指導は、問題の見だし方や課題の設定方法、法的思考や論理の立て方、論文執筆、研究発表、議論の仕方など、学問研究をする上で必要なトレーニングのさまざまな側面に及びます。また各種の研究会に参加して学界の最先端の議論に参画することや、成蹊大学アジア太平洋研究センター主催の研究プロジェクトへの参加などにより共同研究を体験する道も開かれています。

大学院生の報告や論文は、研究会での批評を経て、法学政治学研究科専用の紀要に発表し、広く学界の評価を問い、業績を積むことができます。

博士後期課程

法律学の分野において、発展的な知識とそれを活かす法的思考力を修得し、社会及び学界に貢献する優れた研究活動を行いたいという意欲のある人を求めます。自ら問題を把握し、課題を設定し、進んで思考し、他の研究者や教員と積極的にコミュニケーションをとりながら主体的に研究を進めることができる人材を歓迎します。

博士後期課程では、博士前期課程と同様、法律学の分野において、社会及び学問分野に貢献する優れた研究・開発能力と高度な専門知識を持つ研究者等を目指す人を育成します。法律学専攻内外で多彩な科目を履修することができ、各種の研究会に参加して学界の最先端の議論に参画することや、成蹊大学アジア太平洋研究センター主催の研究プロジェクトへの参加などにより共同研究を体験する道も開かれています。また紀要への論文掲載も同様です。

それに加えて、博士後期課程の大学院生は、成蹊大学法務研究科(法科大学院)教員の研究指導も受けることができます。

[政治学専攻]

博士前期課程

政治学の分野において、基礎的な知識を修得し、社会及び学界に貢献する優れた研究活動を行いたいという意欲のある人を求めます。

博士前期課程では、幅広い研究能力を培うために、多くの科目の中から個人のニーズに合わせて履修できるようになっています。例えば、政治学専攻においては、政治哲学、政治思想、政治史、国際政治、政治過程論、政治文化論、行政学などの分野を、古典から最先端の研究領域まで学ぶことができます。政治学専攻の科目以外にも、法律学専攻や法務研究科(法科大学院)、あるいは単位互換協定を結んでいる都内私立大学院の科目を履修し、単位修得することができます。

その他、教員と大学院生との合同研究会が定期的開催され、研究発表や議論の仕方など、普段の授業や文献講読とは異なる学問的なトレーニングを受けることができます。また、成蹊大学アジア太平洋研究センター主催の研究プロジェクトへの参加などにより共同研究を体験することもできます。

大学院生の報告や論文は、研究会での批評を経て、法学政治学研究科専用の紀要に発表し、広く学界の評価を問い、業績を積むことができます。

博士後期課程

政治学の分野において、社会及び学科に貢献する優れた研究・開発能力と高度な専門知識を持つ研究者等を目指す人を育成します。

博士前期課程と同様、政治学専攻内外で多彩な科目を履修することができ、教員との合同研究会や成蹊大学アジア太平洋研究センター主催の研究プロジェクトに参加ができます。また紀要への論文掲載も同様です。

それに加えて、博士後期課程の大学院生は、成蹊大学法務研究科(法科大学院)教員の研究指導も受けることができます。

また、ポストドクターあるいはオーバードクターへのサポートとして、一定の条件を満たした博士後期課程修了生には、成蹊大学法学部の科目を非常勤講師として担当する道も開かれています。

入学までに身につけておくべき教科・科目など**博士前期課程**

博士前期課程では、各専攻に関わる基礎的学力を有していること及びグローバルに研究素材を求める高い語学力を備えていることが求められます。

〔法律学専攻〕

法律学専攻では、学部レベルの憲法、行政法、民法、商法、労働法、刑法、民事訴訟法、刑事訴訟法、知的財産法、国際法、外国法を修得していることが必要です。また、専攻分野に密接に関連する隣接分野の諸科目を修得していることが望まれます。

〔政治学専攻〕

政治学専攻では、政治理論・現代日本政治・国際政治・政治史についての基礎的知識を有していることが望まれます。

博士後期課程

博士後期課程では、博士論文執筆に向け、専門的な研究者として自立的に研究を遂行できる能力が求められます。入学に際しては以下の2点が求められます。

- ①専攻分野に関する高度の専門的知識と能力と、関連分野の基礎的素養を有していること。
- ②独自の領域を開拓できる研究者としての資質と、グローバルに研究素材を求め研究成果を発信することができる高い語学力を備えていること。

〈9〉文学研究科

文学研究科では入学者受け入れの方針、求める学生像、大学院入学までに身につけておくべき科目などを明確にし「成蹊大学大学院学生募集要項」【資料5-5】にて明示しているほか、大学ホームページ【資料5-12】で社会一般に対して公表している。

文学研究科の入学者受け入れの方針は下記のとおりである。

文学研究科の入学者受け入れの方針（アドミッション・ポリシー）

教育理念

文学研究科は、文学部の完成に伴って、1971年に英米文学専攻・日本文学専攻・西洋文化専攻の3専攻で発足しましたが、学部が4学科に改組されたことに合わせて西洋文化専攻を社会文化論専攻と改め、現在に至っています。

2004年度からは各専攻の博士前期課程に、創造性豊かな優れた研究活動を行っていくために必要とする基礎的な知識の修得と研究能力の養成、及び分野を横断した幅広い視野の涵養を目的とする「研究コース」に加え、広い専門的知識を備えた高度な専門職業人、及び広く高度な知的素養を備えた人材の養成を目的とする「総合コース」を置くとともに、長期履修制度を導入することにより、広く市民や社会人にも門戸を開放しています。

なお、英米文学専攻にはこの2コースのほかに、英語教育に関する高度な理論と方法、並びに授業実践に結びつく専門的知識を有する優れた英語教員の養成を目的とした「英語教育コース」を置いています。各専攻とも、「研究コース」では修士論文、「総合コース」、「英語教育コース」では特定の課題についての研究の成果の提出が求められています。

求める学生像

〔英米文学専攻〕

英米文学専攻では、学部で培った専門的な知識と英語力に基づき、各自が選んだ分野における研究の方法と知識を身につけ、研究テーマを追求します。英米文学・英語学・英語教育の学問的な研究に対する意欲と能力のある人を求めています。

〔日本文学専攻〕

日本文学専攻では、柔軟な思考力と高度な日本語表現力を兼ね備え、日本語学・日本文学の分野で学問的探究を行うことに対して強い意欲と優れた資質を持った人材を求めています。

〔社会文化論専攻〕

社会文化論専攻は、地域的には日本・欧米・アジア・アフリカ、方法論的には歴史学・国際関係論・文化人類学・社会学・コミュニケーション研究まで幅広い研究領域を対象としており、個別の専門領域の研究の上に、創発的な発想でインターディシプリナリーな研究を重ね、新しい地平を切り拓いていくことを可能にしています。そこからは学問の世界にも、また幅広い視野と素養を身につけた専門的職業人の道にも進んで行くことができます。確固とした理論に基づき世の中を少しでも良くしようというチャレンジ精神をもった意欲と能力のある人を求めています。

入学までに身につけておくべき教科・科目など

博士前期課程

〔英米文学専攻〕

前期課程・研究コースは、専門的な研究者になることをめざし、博士前期課程修了後、さらに研究を深めるため博士後期課程へ進学する可能性を考えている人を対象とします。イギリス文学、アメリカ文学、英語学、英語教育の4つの分野があり、各分野とも、志願者はそれぞれの専門に関する十分な基礎知識を持ったうえで、自ら研究テーマを開拓し発展させることができる知的な能力と高い英語力を兼ね備えていることが必要となります。

前期課程・総合コースは、必ずしも専門的な研究者になることをめざすわけではありませんが、学部で学んだ各分野の知識と英語力をのばしながら、幅広く総合的に発展させたい人を対象としています。そのためには、英米文学・英語学・英語教育に関して十分な基礎知識と、自分の学究的な考えを英語で表現できる能力を兼ね備えていることが求められます。前期課程・英語教育コースは、現職の英語教員、教員免許状取得済みあるいはこれから取得予定の人、またその他の英語教員をめざす人を対象としています。教育研究の最新の動向に触れて、理論と方法を学び、実践的教育活動につなげていきますので、理論と実践について総合的な関心を強く持っていることが肝要です。また、広くイギリス文学、アメリカ文学、英語学の基礎知識を修得して英語教育に生かすよう柔軟な応用力を備えていることも求められます。

〔日本文学専攻〕

前期課程・研究コースは、専門的な研究者になることをめざし、博士前期課程修了後、さらに研究を深めるため博士後期課程へ進学する可能性を考えている人を対象としています。研究を遂行するに足る日本語学・日本文学の基礎知識が十全であり、学術的な表現のできる高度な日本語力を有し、またその研究計画が十分な意義を持ち、かつ実現可能性の高いものであることが、入学に際しては求められます。

前期課程・総合コースは、学部で学んだことをさらに発展させるとともに、専門分野についてより広く深く総合的に学びたい人を対象としています。具体的には、中学・高校の国語の教員や出版関係への就職をめざす人、現職の教員で教科の専門的な力をよりレベルアップしたい人、また日本語・日本文学に強い関心を持つ社会人で研究的なものへの入門を志す人などを想定しています。大学院での学習に必要な日本語

学・日本文学の基礎知識を身につけていること、学術的な表現のできる高度な日本語力を有していることが入学に際しては求められます。

〔社会文化論専攻〕

前期課程・研究コースは、専門分野で活躍する研究者を養成することをめざし、博士前期課程修了後、さらに研究を深めるため博士後期課程へ進学する可能性を考えている人を対象としています。歴史学・国際関係論・文化人類学・社会学・コミュニケーション研究といった専門分野の基礎となる、西洋史・日本史・文化人類学・社会学のいずれかの科目に関する十全の知識とともに、外国語の能力、及び研究計画の立案能力が求められます。

前期課程・総合コースは、必ずしも専門的な研究者になることをめざすわけではなく、地域で実践活動を行っている人や、専門的知識やノウハウを生かした仕事をしている人たちが、さらにレベルアップしていくためのものです。また、専修免許取得をめざす人や、実際的な専門的知識の修得やトレーニングを望む学生などを対象としています。社会と文化に関する基本的な知識とともに、各自が選択する専門領域での研究計画の立案能力が求められます。

入学までに身につけておくべき教科・科目など

博士後期課程

〔英米文学専攻〕

博士後期課程では、各自の選んだ専門分野において本格的な研究者として研究を続け、博士論文を完成させることをめざします。そのために必要な高度な専門的知識、研究遂行能力、英語能力を持っていることが必要になります。

〔日本文学専攻〕

博士後期課程は、博士論文執筆に向け、専門的な研究者として自立的に研究を遂行できる人を対象にしています。専門分野において最先端の知識を有すること、今後、独自の領域を開拓できる研究者としての資質を満たしていることが入学に際しては求められます。

〔社会文化論専攻〕

博士後期課程では、各自の選んだ専門分野において本格的な研究者となれるよう研究を続け、それぞれの学会で通用する博士論文を完成させることをめざします。そのためには高度な専門的知識、研究を組織する能力・資質を持っていることが必要になります。

〈10〉 法務研究科

2015年度入学試験要項において、入学者選抜の配点の記載を明確にした。2015年度より、入学定員を30人に設定した【資料5-10】。

入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）を、大学ホームページで公開し【資料5-12】、入試要項に記載するなどして、明示している。

法務研究科の入学者受入れの方針は下記のとおりである。

法務研究科の入学者受け入れの方針（アドミッション・ポリシー）

法科大学院（法務研究科）は、将来の法曹となる人材の養成を主たる目的としています。本学は、健全な倫理観と高い目的意識を有し、主体的に学ぶ意欲があり、自己の意見を明確に表現できる能力と、他者との相違を受け入れる柔軟性とのバランスが取れた人材を求めています。

入学者選抜の具体的な方針は以下のとおりです。

- ① 法科大学院制度の教育理念に則り、入学者選抜における、公平性、開放性、多様性を確保する。合格者の少なくとも約3割を大学法学部卒業以外の者及び社会人が占めるように選考する。
- ② 入学試験においては、法学既修者・法学未修者ともに、大学における学業成績（大学卒業者・同見込者）、経歴、志望理由書、その他任意提出書類等を審査し、評価するとともに、適性試験の成績によって基礎的な学力を測る。また、面接試験によって、コミュニケーション能力及び資質等を評価する。
- ③ ②に加えて、法学未修者については小論文試験によって文章力、資料等の読解力および論理的思考の表現力を、法学既修者については法律科目試験による法的基礎学力を測り、総合的に評価する。

(2) 学生の受け入れ方針に基づき、公正かつ適切に学生募集および入学者選抜を行っているか。

(1) 大学全体

学部における学生の募集方法については、毎年度、各学部で学部の定めるアドミッション・ポリシーに基づいて検証、検討が行われ、それを受けて全学入試委員会より提案される入試方式・日程、募集定員、受験科目や配点を含んだ内容が大学運営会議の議を経て大学評議会において決定される。その後、大学ホームページ（S-net）、大学案内、各種入試要項などに記載明示し、受験生を含む社会一般に公表している。また、指定校推薦対象高校の進路指導担当教員を対象とした大学説明会や受験生及びその保護者を対象としたオープンキャンパスを実施し、各学部の教育内容、教育方法とその特色に加えて入学者選抜方法や前年度からの変更点について説明を行っている。

学部の入学者選抜方法としては、本学の求める学生像を満たす多様な学生が入学することにつながるよう、本学で学ぶために必要とされる能力や適性等を有しているかについての判定を以下のような様々な方法で実施しており、判定尺度の多様化に努めている。

全学部で2015年度入学試験として導入しているものには、一般選抜入学試験A方式（3教科で判定）、全学部統一入学試験E方式（2教科で判定）、大学入試センター試験利用3教科型入学試験C方式がある。このほかに理工学部のみで導入している大学入試センター試験利用理工学部奨学金付入学試験S方式、法学部で導入しているセンタープラス国公立併願アシスト入学試験P方式（大学入試センター試験5科目に加えて全学部統一入試のうち英語科目で判定）がある。全学部統一入学試験E方式とセンタープラス国公立併願アシスト入学試験P方式については、学外会場（2015年度は福岡、静岡、横浜、さいたま、

長野)も設定し、受験生への便宜を図っている。なお、経済学部及び文学部では2016年度入学試験より入試方式を追加している。

また、本学におけるA0入学試験であるA0マルデス入学試験においても一般受験、帰国生特別受験、社会人特別受験、外国人特別受験を設け、多様な学生の受け入れに努めている。さらに、指定校推薦入学と成蹊高校からの推薦入学も実施しているが、いずれも募集要項で被推薦者の資格・条件を明記し、各高校より本学で学ぶために必要とされる能力等を有している学生を推薦してもらうこととしている。

なお、一般選抜入学試験A方式及び全学部統一入学試験E方式については、希望者には獲得点数の開示を行っており、透明性確保に努めている。

大学院における募集方法については、毎年度、法科大学院を除く各研究科で定めるそれぞれのアドミッション・ポリシーに基づいて検証・検討が行われ、それを受けて全学入試委員会より提案される入試方式・日程、募集定員、選考方法を含んだ内容が大学運営会議の議を経て大学評議会にて決定される。その後、大学ホームページ(S-net)や募集要項に記載明示し、志願者を含む社会一般に公表している。法科大学院では入試方式・日程、募集定員、選考方法を含んだ内容が法務研究科教授会の議を経て、大学評議会にて決定される。

大学院の入学選抜方法としては、本学の求める学生像を満たす多様な大学院生が入学することにつながることを目指し、一般入学試験に加えて、理工学研究科では博士前期課程と同後期課程で社会人特別選抜を、また経済経営研究科では博士前期課程で社会人特別入試と外国人特別入学試験を実施するなど、入試方法や判定尺度の多様化に努めている

【資料5-1、5-2、5-10、5-13、5-16】。

〈2〉経済学部

経済学部では、「経済学部(兼経済経営学科)教育研究方針大綱」【資料5-32】の「7 入学者受け入れの方針(アドミッション・ポリシー)・入学者選抜方法指針」において入学者の選抜方法に関する指針を定めており、その客観的な基準に基づき、入学者の選抜は、経済学部入試委員会及び経済学部教授会において厳正に行われている。経済学部では一般選抜入学試験A方式、全学部統一入学試験E方式、大学入試センター試験利用3教科型入学試験C方式、センタープラス多面評価型入学試験M方式(2016年度入学試験より実施)、A0マルデス入学試験(受験区分に一般受験、帰国生特別受験、社会人特別受験、外国人特別受験がある。)、成蹊高等学校からの推薦入学者募集、指定校推薦入学により、学生募集及び入学者選抜を行っている。学生の募集に関しては全ての入学者選抜であらかじめ募集要項【資料5-1~5-4】を受験生を含む社会一般に公表しており、透明性の確保に努めている【資料5-16、5-21、5-22】。

〈3〉理工学部

理工学部では入学者受け入れの方針に適った学生を獲得するために、5種類の入学試験(一般選抜入学試験A方式、全学部統一入学試験E方式、大学入試センター試験利用3教科型入学試験C方式、大学入学センター試験利用理工学部奨学金付入学試験S方式、A0マルデス入学試験(受験区分に一般受験、帰国生特別受験、社会人特別受験、外国人特別

受験がある))の入学試験を実施している【資料 5-2、5-13、5-16】。一般選抜入学試験 A 方式及び全学部統一入学試験 E 方式は本学独自の入試で、前者は数学、理科、外国語の 3 教科が課される私大理系のオーソドックスな方式、後者は数学と外国語の 2 教科で、数学の得意な受験生に向いている方式である。大学入試センター試験利用 3 教科型入学試験 C 方式及び大学入学センター試験利用理工学部奨学金付入学試験 S 方式は大学入試センター試験を利用する入試で、前者は数学、理科、国語もしくは英語の 3 教科型で、受験層の全国拡大を指向するものである。後者は数学 2 科目、理科 2 科目、地歴もしくは公民、国語もしくは英語の 6 科目型で、国公立を目指して準備している受験生に受けやすいことが特徴になっている。A0 マルデス入学試験では従来の学力による選考ではなく、実技／思考力や面接による審査を行っており、帰国生、社会人、外国人を対象に定員若干名の入試も実施している。そのほか、推薦入学として成蹊高校を対象とする成蹊高校推薦入学とそれ以外の高校を対象とする指定校推薦入学を実施している。

入学者の選抜は、入学者の受入れ方針に則し、理工学部入試委員会及び理工学部教授会において客観的基準に基づいて厳正に行われている。学生の募集に関しては全ての入学試験であらかじめ募集要項を、受験生を含む社会一般に公表しており、透明性の確保に努めている【資料 5-16、5-22、5-23】。

〈4〉文学部

文学部では、入学者の選抜方法には、主たる一般入学試験のほか、A0 マルデス入学試験（受験区分に一般受験、帰国生特別受験、社会人特別受験、外国人特別受験がある）がある。推薦入学にも、指定校推薦入学と、成蹊高校からの推薦入学（内部推薦）がある。また、一般入学試験には、一般選抜入学試験 A 方式のほかに、全学部統一入学試験 E 方式、大学入試センター試験利用 3 教科型入学試験 C 方式、センタープラス国公立併願アシスト入学試験 P 方式（2016 年度より実施）がある。このような多様な選抜方法・募集方法により、多くの受験機会の提供と、求める学生像に相応しい多様な入学者の確保に努めている。選抜試験の方法は大学ホームページや入学試験要項・A0 マルデス入試ガイド・指定校推薦入学要項等に明示されており、透明性の確保にも努めている。

入学者の選抜は、アドミッション・ポリシーに則し、文学部入試委員会及び文学部教授会において客観的基準に基づいて厳正に行われている。多様な入学者選抜方法・募集方法により、多くの受験機会の提供と、求める学生像に相応しい多様な入学者の確保に努めている。学生の募集に関しては全ての入学試験であらかじめ募集要項を、受験生を含む社会一般に公表しており、透明性の確保に努めている【資料 5-16、5-22、5-24】。

〈5〉法学部

法学部では、アドミッション・ポリシーに則って知的好奇心溢れる多様な学生を受入れるため、一般選抜入学試験 A 方式、全学部統一入学試験 E 方式、大学入試センター試験利用 3 教科型入学試験 C 方式、センタープラス国公立併願アシスト入学試験 P 方式、A0 マルデス入学試験（受験区分に一般受験、帰国生特別受験、社会人特別受験、外国人特別受験がある）といった多彩な試験を行い、受験生を様々な方法で評価し、可否を判定している。そのほか、指定校推薦入学、内部推薦入学を実施している。

各試験の選抜方法については入学試験要項で詳しく公表しており、大学ホームページ上のみならず、オープンキャンパスや模擬講義等もとおして、広く学生を募集している。

入学者選抜は入試委員会を中心に客観的基準に基づいて公正かつ適切に行っており、試験の実施状況や結果についても大学ホームページ等で公表し、透明性の確保に努めている【資料 5-16、5-22、5-25】。

〈6〉経済経営研究科

経済経営研究科では、「経済経営研究科教育研究方針大綱」【資料 5-33】の「9 入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）・入学者選抜方法指針」において入学者の選抜方法に関する指針を定めており、その客観的な基準に基づき、入学者の選抜は、経済経営研究科教授会において厳正に行われている【資料 5-26】。

博士前期課程（定員は経済学専攻が6名、経営学専攻が10名）の入学者選抜に関しては、①エントリー型AO入学試験（面接による学内進学入学試験）を6月と10月に実施し、②一般入学試験を10月と2月末に実施している。一般入学試験では、筆記試験（小論文試験と専門科目試験）と面接試験により合否を判定する。

一般入学試験のほかに、社会人と外国人学生を対象とする特別入学試験制度がある。社会人特別入学試験は、受験科目に専門試験を含めておらず、大学を卒業してから時間が経つ社会人に大学院を受験しやすくしている。2015年度入学試験より導入された外国人特別入学試験では、筆記試験（専門科目試験のみ）と面接試験により合否を判定する。ただし、社会人、外国人学生とも入学後は一般の大学院生と同じプログラムで学修する。

博士後期課程（定員は経済学専攻、経営学専攻とも各3名）については、毎年度2月末に入学試験を行う。筆記試験（専攻に関わる英語）、面接試験、及び提出された修士論文を審査して合否を判定する。学生の募集に関しては全ての入学試験であらかじめ募集要項【資料 5-5、5-6、5-7】を志願者を含む社会一般に公表しており、透明性の確保に努めている。

〈7〉理工学研究科

理工学研究科では、受入れ方針に適った学生を獲得するために、博士前期課程では一般入学試験と飛び級入学試験を、博士後期課程では一般入学試験を実施している。さらに、両課程において社会人特別選抜入学試験も実施している。

入学者選抜はアドミッション・ポリシーに則し、理工学研究科教授会において客観的基準で厳正に行われている。学生の募集に関しては、各課程の入学試験科目等について大学ホームページ及び学生募集要項に明示している。過去の試験問題はWEBによる公開はしていないが、本学入試センターにおいて冊子を発行することで透明性の確保に努めている【資料 5-16、5-26】。

〈8〉法学政治学研究科

法学政治学研究科における学生の募集に関しては、教育目標・人材育成方針・求める学生像を明示したアドミッション・ポリシーのほか、博士前期課程及び後期課程の入学試験内容や各専門科目の指導教員について記載した募集要項を大学ホームページで公表し、透

明性の確保に努めている。入学者の選抜は「法学政治学研究科 アドミッション・ポリシー」に則し、法学政治学研究科教授会において客観的基準で厳正に行われている【資料 5-16、5-26】。

なお、博士前期課程（定員は法律学専攻 8 名、政治学専攻 4 名）における入学者の選抜は一般入学試験と内部進学入学試験を 10 月と 2 月の各年度 2 回それぞれ実施しており、内部進学については学内での説明会も実施している。一般入学試験については外国語と専門 2 科目の筆記試験及び筆記試験内容に基づく口述試験によって、内部進学試験については一定の成績を満たした法学部在籍学生を対象に口述試験によって公正かつ適切に合否判定を行っている【資料 5-5】。

〈9〉 文学研究科

文学研究科では、『成蹊大学大学院学生募集要項』や大学ホームページを通じ、アドミッション・ポリシーを公表したうえで学生募集を行い、透明性の確保に努めている。入学者の選抜は、各専攻においてアドミッション・ポリシーに即し筆記試験やプレゼンテーション試験、口述試験などを組み合わせ実施された後に文学研究科教授会において客観的基準で多角的かつ公正に行われている【資料 5-16、5-26】。

〈10〉 法務研究科

法務研究科では、入学者受入れの方針に基づき、公正かつ適切に学生募集及び入学者選抜を行っている。入学者選抜は、未修者入学試験と既修者入学試験とを実施している。筆記試験（未修者には小論文、既修者には法律専門科目）、及び、面接試験によって入学者を適切に選抜する。未修者入学試験及び既修者入学試験それぞれに、「一般」と「社会人」の種別枠を設けている【資料 5-27】。

(3) 適切な定員を設定し、学生を受け入れるとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理しているか。

〈1〉 大学全体

収容定員に対する在籍学生数比率の適切性については、以下のとおりである。

本学では「個性尊重の人格教育」という成蹊建学以来の理念と大学の教育目標を踏まえ、開学以来、ゼミや研究室を中心とした少人数教育を重視しているが、私学としての経営基盤の一層の安定を図るため、学部については 2009 年に収容定員を 6,352 名から 6,960 名にする申請を文部科学省に行い認可された。この結果、2010 年から各学部の入学定員は経済学部 480 名（経済経営学科 480 名）、理工学部 390 名（物質生命理工学科 130 名、情報科学科 130 名、システムデザイン学科 130 名）、文学部 440 名（英米文学科 130 名、日本文学科 90 名、国際文化学科 110 名、現代社会学科 110 名）、法学部 430 名（法律学科 275 名、政治学科 155 名）となった。

収容定員に対する在籍学生比率は全学部合計で、2011 年度には 118.0%であったのが、2012 年度には 113.4%、2013 年度には 109.6%、2014 年度には 109.5%、2015 年度には 109.0%となっており、徐々に在籍学生数が収容定員数に近づくよう努力をしている【資料 5-2

9】。特にこの2年間で定員の10%を超過したケースはなく、大学として適正に管理されている。

学部の入学者選抜に関しては、入学定員数に対して適正な入学者数となるよう、各学部の教授会で決定される。

なお、大学院における在籍学生数比率の適切性については、以下のとおりである。法科大学院を除く各研究科における定員は、理工学研究科80名（博士前期課程70名、博士後期課程10名）、経済経営研究科22名（博士前期課程16名、博士後期課程6名）、法学政治学研究科18名（博士前期課程12名、博士後期課程6名）、文学研究科36名（博士前期課程24名、博士後期課程12名）である。収容定員に対する在籍学生比率は、法科大学院を除いた全研究科合計で、2011年度には111.1%であったのが、2012年度には107.0%、2013年度には90.2%、2014年度には73.0%、2015年度には59.8%となっており過去5年間では連続して減少しているだけでなく入学者が少なく、定員割れが続いている。

法科大学院については、単年度における定員の見直しを行い、その結果2011年度からはそれまでの50名から45名に、2015年度から30名に変更を行っている。これに伴い、収容定員数も2011年度145名、2012年度140名、2013年度135名、2015年度120名と推移しているが、収容定員に対する在籍者数比率は、2011年度86.2%、2012年度74.3%、2013年度69.6%、2014年度49.6%、2015年度38.3%となっており、入学者が少なく、定員割れが続いている【資料5-28：表4、5-29】。

〈2〉経済学部

「大学基礎データ」【資料5-28：表3】に示されているとおり、経済学部の入学定員は480名であり、入学定員に対する入学者数比率の過去5年間(2011年度から2015年度)の平均は1.04倍であり、定員割れを生じたことは一度もなく、また大幅な超過を生じることもなく概ね定員通りに管理されている。

また、在籍学生数については経済学部教授会及び経済学部入試委員会において適正に管理がされており、収容定員数に対する在籍者学生数の割合（収容定員充足率）は、2011年度の113.8%から徐々に改善が進められ2015年度には106.5%となった【資料5-28：表4、5-29】。

〈3〉理工学部

「大学基礎データ」【資料5-28：表3】に示されているとおり、理工学部の入学定員は390名であり、入学定員に対する入学者数比率の過去5年間(2011年度から2015年度)の平均は1.08倍であり、大幅な超過を生じることもなく概ね定員通りに管理されている。

また、在籍学生数については理工学部教授会及び理工学部入試委員会において適正に管理がされており、収容定員数に対する在籍者学生数の割合（収容定員充足率）は、2011年度の114.1%から改善が図られ2015年度には108.5%となった【資料5-28：表4、5-29】。

〈4〉文学部

「大学基礎データ」【資料 5-28：表 3】に示されているとおり、文学部の入学定員は 440 名であり、入学定員に対する入学者数比率の過去 5 年間(2011 年度から 2015 年度)の平均は 1.08 倍であり、大幅な超過を生じることもなく概ね定員通りに管理されている。

また、在籍学生数については文学部教授会及び文学部入試委員会において適正に管理がされており、収容定員数に対する在籍者学生数の割合（収容定員充足率）は、2011 年度の 119.7%から改善が図られ 2015 年度には 111.0%となった【資料 5-28：表 4、5-29】。

〈5〉法学部

「大学基礎データ」【資料 5-28：表 3】に示されているとおり、法学部の入学定員は 430 名であり、入学定員に対する入学者数比率の過去 5 年間(2011 年度から 2015 年度)の平均は 1.06 倍である。

また、在籍学生数については法学部教授会及び法学部入試委員会において管理がされている。収容定員数に対する在籍者学生数の割合（収容定員充足率）は、2011 年度の 118.0%から、2013 年度には 102.56%、2014 年度には 103.26%、2015 年度には 106.05%と、かなり低く抑えられたこともあり、2015 年度には収容定員に対する在籍学生数比率は、1.09 倍にまで大幅に改善された【資料 5-29】。

〈6〉経済経営研究科

経済経営研究科では、経済経営研究科教授会が在籍学生数の管理を行っている。「大学基礎データ」【資料 5-28：表 3】に示されているとおり、経済経営研究科への入学者は、近年は定員を下回る状況が続いており、「大学基礎データ」【資料 5-28：表 4】に示されているとおり、収容定員に対する在籍学生数比率も 1.00 を割る状況が続いている。このような状況の改善は大学基準協会による『改善報告書検討結果』においても指摘されているところであり、入学者確保のため、経済経営研究科では学生募集方法、入学者選抜方法に関して以下のような様々な対策を講じ、定員未充足への対応に努めている。

- ① 2009 年度入学試験より、経済学検定試験の「ミクロ経済学・マクロ経済学」で偏差値 55 以上を取得した受験生に対しては、専門科目（経済学）の受験を免除することとした【資料 5-30：3 頁】。
- ② 2013 年度入学試験より、博士前期課程の一般入学試験の実施回数を、各年度 1 回（10 月）から 2 回（10 月と 2 月末）へと増やした【資料 5-31：29 頁】。
- ③ 社会人 1 年制プログラムは 2015 年度より廃止されたが、社会人特別入学試験は存続する。2015 年度入学試験より、社会人特別入学試験の回数を各年度 1 回（2 月末）から 2 回（10 月と 2 月末）へと増やした【資料 5-5】。
- ④ 2015 年度入学試験より、外国人特別入学試験を導入した【資料 5-5】。日本語を母国語としない外国人で海外の大学を卒業した受験生は、日本語能力試験の N1 の日本語能力認定書を提示することにより、筆記試験科目のうち小論文試験が免除となる。
- ⑤ 本学の在籍者と卒業生のうち成績優秀な者を対象として面接試験によるエントリー型 A0 入学試験を実施してきた【資料 5-6、5-7】。

〈7〉理工学研究科

理工学研究科では、理工学研究科教授会が定員の設定及び在籍学生数について適正に管理を行っている。

博士前期課程における過去5年間（2011年度から2015年度）の入学定員と入学者数の平均は、それぞれ70名と76.8名であり、入学定員に対する入学者数比率の平均は1.10である。特に最近の傾向をみると、2014年度と2015年度の入学定員充足率はそれぞれ0.89、0.69で低下傾向を呈している。また、収容定員数に対する在籍学生数の割合（収容定員充足率）は2011年度の153.6%から低下傾向を呈しており、2015年度には77.9%となっている。

博士後期課程においては、過去5年間における入学定員と入学者数の平均は、それぞれ10名と2名であり、入学定員に対する入学者数比率は0.20である。また、収容定員数に対する在籍学生数の割合も低下傾向を呈している【資料5-28：表3、5-29】。

〈8〉法学政治学研究科

法学政治学研究科では、法学政治学研究科教授会が在籍学生数の管理を行っているが、入学者が収容定員に満たない状況が続いている【資料5-16、5-28：表4】。

〈9〉文学研究科

文学研究科では、文学研究科教授会が在籍学生数の管理を行っているが、入学者が収容定員に満たない状況が続いている【資料5-29】。年度にもよるが、定員充足状況は十分なものとはいえず、状況の改善が必要である。

また、過去5年間の入学定員に対する入学者数比率の平均も、博士前期課程が46.7%、博士後期課程は16.7%と十分なものではない。

〈10〉法務研究科

2015年度より法曹養成のための少人数教育に相応しい適切な定員（30名）を設定し、入学者を受入れるとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理している【資料5-27：78～79頁、5-28：表4】。

（4）学生募集および入学者選抜は、学生の受け入れ方針に基づき、公正かつ適切に実施されているかについて、定期的に検証を行っているか。

〈1〉大学全体

学生募集及び入学者選抜に関する検証については、各関連委員会において該当する入試の設問内容や入試方式、募集人数等が適切であったかの検証がされた後に、毎年度末の教授会で各学科別の入試結果について検証しており、それを受け、大学運営会議で情報交換を行っている。

研究科の学生募集及び入学者選抜に関する検証については、各研究科内で入試に係する教員間での検証がされた後に、各研究科委員会において当該研究科の選抜実施について情報交換を行っている。

なお、内部質保証活動の一環としても毎年度「大学内部質保証／点検・評価シート」に基づき、各学部教授会及び研究科教授会において、学生募集及び入学者選抜の適切性について検証がなされている（第10章参照）。

〈2〉経済学部

経済学部の入学者受入れの方針の適切性については、経済学部教授会が責任主体・組織となつて定期的に検証を行っている。少なくとも毎年度始めの経済学部教授会において「経済学部（兼経済経営学科）教育研究方針大綱」を取り上げてその適切性についての検証を行っている【資料5-32】。そのうえで学生の受入れ方針に基づき、経済学部における学生募集及び入学者選抜の検証を、経済学部入試委員会において定期的に行っている。さらに重要な検討課題等が発生した場合は適宜精緻な検証を行っている。

〈3〉理工学部

理工学部における学生の募集及び入学者選抜に関する検証機関は、理工学部入試委員会と理工学部教授会である。両機関とも月に2回程度、定期的で開催され、その際、適宜検証が行われている【資料5-34】。

〈4〉文学部

文学部においては、入学者受入れの方針・入学者選抜方法指針の適切性について、文学部教授会にて、「文学部教育方針大綱」を取り上げるかたちで、検証を行っている【資料5-35～37】。その方針・指針のもと、学生募集及び入学者選抜方法が公正かつ適切に実施されたかについて、月に1～2回開かれる文学部入試総務委員会及び教授会にて随時検証を行っている。また、求める学生像により近い入学者となるよう、選抜方法別の定員に対する比率の見直しを毎年行っている。

〈5〉法学部

法学部における学生募集及び入学者選抜の公正性と適切性の検証に関しては、法学部入試総務委員会、A0 マルデス入試委員会及び教授会において継続的に行っている。入試問題や出題範囲の適切性の検証のほか、A0 マルデス入学試験についてはその出題方法の継続的な改善を、また選抜方法別の定員に対する比率を見直すとともに、指定校推薦入学に関しては推薦依頼の公正性の検討といった方法により、本学部の入学者受入れの方針に合致するよう学生募集及び入学者選抜が実施されているかについて検証を続けている。

〈6〉経済経営研究科

経済経営研究科の学生の受入れ方針の適切性については、経済経営研究科教授会が責任主体・組織となつて定期的に検証を行っている。少なくとも毎年度始めの経済経営研究科教授会において「経済経営研究科教育研究方針大綱」を取り上げてその適切性についての検証を行っている【資料5-33】。そのうえで学生の受入れ方針に基づき、経済経営研究科における学生募集と入学者選抜が公正かつ適切に実施されているかについての検証が、経済経営研究科教授会で毎年度行われている。

〈7〉 理工学研究科

理工学研究科において、学生の募集及び入学者選抜に関する検証機関は理工学専攻コース主任会と理工学研究科教授会である。両機関とも月に2回程度、定期的で開催され、その際、適宜検証が行われている。

〈8〉 法学政治学研究科

法学政治学研究科における学生募集及び入学者選抜の公正性と適切性に関しては、毎年度の入学者の学修状況を観察しながら法学政治学研究科 FD 委員会及び法学政治学研究科教授会において継続的に検証している。

〈9〉 文学研究科

入学者受入れの方針・入学者選抜方法指針の適切性について、「文学研究科教育方針大綱」を取り上げるかたちで、文学研究科教授会において検証を行っている【資料 5-39～41】。また、学生募集のあり方について、毎年度『成蹊大学大学院学生募集要項』への記載事項を詳細に検討し、その適切性を検証している。入学者選抜においても、出題及び採点、合格判定が公正かつ適切に実施されているか、各専攻会議及び文学研究科教授会で慎重に検証し、翌年度の入学者選抜に活かしている。

〈10〉 法務研究科

法務研究科では、学生募集及び入学者選抜が学生の受入れ方針に基づいて公正かつ適切に実施されるように、法務研究科教授会において、入学試験の実施時期・回数、出願方法、筆記試験の科目について検証し、年度ごとに必要な変更を行っている。

入試説明会の実施方法についても、教授会で検証し、2015年度より実施時期を繰り上げて内容を充実させたほか、大学ホームページの入試情報を迅速に更新するようにした。

また志願者・入学者を十分に確保するために、学生募集の方法について、教授会で検証し、2015年度より、本学法学部の授業において学生に法科大学院の情報を周知するようにした。

2. 点検・評価

● 基準5の充足状況

本学では、大学としての入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）及び各学部・学科及び研究科における受入れ方針をそれぞれ明確にし、社会に公開している。また、入学者数に関しては、各学部教授会並びに研究科教授会において十分な検討と厳格な管理が行われている。入学試験については入試センターによる現状の把握と検証をもとに情報の一元化が進む一方、入学者選抜の実施方法については各学部・研究科を中心に検討が行われ、改善につなげている。2016年度入学試験からは経済学部での新方式入学試験（センタープラス多面評価型入学試験 M 方式）の導入、文学部でセンタープラス国公立併願アシスト入学試験 P 方式の導入、理工学部での大学入試センター試験利用理工学部奨学

金付入学試験 S 方式の定員見直しが実施されることになったほか、入試センター主導で全学部統一入学試験 E 方式の学外会場を見直しが行われた。大学院の入学人数に関してはほとんどの研究科で定員を下回る状況にあり、各研究科において学部生を対象とした説明会の開催、本学学部生を対象とした試験の実施、外国人留学生や社会人を対象とした試験の実施など、大学院入学を増加させる取り組みが図られている。大学院生募集に向けた取り組みの強化とその検証については今後の課題として残るが、現段階においては学部については受入れに関する基準を概ね充足している状況にあるといえる。なお、入学試験についても、2014 年度から始まった内部質保証体制のもとで「大学内部質保証／自己点検・評価シート」を用いた検証を毎年度行うこととなった。

(1) 効果が上がっている事項

〈1〉 大学全体

- 1) 2014 年度において、大学入試センター試験利用理工学部奨学金付入学試験 S 方式の定員見直し(理工学部)、センタープラス国公立併願アシスト入学試験 P 方式の拡大(文学部)、及びセンタープラス多面評価型入学試験 M 方式の導入(経済学部)を大学評議会において決定した【資料 5-42】。さらに、学外試験会場の適切性についても検証を行い、2016 年度入試より仙台会場の新設と長野会場の閉鎖を決め、高校等に十分に広報することとした。

〈3〉 理工学部

- 1) 学生の募集及び入学選抜に関する重要な指標である入学定員に対する入学人数比率は、検証機関である学部入試委員会と教授会において情報共有し、適正な値を維持している。2011 年から 2015 年度における入学定員に対する入学人数比率は平均 1.08 で適正な値となっているのは【資料 5-28：表 4】、これらの取り組みの反映と考えている。
- 2) 毎年度入学式に先立って、新生を対象に数学、物理、英語についてプレースメントテストを実施し、数学と物理について達成度の低い新生には当該分野の基礎科目の講義を週当たり 1 コマ多く受講してもらい、専門科目における理解が容易になるよう配慮している【資料 5-43】。
- 3) 入試改革ワーキンググループの答申案をもとに理工学部入試委員会で改革案を策定し、教授会において了承された。改革案の骨子は、大学入試センター試験利用理工学部奨学金付入学試験 S 方式の定員増と諸手続きの日程変更、A0 マルデス入試における選抜方式の変更、及び指定校推薦対象校の見直しであった。

〈4〉 文学部

- 1) 「1. 現状の説明(3)」に示したように、2013 年度以降は適切な定員充足率となっているが、これは文学部入試総務委員会及び教授会において、より慎重な定員管理に努めた結果である。

〈5〉 法学部

- 1) 入試委員会において入試・学生選抜方式の再検討を行い、AO マルデス入学試験に学力審査も取り入れることとした。その結果、大学全体のアドミッション・ポリシー、学部の理念・目的及び人材育成方針と入試との整合性が高まり、よりバランスのとれた入学者を得ることが可能になった。
- 2) 2012年度の収容定員に対する在籍学生数比率は1.17倍とやや高めであった。しかし、入学定員に対する入学者数比率が、2013年度には102.56%、2014年度には103.26%、2015年度には106.05%と、かなり低く抑えられたことから、収容定員に対する在籍学生数比率が1.10倍と改善された【資料5-28：表4、5-29】。

〈6〉 経済経営研究科

- 1) 経済経営研究科では2015年度入学試験より外国人特別入学試験を導入したことで、4名の外国人留学生が入学した。

〈8〉 法学政治学研究科

- 1) 法学政治学研究科では、公正かつ適切に学生募集及び入学者選抜を行っており、2015年度入学試験からは成績優秀な法学部学生を対象とする内部進学制度を導入した【資料5-9】。博士前期課程については、2013年度と2014年度に入学者がいなかったことから、大学院進学相談会を開催するなど、志願者・入学希望者を増やす努力を行っている。その効果もあって、2015年度入学試験の結果、3名の入学者があった。

〈9〉 文学研究科

- 1) 文学研究科では「文学研究科教育方針大綱」において、「入学者受入れの方針(アドミッション・ポリシー)・入学者選抜方法指針」が改訂され、「教育研究上の目的」、「学位授与の方針(ディプロマ・ポリシー)」、「教育課程編成・実施の方針(カリキュラム・ポリシー)」との連関が一層明瞭となり、教員間の意識の共有が図られた。

〈10〉 法務研究科

- 1) 法務研究科では教授会において、学生募集及び入学者選抜が学生の受入れ方針に基づき公正かつ適切に実施されているかについて検証し、2016年度入学者選抜より、未修コースと既修コースの併願を認めることを決定した【資料5-44、5-45】。法科大学院全体の志願者が減少するなかで、昨年度に実施された2015年度入学試験よりも多くの志願者を確保することができた。

(2) 改善すべき事項

〈1〉 大学全体

- 1) 大学院の入学者数増加に向けた方策について、大学運営会議において引き続き包括的に検討する必要がある。

〈5〉 法学部

- 1) 『学習院大学による評価報告書』において、政治学科は「幅広い関心」を持つ人を求めるとしているが、「幅広い関心」を持つ入学者を選抜することに対応する入試方式が明確ではないとの指摘を受けた。「幅広い関心」を持つ学生の入学を促すため、その点を明確化する必要がある。

〈6〉 経済経営研究科

- 1) 「1. 現状説明」で述べた入学試験制度の改革にもかかわらず、博士前期課程、博士後期課程とも入学者数は定員を下回る状況が続いている【資料 5-28 : 表 3】。
- 2) 在籍学生数の管理については、博士前期課程では収容定員を超過する問題は生じていない。一方、2007 年度の経済経営研究科統合以降、博士後期課程入学者は 3 名いるが、標準修了年限の 3 年間に博士論文を完成して学位を修得した者はいない(3 名中 1 名は中途退学した)。博士後期課程で課程博士の学位取得者を出すことが改善すべき課題となっている。

〈7〉 理工学研究科

- 1) 博士前期課程の最近の傾向をみると、2014 年度と 2015 年度の入学定員充足率はそれぞれ 0.89、0.69 で低下傾向を呈している。博士後期課程では、入学定員充足率及び収容定員充足率とも低率となっている【資料 5-29】。

〈8〉 法学政治学研究科

- 1) 入学者が定員に満たない状況がまだ解消されていないことから、法学政治学研究科 FD 委員会を中心に、引き続き学生募集や選抜に関する検討・検証を行い、入学希望者の開拓に取り組む必要がある。

〈9〉 文学研究科

- 1) 『学習院大学による評価報告書』の〈概評(基盤評価)〉における「アドミッション・ポリシーは適切に定められていると思われるが、大学基準協会から指摘を受けたように、定員充足率は十分なものとはいえない。」との指摘を受け、定員充足率を改善する必要がある。
- 2) 『学習院大学による評価報告書』の〈概評(達成度評価)〉において、「ホームページや「募集要項」などを通じて、入学者を確保するために広報活動を行っているが、今後、内部生を確保しつつ、外部生を獲得してゆく方策が必要であろう。」「それに関連して、根本的には、大学院においてどのような学生を育ててゆくのか、さらに具体的に言えば、大学院修了者を社会にどのようなかたちで送り出してゆくのかということ踏まえたアドミッション・ポリシー、ディプロマ・ポリシーが求められるであろう。」という提言を踏まえ、アドミッション・ポリシー、ディプロマ・ポリシーの検討と広報活動の充実を文学研究科教授会として図っていく必要がある。

〈10〉 法務研究科

- 1) 入学定員・収容定員を充足させるために、志願者・入学者を十分に確保することが必要である。

3. 将来に向けた発展方策

(1) 効果が上がっている事項

〈1〉 大学全体

- 1) 2014年度において決定された、大学入試センター試験利用理工学部奨学金付入学試験S方式の定員見直し(理工学部)、センタープラス国公立併願アシスト入学試験P方式の拡大(文学部)、及びセンタープラス多面評価型入学試験M方式の導入(経済学部)を2016年度から実施する【資料5-17:14~15頁】。

〈3〉 理工学部

- 1) 学生の募集及び入学者選抜に関しては、引き続き、理工学部入試委員会と理工学部教授会において定期的に検証を行う。また、適正な定員比率の維持に努めるとともに、常に社会や教育の情勢に注意を払い、その動きに応じて方針も変えることを検討する。
- 2) 入学式に先立って、新入生を対象に行われるプレースメントテストの結果、達成度の低い新入生へ実施している基礎科目の講義についてより容易に受講しやすくするよう検討する。
- 3) 大学入試センター試験利用理工学部奨学金付入学試験S方式、AOマルデス入学試験及び指定校推薦入学における入試改革案を実行し、あわせて検証を継続的に行う。

〈4〉 文学部

- 1) 受入れ方針に基づき、更に適切な学生募集が行えるよう、慎重な定員管理と、各入試方式別定員の毎年度の見直しを、文学部入試総務委員会と文学部教授会にて引き続き行う。

〈5〉 法学部

- 1) 文部科学省では引き続き多面的入試の導入を促進しようとしていることから、受験生の能力を学力とその他の要素を評価できるかたちの入試のあり方について、引き続き検討していく。
- 2) 入学者選抜においては、定員管理の厳格化を求められており、定員割れと過剰な受入れのいずれも避けるため、引き続き配慮する必要があることを確認している。

〈6〉 経済経営研究科

- 1) 経済経営研究科教授会において、外国人特別入学試験等の導入に引き続き、入学者増にむけて、「1. 現状説明」で挙げたような方策の検討を今後も継続する。

〈8〉 法学政治学研究科

- 1) 新たに導入を決めた博士前期課程の特定課題研究コースや、法学部所属の優秀学生を対象にした内部進学制度を軌道にのせるとともに、それらの効果を検証しながら、考えられうる改善方法をさらに検討する。また一般入学試験についても再検討を行い、学生の一層の受け入れを図る。

〈9〉 文学研究科

- 1) 今年度策定された「文学研究科教育方針大綱」によって学生の受け入れ方針は十分明瞭になった。引き続き、文学研究科教授会で、実際の入学者の質と志向を見ながら、受け入れ方針について検討を重ねていく。

〈10〉 法務研究科

- 1) 志願者・入学者を確保するために、法科大学院の広報活動をより充実させる。

(2) 改善すべき事項**〈1〉 大学全体**

- 1) 大学院の入学者数増加に向けた包括的な方策について、大学運営会議において引き続き検討する。

〈5〉 法学部

- 1) 短期的には、A0 マルデス入学試験において、政治学科の求める「幅広い関心」を持つ入学者を選抜するように工夫するが、入試は学科別ではなく、学部で統一したかたちで取り組んでいるため、法学部として今後の課題として取り組むこととする。加えて、大学入試センター試験の変更など入学試験制度全般が大きく変容していくなかで、大学全体及び法学部の入学者選抜の再検討の際に、異なる選抜方式の特徴づけと相互関係を整理して改革に取り組む。その際、アドミッション・ポリシー全般の整合性のなかで「幅広い関心」を持つ学生を選抜する方法を具体化できないか検討する。

〈6〉 経済経営研究科

- 1) 入学者を増やすための方策は、大学院の長期的な課題であり、今後も経済経営研究科教授会において引き続き検討を続けていく。2016年度入学試験より、エントリー型A0入学試験の対象者を本学以外の大学生と卒業生にも拡充することとした【資料5-15】。また、2016年度より博士前期課程の経済学専攻に「公共政策プログラム」を新設し、より幅広い分野を志望する学生の受け入れを目指している【資料5-5】。このような取り組みがさらなる入学者増にも寄与することが期待される。
- 2) 博士後期課程で課程博士の学位取得者を出すよう努める。

〈7〉 理工学研究科

- 1) 博士前期課程への2018年度研究科入学を希望する学部生に対して、博士前期課程の講義を受講できる制度（理工学特別選抜コース）を定めたが、この制度について検証及び周知を行う【資料5-46：126頁】。

〈8〉 法学政治学研究科

- 1) 法学政治学研究科FD委員会を中心に、法学政治学研究科教授会で問題意識を共有し、大学院教育に関する情報や修了後に考えられうるキャリア・パスに関する広報など、入学者の増加に向けた改善策をさらに講じる。

〈9〉 文学研究科

- 1) 定員充足率を改善するための方策を文学研究科教授会で検討していく。
- 2) アドミッション・ポリシー、ディプロマ・ポリシーの検討と広報活動の充実を文学研究科教授会として図っていく。

〈10〉 法務研究科

- 1) 志願者・入学者を確保するために、本学法学部との連携を強化する。

4. 根拠資料

〈共通資料（提出を義務付けられている資料）〉

資料5-1 2015年度成蹊大学入学試験要項

資料5-2 2015年度AOマルデス入試ガイド

資料5-3 2015年度指定校推薦入学要項

資料5-4 2015年度成蹊高等学校からの推薦入学者募集要項

資料5-5 2015年度成蹊大学大学院学生募集要項

資料5-6 成蹊大学大学院 経済・マネジメントコース（経済経営研究科 博士前期課程）
エントリー型AO入学試験 2015年度学生募集要項（学内用）

資料5-7 成蹊大学大学院 経済・マネジメントコース（経済経営研究科 博士前期課程）
エントリー型AO入学試験 2015年度（第3期）学生募集要項（学内用）

資料5-8 2015年度成蹊大学大学院 文学研究科内部選抜入学者募集要項

資料5-9 2015年度成蹊大学大学院 法学政治学研究科内部選抜（博士前期課程）学生募集要項

資料5-10 2015年度成蹊大学法科大学院入学試験要項（既出 資料1-40）

〈その他資料〉

資料5-11 2014年度第4回大学評議会議事録（抜粋）（既出 資料1-16）

資料5-12 教育情報の公表（教育・研究について）（既出 資料1-21）

URL：http://new.seikei.ac.jp/university/edu_info/education/index.html

資料5-13 成蹊大学大学案内2015（既出 資料1-12）

- 資料 5-14 成蹊大学大学院 経済・マネジメントコース(経済経営研究科 エントリー型 A0 入学試験 2016 年度学生募集要項(学内用) 博士前期課程)
- 資料 5-15 成蹊大学大学院 経済・マネジメントコース(経済経営研究科 エントリー型 A0 入学試験 2016 年度学生募集要項(学外用) 博士前期課程)
- 資料 5-16 成蹊大学入試情報サイト S-net
URL : <http://www.seikei.ac.jp/s-net/>
- 資料 5-17 2016 年度成蹊大学入学試験要項
- 資料 5-18 A0 マルデス入試ガイド 2016
- 資料 5-19 2016 年度成蹊高等学校からの推薦入学者募集要項
- 資料 5-20 2016 年度指定校推薦入学要項
- 資料 5-21 経済学部入試委員会規則
- 資料 5-22 成蹊大学教授会規則 (既出 資料 3-2)
- 資料 5-23 理工学部入試委員会規則
- 資料 5-24 文学部入試総務委員会規則
- 資料 5-25 法学部入試委員会規則
- 資料 5-26 成蹊大学大学院研究科教授会規則 (既出 資料 3-3)
- 資料 5-27 2013 年度成蹊大学大学院法務研究科評価報告書 (2013 年 9 月 25 日) (既出 資料 1-39)
- 資料 5-28 大学基礎データ (既出 資料 3-42)
- 資料 5-29 教育情報の公表 (データ集)
URL : http://new.seikei.ac.jp/university/edu_info/data/index.html
- 資料 5-30 2009 年度成蹊大学大学院学生募集要項
- 資料 5-31 2013 年度成蹊大学大学院学生募集要項
- 資料 5-32 経済学部 (兼経済経営学科) 教育研究方針大綱 (既出 資料 1-17)
- 資料 5-33 経済経営研究科教育研究方針大綱 (既出 資料 1-19)
- 資料 5-34 2014 年度理工学部教授会/理工学研究科委員会開催日程
- 資料 5-35 文学部教育方針大綱 (既出 資料 1-18)
- 資料 5-36 2014 年度第 6 回文学部教授会議事要録(抜粋) (既出 資料 1-31)
- 資料 5-37 2015 年度第 11 回文学部教授会議事要録(抜粋) (既出 資料 1-32)
- 資料 5-38 2015 年度第 1 回経済経営研究科教授会議事録(抜粋) (既出 資料 1-25)
- 資料 5-39 文学研究科教育方針大綱 (既出 資料 1-20)
- 資料 5-40 2014 年度臨時文学研究科委員会議事要録(抜粋) (既出 資料 1-37)
- 資料 5-41 2015 年度第 7 回文学研究科教授会議事要録(抜粋) (既出 資料 1-38)
- 資料 5-42 2015 年度第 1 回大学評議会資料別紙 5~6(抜粋)
- 資料 5-43 2015(平成 27)年度 年度始め行事日程【理工学部】
- 資料 5-44 2014 年度第 11 回法科大学院教授会議事要録(抜粋)
- 資料 5-45 2014 年度第 11 回法科大学院教授会資料
- 資料 5-46 2015 年度理工学部履修要項 (既出 資料 4.1-2)

第6章 学生支援

1. 現状の説明

(1) 学生が学修に専念し、安定した学生生活を送ることができるよう学生支援に関する方針を明確に定めているか。

大学の理念・目的のもと、学生支援に関する方針を明確にしており、大学ホームページで公表している【資料 6-1】。学生支援に関する方針は、修学支援、生活支援、進路支援にわけ明示し、それぞれの支援については、大学運営会議で協議又は必要に応じて大学評議会において審議し、関連する学部及び事務部門間で連携を図りながら対応している。

なお、2014年度より内部質保証体制が構築された（第10章参照）ことで、大学の学生支援について、定期的に検証を行う体制を整えている。具体的には、内部質保証活動の一環として、毎年度「大学内部質保証／点検・評価シート」に基づき、大学の学生支援の適切性について定期的に検証を行っている。

本学における学生支援に関する方針は以下のとおりである。

学生支援に関する方針	
基本方針	<p>本学の理念及び目的のもとで、その教育目標実現のため、学生一人ひとりが学修に専念でき、また充実した学生生活を送ることができるよう、修学、生活及び進路支援の体制を整備します。</p>
修学支援	<ol style="list-style-type: none"> 1. 情報図書館の充実、学内 ICT 環境の拡充等を通じて、学生が自律的に学修できる環境を整備する。 2. 履修相談、留学相談等、修学に関する相談体制を各組織の連携を図りつつ整備する。 3. 留年者及び休・退学者の状況を把握、分析し、各組織の連携のもと、適切な対応策を講じる。 4. 学生一人ひとりが学修に専念できるよう、奨学金制度を整備し、また障がいのある学生の学修支援体制を整備する。 5. 国際交流施設、留学制度等の充実を図り、学生がグローバル力を涵養できるよう、環境整備、支援を行う。また、海外からの留学生に対して、日本語プログラムを含む総合的な修学支援体制を整備する。 6. SA (Student Assistant)、TA (Teaching Assistant)等、学生が大学等の教育研究活動の一端を担いつつ経済的支援が得られる制度を整備する。 7. 大学院生の研究活動を支援するための学会発表等助成、博士論文出版等助成などの支援制度を整備する。
生活支援	

1. 学生が心身ともに健康で安全な学生生活を送ることができるよう、健康支援センターや学生相談室等の必要な基盤を整備する。
2. 学生一人ひとりが個人として尊重され、快適な環境のもとで学生生活が送れるよう、ハラスメント防止の啓発に努め、またハラスメントが発生した場合に適切に対応する。
3. 学生によるクラブ、サークル、ボランティア等の課外活動を支援するための環境を整備する。
4. 海外からの留学生に対する生活支援体制を整備する。
5. 学生支援機能を充実させるため、父母懇談会、地域懇談会等を通じて保護者等との連携を強化する。

進路支援

1. 学生一人ひとりのキャリア形成を支援するため、初年次から体系的なキャリア教育を実施し、またその充実を図る。
2. キャリア支援センターを中心に、学生が自ら考え、進路を決定できる力を養うため、進路選択に係わる各種プログラムを実施するとともに、きめ細かなキャリア支援体制を整備する。
3. 学生の社会人基礎力を高めるため、課題解決型インターンシップ・プログラムをはじめとした、産学連携等による人材育成プログラムを整備する。
4. 海外からの留学生に対する総合的な進路支援体制を整備する。

(2) 学生への修学支援は適切に行われているか。

<学生が自立的に学修できる環境>

本学の図書館は情報図書館として位置づけられ、書籍を中心としたソフト面の整備だけではなく、ハード面での整備も行っている。情報図書館は、地上5階・地下2階の建物となっており、130万冊近くの蔵書を有する。座席数は約1,150席を有し、館内では小声の学習会話が可能なアトリウムと呼ばれるオープンな閲覧室、266席の個室閲覧室、5つのグループ閲覧室、視聴覚資料を視聴できる個人ブース、約180台のパソコンを設備しており、多くの学修環境を提供している【資料6-2：118頁】。また大学3号館、7号館、8号館、14号館でパソコンを設備しているほか、学内専用Wifiを整備しており、学内ポータルサイトへもアクセスも簡便である。

<修学に関する相談体制>

授業の履修に関する相談窓口は教務部が、留学に関しては国際教育センターが窓口となる。また、学生が自由に教員にアクセスできるように、教員が提供するオフィス・アワーや経済学部のAAB（アカデミック・アドバイザー・ボード）が整備されている。なお、オフィス・アワーは非常勤講師を含めた全教員が設けており、学生からの授業や履修などに関する相談にいつでも対応できる体制になっている【資料6-3】。学籍異動が伴うものについては教授会を通じて承認される。事前に組織間連携で対応が必要なものについて

は、ケースに応じて、関係する教員も交えての連携した対応をしている。補習・補充教育体制に関しては、理工学部で新入生を対象に行うプレースメント・テスト(数学・物理)における成績下位者に対し補習授業を実施している【資料6-4:104~105頁】。

<留年者、休・退学者について>

留年者、休・退学者に関しては、毎月在籍者数や学籍異動数について教務部において把握を行っており、各学部・研究科において学籍異動者や退学勧告者、成績不振者への面談や指導も実施している。

<奨学金制度、及び障がいのある学生に対する支援>

経済的支援措置に関しては、学生部を窓口とした各種奨学金がある。これまで毎年度全学生数の約3分の1の学生数が利用している。また、大学院生を対象とした研究助成制度を整備している。2015年度からは、給付奨学金の受給者数を拡大するとともに、新たに地方出身学生に対する給付奨学金制度である地方出身学生支援奨学金を設けた【資料6-5】。

障がいのある学生に対する修学支援としては、聴覚障がいのある学生に対し、2009年度より学生によるノート・テイク活動を実施しており、2011年度以降はノート・テイク・プロジェクト主導のもと、年2回「ノート・テイク講習会」を開催している【資料6-6】。また、学生相談室に常勤の学修支援コーディネーターを配置し、発達障がいを抱える学生のサポートも行っている【資料6-7:11頁】。2015年度に、障がいのある学生への学修支援に関するガイドラインを定め、全学的な支援体制を構築するとともにこれに基づく運用を開始した【資料6-8】。

<国際交流、及び留学制度等について>

本学では、留学希望者の経済的負担を軽減できるよう、本学独自の授業料減免制度、プログラム費補助金制度、留学支援金制度を設けており【資料6-2:39、125頁】、2014年度からは学部1年次生(定員100名)を対象に、留学費用の約半額(30万円)を大学が負担する「サマースクール」も実施している。また、国際教育センターが主催となり、英語教員や協定留学生とともに少人数のグループでリラックスした雰囲気の中で英語のみで会話をする「English Chat Time」をはじめとした複数の国際交流イベントを実施している。学内に隣接する国際交流会館では、日本人学生が外国人学生の日本での生活を支援するアドバイザーとして入居をしながらグローバル力の涵養ができる機会が提供されている。海外からの留学生に対しては、国際教育センターによって日本語プログラムが提供されているほか、日本文化への理解を深めてもらうために日本人学生との交流を目的とした学外へのバスツアーや体験ツアーなどが実施されている。

<学生による教育研究活動の参加>

学修に支障なく経済的支援が得られるよう、学内では大学院生を対象にしたTA制度【資料6-9】に加えて、情報図書館や入試センターが主催する学内アルバイト制度がある。また、2014年度から始まった「フレッシュャーズ講座」では教務部と企画運営課が中

心となり授業運営を支援する SA 制度を導入し、学内での経済的支援の機会を増やしている【資料 6-10】。

<大学院生の研究活動支援>

大学院生の研究活動を支援し、学術研究の促進を図る目的で「大学院生学会発表等助成」制度を設け、大学院生の研究成果の学会発表及び学会参加を奨励している【資料 6-11】ほか、「大学院博士論文出版等助成」制度を設ける【資料 6-12】など、大学院生に対する支援制度を整備している。また、大学院生を対象とした奨学金制度として、成蹊大学大学院奨学金制度を設置している【資料 6-2：124～125 頁】。

(3) 学生の生活支援は適切に行われているか。

<学生の健康及び安全・衛生への配慮>

健康及び安全・衛生への配慮に関しては、本学では学生相談室に臨床心理士の資格を持つスタッフ計 10 名及び精神科医を配置しており、定期的に心の健康維持・増進を目的とした学生向けのオープンプログラムを実施している【資料 6-7：6～7 頁】。また、身体の健康面に対しては、健康支援センターと学生食堂との協働により、毎回異なる健康テーマについて扱う「ウェルネス・フェア」を年 5 回程度開催している。安全・衛生面への配慮に関しては、傷害保険制度の採用や海外渡航者向けの危機管理セミナーの実施に加えて、体育会部活動の安全確保・指導體制の整備を目的とする「顧問教員ガイドライン」の策定などに取り組んでいる【資料 6-13】。

<ハラスメントについて>

学園では、学園横断組織として「ハラスメント防止人権委員会」を設置し、防止ガイドラインや相談体制を整備しており、また新入生に対しては、入学時に行われるハラスメントに関する講座とそのときに配布されるリーフレットを通じて、ハラスメントに対する理解を促している【資料 6-14】。

<課外活動について>

課外活動については学生部学生生活課が所管部署となっている。課外活動の指導にあたっては、各団体の顧問には専任教員が付き、必要に応じてそれぞれの団体が学外から指導者を招く、という体制をとっている。課外活動の施設や設備に関しては、活動の拠点となる部室を貸与し、体育施設の利用を認め、積極的に活動を支援している。また、他の学生の模範となる活動を行い、優秀な成果を収めた個人や団体の努力を称えるために、「学術」「芸術」「スポーツ」「文化活動」の各部門別に大賞と特別奨励賞を授与する「成蹊大学賞」を設置している。ボランティア活動についてもその支援を拡げるため、2014 年 4 月からボランティア支援センターを発足させた。センターには専属の職員を配し、学生のボランティア活動支援やボランティアに関する情報提供を行っている。

<海外からの留学生に対する支援体制>

海外からの留学生に対しては、国際教育センターが所管部署となっている。留学生は国際交流会館への入居も可能であることに加え、協定留学生に対しては日本人学生が留学生のパートナーとなり日本での生活をサポートする制度（バディシステム）を設けており、日本人の友人を作りやすく、また安心して本学での学生生活を送れる環境を提供している【資料6-16】。私費外国人留学生に対しては、授業料減免制度を設け、本人からの申請に基づき納付金の減免を行っている。

<保護者等との連携>

保証人の方がご子女の学生生活や修学に関して安心していただけるよう、情報提供並びに教職員と相談する場を設ける機会として、東京近郊の保証人向けには父母懇談会を、また地方の方には地域懇談会をそれぞれ実施している。地域懇談会は、毎年開催地域を変え1年に2箇所で開催している【資料6-17、6-18】。

(4) 学生の進路支援は適切に行われているか。

<キャリア教育>

本学では、社会に貢献できる人材を輩出するという大学の使命を達するため、全学的な見地から、全学生に対してキャリア教育の推進を図るとともに、個々の学生の進路、就職等に関する支援を行うことを目的としてキャリア支援センターを設置している。キャリア支援センターでは、入学時からのキャリア教育科目とキャリア支援の連携体制を強化することで社会のニーズに適応した社会人基礎力を醸成し、そのうえで、伝統的な個別相談を中心とした支援体制を基本としながら、ガイダンス等の集団支援の融合により、学生一人ひとりが真に納得のいく進路を選択できるよう支援している。

キャリア教育については、1年次からのキャリア教育を重視し、プレ・ターム（始動学期）のフレッシューズ講座でキャリア・ガイダンスを全員に対して実施している。また、成蹊教養カリキュラムのなかで主に1～3年次生を対象としたキャリア教育科目を配置している。1年次配当の「キャリアプランニング」、2年次配当の「キャリアセミナー」は本学の伝統である少人数で全学部の学生が合同で受講する科目となっている。また3年次前期開講の「日本企業の現状と展望」では、各業界を代表する企業の方を講師として招き、業界についての現状やキャリアについて講演をお願いし、業界、企業、職種研究の第一歩として、学生自身のモチベーションを向上できるように促している。そのほか、3年次配当の「インターンシップ実習」を配置しており、民間企業や行政機関等で体験したインターンシップの内容や体験を整理・確認し、自分の進路選択や将来に役立てていけるようサポートしている。また、理工学部の学生に対しては「理工系インターンシップ実習」を配置している【資料6-19】。

<キャリア支援>

本学キャリア支援センターでは、個別相談によるキャリア支援を伝統的に重視しており、学生が納得した進路へ進めるよう、一人ひとりの学生に対してきめ細かな相談対応ができる体制（専任職員9名、非専任職員4名）を構築している。個別相談は、1年次から

の「低学年相談」と3年次からの「就職相談」に分かれているが、特に「就職相談」では学部担当者を配置しており、学生一人ひとりの目標や特徴に合わせた就職に関わるアドバイスや企業紹介を、継続的に行うことが可能となっている。さらに、年間を通じて各種支援講座を開催しており、進路・就職ガイダンス、グループガイダンス、学内企業セミナー、公務員試験対策講座など年間多数のプログラムを実施している【資料 6-20：5～9 頁】。

<資格取得を目指す学生への支援>

資格取得を目指す学生に対しては、受験に必要な授業科目を数多く開講するとともに関連資料を開示するなど、資格試験ごとにバックアップ体制を整え、専門性の向上と受験対策の両面から支援を行っている。教員免許取得に関しては、全学部全学科で中学校と高等学校の教員免許取得を目指すカリキュラムを設置しており、教職課程指導室を設けて、専従スタッフが学生の専門的な相談に対応している。文学部の学生を対象としたものでは、日本語教員を希望する学生向けに日本語教員養成課程を、また現代社会学科の学生を対象に社会調査士課程をそれぞれ開講している【資料 6-2：28～29 頁】。

<人材育成プログラム>

産学連携等による人材育成プログラムについては、2013年度より学部3年次生及び大学院1年次生を対象とした人材育成プログラム「丸の内ビジネス研修(MBT)」を実施しており、毎年選抜された約30名の学生を対象に学内研修・学外研修を含め約6ヵ月にわたるプログラムを通じて、即戦力となる学生の育成に力を入れている。本プログラムは、本学から適正を見極めた活躍できる人材(学生)、情報・教育システムを提供し、産業界(企業)からは課題・講演・就業の場が提供されることで実施されている。つまり、本プログラムは、「多業種・多職種の企業とのコラボレーション」によって行われる「文理融合(経済学部・法学部・文学部・理工学部)」のプロジェクトであり、「課題解決型プログラム」である。

学生たちは4月から7月の間は学内での準備研修として講義や課題発表、ビジネスマナー講座などを受講し、そのうえで8月上旬には本学が丸の内に設置するサテライト・オフィスを拠点として丸の内研修を受講する。ここでは各企業からあらかじめ提示されている課題についてプレゼンテーションや討論を行い、第一線で働く企業の方を講師に招いて彼らの講義を聴く。さらに8月中旬から9月上旬にかけてはインターンシップ実習として協力企業において営業同行や工場実習などを経験し、それを踏まえて学内での個人発表会、及び丸の内成果発表会を迎える。いずれもインターンシップ実習を終えたMBT参加者全員が、インターンシップの内容や課題とその解決策、その経験を今後どのように活かしていくのかを発表する。特に丸の内成果発表会では、取り組んだ課題についての成果発表やインターン実習において実施した業務内容やその成果について学生が協力企業の担当者に向けて発表を行う。

MBTは25社(2014年度)の協力企業との連携により行われている画期的な人材育成プログラムであり、2014年度に学生に対して行われたアンケートでも非常に高い満足度が示された【資料 6-21：23～26 頁】。

＜海外からの留学生への進路支援体制＞

本学における私費外国人留学生数は多くはないが、卒業後の就職支援体制についてはキャリア支援センターで対応できるよう整備をしている。なお、海外からの協定留学生や私費外国人留学生に対する進路支援体制の一環として、インターンシップの導入に向けた検討を始めている。

2. 点検・評価

●基準6の充足状況

本学は「学生支援に関する方針」のなかで、学生が充実した学生生活を送ることができるよう、「修学支援」「生活支援」「進路支援」という3つの柱を立てそれぞれについて明示している。特に「修学支援」については全学的に教員にオフィス・アワーの設置を義務づけたり、学部によっては独自のアドバイザー・ボードを設けたりしているほか、少人数教育を掲げ演習（ゼミ）や研究室を通じて学生へのサポートを不断なく行っている。また、3つの柱を念頭に置き、「教務部」「学生生活課」「学生相談室」「キャリア支援センター」「ボランティア支援センター」「国際教育センター」など教職員による学生への支援体制を整備しており、必要に応じて部署間や教職員間を越えた情報交換や支援体制の検討も行われている。このように、「学生支援に関する方針」に沿って学生への支援活動は十分に行われており、現段階で学生支援に関する基準は概ね充足している状況にある。なお、2014年度から始まった内部質保証体制のもとで「大学内部質保証／自己点検・評価シート」を用いた検証が行われ、学生支援に関する情報が教職員の間で共有される環境が整った。

(1) 効果が上がっている事項

- 1) IRによる学生調査(2014年度新入生対象アセスメントテスト、2013年度学生の学修成果の把握に関するアンケート)分析結果を学部教授会に提示して、検討を求めた【資料6-22】。この分析結果の一部が、現在自己点検・評価活動に利用され始めている。
- 2) 2013年度から始まった学部1年次生(定員100名)を対象にした「サマースクール」では留学費用の約半額(30万円)を大学が負担するものとなっているが、プログラム参加者のなかには帰国後「成蹊国際コース」への希望や長期留学に応募するなど、学生の英語学習や留学に対する意欲の継承や後押しとなっている【資料6-23】。
- 3) 2013年度から実施している人材育成プログラム「丸の内ビジネス研修(MBT)」は、2014年度に学生に対して行われたアンケートでは「満足」79.4%、「やや満足」20.6%との回答を得ており、非常に高い満足度を示している【資料6-21:23頁】。また、企業からも学生の成果発表について高い評価を受けており、支援は適切に行われているといえる。

- 4) 学生支援の一環として、2016年度より学外にある学生寮を本学専用の学生寮とすることとし【資料6-24】、親元を離れ一人暮らしを始める学生に対して、安心安全かつ快適な環境を提供する準備を進めている。

(2) 改善すべき事項

- 1) 修学支援の一環である IR 機能は学生の学修の質保証や大学としての機能の有効性について検証するために必要なエビデンスとなるため、今後を見据え、データの構築と分析の強化に向けた取り組みが必要である。データに裏づけられた戦略を立てるためにも、IR 機能は重要なため、2015年度後期に IR システムを導入し、今後はデータ整備・分析の強化を実施することとしている。

3. 将来に向けた発展方策

(1) 効果が上がっている事項

- 1) IR については、今後は大学の各部署が自己点検・評価活動に利用できるよう、各部署で参考になると思われるデータを整備する。
- 2) 「サマースクール」の今後の継続性を視野に入れながら、学生に対する効果を検証し、より多くの学生が、長期留学や学内での「成蹊国際コース」に参加するよう、また、学修効果が高いプログラムとなるよう、国際教育センターとの連携のうえ大学運営会議にて検証を行う。
- 3) 「丸の内ビジネス研修(MBT)」は、学生と協力企業からの意見やリフレクションなどを参考にしながら、より効果の高いものとなるよう、キャリア支援センターとの連携のうえ大学運営会議にて検証をしていく。
- 4) 2016年度より導入する本学専用の学生寮の有効性について検証していく。

(2) 改善すべき事項

- 1) IR データ構築と活用に向けた組織体制と、今後を見据えての計画を IR 推進委員会にて策定する。

4. 根拠資料

資料 6-1 教育情報の公表（教育・研究について）（既出 資料 1-21）

URL : http://new.seikei.ac.jp/university/edu_info/education/index.html

資料 6-2 成蹊大学大学案内 2015（既出 資料 1-12）

資料 6-3 オフィス・アワー

資料 6-4 2015年度理工学部履修要項（既出 資料 4.1-2）

資料 6-5 奨学金の種類

URL : <http://www.seikei.ac.jp/university/gakuse/scholarship/list.html>

- 資料 6-6 2014 年度ノートテイクボランティア募集チラシ
- 資料 6-7 for ゆう（成蹊大学学生相談室だより）36 号
- 資料 6-8 障がいのある学生への学修支援に関するガイドライン-学内運用マニュアル-
- 資料 6-9 成蹊大学教育補助員に関する内規
- 資料 6-10 2013 年度第 14 回学部長懇談会資料別紙 12
- 資料 6-11 成蹊大学大学院学生の学会発表等に対する助成に関する要領
- 資料 6-12 成蹊大学大学院博士論文出版等助成規則
- 資料 6-13 顧問教員ガイドライン
- 資料 6-14 成蹊学園のハラスメントに関する取り組み（既出 資料 3-61）

URL : <http://www.seikei.ac.jp/gakuen/harass/index.html>

- 資料 6-15 ハラスメント防止人権委員会に関する要綱
- 資料 6-16 バディシステム

URL : <http://siis.seikei.ac.jp/ie/buddy.html>

- 資料 6-17 2015 年度大学父母懇談会
- 資料 6-18 2015 年度地域懇談会開催概要
- 資料 6-19 キャリア教育科目

URL : <http://www.seikei.ac.jp/university/job/about/download/career.pdf>

- 資料 6-20 2014 年度卒業生進路・就職レポート（既出 資料 4.4-28）
- 資料 6-21 2014 成蹊大学丸の内ビジネス研修成果報告書
- 資料 6-22 2014 年度第 8 回大学運営会議(概要)(抜粋)
- 資料 6-23 2015 年度モナシュ大学サマースクール 参加者アンケート結果
- 資料 6-24 2014 年度第 22 回大学運営会議(概要)(抜粋)

第7章 教育研究等環境

1. 現状の説明

(1) 教育研究等環境の整備に関する方針を明確に定めているか。

本学の理念及び目的に基づき、教育・研究を支援するための「教育・研究環境の整備に関する方針」を策定し、2014年7月9日開催の大学評議会で審議し、決定している【資料7-6】。また、大学ホームページで公表している【資料7-7】。

教育・研究環境の整備については、大学運営会議で協議又は必要に応じて大学評議会において審議し、関連する学部及び事務部門間で連携を図りながら対応している。

なお、2014年度より内部質保証体制が構築された（第10章参照）ことで、大学の教育研究等環境について、定期的に検証を行う体制を整えている。具体的には、内部質保証活動の一環として、毎年度「大学内部質保証／点検・評価シート」に基づき、大学の教育研究等環境の適切性について定期的に検証を行っている。

本学における教育・研究環境の整備に関する方針は以下のとおりである。

教育・研究環境の整備に関する方針	
基本方針	<p>本学の理念及び目的に基づき、教育・研究を支援するためのキャンパス（校地・校舎・施設及び設備全般）を以下の方針に沿って整備します。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 教育・研究活動の更なる高度化を目指し、もって社会に貢献できるよう、教育・研究環境を整備する。 2. 武蔵野の豊かな自然と伝統ある景観を継承しつつ、学生、教職員及びその他の利用者が安心かつ安全に利用できる、近代的な教育・研究環境を整備し、「自然」・「伝統」・「未来」が調和したキャンパスを維持する。 3. 環境に配慮したエコ・キャンパスの整備を推進する。
情報図書館	<p>情報図書館を教育・研究活動を支える学術情報基盤の中核として位置付け、研究支援機能及び学生の学修機能の充実を図るため、ハードウェア及びソフトウェアの両面からその機能を強化する。</p>
ICT環境	<ol style="list-style-type: none"> 1. 学生及び教職員の学修、研究及び業務を支援するために、情報システムの管理及びネットワーク環境を整備する。 2. ICT環境を取り巻く様々なリスクを分析・評価し、システムの安全性を高度に担保できる環境を整備するとともに、学生及び教職員への情報倫理の周知及び理解を徹底する。
研究環境	

1. 教員の研究力の維持・向上のため、研究施設・設備を整備するとともに、研修制度、各種研究助成等による研究支援を行う。
2. 科学研究費補助金等の外部資金による研究活動を推進するための一層の支援を行う。
3. 公正な研究活動を推進するため、研究費の適正な執行及び管理を行い、研究倫理の浸透を徹底する。

(2) 十分な校地・校舎および施設・設備を整備しているか。

本学が現在有する校地・校舎の面積は、大学設置基準上の必要面積を満たし、かつ、運動場等の必要な施設・設備を備えている【資料7-8：表5】。

2014年度には、大学6号館の竣工によって大規模教室が整備され、また大学学生会館の耐震補強改修、情報教育システムの更新設備整備、一般教室の視聴覚機器の年次計画によるリプレースが行われる等、施設・設備の整備が行われている。

バリアフリーへの対応については、キャンパス内各所に多目的トイレを設置するとともに、各校舎にエレベーターや自動ドア、スロープを整備するなど、全ての教室でバリアフリー化が実現しており、全ての授業で車椅子による受講が可能となっている。

また、2014年度より全ての教室に災害時の学生の安否確認機能を兼ね備えた出席管理システムを導入しており、学生の安全確保を図っている。

さらに学園では、成蹊学園環境方針を策定して学園を挙げて環境問題に取り組んでおり、2008年4月より環境マネジメントシステム(EMS)を導入するとともに、2008年11月にはEMSの国際規格であるISO14001の認証を取得し、現在も認証が継続されている【資料7-9】。

(3) 図書館、学術情報サービスは十分に機能しているか。

本学の図書館は蔵書数約130万冊であり、自習席を配置したアトリウム（ガラス張りの吹き抜け）、グループ学習のためのプラネット（グループ閲覧室）、開架書架エリア、266室のクリスタル・キャレル（個室閲覧室）、無線LAN環境整備等の多様な館内施設を備え、学部別にカウンターを設置し、学部ごとの図書館利用者の傾向や蔵書構成等を把握した図書館職員を配置するなど、学生の多様な学修スタイルに応じたきめ細かなサービスを提供している。また、国立情報学研究所の総合目録データベース(CiNii)による文献検索、GeNiiを含む内外の多様なオンライン・データベース、電子ジャーナルを整備しており、2013年度末からは研究支援のための文献検索データベースWeb of Scienceを導入している【資料7-4】。さらに、本学と学習院、成城、武蔵の4大学の間で相互利用できる体制を整えている。

(4) 教育研究等を支援する環境や条件は適切に整備されているか。

研究統括責任者(副学長)を委員長とする研究推進委員会で、研究を支援するための基本方針、各種施策の立案がなされ、これを受けて、研究助成課は各種の研究支援業務を行っている。

より具体的には、「成蹊大学個人研究費に関する内規」に基づき、専任教員に対し個人研究費を支給しているほか、「成蹊大学研究助成規則」に基づいて専任教員が行う学術研究に対する助成制度を整えている。また、教員研修制度を設け、研修期間に応じた研修費を支給するとともに、海外で開催される国際学術会議へ参加する場合に、その航空運賃の一部又は全部を助成する制度を設けるなど、研究の支援を行っている。なお、教員は年度始めに前年度の研究活動の自己点検を行うとともに当年度の研究計画を提出することとしている【資料7-10～7-15】。

教員の研究室については、大学設置基準(第36条第2項)に基づき、専任教員に対して個人研究室を割り当てているほか、文系学部には学部ごとに共同研究室を配置している。

研究専念時間については、研究活動の時間を確保するため、「大学専任教員の授業担当コマ数等に関する申合せ」に基づき、教員の1週当たりの責任授業担当時間数を、経済学部、文学部、及び法学部に所属する教員、並びに理工学部にも所属する教員のうち共通基礎に所属する教員については、いずれも大学院を含めて5コマとしている。また理工学部の各学科に所属する教員は、実験実習関係の科目、卒業研究及び輪講を担当し、かつ、それ以外の授業科目(大学院を含む。)を3コマ担当することとしている。このように、教員には適切な研究時間が確保されているといえる【資料7-16】。

また、大学にアジア太平洋研究センターを置き、学長が指名する所長のもと、センター運営会議で基本方針の策定や事業計画の審議が行われ、専任教員より選任された所員やセンター所属研究員によって、研究プロジェクトの学内公募と支援、研究会・講演会等の開催、学術雑誌・図書の刊行等の研究支援活動が行われている。

外部資金の獲得に関しては、外部資金を増やす取り組みが行われている。2013年度からは、成蹊大学研究助成への応募資格を、当該年度に科学研究費補助金に研究代表者又は共同研究者として応募していることを条件とした【資料7-11】。また、科学研究費助成事業新規採択件数及び採択率向上に向け「学内応募説明会」などの取り組みを2014年度より行った。その結果、2014年度、2015年度において採択数及び採択率の向上につながった【資料7-17】。また、科学研究費を除く外部資金についても、2013年度以降、件数は横ばいであるものの、2015年度の獲得金額は近年では最も多いものとなった【資料7-18】。

学生による人的支援に関しては、TAを大学院の学生から採用して実験・実習系授業に配置しており、また2014年度からは1年次生を対象とした「フレッシューズ講座」において学部学生による授業補助を行う「SA(Student Assistant)制度」を運用している。

学生の主体的な学修を促すための環境整備については、2014年度に学長のもとにラーニングコモンズに関するプロジェクトを置いて具体策を検討した。学生を教育するうえで、授業とラーニングコモンズの連動により、アクティブ・ラーニングの好循環を習慣化することが必要であるとの指摘があったものの、既に学内にラーニングコモンズといえる施設(情報図書館、新6号館)があることから、これらの施設の利用の活性化を図ることが先決であるとの結論になった。

(5) 研究倫理を遵守するために必要な措置をとっているか。

2012年度に「成蹊大学研究倫理ガイドライン」を制定し、「本学の内外において、人間を直接の対象とし、その個人の行動、心身等に関する情報を収集して行われる研究を行う全ての研究者が守るべき行動、態度等に関し必要な事項」を定め、大学ホームページで公表しており、研究の円滑かつ適正な実施を確保することに努めている。さらに、ガイドラインの実効性を担保するため、研究倫理委員会規則を定め、それに基づき研究倫理委員会を設置した。このように、人間を対象とする研究がガイドラインに基づき適切に運営されるよう、研究者に対して助言・指導する体制を整えている。

研究者が研究計画の策定にあたってその倫理的適切性の審査を希望する場合、まずチェックシートによる自己判断を経て、委員会に審査申請を行うことができ、委員会では申請を受けて、研究方法や実施場所、研究資金、研究対象者の属性、インフォームドコンセントの有無、データ等の収集・採取手段の妥当性、個人情報取り扱いや保管方法等について、様々な専門分野の委員による審査を行っている。

2014年度には、「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン」及び「研究活動における不正行為への対応等に関するガイドライン」に基づく研究コンプライアンス体制を整備・構築し、「研究費の不正使用防止に関する基本方針」、「成蹊大学における研究にかかわる行動規範」、「成蹊大学研究費不正防止計画」、「公的研究費の管理・監査体制」などを改めて整備・公表するとともに、その他運用に必要な規則を整備した。特に、コンプライアンス基本規則を制定して各責任者の権限と責任を明確化するとともに、不正に係る調査等の運用手順についても見直しを行った。また、本学における研究上の不正行為を防止し、博士後期課程に所属する大学院生を含む本学の構成員に対して研究コンプライアンスの遵守を促すことを目的とする研究コンプライアンス推進委員会を設置し、不正防止対策の策定、研究倫理教育の実施など、具体的な施策を順次実施している【資料7-19】。

2. 点検・評価

● 基準7の充足状況

本学では「教育・研究環境の整備に関する方針」を定め、特に学生並びに教員にとって重要な項目である「情報図書館」「ICT環境」「研究環境」について明示している。本学における教育・研究環境の整備は概ねこれらの方針に沿って実施されてきたが、質の高い学士課程教育の改善を図っていくなかで、学生の主体的な学修を促すための環境整備が求められるようになり、学長からの諮問に基づくプロジェクトチームによる検討が進んでいる。新たな教育環境の整備に向けた取り組みをどのように進めていくかは今後の課題ではあるが、教育研究等に関する基準は現段階においては概ね充足している状況にあると見てよい。また、2014年度から情報図書館、高等教育開発・支援センター、研究助成課などの担当部門を中心に毎年度「大学内部質保証／自己点検・評価シート」を使った検証が

行われている。これにより教育・研究環境の整備に関する情報が教職員のなかで共有される環境が整った。

(1) 効果が上がっている事項

- 1) 教育・研究環境の整備に関する基本方針を踏まえ、教室視聴覚設備の整備、無線 LAN 環境の整備、ネットワーク環境の整備等中期計画を策定し、実行した。この結果、視聴覚機器の故障が大幅に減り、学内の無線 LAN 環境が整備され、学修環境が大幅に改善された【資料 7-20】。
- 2) 2014 年度に研究コンプライアンス体制を構築するとともに、関係規則を再整備し責任体系を明確化したが、体制構築にあたり最も重視したのは、単なる規定整備にとどまらず、各責任者がいかに実質的にその権限と責任を自覚し、責務を果たせる仕組みを作るかという点であった。そのため、学長（最高管理責任者）のもとに、研究コンプライアンス統括管理責任者（副学長）を委員長とし研究コンプライアンス推進責任者（部局長：研究倫理教育責任者を兼ねる）を委員とする研究コンプライアンス推進委員会を新たに設置し、PDCA サイクルによる取り組みを開始した。現在は、この委員会の活動を核として、不正防止対策の策定と履行状況の確認、全構成員に対する研究コンプライアンス教育・研究倫理教育の実施と実施状況・理解度の把握、構成員からの確認書（誓約書）の徴収、取引業者からの誓約書の徴収などを行っており、責任体系に基づく研究コンプライアンス体制の実質化と機能強化を図ることができた。2015 年度の文部科学省による履行状況調査においては「ガイドラインを踏まえた公的研究費の管理・監査体制の整備が進展し、統括管理責任者による対策の実施状況の把握等、コンプライアンス推進責任者によるモニタリング体制の構築、ルールの周知など、所要の対策が着実に実施されている。本調査において、体制整備・運用に係る改善事項が特になくことから、管理条件の付与を行わず、フォローアップ調査の対象機関としないこととする」との総合所見を得ることができた【資料 7-21～7-23】。

(2) 改善すべき事項

- 1) ラーニングコモンズの活用について方針が明確でなかったため、2014 年度に学長のもとにプロジェクトを置いて具体策を検討した。学生を教育するうえで、授業とラーニングコモンズの連動により、アクティブ・ラーニングの好循環を習慣化することが必要であるとの指摘があったものの、既に学内にラーニングコモンズといえる施設（情報図書館、新 6 号館）があることから、これらの利用の活性化を図ることが先決であるとの結論になった。今後この検討結果に基づき、ハード・ソフト両面における整備・充実を図る必要がある。

3. 将来に向けた発展方策

(1) 効果が上がっている事項

- 1) 教育・研究環境の整備に関する基本方針を踏まえた、教室視聴覚設備の整備、ネットワーク環境の整備等の計画を引き続き実行し、施設・設備の充実を図る。
- 2) 新しく発足した研究コンプライアンス体制のもと、不正防止計画の策定と履行状況の確認、e-learningによる研究コンプライアンス教育・研究倫理教育を実施する等、引き続き研究倫理に関する構成員の意識の向上を図るとともに、研究コンプライアンス体制について一層の整備を進め、運用実態・効果等を点検・評価し、所要の見直しを行いつつ、着実に取り組みを実行する。

(2) 改善すべき事項

- 1) ラーニングコモンズに関する既存設備の利用の活性化を進め、必要に応じて・ハード・ソフト両面における整備・充実を図るための計画を策定していく。

4. 根拠資料

< 共通資料（提出を義務付けられている資料） >

資料 7-1 図書、資料の所蔵数及び受入れ状況（大学データ集（参考）表 31）

資料 7-2 図書館利用状況（大学データ集（参考）表 32）

資料 7-3 学生閲覧室等（大学データ集（参考）表 33）

資料 7-4 Web of Science

URL :

<http://www.seikei.ac.jp/university/library/database/WebofScience/WebofScience.pdf>

資料 7-5 成蹊大学図書館利用案内

< その他資料 >

資料 7-6 2014 年度第 4 回大学評議会議事録(抜粋)（既出 資料 1-16）

資料 7-7 教育情報の公表（教育・研究について）（既出 資料 1-21）

URL : http://new.seikei.ac.jp/university/edu_info/education/index.html

資料 7-8 大学基礎データ（既出 資料 3-42）

資料 7-9 成蹊学園環境活動

URL : http://www.seikei.ac.jp/gakuen/kankyo/gakuen/g_torikumi.html

資料 7-10 成蹊大学個人研究費に関する内規

資料 7-11 成蹊大学研究助成規則

資料 7-12 成蹊大学教員研修規則（既出 資料 3-59）

資料 7-13 成蹊大学教員研修費支給基準

資料 7-14 成蹊大学国際学術会議参加に係る航空運賃助成要綱

資料 7-15 成蹊大学国際学術会議参加に係る航空運賃助成要綱に関する申合せ

資料 7-16 大学専任教員の授業担当コマ数等に関する申合せ

資料 7-17 科学研究費新規採択数・採択率推移（2008 年度～）

資料 7-18 外部資金採択件数（科研費を除く）データ

資料 7-19 成蹊大学における研究不正防止に対する取り組み

URL : <http://www.seikei.ac.jp/university/research/index.html>

資料 7-20 無線 LAN 整備履歴

資料 7-21 平成 27 年度履行状況調査の調査結果

資料 7-22 平成 27 年度履行状況調査対象機関一覧（別紙 1）

資料 7-23 平成 27 年度履行状況調査結果一覧（別紙 2）

第8章 社会連携・社会貢献

1. 現状の説明

(1) 社会との連携・協力に関する方針を定めているか。

大学の理念・目的に基づき、大学として「社会連携・社会貢献に関する方針」を明確に定めており、大学ホームページで公表している。また、この方針は学内ホームページに掲載して、教職員で共有している【資料 8-1、8-2】。

社会連携・社会貢献に関する取り組みについては、地域連携・地域貢献推進委員会で協議のうえ、大学運営会議で協議又は必要に応じて大学評議会において審議し、関連する学部及び事務部門間で連携を図りながら対応している。

なお、2014年度より内部質保証体制が構築された（第10章参照）ことで、大学の社会連携・社会貢献について、定期的に検証を行う体制を整えている。具体的には、内部質保証活動の一環として、毎年度「大学内部質保証／点検・評価シート」に基づき、大学の社会連携・社会貢献の適切性について定期的に検証を行っている。

本学における社会連携・社会貢献に関する方針は以下のとおりである。

社会連携・社会貢献に関する方針
<p>本学の理念及び目的に基づき、教育・研究活動の多様な成果を広く社会に還元するため、本学は、産学連携、社会連携及び社会貢献に関する方針を次のように定めます。</p>
<p>産学連携</p> <p>本学は、産官学の組織的連携を強化し、教育・研究の成果を地域社会・国際社会に還元するとともに、社会に有為な人材を育成する。この目的のため、</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 企業等と連携して、学生のインターンシップ研修制度を整備する。 2. 企業等と連携して、プロジェクト型授業を実施する。 3. 企業等との共同研究プロジェクトを奨励する。
<p>地域連携</p> <p>本学は、地方自治体、地域の企業・組織と連携し、教育・研究活動の多様な成果を還元することにより、地域社会の発展に貢献する。この目的のため、</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 地方自治体や組織の協力のもと、社会人が生涯にわたって学び続けることができる多様な学修プログラムを整備する。 2. 地方自治体、地域の企業・組織と連携し、地域の課題解決のための研究プロジェクト実施を支援する。
<p>社会貢献</p> <p>本学は、本学学生及び教職員による社会貢献活動を支援する。この目的のため、</p>

1. ボランティア支援センター等を通じて、学生及び教職員の社会貢献意識の高揚を図り、そのボランティア活動等を支援する。
2. 教員等の研究活動の成果を踏まえた社会への知見の提供を支援する。

(2) 教育研究の成果を適切に社会に還元しているか。

大学として方針に基づき、社会連携・社会貢献を積極的に推進するため、特に地域社会に根ざした教育・研究機関として、その成果を社会に還元していけるよう、地域連携・地域貢献推進委員会を設置している。具体的には、地域連携・地域貢献に係る社会人の学び直しを目的とした「成蹊アカデミア」の企画・立案、地域課題の解決に向けた継続的協議、研究・教育成果の地域への還元の検討などを行う。また、2014年度より、「成蹊大学ボランティア支援センター規則」、「成蹊大学ボランティア支援センター運営委員会規則」、「成蹊大学ボランティア支援センター企画執行委員会規則」に基づき、成蹊大学ボランティア支援センターを開設し、運営している【資料 8-3～8-6】。

本学における社会貢献・地域連携の推進は、大学としての方針のもと、上記地域連携・地域貢献推進委員会やボランティア支援センターのみならず、企画運営部、教務部、キャリア支援センター、学生部によって担われている。具体的には、産学連携として、理工学部を中心として企業との共同研究等に取り組んできている。特に2013年度より、企業と連携した共同研究の実施、企業からの社会人講師の派遣、企業等とタイアップしたプロジェクト型授業の導入、企業と連携して実施するインターンシップ研修を組織化し、積極的な取り組みを行っている。また、地域連携として、大学の所在地である武蔵野市と「武蔵野市と成蹊大学との連携に関する協定書」（2014年4月4日調印）を締結し、武蔵野市及び近隣地域の諸団体との連携事業として、教育・研究の成果を地域社会に還元する取り組みを行っている【資料 8-7】。

なお、学生の社会貢献、地域貢献に関する活動を支援するため、社会活動支援奨学金制度を設け、学生の積極的な参加を促している【資料 8-8】。

産学連携、地域連携及び社会連携に係る具体的な取り組みについては、以下のとおりである。

<産学連携に係る取り組み>

本学では企業等との連携によるインターンシップ科目を開講し、履修生のインターンシップ参加を単位認定している。講義では、前期にインターンシップに対する心構えや企業・業界研究の仕方、インターンシップの探し方などについてグループワーク等を通じて学び、加えて、外部講師によるビジネスマナー講座への参加も必須とすることで、学生が自信を持って実習に臨めるようサポートしている。後期では、実習での体験を各自レポートとしてまとめ、それをもとに発表して共有し、より多くの業界研究に役立てていくと同時に、体験の振り返りをとおして自己理解を深めている。このように、インターンシップを体系的に取り組む環境を整えることで、インターンシップでの学びや気づきを将来の進路選択に活かすことができるようプログラムされている。これらのプログラムを利用し

て、毎年100名を越す学生が企業・官公庁等にインターンシップに参加している【資料8-9：89～90頁】。

また、学生の社会人基礎力を向上させるため、産学連携による人材育成プログラム「丸の内ビジネス研修（MBT）」を2013年度よりスタートさせた。このプログラムでは、①学内準備研修（課題解決力、コミュニケーション力、マナーの育成等）、②丸の内研修（本学丸の内サテライト・オフィスでの、企業の第一線で働く方による講演、企業からの課題提示に対するプレゼンテーション及び質疑応答・ディスカッション）を経て、③インターンシップ先での実習に取り組む。また、プログラムの最後には、協力企業の担当者を招いて、学生による成果発表などを行う。丸の内研修での各企業の反応も非常に良く、成果発表会にも多くの企業担当者の方に参加いただいた。参加学生へのアンケートでも、自分の成長を確認できたなどの高い満足度を得られたことが示されている【資料8-10：23～26頁】。

また、企業、地域等との連携によるプロジェクト型授業として、武蔵野市などの自治体と連携したプロジェクト型授業、協力企業によるプロジェクト型授業がある。大学・行政・地域コミュニティが連携し、吉祥寺の街が抱える問題に取り組む吉祥寺プロジェクト、武蔵野市や市民活動団体・NPO等とのコミュニティづくりに取り組む「武蔵野地域研究」（武蔵野地域におけるコミュニティづくり）、武蔵野・三鷹地域における地域情報発信の担い手である団体の協力を得ながら番組やウェブコンテンツを制作し、完成作品を実際に武蔵野・三鷹地域に向けて発信する「メディア・リテラシー演習」など、様々な取り組みを行っている。企業等との共同研究プロジェクトの奨励については、2013年度に企画運営部に産学連携・地域連携担当課長を置き、社会地域貢献担当の学園常務理事とともに対外的な窓口となって共同研究を取り次ぐ体制を整備し、企業や信用金庫、同窓会組織などへの働きかけを行った。また、理工学部では、学部附属の研究機関である理工学研究所が窓口となって各教員の共同研究などを支援しており、企業との共同研究が活発に行われている【資料8-11】。

<地域連携に係る取り組み>

武蔵野市民の生涯学習に寄与することを目的として、武蔵野市役所、武蔵野市内及びその周辺の4大学（亜細亜大学、東京女子大学、日本獣医生命科学大学、武蔵野大学）と連携・協力し、1993年に発足した5大学の学長と市長とで構成する武蔵野地域学長懇談会の主催により、1994年から5大学による共同講演会（基調講演と各大学1講座の連続6講座）、1997年からは共同教養講座（各大学4講座の計20の連続講座）が毎年開催されている。また、本学の発案に基づき、武蔵野市及び武蔵野地域5大学が連携し、それぞれが保有する教育課程、人材、組織、施設等の資源を活用することにより、高度で継続的及び体系的な学修の機会を提供することを目的として、2003年から「武蔵野地域自由大学」を組織し、地域住民のさらなる学習意欲に応え、継続的・体系的な生涯学習を推進する役割を担うこととなった。この武蔵野地域自由大学の特徴として、本学や他大学の正規科目の聴講のほか、武蔵野市寄附講座（現在、5大学とも開講）や共同講演会、共同教養講座等の聴講講座数に応じて、武蔵野地域自由大学独自の称号記（学位）が授与される点を挙げることができる【資料8-12】。

正規授業科目の聴講制度では、2014年度は580科目を開放し、一般聴講生制度では23名が聴講、武蔵野地域自由大学では約260名が受講しており、武蔵野地域における「知の拠点」として、生涯学習機会の提供による地域貢献を果たしている。さらに現在、学校教育法第105条の規定に基づく履修証明プログラムとして、テーマに即したコースを定め、コース内の複数の授業科目を受講していく聴講制度「成蹊アカデミア」の検討が進んでいる。

また、地方自治体、地域の企業・組織と連携し、地域の課題解決のための研究プロジェクトを支援している。地域社会と連携し、地域を志向した研究を推進するプロジェクトを全学的に奨励することで、課題解決に資する様々な人材や情報・技術が集まる、地域の知の拠点としての大学の機能強化を図ることを目的として、地域課題解決型研究プロジェクト奨励金を設置している。2014年度は3件、2015年度は2件を採択し、実施している【資料8-13】。

＜社会貢献に係る取り組み＞

ボランティア活動等の支援を行うために、2014年度4月に、ボランティア支援センターを設置し、運用を開始した。本センターは、学生・教職員のボランティアなどの地域・社会貢献並びに地域交流活動に対する意識の高揚を図り、学生・教職員が行うボランティア活動などを組織的に支援することを目的としたもので、ボランティア活動への参加のきっかけを提供する講座やイベントを開催した。また、学生・教職員や地域からの相談対応、多様なボランティアや社会貢献活動情報の提供を、年間を通じて行っている【資料8-14】。

また、教員等の研究活動の成果を踏まえた社会への知見の提供を行うために、大学として4回(又は5回)シリーズの公開講座を毎年前期と後期に開催している。また、土曜学校「成蹊大学ロボット教室」(武蔵野市より委託)やロボットに関する講義や研究室見学、ロボット作成キットを用いたロボット製作、夏休み親子講座「親子deサイエンス」(武蔵野市より委託)など、武蔵野市を中心として武蔵野市・近隣地域の諸団体との連携事業を数多く実施している【資料8-15:44~46頁】。

アジア太平洋研究センターにおいては、共同研究プロジェクトの成果を「成蹊大学アジア太平洋研究センター叢書」として公刊している。また、学際的な研究紀要として『アジア太平洋研究』を年1回をベースに発行している。本紀要の論文は、本センターが招聘する客員研究員の寄稿論文、一般投稿論文及び本学教員による論文からなり、パイロット・プロジェクトの成果も本紀要に掲載される。そのほか、年度ごとにテーマを設定し、セミナー、シンポジウム、映画鑑賞会などを開催している【資料8-16】。

さらに、国際教育センターでは、2007年度より毎年ケンブリッジ大学のペンブルック劇団を招き、「成蹊学園シェイクスピア・ウィーク」として様々な交流行事を行い、国際交流の機会としている。劇団員の本学滞在期間には英語劇による公演が行われ、一般に公開されている【資料8-17】。

2. 点検・評価

● 基準8の充足状況

本学では「社会連携・社会貢献に関する方針」を定め、3つの柱である「産学連携」「地域連携」「社会貢献」のいずれにおいても授業と関連した取り組みが複数行われているほか、関連部署（「産学連携」であればキャリア支援センター、「地域連携」であれば教務部、企画運営部及び学生部、「社会貢献」であればボランティア支援センター）においても各部署独自の取り組みが複数進行中である。将来的には大学全体で行う地域と連携する教育・研究について、どのような活動が可能なのか、またどのような活動が求められているのか、そのために本学としてはどのような体制で臨んだらよいか等、地域との連携を図りながら検討を重ねていくこととしている。こうした課題を含め、2014年度に始まった内部質保証体制のもとで「大学内部質保証／自己点検・評価シート」を使い3つの柱についての検証が始まっている。現段階では、社会連携・社会貢献に関する基準は概ね充足している状況にあるが、社会連携・社会貢献は本学の理念・目的のひとつとして掲げられており、今後大学全体として取り組むべきテーマである。

(1) 効果が上がっている事項

- 1) 2014年度に社会連携・社会貢献に関する方針について明確にし、武蔵野市との包括的連携協定に基づき、連携事業についての協議が進められている。
- 2) 大学として地域課題解決型研究プロジェクトの公募を行い、2014年度には3件を採択し、研究の成果を地域に還元している【資料8-13】。

(2) 改善すべき事項

- 1) 学長のもとに地域連携・地域貢献推進委員会を置き、個々の教員が行っている地域と連携した教育・研究、その他地域貢献活動についての情報が一定程度は集約されているが、十分に共有されている状況には至っていない。
- 2) 地域と連携した教育・研究は行われているが、組織的に地域と連携した教育・研究については十分に行われているとはいえない。

3. 将来に向けた発展方策

(1) 効果が上がっている事項

- 1) 武蔵野市との連携協議会を通じた諸活動を実施してきたが、今後は全学的な事業としての「成蹊アカデミア」の2016年度開講や吉祥寺の街の活性化につながる施策を武蔵野市や武蔵野市観光機構などと連携のうえ実施していく【資料8-18】。
- 2) 全学的に教育研究の成果を適切に社会に還元できるよう、引き続き地域課題解決型プロジェクトへの応募を促す。

(2) 改善すべき事項

- 1) 個々の教員が行っている地域と連携した教育・研究、その他地域貢献活動について学内外の認知度を高める工夫を講じていく。
- 2) 組織的に地域と連携する教育・研究を実施するべく、地域連携・地域貢献推進委員会を中心として、検討を重ねていく。

4. 根拠資料

資料 8-1 教育情報の公表（教育・研究について）（既出 資料 1-21）

URL : http://new.seikei.ac.jp/university/edu_info/education/index.html

資料 8-2 企画運営部企画運営課ページ（既出 資料 1-22）

資料 8-3 成蹊大学地域連携・地域貢献推進委員会規則

資料 8-4 成蹊大学ボランティア支援センター規則（既出 資料 2-16）

資料 8-5 成蹊大学ボランティア支援センター運営委員会規則

資料 8-6 成蹊大学ボランティア支援センター企画執行委員会規則

資料 8-7 2014 年度武蔵野市、近隣地域の諸団体との連携事業

URL : <http://www.seikei.ac.jp/university/aboutus/chiiki/2014.html>

資料 8-8 成蹊大学社会活動支援奨学金給付規則

資料 8-9 2014 年度就職年次報告書（既出 資料 4.4-30）

資料 8-10 2014 成蹊大学丸の内ビジネス研修成果報告書（既出 資料 6-21）

資料 8-11 受託研究一覧表（2014 年度～）

資料 8-12 武蔵野地域自由大学ホームページ

URL : <http://www.jiyu-musashino.org/>

資料 8-13 地域課題解決型研究プロジェクト実施一覧

資料 8-14 成蹊大学ボランティア支援センター2014 年度年間活動報告書（既出 資料 2-20）

資料 8-15 成蹊学園 2014 年度事業報告書（データ集）

資料 8-16 CAPS の催し

URL :

http://www.seikei.ac.jp/university/caps/japanese/06event_information/index.html

資料 8-17 シェイクスピア・ウィーク

URL : <http://siis.seikei.ac.jp/shakespeare/>

資料 8-18 2015 年度第 1 回武蔵野市・成蹊連携協議会議事録（抜粋）

第9章 管理運営・財務

第1節 管理運営

1. 現状の説明

(1) 大学の理念・目的の実現に向けて、管理運営方針を明確に定めているか。

法人全体においては、2013年度から6年間を達成期間とする中期重点目標を策定し、そのミッションは、『自ら課題を発見し、解決できる人材の育成』である。これらを具現化するために、「グローバル化の推進」「教育・研究の質の向上」「組織・経営基盤の強化」「産業界・地域との連携」の4つのテーマを柱とし、各施策において達成目標、達成期限、評価指標、評価基準、スケジュールなどを定め、PDCAサイクルを適切に運用していくことで、2018年においてそれぞれの目標を達成できるよう取り組んでいる。

大学においては、大学の理念・目的の実現に向けて、「管理運営に関する方針」を明確に定めている。この方針は学内ホームページに掲載して、教職員で共有している。また、大学ホームページで公表している【資料9.1-7】。

なお、2014年度より内部質保証体制が構築された（第10章参照）ことで、大学の管理運営について、定期的に検証を行う体制を整えている。具体的には、内部質保証活動の一環として、毎年度「大学内部質保証／点検・評価シート」に基づき、大学の管理運営の適切性について定期的に検証を行っている。

本学における管理運営に関する方針は、以下のとおりである。

管理運営に関する方針
<p>成蹊大学は、その理念及び目的のもとで教育目標を実現し、社会の要請に応え、公共的役割を果たすため、管理運営に関する方針を以下のように定めます。</p>
<p>管理運営</p> <ol style="list-style-type: none">1. 本学は、関係法令を遵守し、明文化された規定に沿った公正な意思決定と、これに基づく円滑な業務運営を行うとともに、情報公開を積極的に推進するものとする。2. 本学は、学長のリーダーシップのもと、円滑な大学運営と効果的な教学改革が実現するよう、学長、副学長、学部長、研究科長、その他役職者の権限と責任を明確化するとともに、規定、組織、管理運営体制の継続的改善に努めるものとする。3. 本学は、大学業務を円滑に行うため、適切な組織体制のもと、適切な人員を配置し、教職員の意欲及び資質の向上を図るための諸制度や環境の整備に努め、事務機能の強化を図るものとする。
<p>財政</p>

1. 本学は、教育研究を安定して遂行するための必要かつ十分な財政基盤を確立するため、中・長期計画に基づく納付金、寄附金、補助金等、財源の安定的確保に努めるとともに、外部研究資金を積極的に獲得するための組織・体制を整備するものとする。
2. 本学は、明確な方針のもとで適切な予算編成を行い、予算執行及び決算については、内部監査、監事監査、公認会計士監査などによって健全性と効率性を担保し、財務状況の情報公開を積極的に推進するものとする。

<意思決定プロセス>

大学としての意思決定は、大学運営会議で協議し、大学評議会で審議のうえ、最終的に学長が決定する。大学運営会議の議題は、学長等執行部からの提案のほか、各学部教授会・各研究科教授会をはじめ、教学部門の諸委員会による協議を経たものが上程される。大学評議会の議題は、事前に大学運営会議で議論をしており、また、教授会の意見を聴く必要のある事項は、学部長が教授会において意見を聴き、大学運営会議に報告している。そのため学長が決定を行うに際して、教授会が意見を述べる事が担保されている。

① 大学評議会

成蹊大学学則第13条に基づき、教育研究に関する重要な事項を審議するため、大学評議会を置いている。大学評議会は、教育研究上の目的を達成するための基本計画、学則その他教育研究に係る重要な規則の制定及び改廃、教育研究全般に係る方針等に関する審議を行い、毎月1回開くことを定例としている。大学評議会は、学長、副学長、各学部長、法務研究科長、各学部から選出された2名の教授、法務研究科から選出された1名の教授、企画運営部長及び教務部長をもって構成している【資料9.1-8】。

② 大学運営会議

成蹊大学学則第13条の2に基づき、大学の運営に関する企画立案、大学評議会に付する議案及びその内容の検討、大学内の意見調整等を行うことを目的として、学長のもとに大学運営会議を置いており、毎月2回開くことを定例としている。大学運営会議は、学長、副学長、各学部長、法務研究科長、企画運営部長及び教務部長をもって構成している【資料9.1-9】。

<教学組織と法人組織の権限と責任>

学校法人成蹊学園寄附行為によって、法人の目的と理事会及び評議員会の役割を明確に定められており、法人を代表する理事として、理事長及び学園長が置かれている。理事長は法人の業務を総理し、学園長は理事長を補佐して法人の業務を統括する【資料9.1-6】。

「学校法人成蹊学園寄附行為施行規則」によって、寄附行為第23条に規定する理事会への付議事項が明確に定められている。また、学園長の諮問に応じて、学園及び学園の設置する学校全体に関わる重要事項を審議し、かつ、学園長に建議するために、学園に常務理事会が置かれている。常務理事会は、理事会に付する議案及びその内容の検討、学園の設置する学校全体に関わる教学の立案及び推進、各学校間の連絡調整等に係る事項を審議する。構成員は、学園長、常務理事、学長、中学校長兼高等学校長、小学校長であり、大学

の教育・研究に関わりのある事項を審議するときは、副学長、学部長及び研究科長を構成員として加えることとしている【資料 9.1-10、9.1-11】。

大学の意思決定プロセスは、先に述べたとおりであるが、理事会での決議に至るまでのプロセスにおいて、理事会は教学面における大学の意思決定を最大限尊重し、教学組織の意思を反映しうる仕組みが構築されている。

<教授会の権限と責任>

① 教授会

成蹊大学学則第12条に基づき、各学部教授会を設置している。教授会は、学生の入学及び卒業、学位の授与、及び教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるものに対して意見を述べるものとしている。構成員は、当該学部所属する専任の教授、准教授、講師及び助教をもって構成している【資料 9.1-12】。

② 研究科教授会

成蹊大学大学院学則第34条に基づき、各研究科に研究科教授会を設置している。研究科教授会は、学生の入学及び修了、学位の授与、及び教育研究に関する重要な事項で、研究科教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるものの決定を行うにあたり意見を述べるものとしている。構成員は、当該研究科の大学院担当資格を有する専任の教授をもって構成している。ただし、当該研究科が必要と認める場合には、当該研究科の大学院担当資格を有する専任の准教授、講師及び助教を構成員とすることができる【資料 9.1-13】。

2015年4月1日施行の学校教育法改正に係る対応として、大学の校務に関する最終的決定権が学長にあることを、学則上に明確に規定した。またこれに先立ち、2013年度に全学的教学マネジメントと全学的教学改革について協議・立案するための学長の諮問機関として、学部長懇談会及び研究科長懇談会を明確に位置づけるために規則化し、2014年度からは、意思決定の効率化を図るため、両懇談会を一本化し大学運営会議に改組した。加えて、学長がリーダーシップを発揮できる体制を整備するため、これまで副学長1名、学長補佐2名であったが、2014年度からはそれぞれ1名ずつ増員できるよう規則改正を行うとともに、教職協働体制の充実に向けて事務職員1名を新たに学長補佐に任命した。

(2) 明文化された規程に基づいて管理運営を行っているか。

大学の管理運営は、学校教育法及び関連法令に基づき、成蹊大学学則、成蹊大学大学院学則及び成蹊大学法科大学院学則に則り行われている。学長の権限については、学則第8条に「学長は、校務をつかさどり、所属教職員を統督する」と規定し、校務に関する最終的な決定権が学長にあることを明確化しており、同時に学校法人成蹊学園の理事となることが寄附行為上に規定されている【資料 9.1-6、9.1-15】。

関係法令の制定改廃、教学ガバナンス改革及び学内組織の改編に伴い、学内規定と運用についての総点検・見直しのうえ、以下の規則等について改正した。

- ・成蹊大学学則
- ・成蹊大学大学院学則
- ・成蹊大学法科大学院学則
- ・各学部規則
- ・各研究科規則
- ・成蹊大学副学長の職務等に関する内規
- ・成蹊大学評議会規則
- ・成蹊大学運営会議規則
- ・成蹊大学教授会規則
- ・成蹊大学大学院研究科教授会規則
- ・成蹊大学法科大学院教授会規則

また、運営と規則に齟齬が生じないように調整を図りながら、関係法令及び学内規程の遵守に努めている。【資料 9.1-12～9.1-26】

学長の選考方法については、従来の直接選挙から理事会のもとに設置される学長選考委員会による選考方法に改めることとし、「成蹊大学長選考規則」に規定した【資料 9.1-1】。

また、副学長、学長補佐の選任、学部長・研究科長の選考についても、学校教育法の改正に伴い選任又は選考方法、及び規定の見直しを行った【資料 9.1-27～9.1-35】。

(3) 大学業務を支援する事務組織が設置され、十分に機能しているか。

大学業務を支援する事務組織として、大学に企画運営部企画運営課及び研究助成課、教務部、学生相談室、学生部学生生活課及び大学保健室、入試センター事務室、ボランティア支援センター事務室、図書館事務室、高等教育開発・支援センター教育開発・支援課、キャリア支援センター事務室が設置されている。これらの事務組織間の連絡会としては、大学事務連絡会を設けており、大学評議会及び大学運営会議での内容について報告しているほか、各部署間での情報を共有している。また、学園が設置している事務組織として総務部、財務部及び国際教育センター国際課が、その他法人に設置される組織として企画室及び内部監査室があり、関連する大学業務に携わっている。

事務職員の配置及び採用については、学園で管理されている。事務部署の分掌は、学園事務組織規則において規定されている【資料 9.1-36】。

事務機能の改善・業務内容の多様化への対応としては、2013年度において、情報センターを改組し高等教育開発・支援センターとするほか、ボランティア支援センターを設置するにあたり、大学として事務組織の人員構成と適切性を検討し、事務組織の改組及び新設を提言した。その結果、2014年度に高等教育開発・支援センター教育開発・支援課及びボランティア支援センター事務室が設置された。

職員の採用については、法人部門の総務部人事課において事務職員、技術職員及び労務職員の採用に関する規則に基づき、退職者を考慮したうえで採用数を検討し、採用計画のもと理事長の承認を得て行われている。求める人材像については、総務部人事課で作成の

うえ、学園ホームページを通じて公開されている【資料 9.1-37】。昇格に関しては、「成蹊学園給与規則」第9条に基づき行われている【資料 9.1-38】。

(4) 事務職員の意欲・資質の向上を図るための方策を講じているか。

職員力向上のための方向性を提言した事務機能強化関係小委員会最終報告「事務機能強化（職員力向上）について」に基づき、これを具現化した新しい人事制度の運用を2012年度より開始した。

① 職層制度の導入

複線型人事制度の考え方を採り入れ、職員一人ひとりが個性を発揮し、組織貢献できるように、「アソシエイト職層」「プロフェッショナル職層」「スペシャリスト職層」「マネジメント職層」を設けた。若年層（35歳まで）はアソシエイト職層に属し、アソシエイト職層は総合職として異なる職務内容の少なくとも三部署で勤務するよう配慮し、幅広い業務経験を積むことで、自らの適性や興味を見極め、自己研鑽を積む。35歳からは、プロフェッショナル職層とマネジメント職層のいずれかを選択し、本人の希望と学園からの期待を共有し、職層を決定する。プロフェッショナル職層は、多様なニーズに応え、高度な事務サービスを提供するプロフェッショナル職層としての力を養っていくことが求められる。マネジメント職層は、管理職及び経営職、将来的にこれらの職を担う職員が属する。また、プロフェッショナル職層の延長線上にスペシャリスト職層を設け、専門的な知識の蓄積を経て、学園の業務のうち、特に高度で専門的な知識・技能等を必要とされる職務に限り、その役割を果たすべく能力と実績が期待できる者が位置づけられている。なお、35歳を超えて、各職層に位置づけられた後も、三つの職層は相互に転換可能としている。

② 自己申告制度の導入

職員が職層を選択するにあたり、自らの現況や将来の希望を表明するために、自己申告の制度を導入した。毎年定期的に自己申告書を人事課に提出し、適宜面談の場を設け、中長期的な成長のために、職員本人が一年を振り返る機会とすると同時に、本人の意向及び学園からの期待を双方で共有することを目的としている。

③ 人事制度に関わる基準や指針の明示

学園ガバナンス検討委員会のうちの事務機能強化関係小委員会の最終報告において、「期待する成蹊学園職員像」を明示し、職員力向上をさらに推し進めるために、各職層それぞれに求められる具体的な基準、役職への昇格基準を明示した。

④ 給与制度

職員のモチベーションの維持・向上を図るためには、それぞれの役割に応じた適正な評価が処遇に反映していることが重要であることから、役割に応じた適正な評価が処遇に反映できるよう、職層に応じた給与表の策定、昇給・昇格基準の制定など給与制度の見直しを行った。

⑤ 評価制度

人材育成と職員個々人の個性を尊重して成長の促進を促す、育成型の評価制度を導入した。自己申告制度が中長期的な成長のためのツールであるのに対し、評価制度は単年度の

目標に対する、結果に対する振り返りを所属長とともに行う。評価制度は、目標管理と職務評価に分かれる。目標管理は、一年度ごとに自らの目標を設定し、その達成度を自己申告し、それに対し所属長が評価をする。その後ブロック調整会議を行い、複数の所属長により目線合わせを行った後、評価を最終決定する。職務評価は、勤務状況について職務評価基準に基づき評価を受ける。評価制度については、2014年度からの処遇への反映を開始している。

なお、大学として、2013年度に高等教育行政に対応する本学の施策についてや内部質保証システムについてのスタッフ・ディベロップメント（SD）を開催した。2014年度・2015年度には高等教育開発・支援センター及び企画運営部企画運営課において様々なSD研修会を実施している【資料9.1-39】。

また、総務部人事課において、研修体系を基本研修、特別研修、自主研修、業務研修の4つの区分に分け、事務職員研修を実施している【資料9.1-40】。

2. 点検・評価

●基準9(1)の充足状況

本学は、学校組織上、学校法人成蹊学園のもとに置かれており、法人組織と大学との間で権限と責任を明確にしている一方、大学のなかにおいては「管理運営に関する方針」を定め意思決定のプロセスを明確にしている。また、副学長を2名まで置くことが可能となり、学長補佐を3名（うち、1名は職員）配置するなど、学長がリーダーシップを発揮できるよう体制を整備するとともに、大学と各学部の教授会との間で権限と責任を明確にしている。事務職員については、高等教育開発・支援センター及び企画運営部企画運営課においてSD研修会を実施するなど、職員が自らの力を向上させるための機会を大学でも設けている。こうした動きは、内部質保証体制のもとで「大学内部質保証／自己点検・評価シート」を使った検証を行うなかで生まれた成果といえよう。2016年度から始まる新学長のもとでの新たな体制に向けた準備と、円滑に始動するための環境整備が当面の課題ではあるが、現段階においては管理運営に関する基準は概ね充足している状況にある。

(1) 効果が上がっている事項

- 1) 「1. 現状の説明」で述べたとおり、2014年度に管理運営に関する方針を明確にし、関係法令の遵守、明文化された規定に沿った公正な意思決定の実現の一環として、学校教育法の改正に伴う内部規則と運用の総点検・見直しを行い、学則その他関係規則における学長の職務に関する条項、副学長の職務に関する条項、その他役職者に関する条項、教授会の役割に関する条項などの改正を行い役職者の権限と責任がより明確化された。運用面においても、学長のリーダーシップのもと、円滑な大学運営と効果的な教学改革が実現するよう、大学評議会や大学運営会議等における議事進行方法などの見直しを図り、規定と運用の両面からの継続的改善に取り組んでいる。
- 2) 学長補佐として職員を登用できるよう規則を改め、2014年度中に新たに職員1名を学長補佐に任命したこと、また、学長の意思決定に際して職員も審議に加わることが

できるよう大学評議会の構成員に企画運営部長と教務部長を加え規則を改めたことにより、学長のリーダーシップ強化策の一環としての教職協働体制による大学運営が一層促進された。

(2) 改善すべき事項

- 1) 2014年度中に副学長を2名体制とする規則改正を行ったが、現在1名での運用を行っている。大学改革の急速なスピードに対応するためには、今後増員する必要がある。

3. 将来に向けた発展方策

(1) 効果が上がっている事項

- 1) 管理運営方針が適切であるか、方針に基づく管理運営が図られているか、改正された規則と実際の運用に乖離が生じていないかについて、大学全体、学部・研究科、各部門において内部質保証体制のもとでの検証を引き続き推進していく。
- 2) 教職協働体制の充実の観点から、職員による学長補佐としての役割及び適正な人数についてさらに検討を進め、必要に応じて規則改正を行う。

(2) 改善すべき事項

- 1) 副学長の増員については、2016年度に就任する新学長のもとで、その任務及び適正な人数について検討し、必要に応じて規則改正を行う。

4. 根拠資料

<共通資料（提出を義務付けられている資料）>

- 資料 9.1-1 成蹊大学長選考規則
- 資料 9.1-2 成蹊大学長選考委員会規則
- 資料 9.1-3 学校法人成蹊学園理事・監事名簿（2015年6月1日）
- 資料 9.1-4 成蹊学園2014年度事業報告書
- 資料 9.1-5 成蹊学園2014年度事業報告書（データ集）（既出 資料8-15）
- 資料 9.1-6 学校法人成蹊学園寄附行為

<その他資料>

- 資料 9.1-7 教育情報の公表（教育・研究について）（既出 資料1-21）
URL：http://new.seikei.ac.jp/university/edu_info/education/index.html
- 資料 9.1-8 成蹊大学評議会規則
- 資料 9.1-9 成蹊大学運営会議規則

- 資料 9.1-10 学校法人成蹊学園寄附行為施行規則
- 資料 9.1-11 学校法人成蹊学園常務理事会規則
- 資料 9.1-12 成蹊大学教授会規則（既出 資料 3-2）
- 資料 9.1-13 成蹊大学研究科教授会規則（既出 資料 3-3）
- 資料 9.1-14 成蹊大学法科大学院教授会規則（既出 資料 3-4）
- 資料 9.1-15 成蹊大学学則（既出 資料 1-1）
- 資料 9.1-16 成蹊大学大学院学則（既出 資料 1-2）
- 資料 9.1-17 成蹊大学法科大学院学則（既出 資料 1-3）
- 資料 9.1-18 成蹊大学経済学部規則（既出 資料 1-4）
- 資料 9.1-19 成蹊大学理工学部規則（既出 資料 1-5）
- 資料 9.1-20 成蹊大学文学部規則（既出 資料 1-6）
- 資料 9.1-21 成蹊大学法学部規則（既出 資料 1-7）
- 資料 9.1-22 成蹊大学大学院経済経営研究科規則（既出 資料 1-8）
- 資料 9.1-23 成蹊大学大学院理工学研究科規則（既出 資料 1-9）
- 資料 9.1-24 成蹊大学大学院法学政治学研究科規則（既出 資料 1-10）
- 資料 9.1-25 成蹊大学大学院文学研究科規則（既出 資料 1-11）
- 資料 9.1-26 成蹊大学副学長の職務等に関する内規
- 資料 9.1-27 成蹊大学学長補佐の選任等に関する規則
- 資料 9.1-28 成蹊大学副学長の選任等に関する規則
- 資料 9.1-29 成蹊大学学部長及び研究科長の選任等に関する規則
- 資料 9.1-30 経済学部長候補者の選考に関する規則
- 資料 9.1-31 経済学部長候補者選挙実施細則
- 資料 9.1-32 理工学部長候補者の選考に関する規則
- 資料 9.1-33 文学部長候補者の選考に関する規則
- 資料 9.1-34 法学部長候補者の選考に関する規則
- 資料 9.1-35 法務研究科長候補者の選考に関する規則
- 資料 9.1-36 成蹊学園事務組織規則
- 資料 9.1-37 教職員採用情報
URL : <http://www.seikei.ac.jp/gakuen/recruit/>
- 資料 9.1-38 成蹊学園給与規則
- 資料 9.1-39 SD 開催記録（2013-2015 年度）
- 資料 9.1-40 事務職員研修概要

第2節 財務

1. 現状の説明

(1) 教育研究を安定して遂行するために必要かつ十分な財政的基盤を確立しているか。

本学園の教育・研究を支える財政については、学生・生徒等納付金を中心にこれに補助金、手数料、資産運用収入、寄付金などが年度の事業計画を支える主な収入源となっており、これらの各収入源について安定した確保を目標としている。

これまで大学では、1990年度に策定された大学施設・設備整備計画により大学開設以降の施設設備群を、順次新しい校舎等への建替えを進め、2002年度から2012年度の10年間にわたって学園創立100周年事業として実施されてきた「新・成蹊創造プラン」へと引き継がれてきた。そして現在は2013年度から6年間にわたり計画・実施されている「学園中期重点目標」に基づく事業計画が進められており、この施策を支える目的で、「学園全体の組織・経営基盤の強化」をテーマに、財政基盤の強化に向けた取り組み施策として、経費の削減と新たな収入増の模索にあわせて取り組んでいる。

このような連続した教育の質的向上と施設・設備の整備によって、近年教育研究経費比率が増加し、消費収支差額も支出超過傾向が続いているが、支出の抑制と収入の多様化により帰属収支の均衡を保ちながら、新たな特色ある大学における教育環境の創造を目指している。

<学生・生徒等納付金、手数料の確保>

学園の学生・生徒納付金は、帰属収入の約75%を占める主たる財源となっており、本収入の安定的確保が教育研究を安定して遂行するための財政的基盤として重要な役割を果たしている。大学全体としての入学定員に対する入学者は、全学部において、入学定員を若干上回る入学者を受入れており、財政的基盤の柱となる納付金収入は安定的に確保できている。

入学検定料が主な収入源である手数料も、入試における十分な競争倍率を維持しているものの、今後「2018年問題」といわれるさらなる少子化における大学間競争に対応していく施策が求められている。

<補助金の確保>

補助金は、帰属収入の約13%を占める納付金に次ぐ財源となっている。補助金は税金が財源であることを常に意識し、経常費補助金の一般補助はもとより特別補助においても、申請基準に対して正確かつ厳格に適用し申請している。特別補助は特色ある大学教育に対する補助として、本学においても、常に社会からのニーズを踏まえた制度の構築に取り組んでおり、特別補助の一環として位置づけられている私立大学等改革総合支援事業へも積極的に対応し応募している。あわせて大規模なICT設備更新時の補助金活用や外部資金獲

得のため、教員を対象に科学研究費補助金等の申請説明会開催等による教員支援も積極的に行っている。

<資産運用収入の確保>

奨学金を含む財源確保のための資産運用収入は、帰属収入の2%強を占めている。資産の運用は、教育・研究の充実を図る上で重要な財源である一方、日々刻々の社会状況に連動して大きく上下する大きなリスクと隣り合わせており、本学園では、安全性を基本とした資産運用方針を定め、一定の格付け以上の主に確定利付債券の満期保有を中心として運用を行っている。

<寄付金の確保>

寄付金収入については、2012年度までの学園創立100周年記念事業募金が終了した。2013年度以降は、通常の新入生の入学後に依頼している「教育充実資金」への寄付金が主体となっているが、各世帯収入が伸びない厳しい社会状況を反映して、漸減傾向が続いている。このため2015年度より学園長直下の企画室に新たに経営戦略グループを設置し、学園創立100周年記念事業募金以降における新たな恒常的募金活動を企画しており、2016年度より具体的な募金活動を展開することとしている。

<人件費支出への対応>

支出面においては人件費が主な支出項目となっており、適正な人件費比率の維持が大学運営において必須である。現在は帰属収入の55%前後で人件費支出が推移しているが、50%を目標に取り組んでいるところである。

(2) 予算編成および予算執行は適切に行っているか。

<予算編成の適切性>

学園全体の予算編成については、前年度決算が5月の理事会で承認された後、次年度の予算編成の方針の策定が行われる。学園長・常務理事・各学校長等による経営企画委員会での議論を経て、財務部において策定された予算編成方針案を6月の常務理事会に諮った後、7月の理事会での承認を受ける。この予算編成方針に基づき、財務部で予算編成日程及び各学校、部局等における予算申請限度額が策定され、常務理事会で審議・了承された後、各学校・部局において具体的な事業計画と申請予算が策定されることとなる【資料9.2-12、9.2-13、9.2-14】。

大学においては、学長のもと事業計画と申請予算を大学として取りまとめ、法人部門との事前協議を経て、大学運営会議及び大学評議会での承認を得るプロセスにより、予算編成の計画性と適切性を担保して10月中に学園へ提出する。

学園全体で取りまとめられた事業計画に基づく申請予算は、財務部において各学校・部局と申請内容のヒアリングを行ったうえで学園全体の事業計画案及び予算案として策定し、1月以降の常務理事会での審議・承認を得る。その後評議員会での意見を聴いた後、理事会で審議され承認を受けることになる。公益法人である学校法人では、教育・研究に

おける事前の事業計画と予算策定がより重要であり、以上のようなプロセスを経ることで、予算編成の適切性を担保している。

< 予算執行の適切性 >

予算執行に関しては、法人・大学規則(固定資産及び物品調達規則等)に基づき厳格に運用するとともに、「経理規則」「固定資産及び用品管理規則」に基づく現物照合や内部監査室による監査を実施することで、予算執行の適切性を担保している【資料 9.2-15、9.2-16】。

物品等の調達では、「経理規則」第43条に規定する予算単位ごとに調達事務担当者を置き、金額に応じ所属長の承認を得て調達要求が財務部門になされ、これを金額に応じて管財課長、財務部長、常務理事、学園長の承認手続きを経た後、発注が行われる。特に大学において教員の研究費により購入されたものについては、企画運営部研究助成課にある検取デスクで1円以上のものについて検取し、請求書と納品書に検取デスクの検取担当者 と検取日の入った検取印が押される。この検取印が押された請求書と納品書があるものについてのみ、調達事務担当者による支払い手続きを行うこととしている。

納品され登録された備品類については、管理シールが貼られ、毎年10月から全ての登録備品について、一覧書類に基づき登録された場所に登録された現物があるかの現物確認を実施している。更にこの現物確認が適切になされたかをチェックするためのモニタリングも別途行っている。

監査法人による監査は、年間を通じて70日実施されており、監事へは月次決算報告、決算監査及びモニタリングによる実地監査が行われている。また内部監査室では、部門監査・テーマ監査のほか、毎年科学研究費のモニタリングを行っており、監査法人、監事、内部監査室は相互に連携し、コミュニケーションを図りながら、業務執行、予算執行の適切性を担保している。

2. 点検・評価

●基準9(2)の充足状況

成蹊大学の母体である成蹊学園は2012年度に創立100周年を迎え、その記念事業として10年間にわたり「新・成蹊創造プラン」が企画・実行され、2012年度に始まる新ガバナンス体制のもとで「学園中期重点目標」に基づく事業計画が進められている。また、教育・研究を支える財政については、学生・生徒等納付金に加えて補助金、手数料、資産運用収入、寄付金などによって安定的な収入を目指しており、これらは年度の事業計画を支える重要な収入源となっている。本学は、こうした学園の中・長期にわたる基本計画に沿いつつ、安定的な財政基盤と適切な予算執行を背景に、恵まれた環境のなかで教育研究を遂行している。また、新ガバナンス体制のもとで学長裁量予算の設定を図るなど、学長権限強化に向けた取り組みも実行に移された。しかしその一方で、文部科学省科学研究費補助金に代表される外部資金の獲得は大学全体としてやや不十分なところがあり、引き続き外部資金獲得の増大に向けた努力を怠ってはならない。とはいえ、学園の安定的な財政基

盤と健全な経営基盤に支えられ、本学の財務に関する基準は総じて充足している状況にあるとあってよい。

(1) 効果が上がっている事項

- 1) 2014年度私立大学等改革総合支援事業に係る選定について、本学はタイプ1「建学の精神を生かした大学教育の質向上」に申請し、選定された【資料9.2-17】。

(2) 改善すべき事項

- 1) 学校教育法の改正に伴う学長権限強化に資する取り組みのひとつとして、事業計画時及び期中において学長の裁量により執行できる予算を設定することで、学長のリーダーシップが発揮できる環境を整備した。ただし、本予算を使用しての事業計画や、期中における新たな計画を実行するための具体的な運用については、十分に確立されておらず、今後の執行をとおして検討していく必要がある。

3. 将来に向けた発展方策

(1) 効果が上がっている事項

- 1) 2014年度私立大学等改革総合支援事業に係る選定について、本学はタイプ1「建学の精神を生かした大学教育の質向上」に選定されているが、今後も引き続きタイプ1の選定を継続させるとともに、他のタイプについても選定されることを目指して計画的に取り組むこととする。

(2) 改善すべき事項

- 1) 2015年度より新たに運用が始まった学長の裁量により執行できる予算については、大学の予算編成及び事業計画における学長のリーダーシップをどのように制度的に担保していくことができるか、また、期中における使途・手続きをどう行っていく事が適切かについても検討していく。

4. 根拠資料

< 共通資料（提出を義務付けられている資料） >

資料9.2-1 計算書類（2010～2015年度）

資料9.2-2 監事監査報告書（2010年度～2015年度）

資料9.2-3 監査法人の監査報告書（2010年度～2015年度）

資料9.2-4 成蹊学園2014年度事業報告書（既出 資料9.1-4）

資料9.2-5 成蹊学園2014年度事業報告書（データ集）（既出 資料8-15）

資料9.2-6 財産目録（2015年3月31日）

第9章 管理運営・財務
第2節 財務

- 資料 9.2-7 5ヵ年連続資金収支計算書（大学部門）（2010～2014年度）
- 資料 9.2-8 5ヵ年連続資金収支計算書（学校法人）（2010～2014年度）
- 資料 9.2-9 5ヵ年連続消費収支計算書（大学部門）（2010～2014年度）
- 資料 9.2-10 5ヵ年連続消費収支計算書（学校法人）（2010～2014年度）
- 資料 9.2-11 5ヵ年連続貸借対照表（学校法人）（2010～2014年度）

<その他資料>

- 資料 9.2-12 学校法人成蹊学園寄附行為（既出 資料 9.1-6）
- 資料 9.2-13 学校法人成蹊学園寄附行為施行規則（既出 資料 9.1-10）
- 資料 9.2-14 学校法人成蹊学園常務理事会規則（既出 資料 9.1-11）
- 資料 9.2-15 経理規則
- 資料 9.2-16 固定資産及び用品管理規則
- 資料 9.2-17 2014年度第7回大学評議会議事録(抜粋)

第 10 章 内部質保証

1. 現状の説明

(1) 大学の諸活動について点検・評価を行い、その結果を公表することで社会に対する説明責任を果たしているか。

本学の自己点検・評価に係る活動は、1993 年度に自己点検・評価を行い、その結果を 1994 年度に「成蹊大学の教育と研究の現状」と題した報告書にまとめ、刊行したことに始まる。以後、4 年周期で点検・評価を行うこととし、これまで 1998 年度と 2002 年度に自己点検・評価報告書を刊行し、1998 年度の自己点検・評価報告書をもとに大学基準協会に相互評価の申請をし、その結果、大学基準に適合している旨の認定を受けた。2004 年 4 月からは、7 年以内に文部科学大臣が認証する評価機関による評価を受けることが義務化されたことを受けて、前回から 6 年後となる 2008 年度に自己点検・評価を行い、2009 年度に大学基準協会による大学評価を受審し、大学基準に適合している旨の認定を受けた。2016 年度には、大学基準協会による第 2 期の大学評価を受審することとなっている。

本学の自己点検・評価報告書、認証評価結果及び改善報告書検討結果については、大学ホームページで公表している【資料 10-5】。また、法科大学院については 2 年ごとに自己点検・評価を実施するとともに、2008 年度及び 2013 年度には日弁連法務研究財団による大学評価を受け、それらの報告書及び評価結果を大学ホームページで公表している【資料 10-6】。

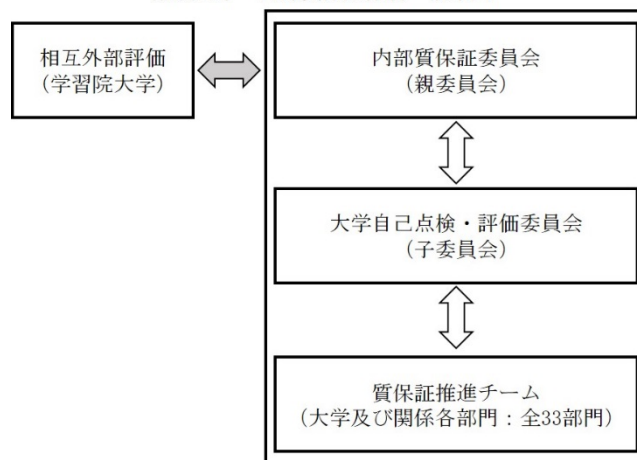
「学校教育法施行規則」に基づく教育研究活動等の状況については、事業計画・事業報告及び財務情報を含め、点検・評価を行う際に必要とされるデータを大学ホームページにおいて公表している【資料 10-3】。大学基準協会による 2009 年度大学評価において指摘があった、情報公開請求がなされた場合の手続き等については、2014 年度に「成蹊学園情報公開規則」を制定し、明確化された【資料 10-7】。なお、教員情報については、国立研究開発法人科学技術振興機構が運営する「researchmap」を活用した本学独自の教員業績・公開システムである「Ufinity」を 2015 年度に整備し、公開している。そのほか、教育情報を公表・活用する共通的な仕組みとして 2014 年度に導入された「大学ポートレート」に参加している【資料 10-8】。

(2) 内部質保証に関するシステムを整備しているか。

2013 年度から大学としての内部質保証体制の検討を開始し、2014 年度より「成蹊大学内部質保証に関する規則」及び「成蹊大学自己点検・評価実施に関する規則」に基づいて体制を構築し、運用を開始した【資料 10-1、10-2、10-9】。本学は、これらの規則のもと、組織、教育・研究活動及びその支援、学生の受入れ、修学・生活・進路支援、教育・研究環境の整備、管理運営・財務等に関する取組みについて点検・評価し、質の改善・向上を恒常的・継続的に図ることを内部質保証に関する方針としている。

本学における「内部質保証」とは、成蹊大学学則第 1 条及び成蹊大学大学院学則第 1 条に掲げる目的の実現に向けて、組織及び活動を不断に検証し、その充実向上に努め、適切な水準にあることを自らの責任で説明・証明していく恒常的・継続的プロセスをいう。内部質保証を掌る組織としては、成蹊大学内部質保証委員会（以下、内部質保証委員会）、成蹊大学大学自己点検・評価委員会（以下、大学自己点検・評価委員会）及び質保証推進チームがある。

成蹊大学 内部質保証体制 概略図



内部質保証委員会は、大学全体としての自己点検・評価の方針を策定し、本学の自己点検・評価活動を統括する。学長を委員長とし、①内部質保証を実現する体制の整備、運用、検証及び改善方針の立案、②大学全体の自己点検・評価活動に関する方針の策定、③自己点検・評価活動における自己点検・評価委員会並びに各学部、研究科及び各部局への指示、④自己点検・評価活動の結果（外部評価等による指摘事項を含む）に基づく全学に係る改善を要する事項の改善方法の検討、を任務とする。

大学自己点検・評価委員会は、内部質保証委員会のもとで、自己点検・評価活動を運営する。学長が指名する者を委員長とし、①自己点検・評価の実施に関する手順の策定及び書式の整備、②各学部、各研究科及び各部局における自己点検・評価作業の調整、③各学部、各研究科及び各部局からの報告の取りまとめ及び内部質保証委員会への報告、④内部質保証委員会からの諮問事項に関する検討、を任務とする。

各学部、各研究科及び各部局は、各所属長のもとで、質保証推進チームを構成し、それぞれの諸活動に係る自己点検・評価を行い、改善・向上に取り組む。

学外者の意見の反映としては、自己点検・評価の信頼性と妥当性を高め、内部質保証システムの構築へつなげることを目的に、2013 年度より学習院大学との相互外部評価を導入した【資料 10-10、10-11】。

(3) 内部質保証システムを適切に機能させているか。

2014 年度より内部質保証体制を構築し、運用を開始するとともに、大学自己点検・評価委員会も 2014 年度より、内部質保証システムを実行するための手段としての自己点検・評価活動を運営する組織と位置づけた。さらに、大学及び関係各部門に質保証推進チームを置き、大学全体としてではなく各部門においても内部質保証を浸透させるシステムとした。これらの仕組みを適切に機能させる具体的なツールとして、本学独自の「大学内部質保証／点検・評価シート」【資料 10-12】を学部、研究科、センター、委員会、事務局等（全 33 部門）において作成し、全学的に運用している。「大学内部質保証／点検・評価シート」への記載手順としては、自己点検・評価活動を行うにあたり、まず大学の理念、

目的及び目標（以下、理念等）を明確にする。次に各部門は、大学の理念等のもと、自部門の理念等を明確にし、「大学内部質保証／点検・評価シート」に記載する。ただし、学園事務部局等においては、学園の理念等のもと、自部門の目的及び組織運営目標を明確にし、「大学内部質保証／点検・評価シート」に記載する。続いて、各点検・評価項目ごとに以下の PDCA サイクルに関する事項について、各部門において自己点検・評価活動を行い、その内容を「大学内部質保証／点検・評価シート」に記載することとした。なお、以下の記号はそれぞれ【P】は Plan、【D】は Do、【C】は Check、【A】は Act を意味する。

- ①「現状の説明【C】」
 - ②「直近までに指摘された課題・問題点【C】」
※指摘を受けていない点においては「各部門における現状の課題・問題点」と読み替えて記載する。
 - ③「課題・問題点の解決や改善につながると期待される当年度における実施計画事項【A+P】」
 - ④「その他：中期重点目標との関わり等」
 - ⑤「当年度における実施事項と効果の上がった事項【D】」
 - ⑥「次年度に向けた課題と展望【C】」
 - ⑦「その他：中期重点目標との関わり等」
 - ⑧「自己評定」
- ⑧の「自己評定」については、以下の評定基準に基づき各部門において自己評定を行う。

S：方針に基づいた活動が行われ、理念・目的・教育目標の達成度が極めて高い。
 A：概ね方針に基づいた活動が行われ、理念・目的・教育目標がほぼ達成されている。
 B：方針に基づいた活動や理念・目的・教育目標の達成がやや不十分である。
 C：方針に基づいた活動や理念・目的・教育目標の達成が不十分であり、改善すべき点が多い。

なお、「大学内部質保証／点検・評価シート」には、大学基準協会の点検・評価項目と同様の項目が設定されており、これを用いて自己点検・評価活動を行うこととなっているが、「大学」を除く各部門においては、自部門に落とし込んで解釈することとしている。したがって、大学基準協会の点検・評価項目を引用しているが、実質的には各部門の PDCA サイクルが回るように設計しており、各部門の定常業務を記録しながら、無理なく内部質保証システムが機能するように工夫した。

さらに、これらの内部質保証システムの客観性・妥当性を高めるため、学習院大学との相互外部評価を導入した。相互外部評価は、当面は教育活動における相互評価とし、大学基準項目を中心に、「3. 教員・教員組織」、「4. 教育内容・方法・成果」、「5. 学生の受入れ」、「10. 内部質保証」、とあらかじめ項目を絞って、相互点検・評価を行うものである。2013 年度は、学習院大学より提出された「点検・評価シート」の該当部分について、本学が点検・評価を行い（4 学部、6 研究科、法科大学院、経営企画課の点検・評価シートが対象）、2014 年度は、本学が 2013 年 7 月に大学基準協会へ提出した「改善報告書」及び 2014 年 3 月に受領した『改善報告書検討結果』（いずれも大学ホームページで公開）、並びに本学が作成している「大学内部質保証／点検・評価シート」の該当部分を学習院大

学に提出し、点検・評価を受けた（4 学部、4 研究科、法科大学院、企画運営課の「大学内部質保証／点検・評価シート」が対象）。

作業分担は、点検・評価を行う大学側に一任されているが、本学としては学長、副学長、学部長、法務研究科長、大学自己点検・評価委員長、自己点検・評価を担当する教員と、事務局として自己点検・評価を担当する部門（企画運営部企画運営課）が点検・評価に携わった。

相互外部評価の点検・評価は、達成度評定（S・A・B・C）を付すことを中心に、「概評（基盤評価）」・「概評（達成度評価）」・「長所として特記すべき事項」・「外部から点検してわかりづらい点」・「指摘したい点」・「全体を通じての感想」を報告書にまとめることとなっており、2015 年 3 月に学習院大学より『成蹊大学の自己点検・評価に関する評価報告書』が提出された【資料 10-13】。

また、相互外部評価では、大学基準協会の書面審査及び実地調査を参考に、次のとおり実効性を高める工夫を施した。

①「実地調査に際しての質問事項」の作成

点検・評価を行う大学が、点検・評価を受ける大学で運用している「点検・評価シート」を事前に確認し、大学基準協会の「評価に際し留意すべき事項」に基づき概評（基盤評価・達成度評価）をまとめつつ、「質問事項」「実地調査の際に閲覧を希望する資料」「実地調査の際に見学したい施設・設備、参観を希望する授業」を作成する。実地調査の 1 か月前を目処に点検・評価を受ける大学に「実地調査に際しての質問事項」を提出する。

②「質問事項等に対する回答・対応シート」の作成

点検・評価を受ける大学は、①で提出された「実地調査に際しての質問事項」に対し、実地調査の実施までに「質問事項等に対する回答・対応シート」を作成する。この回答・対応シートに基づいて、実地調査当日にグループごとに質疑応答、意見交換を行う。

③実地調査の実施

点検・評価の実質化を図るべく、学長・副学長・学部長・研究科長・法務研究科長、事務局等が点検・評価を受ける大学に出向き、グループごとに質疑応答、意見交換を行う。

これらの相互外部評価で得られた意見・コメント等については、自己点検・評価活動及び認証評価に有効に活用することとしており、内部質保証委員会、大学自己点検・評価委員会及び該当部門において共有している。

なお、大学基準協会からの指摘事項に対しては、2009 年度に認証評価を受審した結果を真摯に受け止め、助言 11 項目及び勧告 1 項目について改善を図り、3 年後の 2013 年 7 月に改善報告書を提出している。「改善報告書」及び大学基準協会による「改善報告書の検討結果」はいずれも大学ホームページで公表している【資料 10-5】。

また、今後の内部質保証システムについては、学習院大学との相互外部評価や今回受審をする認証評価の結果を踏まえ、適切かつより効率的な体制及び運用方法を検討していきたいと考えている。

2. 点検・評価

●基準 10 の充足状況

本学の自己点検・評価に係る活動は 1994 年度の「成蹊大学の教育と研究の現状」を皮切りに 4 年おきに実施され、認証評価が義務化されたことに伴い 2009 年度に大学基準協会からの認証を受けた。これまでの自己点検・評価の結果は全て大学ホームページにて社会に公表されている。第 2 期の大学評価を受審するにあたり、2014 年度より PDCA サイクルに基づく内部質保証体制を整備し、実際に大学、各学部・研究科をはじめ 33 部門にわたって「大学内部質保証／点検・評価シート」を用いた自己点検・評価を行った。今回の第 2 期の自己点検・評価はその流れを受けて行われたものであり、大学、各学部・研究科をはじめとする 33 部門全ての協力を得て大学全体として取り組むことができた。また、学習院大学との相互外部評価を導入しており、ここで得られた意見・コメント等は、自己点検・評価活動に反映されている。もちろん、この内部質保証システムは端緒を開いたばかりであり、このシステムが今後も円滑に機能するよう、内部質保証システムの制度設計を含め持続可能なシステムを構築していくことが当面の課題である。とはいえ、現段階においては内部質保証の基準を概ね充足している状況にあることは間違いない。

(1) 効果が上がっている事項

- 1) 内部質保証体制の構築に伴い、2014 年度より年度始めに各部門の質保証推進チーム構成員を明確化し、大学全体レベルだけでなく、部門レベルでも内部質保証システムを整備している【資料 10-14】。また、大学基準協会（認証評価）の方針を踏まえつつ、「大学内部質保証／点検・評価シート」を用いた点検・評価サイクルを構築するとともにその運用方針を明確化した【資料 10-15】。2014 年 10 月には、「内部質保証システムに関わる改善方針」が学長から全学的に示された。2015 年 2 月には、本方針に対する大学自己点検・評価委員会からの答申が提出され、内部質保証システムの運用のさらなる向上につなげている【資料 10-16】。

また、学習院大学との相互外部評価を実施し、2014 年度は学習院大学による実地調査を経て、本学が点検・評価を受けたことにより、内部だけでなく外部からも、内部質保証システムの適切性について検証がなされた。

その結果、「大学内部質保証／点検・評価シート」を通じて内部質保証システムが徐々に学内に浸透し、有効に機能してきているといえる。『学習院大学による評価報告書』は 2015 年 3 月に提出され、大学全体及び各学部・研究科の施策に活かされている【資料 10-13、10-17】。

(2) 改善すべき事項

- 1) 本学の内部質保証システムは 2014 年度より運用を開始したが、実務的な作業負担については改善の余地があり、内部質保証委員会のもと大学自己点検・評価委員会で引き続き検討が必要である。

- 2) 「大学内部質保証／点検・評価シート」に基づく、各部門の質保証推進チームによる自己点検・評価から抽出された課題を、いかに大学全体の方針や政策立案につなげるかという実質化の仕組みについて、特に、内部質保証委員会と大学運営会議の関係について整理し、さらに改善を行う必要がある。

3. 将来に向けた発展方策

(1) 効果が上がっている事項

- 1) 内部質保証システムのさらなる向上について検討するとともに、学習院大学との相互外部評価について、さらに有効に機能するための方策（講評方法を含む）及び今後の運用について、協定締結を含め相互で検討を行う。

(2) 改善すべき事項

- 1) 内部質保証委員会のもと、大学自己点検・評価委員会において、大学全体及び各部門において今後より効果的かつ効率的に点検・評価サイクルを機能させていくことができるよう、引き続き内部質保証システムの運用について検討する。
- 2) 内部質保証システムによって抽出された課題を、いかに大学全体の方針や政策立案につなげるかという実質化の仕組みについて、内部質保証委員会において議論を進め、さらなる改善を図る。

4. 根拠資料

<共通資料（提出を義務付けられている資料）>

資料 10-1 成蹊大学内部質保証に関する規則（既出 資料 1-26）

資料 10-2 成蹊大学自己点検・評価実施に関する規則

資料 10-3 教育情報の公表（教育情報の公表状況を示す資料）

URL：http://new.seikei.ac.jp/university/edu_info/

資料 10-4 事業報告（計画）・財務情報（財務の情報公開状況を示す資料）

URL：<http://www.seikei.ac.jp/gakuen/about/financial/>

<その他資料>

資料 10-5 教育情報の公表（大学評価）（既出 資料 3-41）

URL：http://new.seikei.ac.jp/university/edu_info/management/hyouka.html

資料 10-6 法科大学院（自己点検・評価、認証評価）

URL：http://www.seikei.ac.jp/university/law_faculty/law_pstg/about/selfcheck.html

資料 10-7 成蹊学園情報公開規則

資料 10-8 大学ポートレート（成蹊大学）（既出 資料 4.1-49）

URL：<http://up-j.shigaku.go.jp/school/category01/00000000262301000.html>

- 資料 10-9 2014 年度第 1 回内部質保証委員会議事要録(抜粋)
- 資料 10-10 2013 年度第 5 回大学自己点検・評価委員会資料 3
- 資料 10-11 2014 年度第 4 回内部質保証委員会資料 3
- 資料 10-12 2014 年度大学内部質保証／点検・評価シート (既出 資料 1-27)
- 資料 10-13 成蹊大学の自己点検・評価に関する評価報告書 (既出 資料 2-19)
- 資料 10-14 2014 年度第 2 回内部質保証委員会資料 5
- 資料 10-15 2014 年度第 2 回内部質保証委員会議事要録(抜粋)
- 資料 10-16 2014 年度第 9 回内部質保証委員会資料 2
- 資料 10-17 2015 年度第 1 回内部質保証委員会資料 5 (既出 資料 4.1-38)

終章

本学での内部質保証の導入は、以下のように行われた。はじめに、2013年9月に「大学基準協会第2期認証評価に対応した組織体制の構築」等に関する学長諮問が当時の自己点検・評価委員長に出され、それまでの自己点検・評価活動に対する見直しと新たに内部質保証を導入することについての検討が進められた。その後、2013年12月学長への答申が出され、これをもとに内部質保証委員会の立ち上げと「大学内部質保証／点検・評価シート」の運用開始に基づく、本学における内部質保証体制の構築に向けた最初の一步が踏み出された。2014年度には、内部質保証委員会とそのもとで始まった「大学内部質保証／点検・評価シート」の運用によって、本学における自己点検・評価活動が本格的に開始されるに至ったのである。

2015年度には、大学基準協会による認証評価を受けるべく、本学の「大学内部質保証／点検・評価シート」の作成に関わった33部門全ての協力を得て、同協会が定める10分野14基準について自己点検・評価を行った。2014年度に内部質保証システムをスタートさせていたこともあり、PDCAサイクルの考え方を取り入れた自己点検・評価に対する理解はかなり進んでいたといえる。

また、本学では2014年度に大学評議会において、大学の理念・目的、教育目標(人材育成方針)を新たに定めた。そして、それらに基づき、各学部・研究科においても理念・目的の適切性について検討を行った。こうした理念・目的、及び教育目標は本学がこれまで志向してきたものを明文化したものではあるが、今後、大学や社会を取り巻く環境が激変していくなかで、理念・目的、及び教育目標とそれらに基づく教育編成あるいは教育内容の適切性について、定期的な検証を行っていく必要があるであろう。

次に、大学として今後取り組むべき課題として5つの点に触れておきたい。

第1点は、FD活動についてである。本学では全学FD委員会のほか、各学部・研究科にも以前からFD委員会がそれぞれ置かれている。FDの必要性については教員の間で認識され、各学部・研究科においてもFD活動が行われている一方、大学全体としてFDをどのように進めていくのか、その際にそれぞれの部門がどのように関わっていくべきかが課題として残されており、この点につき議論と検証をさらに進めなくてはならない。2014年度に設置した高等教育開発・支援センターによるFD活動も動き始めているが、FD活動は大学全体として取り組むべき重要課題のひとつであり、今後は関連部門との間で意思疎通を図りながら、適切な方向性を打ち出していく必要がある。

第2点は、入学者選抜についてである。大学院生の数を増やすための取り組みを引き続き強化していく必要はあるが、学部については受入れに関する基準を概ね充足している状況にある。しかし、少子化が進む中で、文部科学省による新入試制度導入の動向等を注視しつつ、本学入試センターと各学部・研究科が連携をとり、大学全体として情報を共有しながら、入学者選抜について、学生の受入れ方針に基づく適切な判断と対応とが求められるのである。

第3点は、社会連携・社会貢献についてである。これも大学全体として検討すべき課題のひとつである。実際に、2014年度に始まった内部質保証体制のもとで「大学内部質保証／自己点検・評価シート」を用いて、本学が3つの柱としている「産学連携」「地域連携」「社会貢献」それぞれについて検証が開始されている。そこでの議論をもとに、大学全体で行うべき地域と連携した教育・研究について、引き続き検討を行っていく必要がある。とりわけ、2020年に予定されている東京オリンピックを契機とし、本学が地域との連携において新たにできることは何かといった点についても、ボランティア支援センターや関係者を中心に情報収集と検討を進めていく必要がある。

第4点は、内部質保証についてである。繰り返しになるが、2014年度より内部質保証委員会を立ち上げ、「大学内部質保証／点検・評価シート」の運用が始まった。PDCAサイクルでいえば、ようやく1年目が終わり、2年目を迎えたところで大学基準協会による認証評価を受けることになった。今回は本報告書をまとめることで各部門の点検・評価を行い、大学基準協会による認証評価を受審することになるが、点検・評価を通じ、内部質保証体制を構築していくことの重要性を、大学全体でかなり共有できたのではないかと思う。とはいえ、導入から年数が浅いこともあり、教職員一人ひとりの意識と理解には差があるといわざるをえないことも確かである。また、制度上にも工夫の余地がある。来年度以降の本学における内部質保証システムをどのような仕方でサステナブルなものにしていくのかについて、その制度設計についても検討する必要があるだろう。実際、自己点検・評価委員会では、本報告書を提出した後に、次年度以降の内部質保証の制度設計の見直しに着手する予定である。

第5点は、IRである。PDCAサイクルの考え方による点検・評価は客観的なデータに基づかななくてはならず、そのためにも内部質保証をサポートするためのIRの構築が急がれる。点検・評価の基準を満たすかどうかの判断を行うための評価指標の開発や学内諸データの統合と分析など、本学におけるIRの拡充は喫緊の課題だからである。本学あるいは各学部・研究科が追及する理念・目的、及び教育目標（人材育成方針）を実現していくためには、内部質保証とIRの2つが、今後優先的に取り組まなくてはならない課題とならざるをえない。既に、2013年度に副学長を委員長とするIR推進委員会を立ち上げ、IR体制の整備にとりかかっており、2015年10月からは独自のシステムを導入し、学内にあるデータを収集・集約し始めている。さらに、2016年度には試行的に広く各部門で活用できるデータを数多く提供し、2017年度からはIRと内部質保証との連携を強化することを目指しており、これらは学園の中期重点目標とも連動している。これが実現すれば、内部質保証に向けた強力なバックアップ体制が整うことになる。このように、今後は内部質保証とIRが本学の理念・目的、及び教育目標の達成に向けた、いわば車の両輪となっていくのである。

最後になるが、本報告書をまとめながら、恐らく本学としてはこれまでにない組織的な協力・支援体制のもとでこの度の点検・評価が行われたという強い感慨を感じる。それ

は、大学教職員はもとより、学園全体が大学のこれからを真摯に考えようとする証であり、今回の点検・評価の大きな収穫のひとつであった。改めて、多くの時間と労力を注ぎ込み、作成や編集にあられた関係教職員に厚く御礼申し上げる次第である。

内部質保証委員会委員長
学長 亀嶋 庸一